【子育て支援課・健全育成推進室・施設調整等業務室関係】

１．放課後児童対策について

（１）新・放課後子ども総合プランの推進について

放課後児童クラブの実施状況について、毎年５月１日現在（令和２年は７月１日現在）の状況を取りまとめているところであるが、令和２年においては、クラブ数、登録児童数ともに増加し、過去最高値となった。

また、利用できなかった児童（待機児童）数は対前年2,266人減少し、15,995人（うち小学１年生～３年生7,534人、小学４年生～６年生8,461人（前年比▲1,076人））となった。

（関連資料２・３参照）

１．放課後児童クラブ数：前年比744か所増加
　25,881か所（令和元年）　→　26,625か所（令和２年）
２．放課後児童クラブの支援の単位数：前年比1,487支援の単位増加
　33,090支援の単位（令和元年）　→　34,577支援の単位（令和２年）
３．登録児童数：前年比11,701人増加
　1,299,307人（令和元年）　→　1,311,008人（令和２年）
４．利用できなかった児童数：前年比2,266人減少
　18,261人（令和元年）　→　15,995人（令和２年）
　（うち、小学１年生～３年生：前年比1,190人減少
　　8,724人（令和元年）　→　7,534人（令和２年）
　　小学４年生～６年生：前年比1,076人減少
　　9,537人（令和元年）　→　8,461人（令和２年））

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小１の壁」を解消する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成30年９月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童（小学校に就学している児童）の安全・安心な居場所の確保を図ることとしている。**（関連資料４参照）**

①　国全体の目標達成に向けた整備について

「新・放課後子ども総合プラン」では、

（ｉ）放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を目指し、その後、女性就業率の更なる上昇に対応できる整備を行い、2019年度から2023年度までの５年間で

約30万人分の整備を図る（約122万人から約152万人）

（ⅱ）全ての小学校区（約２万か所）で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、１万か所以上で実施することを目指す

（ⅲ）新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80％を小学校内で実施することを目指す

（ⅳ）放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえ、こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る

こととしている。

引き続き、市町村（特別区含む。以下同じ）においては子ども・子育て支援事業計画を踏まえつつ、放課後児童クラブのニーズに応じた受け皿整備を着実に進めていただきたい。

また、「一体型」の取組を進めるため、総合教育会議の活用や関係者が参画する市町村毎または学校区毎の協議会の設置などにより、学校施設の徹底活用を進めていただきたい。

なお、学校内で放課後児童クラブを実施する場合の、学校施設の管理運営に関する関係者の不安を払拭するため、学校、教育委員会、事業の実施主体等の間で取り決める協定書のひな形を作成し、令和元年７月４日付け事務連絡で周知しているので参考にされたい。加えて、「一体型」の取組を進めるにあたっては、小学校の余裕教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入のための経費を放課後子ども環境整備事業において補助しているので、積極的にご活用いただきたい。

（関連資料５参照）

②　一体型の推進について

「一体型」の放課後児童クラブと放課後子供教室は、同一の小学校内等で両事業を実施することで、全ての児童の安全・安心な居場所が確保できること、また、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、多様な体験ができること、

さらに、地域のボランティア及び異年齢児との交流が図られることというメリットがある。

厚生労働省としては「新・放課後子ども総合プラン」において、2023年度末までに、１万か所の一体型による実施を目指している。同一学校内で両事業を実施する場合、どのように共通プログラムを実施できるか検討いただき、できる部分から取り組んでいただきたい。

なお、「一体型」として実施する場合でも、両事業の機能を維持しながら取り組んでいただく必要があり、特に放課後児童クラブについては、児童が安心して生活できる場としての機能を十分に担保することが重要であるため、市町村が条例で定める放課後児童クラブの設備運営基準を満たすことが必要である。

（２）「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の参酌化に伴う条例改正等の状況について

（関連資料６参照）

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第26号。以下「地方分権一括法」という。）において、市町村が放課後児童クラブの設備及び運営に関して、条例で基準を定めるに当たっては、事業に従事する者及びその員数を含む全ての事項について、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）を参酌することとした（令和２年４月１日施行）。

今般の設備運営基準における人員配置・資格要件基準の参酌化に伴い、各市区町村の条例の改正状況等を把握するため、令和２年９月末時点の状況について調査を実施した。

放課後児童クラブを実施している自治体1,623か所（特別区を含む。以下同じ。）のうち、575か所において、人員配置・資格要件基準について改正が行われている。

なお、改正が行われた575か所のうち約93％（533か所）は、認定資格研修修了要件の経過措置期間の延長のみの改正が行われている。

（具体的な改正内容）　※複数回答

・放課後児童支援員の配置及び員数	32か所（ 5.6％）
・放課後児童支援員の資格	10か所（ 1.7％）
・認定資格研修修了に係る経過措置延長	560か所（97.4％）
・職員の考え方	３か所（ 0.5％）

①放課後児童支援員の配置及び員数に関する改正について

放課後児童支援員の配置及び員数に関する改正については32か所で行われ、改正内容の多くが「放課後児童支援員の１人配置を可とする」ものとなっている。

（具体的な改正内容）

・放課後児童支援員の１人配置を可とするもの	27か所（84.4%）
・補助員の２人以上配置を可とするもの	２か所（ 6.3%）
・補助員の１人配置を可とするもの	１か所（ 3.1%）
・その他	２か所（ 6.3%）

また、国と異なる基準による配置を認める場合、多くの市町村において、利用児童が常時少数である事業所であることや、利用児童が少ない特定の時間帯や曜日であることなど、利用児童が少数であることを要件としている。

（具体的な改正内容）

・利用児童数が20人未満の事業所	10か所（31.3%）
・夕方等の特定の時間帯	８か所（25.0%）
・土曜日等の特定の曜日	５か所（15.6%）
・その他	14か所（43.8%）
・特段の制限を設けていない	２か所（ 6.3%）

設備運営基準と異なる規定を設けている自治体においては、条例等において、例えば、１人配置の場合に、
・不審者が現れた場合の対応
・外部とのやり取りが発生した場合の児童への対応
・児童同士がケンカや怪我をした場合の当該児童以外の児童への対応
など、職員一人では対応が困難になった場合等における安全確保策が併せて定められているか、定めるよう検討すると伺っている。

事業をいかなる体制で運営する場合でも、子どもの安全の確保について最大限留意することが必要なため、現在、安全確保策を策定していない自治体や、今後、放課後児童支援員等の員数について設備運営基準と異なる規定を策定予定である自治体においては、必ず利用児童の安全確保方策について条例等（要綱、通知等を含む。）により定めるとともに、それによる対策を講じていただくようお願いする。

また、子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）においては、「放課後児童支援員、補助員の員数」に係る補助要件を下記のとおり定めており、実際に設備運営基準と異なる基準により職員配置

を行う場合は、条例等（要綱、通知等を含む。）により利用児童の安全確保方策を定めること等が必要なため、現時点で対応されていない自治体においては、早急にご対応願いたい。

（子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）における補助要件）

・設備運営基準第10条第１項に規定する放課後児童支援員の数は、一の支援の単位ごとに２人以上とする。ただし、その１人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。
・なお、上記によらない場合でも、児童の支援に支障がなく、条例等により利用児童の安全確保方策について定め、それによる対策を講じている場合については、本事業の対象とする。

②放課後児童支援員の資格に関する改正について

放課後児童支援員の資格に関する改正については10か所で行われている。

（具体的な改正内容）

・設備運営基準と異なる基礎資格とするもの　５か所
・放課後児童支援員認定資格研修修了義務「なし」とするもの　５か所

今回の参酌化により、自治体においては、設備運営基準を参照しつつ、地域の実情に応じ条例で設備運営基準と異なる基準を定めることが可能となっているが、放課後児童支援員としての全国共通の認定資格を付与するためには､設備運営基準第10 条第３項に規定する要件を満たす必要があることにご留意いただきたい。

なお、認定資格研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完するものであり、事業の質を高める上で極めて重要であることから、各都道府県等におかれては、今後も積極的に実施されたい。

認定資格研修の実施に当たっては、市町村や関係団体等と十分な連携を図り、

・認定資格研修の開催日、時間帯等の設定
・受講人数枠及び研修回数、研修開催場所

等について、都道府県等の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫するなど、効果的で円滑な実施が図られるよう努められたい。

各放課後児童健全育成事業者においては、職員に対し、認定資格研修をはじめ、その資質の向上のための研修の受講機会を十分に確保していただくようご配慮いただきたい。

また、子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）においては、放課後児童支援員の要件を下記のとおり定めている。この要件を満たさない者については、設備運営基準と異なる規定を設けている自治体の基準では「放課後児童支援員」に該当する場合であっても、補助基準額を算定する上では「補助員」の扱いとなるのでご留意願いたい。

＜子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）における補助要件＞

・放課後児童支援員は、設備運営基準第10条第３項各号のいずれかに該当するものであって、認定資格研修を修了したもの（令和５年３月31日までに修了することを予定している者（以下「研修修了予定者」という。）を含む。）でなければならない。
・なお、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす場合は、当該者の研修計画を立てることとし、原則採用から１年以内に研修を修了させるよう努めること。研修修了予定者の研修計画は、放課後児童健全育成事業者等と相談し市町村が作成すること。

③認定資格研修修了に係る経過措置延長について

認定資格研修修了に係る経過措置の延長が560か所の自治体で行われている。

認定資格研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完するものであり、事業の質を高める上で極めて重要であるが、令和２年７月１日現在における放課後児童支援員の認定資格研修の修了者数は約8.7万人であり、その修了率は90.4％となっていることから、設備運営基準に定める放課後児童支援員の基礎資格を有する全ての者が認定資格研修を受講できるよう、研修受講機会の拡充等の環境整備に努めていただきたい。

④職員の考え方について

職員の考え方に関する改正が３か所の自治体で行われている。

具体的な改正内容は、いずれの自治体においても、「原則専任だが、兼務規定を国の基準より幅広くしている」というものであった。

⑤事業者や利用者に対する説明等

条例改正実施済みと回答した575か所の自治体について、条例の内容等を周知・説明していない自治体が141か所となっている。

（条例の内容等の説明）
・事業者と利用者の両方に対し、条例の内容等を周知・説明した
388か所（67.5%）
・事業者に対し、条例の内容等を周知・説明した　８か所（ 1.4%）
・利用者に対し、条例の内容等を周知・説明した　38か所（ 6.6%）
・実施していない　141か所（24.5%）

事業をいかなる体制で運営する場合でも、利用者の安全の確保について最大限留意し、児童が安心して放課後の時間を過ごせるようにすることが必要である。そのため、市町村が、地域の実情に応じ条例で設備運営基準と異なる基準を定める場合については、児童の安全や事業の質が確保されることが前提であり、設備運営基準の内容を十分参酌した上で、責任を持って判断しなければならない。

一般的には、当該条例の制定過程において、利用者の保護者や関係者、関係団体等から広く意見を求めるとともに、その内容について、十分説明責任を果たすことが必要であると考えられることから、自治体においては適切な対応をとられたい。

（３）放課後児童対策関係予算について

令和３年度予算案については、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までの約30万人分（約122万人から約152万人）の新たな受け皿確保に向け、放課後児童クラブの運営費及び整備費の補助を行い、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図ることとしている。

また、放課後の子どもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上や安全確保を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業等の実施など、放課後児童対策を推進するために必要な予算を計上している。

（関連資料７・８参照）

①　ソフト面（運営費）について

令和３年度予算案においては、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、138.6万人（令和２年度）→147.1万人（令和３年度）（＋8.5万人）の受入児童数の拡大を予定している。

また、放課後児童クラブの育成支援の質の向上を図るため、令和３年度予算案において、

・遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や、児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

・第三者評価を受審した場合に必要となる費用に対する補助

を創設することとしているので、積極的な事業の実施をお願いしたい。

加えて、放課後児童健全育成事業の適切な運営を図るとともに育成支援の質の確保及び向上を図るためには、放課後児童支援員等の処遇改善に努めることが重要である。

このため、

・平成26年度より、放課後児童支援員等の処遇の改善に取り組むとともに、18時半を超えて事業を行う者に対して賃金改善に必要な経費を補助する放課後児童支援員等処遇改善等事業や

・平成29年度より、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に必要な経費を補助する放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

を実施している。当該事業は、実施率が低調なことから、各市町村においては積極的に活用いただき、放課後児童支援員等の処遇改善に取り組んでいただきたい。

② ハード面（整備費）について

令和３年度予算案においては、

ア　昨今の資材費及び労務費の上昇傾向等を踏まえた国庫補助基準額の引上げ

イ　放課後児童クラブに待機児童が発生している場合等に、補助率の嵩上げを実施

○　公立の場合の国庫補助率　　１／３→２／３

○　民立の場合の国庫補助率　　２／９→１／２

を予定している。

③ 10人未満の放課後児童クラブについて

受入児童数が10人未満の放課後児童クラブのうち、山間地、漁業集落、へき地及び離島で実施している場合や、当該放課後児童クラブを実施する必要があると厚生労働大臣が認める場合は、平成27年度から国庫補助対象としている。

また、国庫補助対象となる10人未満クラブについては、毎年、厚生労働大臣への協議を実施している。なお、前年度において結果的に10人未満となったクラブについての遡りの協議は受け付けないので、協議時点で受入児童数が10人以上の場合でも、年度を通じて10人未満となる可能性がある場合には、協議を行っていただきたい。

④ 放課後児童対策の推進について

放課後児童対策の推進を図るため、待機児童が解消するまでの緊急

的な措置として児童館、公民館等の既存の社会資源の活用による放課後の子どもの居場所の提供や、小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保を促進するために必要な予算を計上している。

また、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るため、

ア　放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業の実施

イ　保育士・保育所支援センターにおいて、放課後児童支援員を支援対象とした場合の国庫補助の加算

ウ　市町村において放課後児童支援員に対し就職相談等の支援を行う場合の国庫補助の実施

に必要な予算を計上している。

⑤　研修事業について

研修事業については、放課後児童支援員に係る認定資格研修を実施するために必要な経費の補助、及び放課後児童支援員等の資質の向上のための現任研修を実施するために必要な経費の補助を引き続き計上している。

⑥　新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係る支援について

放課後児童クラブにおける新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、令和２年度第３次補正予算において、

・感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費、研修受講）のほか、事業所等が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や事業所等の消毒に必要となる経費を補助

・業務のＩＣＴ化を推進するとともに、オンライン研修を行うために必要な経費を支援

することとしている。

この「かかり増し経費」の具体的な内容としては、職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当や休日勤務手当等の割増賃金や、通常想定していない感染症対策に関する業務の実施に伴う手当などに充当していただくことを想定している。

なお、地方負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による支援を受けられるため、各市町村におかれては、支援を必要とするすべての放課後児童クラブへ支援が行き渡るよう、予算措置にご配慮いただきたい。

また、令和３年度予算案において、新型コロナウイルス感染症への対応として、

・小学校の臨時休業等に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援
・放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援

を引き続き実施することとしているので、ご承知おき願いたい。

⑦　令和元年度予算執行調査への対応について

子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）の国庫補助基準額は、支援の単位を構成する「児童の数」に応じて設定された基準額を適用することとしている。この国庫補助基準額算定上の「児童の数」については、設備運営基準第10条第４項の「一の支援の単位を構成する児童の数」の算定方法（※）により算定した毎月初日の児童の数の年間平均により算定することとしている。

※設備運営基準第10条第４項の「一の支援の単位を構成する児童の数」の算定方法

・「児童の数」とは、放課後児童健全育成事業が毎日利用する児童と週のうち数日を利用する児童との双方が考えられる事業であることに鑑み、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数をいう。なお、ここでの「平均利用人数」は、登録時の利用希望日数を基に算出する。

・具体的な「一時的に利用する児童」に係る「児童の数」の算出については、例えば、１週間のうち平日５日間（月～金曜日）開所している放課後児童クラブに、１週間のうち３日間利用することを前提に登録申込みをした児童が４人いる場合、当該児童については、４人×３日間（１週間あたりの利用希望日数）／５日間（１週間あたりの開所日数）＝２．４人≒３人（１人未満の端数が生じた場合には切り上げ）

等の方法により算出する。

当該交付金の算定方法等を対象として令和元年度予算執行調査（財務省）が行われ、調査の結果、

・「実際に利用した児童数」を把握している市町村においては、「各月の登録を基に推計した利用児童数」と「実際に利用した児童数」には大きな乖離が生じていた

・「実際に利用した児童数」を基に、交付額の上限を決定するなど、児童クラブの実態に見合った、効率的な交付金の算定方法に見直すことを検討すべき

等の指摘を受けたところである。

これを受け、厚生労働省では、令和２年度子ども・子育て支援推進調査研究事業により、

・放課後児童クラブ毎の国庫補助基準額算定に係る「児童の数」と「実際に利用した児童数」の状況の把握
・両者の数に乖離がある場合の要因分析

等を行っているところである。

本調査研究については、現時点では完了に至っていない（令和３年３月末とりまとめ予定）ところであるが、自治体に対するアンケート調査を行う中で、放課後児童クラブ毎の交付金算定上の「児童の数」と「実際に利用した児童数」の把握方法等について、必ずしも十分ではないと考えられる事例が見受けられたことから、今般、子ども・子育て支援交付金の実績報告書等の様式の一部見直しを行うこととした。

主な見直し内容は、実績報告書の別表２の別紙において、

・記入事項として各月の交付金算定上の「児童の数」、「実際に利用した児童数」及び開所日数を追加することとし、
・交付金算定上の「児童の数」と「実際に利用した児童数」に乖離が見られる場合、市町村は、当該クラブにその理由を確認するとともに、必要に応じ利用希望日数の把握方法等についての運用改善を求める

こととしている。

各市町村においては、当該見直し内容についてご了知いただくとともに、各放課後児童健全育成事業者に対し、見直し内容や交付金算定上の「児童の数」の算定方法等の周知徹底をお願いしたい。

（関連資料９参照）

（４）放課後児童クラブの質の確保等について

①　都道府県等認定資格研修講師養成研修の実施

設備運営基準第10条において、放課後児童支援員となるためには、都道府県知事等が行う研修（認定資格研修）を修了しなければならないこととしている。

平成27年度から、この認定資格研修の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブにおいて放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそ

れを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、厚生労働省主催の都道府県等認定資格研修講師養成研修を実施しており、令和３年度も引き続き実施することとしている。開催時期等、詳細が決まり次第お知らせするので、昨年度同様、自治体担当者を含め積極的な受講者の推薦をお願いしたい。

②　都道府県等認定資格研修の実施

認定資格研修は、放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、設備運営基準及び「放課後児童クラブ運営指針」（平成27年３月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「運営指針」という。）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等についての共通の理解を得ることを目的として実施するものである。

認定資格研修は、放課後児童支援員という全国共通の認定資格を付与するための研修として位置づけられているものであるため、講義内容や担当する講師等に関して全国共通の一定程度の質が確保されていることが必要である。また、研修科目の講師要件の中には、「放課後児童クラブにおいて、一定の知識、経験を有すると認められる放課後児童支援員等」を設けているが、当該都道府県等内で長年放課後児童クラブに従事してきた者が担当することで、その域内における人材育成にも寄与することを想定しているものであるため、研修を委託により実施するに当たっては、こうした趣旨も踏まえて、委託先を選定する必要がある。

認定資格研修については、令和２年７月現在で、放課後児童支援員のうち当該研修を修了した者の割合は90.4％であった。都道府県等におかれては、放課後児童支援員の質の確保の観点から多くの放課後児童支援員が研修受講できるよう、計画的な研修の実施に特段のご配慮をいただきたい。

放課後児童クラブの運営費において、設備運営基準第10条第３項各号のいずれかに該当するものであって、令和５年３月31日までに認定資格研修を修了することを予定している者であれば放課後児童支援員としてみなすことができる。この場合、当該者の研修計画を放課後児童健全育成事業者等と相談しながら市町村が作成し、原則採用から１年以内に研修を修了させるよう努めることとしているため、都道府県等におかれては、当該者が早期に認定資格研修を受講できるよう機会の確保に努めていただきたい。

研修の実施にあたっては、市町村や関係団体等と十分な連携を図り、

・認定資格研修の開催日、時間帯等の設定
・受講人数枠及び研修回数、研修開催場所
等について、都道府県等の実情に応じて受講者が受講しやすいよう適宜工夫するなど、効果的で円滑な実施が図られるよう努められたい。

また、研修の内容を実施要綱（「職員の資質向上・人材確保等研修事業の実施について」）に則ったものにするとともに、都道府県等において研修の内容の検討、検証に努めていただきたい。

なお、指定都市、中核市が所在する都道府県においては、都道府県、指定都市、中核市の間で十分協議を行い、地域によって研修が受講できないといったことが起きないよう、都道府県内全体として研修受講機会の確保、研修内容の質の確保に努めていただきたい。

加えて、研修の開催に当たっては、遠隔地での実施を容易にすることや、感染症対策等の観点から、オンライン研修の導入を検討・実施している都道府県等もある。導入に際しては、認定資格研修の趣旨を損なわないことが求められることから、令和２年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、オンライン研修を同時に複数箇所で効果的・効率的に実施できる手法の実施手順や留意点等を整理している。成果物については追ってお示しすることとしているので、ご活用いただき、適切な実施をお願いしたい。

認定資格研修は、事業の質を高める上で極めて重要であることから、都道府県等においては、設備運営基準の参酌化後も積極的に実施されたい。

（関連資料10参照）

③　放課後児童支援員等資質向上研修の実施

放課後児童支援員等資質向上研修事業については、平成27年３月にとりまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理－放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめ－」において、「放課後児童支援員等の資質の向上を図るためには、個々の職員の経験年数や保有資格、スキルに応じて、（略）計画的に育成していくシステムを構築していくことが必要」とされている。また、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業のうち、経験年数が概ね５年以上の放課後児童支援員に対する支援については、一定の研修を修了した者を対象とすることとしているため、当該研修事業を活用するなどして、地域における現任研修に積極的に取り組んでいただきたい。

なお、当該研修事業は、講師がクラブを訪れ職員に対し講習等を行う形式の研修や通信形態による研修も対象となるため、地域の実情に応じて対象者が容易に研修受講できるようご検討いただきたい。

④　「放課後児童クラブ運営指針解説書」の活用について

平成27年３月に策定した運営指針は、最低基準としてではなく、望ましい方向に導いていくための全国的な標準仕様としての性格を有するとともに、子どもの発達過程や家庭環境なども考慮して、異なる専門性を有して放課後児童健全育成事業に従事している放課後児童支援員等が、放課後児童クラブが果たす役割や機能を再確認し、子どもとどのような視点で関わることが求められるのかという共通の認識を得ていただくために策定したものである。

このため、運営指針の内容が広く都道府県、市町村担当者や事業者（運営主体）及び実践者に浸透し、その趣旨が正確に理解されるように、また、運営指針の基本的な考え方を踏まえた上で、放課後児童クラブの多様性を生かしつつ、放課後児童クラブにおける育成支援の一定水準以上の質の確保を図るために、厚生労働省において、「放課後児童クラブ運営指針解説書」を作成しているので、関係者に周知いただきたい。なお、今年度より都道府県等認定資格研修のテキストとして当該解説書を使用することを必須としているので、ご了知いただきたい。

また、特に放課後児童健全育成事業の実施主体である市町村担当者におかれては、本事業の趣旨、目的、事業内容を十分にご理解いただき、子どもの生活環境の更なる向上のために考えていただく必要があるため、設備運営基準に加えて、運営指針及び解説書を熟読していただくことが求められる。このため、実践者と同じ場で運営指針及び解説書の学習会を開催するなど、双方で共通の理解を深め、放課後児童クラブの質の向上を図るための方策についてご検討いただきたい。

⑤　放課後児童クラブの運営内容の評価等について

設備運営基準第5条第4項及び運営指針第７章において、放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について自己評価を行い、その結果を公表するように努めるものとしている。

自己評価の実施率については、令和２年７月１日現在で54.3％となっている。自己評価は職員個人の取組を基礎としながら、職員としての議論を経て、その課題等が共有され、放課後児童クラブ全体で育成支援の質の向上に取り組むきっかけを得る上で重要な取組であることから、各市町村においては放課後児童健全育成事業者に対する実施ならびに結果公表につき周知いただきたい。その際、令和元年５月7日付け事務連絡において周知させていただいた「自己チェックリスト」を適宜ご活用いただきたい。

また、「放課後児童対策に関する専門委員会」中間とりまとめ（平成

30年7月27日）では、質の確保のために第三者評価の導入が提案されている。

このような状況を踏まえ、令和元年度ならびに令和２年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において第三者評価を実施する上での必要な方策や事項を明らかにすると共に、福祉サービス第三者評価事業の枠組みにおける放課後児童クラブ版の評価基準ガイドラインの検討を行ったところである。

今後、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」で評価基準について検討を行い、各都道府県へ通知することを予定している。各都道府県においては、通知内容を了知の上、都道府県推進組織、管内市町村等の関係者に対する周知をお願いしたい。

なお、放課後児童クラブの運営費において、令和３年度より、第三者評価を受審した場合に必要となる費用に対する補助を創設することとしている。当該事業は、この評価基準を利用した第三者評価機関との契約による評価実施を想定しているため、ご了知いただきたい。

⑥　放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について

以下の２点について、「放課後児童健全育成事業の事務手続に関する留意事項について」（平成28年９月20日雇児総発0920第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を発出しているので、ご了知願いたい。特に、放課後児童クラブの待機児童については、「イ　情報収集及び利用手続等について」の趣旨をご理解の上、適切な把握に努めていただきたい。また、行政手続きコストの削減の観点から、事業者からの届出等については郵送やメールでの申請を受け付けるなど、事業者が申請に要する時間の削減を図れるよう検討いただきたい。

ア　優先利用の基本的考え方について

放課後児童健全育成事業の対象は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）上、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童とされているが、その家庭の様態は多種多様であり、地域によっては、子どもの受入れに当たって、優先順位を付けて受入れを実施しているところもある。

平成25年12月に取りまとめられた「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会報告書」（以下「専門委員会報告書」という。）においては、市町村は、放課後児童健全育成事業の提供体制を整備する必要があるものの、利用ニーズの増加に対しては優先順位を付けて対応することも考えられ、優先的に受け入れるべき子どもの考え方について国として例示を示すべ

き、とされたところである。

これらを踏まえ、放課後児童健全育成事業の優先利用に関する基本的考え方として、優先利用の対象として考えられる事項について例示すると次のとおりである。ただし、それぞれの事項については、適用される子ども・保護者、状況、体制等が異なることが想定されるため、運用面の詳細を含め、実施主体である市町村において、それぞれ検討・運用する必要があることにご留意いただきたい。

- ひとり親世帯
- 生活保護世帯
- 主として生計を維持する者の失業により、就労の必要性が高い場合
- 虐待又はＤＶのおそれがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合
- 子どもが障害を有する場合
- 低学年の子どもなど、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる子ども
- 保護者が育児休業を終了した場合
- 兄弟姉妹（多胎で生まれた者を含む。）についての同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合
- その他市町村が定める事由

イ　情報収集及び利用手続等について

放課後児童健全育成事業の利用手続については、現状では、利用申込先や利用決定機関が市町村である場合や各放課後児童クラブである場合など様々である。

市町村が情報の収集を行い、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うとした児童福祉法第21条の11の趣旨に基づき、可能な限り利用申込み先及び利用決定機関を市町村とすることが考えられる。地域の実情に応じ市町村以外の者を利用申込み先及び利用決定機関とする場合にも、市町村が放課後児童クラブの利用申込や待機児童の状況等について随時報告を受ける等により、利用状況を的確に把握し、利用のあっせん、調整及び事業者への要請を行うことができるような実施体制を構築することが求められているので、ご対応いただきたい。

⑦　放課後児童支援員の雇用にあたって

運営指針第４章１（３）で示している通り、育成支援を行うに当た

っては、子どもとの安定的、継続的な関わりが重要であるため、放課後児童支援員の雇用は、長期的安定した形態とすることが求められる。また、放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善にも努めていただきたい。

これは、指定管理者制度により放課後児童クラブを運営する場合や会計年度任用職員制度により放課後児童支援員を雇用する場合も同様である。なお、指定管理者制度及び会計年度任用職員制度の運用に当たっては、総務省より通知が発出されているので、当該通知も参考に適切な放課後児童支援員の雇用に努めていただきたい。

（関連資料11・12参照）

⑧　裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議について

平成27年通常国会において、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）の一部が改正され、衆議院及び参議院の附帯決議において、裁判員候補者の出席率が低下するなどしていることを踏まえ、裁判員裁判に対する国民の参加意欲を高めるため、できる限り国民が裁判員として裁判に参加できるような環境の構築に向けて、更に積極的に取り組むことが求められたところである。

特に、衆議院の附帯決議においては、政府及び最高裁判所が本法の施行に当たり格段の配慮をすべき事項として、放課後児童クラブを日常的に利用していない者がこれらの施設を利用することの確保等が盛り込まれたところである。

これを踏まえ、地方裁判所所在地をはじめとする各市町村においては、小学生の子どもの保護者が希望する場合には、放課後児童クラブを一時的に活用し、裁判員として裁判に参加することができるよう、積極的な対応をお願いしたい。

（参考）裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成27年5月15日　衆議院法務委員会）

（５）放課後児童クラブにおける安全確保について

①放課後児童クラブにおける事故防止について

運営指針第６章等において、事故等を防止するための室内外の毎日の点検や必要な設備の補修、事故等の発生時のマニュアル作成等、子どもが安全に安心して過ごせるためにクラブとして実施すべき事項が規定されているので、引き続き安全への意識の喚起や取組への指導を

お願いしたい。また、子どもの支援にあたっては、職員体制を整え、子どもの安全はもとより職員も含めた事故やケガの防止に向けた対策を組織として講じていただくようお願いしたい。加えて、「放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における安全点検リストについて」（平成30年７月11日付け通知）を発出しており、また、本安全点検リストを参考に、放課後児童クラブ等への児童の来所・帰宅時における児童の安全確保に努めていただくようお願いしたい。

なお、設備運営基準において、事故の発生又は再発を防止するための措置及び事故が発生した場合における市町村、家族等に対する連絡等の措置を講ずることとされており、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け通知）に基づき、放課後児童クラブにおいて発生した

・　死亡事故
・　治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ＩＣＵに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

について報告をお願いしているところである。

集約した情報については、データベース化し、内閣府ＨＰ「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において公表することとしているので、ご了知願いたい。

②放課後児童支援員等の採用にあたっての留意事項について

設備運営基準第12条において、「利用者に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」としている。児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為等は、どのような理由があっても許されるものではなく各クラブにおいても、研修等の実施や採用時のチェックなどを十分に行っていただくことが必要である。

また、放課後児童支援員等の採用にあたっては、面接の実施や履歴書等で上記に該当する者でないかを十分に確認することが望ましい。

なお、運営指針において、以下のようなことを規定していることから、放課後児童支援員等の採用にあたって参考にしていただくとともに、適切な人材の採用及び人材育成に努めていただきたい。

【運営指針】

第７章　職場倫理及び事業内容の向上

１．放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理

（１）放課後児童クラブには、社会的信頼を得て育成支援に取り組む

ことが求められる。また、放課後児童支援員等の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、放課後児童支援員等は、仕事を進める上での倫理を自覚して、育成支援の内容の向上に努めなければならない。

（２）放課後児童クラブの運営主体は、法令を遵守するとともに、次の事項を明文化して、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるように組織的に取り組む。

○子どもや保護者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重する。

○児童虐待等の子どもの心身に有害な影響を与える行為を禁止する。

○国籍、信条又は社会的な身分による差別的な扱いを禁止する。

○守秘義務を遵守する。

○関係法令に基づき個人情報を適切に取り扱い、プライバシーを保護する。

○保護者に誠実に対応し、信頼関係を構築する。

○放課後児童支援員等が相互に協力し、研鑽を積みながら、事業内容の向上に努める。

○事業の社会的責任や公共性を自覚する。

２．利用者支援事業について

（１）利用者支援事業の推進について（関連資料13・14参照）

①　利用者支援事業の取組について

子ども・子育て支援法第２条第１項第３号には､「子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること」と規定されている。

これを受けて市町村には、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられ、その計画において潜在的なニーズも含め、地域の子育て家庭や妊産婦等（以下「利用者」という。）の多様なニーズを把握し、需要の見込みを立てるとともに、これに応えるべく、多様な子育て支援に関する施設や事業等を組み合わせ、計画的に供給体制を整備していくこととなっている。

しかしながら、子育て支援に関する施設や事業等を実際に利用する利用者が、自らのニーズを把握し、多種多様な施設や事業等の中からどれを利用するのが適当なのか自ら判断・選択することは必ずしも容

易でなく、また自らのニーズ自体を的確に認識できない場合も多く見受けられる。

利用者支援事業は、こうした状況において適切に対応することを目的に「一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与する」という大きな目標の下、

ア　利用者支援

利用者にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援する。

イ　地域連携

このような機能を果たすために、日常的に地域の様々な関係機関や子育て支援団体等とネットワークを構築し、状況に応じて不足している社会資源を開発していく。

の２つの取組を基本として実施する事業である。

市町村におかれては、子育て支援に関する多様な施設や事業等の体制整備とともに、それらの体制を効率よく活用するために極めて重要な利用者支援事業について、積極的な実施をお願いしたい。なお、本事業は、子ども・子育て支援交付金として内閣府において予算計上しており、令和３年度より国庫負担割合を現行の１／３から２／３に引き上げることとしていることから、市町村における取組促進が図られるようお願いしたい。

なお、利用者支援事業の普及と円滑な実施に資するため、主として基本型及び特定型の事業の目的や基本的な内容、実施方法等について整理した「利用者支援事業ガイドライン」（平成26年10月６日府政共政第950号、26文科初第704号、雇児発1006第１号内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知）を発出しているので、事業の実施にあたっての参考とされたい。特に、実施主体である市町村におかれては、本事業の趣旨、目的、事業内容等を十分ご理解いただき、子育て家庭にとって、適切な施設や事業等の円滑な利用につなぐ支援や、地域の子育て支援の更なる向上を図る必要があるため、本ガイドラインを必ず熟読していただくことが求められる。さらに、本事業を委託等により実施している市町村におかれては、委託事業者に対し、本事業の趣旨が正確に理解されるよう学習会を開催するなど、委託事業者の資質向上に努めるとともに、事業が適切に実施されるよう継続的な指導をお願いしたい。

また、各都道府県におかれても、本ガイドラインの重要性を再度認識し、管内市町村への周知徹底をお願いしたい。

②　利用者支援事業の事業類型について

利用者支援事業は、以下のとおり「基本型」・「特定型」・「母子保健型」の３つの事業類型があり、利用者支援事業を実施する際は、支援の対象や目的、地域の特性などを総合的に考慮した上で実施するようお願いしたい。

ア　基本型

「利用者支援」の取組として、身近な立場である利用者支援専門員が利用者の目線に立ち、利用者の個別ニーズを的確に把握した上で、子育て支援に関する施設や事業等のみならず、医療・保健等の隣接する他の領域のフォーマルな事業や、近隣住民やボランティアなどによるインフォーマルな取組も含め、その利用者に最もふさわしい支援のあり方を提示し、最適な子育て支援に関する施設や事業等の円滑な利用につなげていくよう支援する。

また、「地域連携」の取組として、より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整・連携・協働の体制づくりや、子育て支援に関する施設や事業等のほか、隣接する他の領域のフォーマルな事業、あるいは地域のインフォーマルな取組も含め、地域の子育て支援に関わる社会資源について必要な情報を収集・蓄積し整理するものである。

なお、利用者の目線に立った寄り添い型の支援が重要となるため、地域子育て支援拠点や保育所など利用者が日常的、継続的に利用できる敷居の低い場所で実施することが有効と考えられる。

また、一定の場所での実施のみならず、両親（母親・父親）学級、乳幼児健康診査や地域で開催されている交流の場等に出向いて、子育てに関する全般的な相談や子育てサービスに関する情報提供、保育に関する相談や情報提供等の取組を併用することも有効な手段である。

さらに、障害児、多胎児のいる家庭等においては、身体的・精神的な負担や経済的な問題、社会からの孤立などの困難を抱えるケースが少なくなく、個別の支援を求める声が増えてきていることから、配慮が必要な子育て家庭等に対応するための加算も併せてご活用いただきたい。

【具体的な相談内容例】

- 子育て全般に関すること。
- 突発な事情等による子どもの預かりに関すること。
- 子どもの発達状況に関すること
- 保育所や保育サービスに関すること

イ　特定型

待機児童の解消等を図ることを主たる目的として実施するため、主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう「利用者支援」を実施することとしている。令和３年度予算案では、事業の実施要件を見直し、待機児童が50人未満である市町村であっても、「新子育て安心プラン実施計画」を提出し、採択を受ければ利用可能としているので、積極的にご活用いただきたい。なお、「地域連携」については、行政が地域連携の機能を果たすことを前提としているため、行政職員によるサポートが可能となる行政の窓口等が主たる実施場所になると想定される。

特定型の実施に当たり、行政における利用者支援事業の担当職員は、こうした特定型の特徴・意義を十分理解し、利用者の個別ニーズを引き出しやすい相談姿勢と寄り添い型の支援を心がけるとともに、一般の子育て支援に関する相談など特定型の守備範囲外の施設・事業等の利用が適当と思われる場合には、速やかにこれらの施設・事業等の担当部署につなぐ必要があることにご留意願いたい。

【具体的な相談内容例】

・　保育所の入所に関すること
・　保育サービスに関すること

ウ　母子保健型

市町村保健センター等の母子保健に関する相談機能を有する施設を実施場所として、保健師等が妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な相談支援や情報提供等を実施するものである。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援は本事業に基づく支援のみならず、妊娠・出産包括支援事業などの様々な母子保健施策による支援等も必要であるため、関係機関とのネットワークを通じ、地域において不足している妊産婦への支援を整備するための体制作りを行うこととなっている。

【具体的な相談内容例】

・　妊娠・出産・子育てに関すること
・　母子保健サービスに関すること

令和３年度予算案では、特定妊婦や産後うつ、障害がある方への対応といった多様なニーズに対応できるよう、社会福祉士、精神保健福祉士やその他の専門職を配置し、アウトリーチやＳＮＳ・メール等による即時の相談対応ができるよう、単価の拡充を行っている。

なお、令和元年度の交付決定ベースによる実施箇所数は、基本型が805箇所、特定型が389箇所、母子保健型が1,330箇所となっており、実施市町村数は、1,056市町村（60%）と実施割合が低いため、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

③　相談等の記録及び管理について

相談を受けた際には、相談内容や個別ニーズの把握内容、支援等の事例経過について記録し管理しておくことが重要である。

これらの記録は、継続的な支援の資料とするほか、関係機関や関係者等との適切な情報共有や、継続的な支援を受けている利用者の状態に合わせた適切な支援内容の見直しの資料とするなど、幅広く活用するようお願いしたい。

なお、相談支援の記録の作成、関係機関や関係者等への閲覧等に関しては、前もって利用者の承諾を得ることが原則となる。

また、業務上知り得た個人情報を適切に管理するため、保管方法、保管場所、閲覧権限、保存年限、個人情報に留意した廃棄方法等の記録の管理方法について、各自治体の条例や規則等に基づき実施するようお願いしたい。

さらに、本事業を委託等により実施する場合、本事業に係る個人情報の具体的な管理方法等について一定の規程を設けるなど、委託等に係る業務上知り得た個人情報を適切に管理し、秘密を保持するために必要な措置を講じるとともに、委託先の職員に対して、個人情報保護や守秘義務に関する研修を受講させるよう努めていただきたい。

（２）加算事業について（関連資料13・15参照）

利用者の置かれた状況やニーズは多様であり、就労している利用者への対応や、身近な場所であっても実施場所に出向くこと自体に困難が伴う利用者への対応など、個別の家庭状況に即した支援が必要となる。

また、障害児や多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等に対しては、きめ細やかで専門性の高い支援が求められる。

市町村におかれては、利用者の視点に立った機能強化の推進を図る必要があるため、以下の加算事業について積極的な活用をお願いしたい。

①　夜間・休日の時間外相談加算

基本型と特定型において、就労している利用者など、主に、通常の開設時間帯に相談できない利用者などに対して、夜間や休日の相談支援を実施し、きめ細かいニーズや意向、状況を丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援につなげている場合に加算することとし

ている。

実施に当たっては、年間を通して計画的、継続的に実施することが望ましいが、本事業の目的を踏まえ、次年度の保育所等入所申込時期（期間）などの繁忙期のみの実施についても補助の対象としているので、市町村におかれては積極的な活用をお願いしたい。

【実施か所数：145か所（令和元年度交付決定ベース）】

② 出張相談支援加算

基本型と特定型において、様々なニーズに対応するため、常設の場所での実施のみならず、状況に応じて、両親（母親・父親）学級や乳幼児健診、地域で開催されている交流の場など様々な場所に出向き、子育てに関する全般的な相談や情報提供、地域の保育所や保育の利用に関する相談支援を実施した場合や、多胎児のいる家庭など、身近な場所であっても実施場所に出向くこと自体に困難が伴う利用者への戸別訪問相談支援を実施した場合に加算することとしている。

特に戸別訪問相談支援については、困難な事情を抱えた子育て家庭のニーズや状況をいち早く把握することで、予防的な働きかけを行い、状態の更なる悪化の防止となるため、これらを積極的に活用し、早期発見・早期対応に努められたい。

また、実施に当たっては、年間を通して計画的、継続的に実施することが望ましいが、出張相談支援が必要と判断した時期（年度当初や乳幼児健診実施日等）に限った実施や、出張相談支援が必要と判断した家庭への不定期的な実施についても補助の対象としているので、市町村におかれては積極的な活用をお願いしたい。

【実施か所数：120か所（令和元年度交付決定ベース）】

③ 機能強化のための取組加算

「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」(平成28年４月７日雇児発0407第２号雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組を実施する市町村が、継続した支援を実施するため、平成29年度より、基本型と特定型において、夜間・休日の相談支援の実施や様々な場所への出張相談等を実施した上で、基本事業に従事する専任職員を２名以上配置し、利用者のきめ細かいニーズや意向、状況等を積極的かつ丁寧に把握し、利用者のニーズに応じた適切な支援の提供につなげるための相談支援機能を強化した場合に加算することとしている。

なお、本加算については、①又は②の加算事業の実施が要件となっており、①又は②の加算事業を実施しない月は対象外となるため、ご

留意願いたい。

【実施か所数：21か所（令和元年度交付決定ベース）】

④　多言語化のための取組加算（関連資料13参照）

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日関係閣僚会議決定）において、「外国人子育て家庭や妊産婦が、保育施設、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、市町村が実施する「利用者支援事業」における多言語化対応を促進し、外国人子育て家庭からの相談受理、子育て支援に関する情報提供等の取組を推進する。」とされていることから、令和元年度より、利用者支援事業で、通訳者の配置や通訳タブレットサービス等の利用により、外国人子育て家庭等に対してもきめ細やかな支援を行う場合に加算を行っている。

なお、令和元年12月20日関係閣僚会議決定において改訂された「外国人材の受入・共生のための総合的対応策（改訂）」においても、上記取組については引き続き推進するとされている。

【実施か所数：68か所（令和元年度交付決定ベース）】

⑤　配慮が必要な子育て家庭等への支援加算の創設

障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応して、よりきめ細かい相談支援等ができるよう、利用者支援事業所に、専門的な知識・経験を有する職員を配置した場合に加算することとしている。

⑥　多機能型地域子育て支援の取組への加算の創設

利用者の視点に立った機能強化を推進するため、令和３年度予算案において、多機能型事業として、子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができるよう、利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けた取組を進めることとしている。具体的には、基本型において、地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくりや情報連携システムの構築等を行う場合の加算を新たに計上しており、積極的にご活用いただくようお願いしたい。

（３）整備費について（関連資料16参照）

利用者支援事業の実施事業所の整備に対する支援は、

- 次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕
- 子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕

により実施しており、それぞれの特色は次のとおりである。

①　次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕

市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行うものであり、建物の新設や増改築、大規模な改修などの整備を実施する場合に活用できる。

これまで、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設を対象としてきたが、平成29年度より多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をＮＰＯ法人等が設置する施設まで拡充したところであるので、多様な主体の参画を積極的に進めていただきたい。

②　子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕

利用者支援事業を新たに開設する場合に必要となる簡易な修繕や備品の購入に係る費用の支援に対して必要な予算を計上している。

開設準備経費の簡易な修繕とは、あらかじめ相談機能等を有する既存施設を活用して利用者支援事業を実施する場合に必要となる

- カウンター等の設置
- カーペットの張り替え
- 壁紙の張り替え
- 空調設備の設置

などを想定しており、躯体など、建物を構成する構造体（柱や梁、壁、天井、基礎など）に関わる改修工事は想定していないため十分ご留意願いたい。

なお、実施に当たっては、予定している工事等が次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕に該当するか、子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕に該当するかを適切に判断し実施するようご留意願いたい。

また、各自治体におかれては、利用者支援事業所の整備が子育て支援の推進だけでなく、空き店舗の活用等による地域の活性化等にも寄与するため、各支援メニューを積極的にご活用いただくようお願いしたい。

（４）多様な子育て支援事業との一体的な実施について

利用者支援事業は、「子ども及びその保護者の身近な場所」を実施場所としているが、これは、利用者の個別ニーズは、何気ない日常の会話（相談）から把握されることが多く、そうした会話（相談）を行うため

には利用者が日常的・継続的に利用できる地域子育て支援拠点や保育所などの敷居の低い場所が有効と考えられるためである。

こうした地域子育て支援拠点や保育所等において利用者支援事業を一体的に実施するとともに、一時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）なども併せて実施する子育て支援の取組について、以下のような効果が確認されている。

・　地域子育て支援拠点に子どもと遊びに来たついでに、利用者支援専門員と会話することで、少し気になっていたことを聞くことができるため、子育てに関する不安や悩みの早期対応、早期解決が図られ、子育て家庭に対して予防的な関わりを持つことができる。

・　地域子育て支援拠点で併せて利用者支援事業を実施する場合、利用者にとって地域子育て支援拠点が通い慣れた日常的な場所であるため、利用者が感じる相談に対する抵抗感が軽減されている。

　また、特別な相談窓口等に行くわけではなく、顔見知りの利用者支援専門員が対応してくれるため、利用者の相談に対する精神的負担が軽減されている。

・　地域子育て支援拠点において実施されている一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を利用した「子どもを預けての相談」ができるため、利用者は子どもに気をとられることなく、相談に集中し、時間をかけてじっくりと話すことができる。

・　多様な子育て支援事業を同一施設で実施することで、事業種別を超えた職員同士の情報共有が図られ、特定の事例（ケース）について理解を深めたり、多面的に見立てることが可能になる。

なお、地域子育て支援拠点において利用者支援事業を併せて実施する場合は、利用者支援専門員と、地域子育て支援拠点等に従事する者が守秘義務等に留意しつつ、相互に協力し合うとともに、事業の円滑な実施のために一体的な運営体制を構築することが必要である。

各自治体におかれては、多様な子育て支援事業との一体的な利用者支援事業の積極的な実施に向けて、ご検討いただくようお願いしたい。

３.地域子育て支援拠点事業について

（１）地域子育て支援点事業の実施について

①　地域子育て支援拠点事業について（関連資料17・18参照）

　現在、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、３歳未満児のいる家庭の約６～７割は在宅で子育てをしており、地域における子育て支援機能の

充実や地域全体で子育て家庭を支える取組の推進が求められている。

地域子育て支援拠点事業は、公共施設、空き店舗、公民館、保育所等の児童福祉施設等の地域の身近な場所で、子育て中の親とその子ども（以下、「子育て親子」という。）が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を設け、子育ての孤立感、負担感の解消を図るなど、地域における子育て支援の中核的機能として、その取組を推進してきたところである。

このため、「地域子育て支援拠点事業の実施について」（平成26年５月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき事業を実施する場合に、運営費や子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり事業等）、出張ひろば等の加算事業に対して補助を行っていることから、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

②　地域子育て支援拠点事業の実施について（関連資料19・20参照）

ア　地域子育て支援拠点事業の実施について

地域子育て支援拠点事業は、以下の４つの基本事業を実施した上で、事業の実施状況により「一般型」と「連携型」の２つの事業類型に分けて実施している。

- 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- 子育て等に関する相談、援助の実施
- 地域の子育て関連情報の提供
- 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月１回以上）

このうち、月１回以上開催する講習の内容については、原則地域子育て支援拠点を利用する子育て親子を対象とした子育て支援に関する講習等が主となるが、子どもとの時間を確保するための効率よい家事のテクニックや歯科（歯磨き）指導、栄養指導などの専門的な講習など、子育て親子のニーズや要望を幅広く取り入れて柔軟に対応しながら実施していただきたい。

また、講師については、地域子育て支援拠点に従事する職員が対応することも想定されるが、謝金等により講師を招いて実施することも差し支えないので、市町村においては、子育て親子にとって有意義な講習を検討し、積極的な実施をお願いしたい。

イ　専任職員の配置要件について

地域子育て支援拠点事業の職員配置要件について、実施要綱による一般型の職員配置要件は、専任職員を２名以上配置することとなっている。専任職員とは、地域子育て支援拠点を開所している時間帯を通して必ず配置され、開設時間帯は地域子育て支援拠点事業以

外の業務に従事できない職員であるので、十分ご留意願いたい。
　また、連携型は専任職員を１名以上配置することとなっているが、これは連携型の実施場所である児童館等の児童福祉施設等に従事している職員等のバックアップ（協力）を受ける体制を整えることが要件となっているので、この点も十分ご留意願いたい。

ウ　出張ひろばについて
　出張ひろばは、平成19年度に策定された「地域子育て支援拠点事業実施要綱」において、「出張ひろばは、開設年度の翌年度に、ひろば型に移行することを念頭において実施すること。」と要件が記載され、本格的な地域子育て支援拠点事業へ移行するための準備期間として実施する加算事業として位置づけられた。
　この要件は、平成22年度の実施要綱から削除されたが、これまで出張ひろばの開催場所や開設日数等の要件は、原則年間を通して同じ場所で実施することと運用してきた。
　しかしながら、子育て親子を取り巻く環境は大きく変化し、特に人口減少や少子化が加速している地域などにおいては、地域子育て支援拠点の必要性を感じてはいるが、人材不足や利用親子数が少ないことなどにより常設の地域子育て支援拠点の設置が難しく、出張ひろばで対応せざるを得ない状況となっている。
　このような状況を踏まえ、平成30年度より、これまでの実施要件に加え、実施元である地域子育て支援拠点が複数の場所において出張ひろばを週１～２日、かつ１日５時間以上実施する場合も加算の対象とする運用の見直しを行ったので、市町村におかれては、出張ひろばの実施について、積極的な活用に努めていただきたい。

エ　地域支援について
　地域全体で子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行う等の取組を実施した場合に加算を行っている。多胎育児家庭等においては、身体的・精神的な負担や経済的な問題、社会からの孤立などの困難を抱えるケースが少なくなく、個別の支援を求める声が増えてきていることから、当該加算を活用して、地域子育て支援拠点を利用できない家庭に対しての訪問支援等により、子育てに関する相談・情報提供を行うなどの対応をお願いしたい。

オ　子ども・子育て支援交付金交付要綱における国庫補助基準額の月割りについて

これまで、交付要綱における地域子育て支援拠点事業の国庫補助基準額については、年額のみとしていたが、平成30年度より、事業実施月数が12月に満たない場合の国庫補助基準額は、各基準額ごとに算定された額に「事業実施月数÷12」を乗じて算出された月割り額としているので、ご留意願いたい。

なお、年度途中に開設日数の変更等により比較する基準額が複数となる場合は、それぞれの事業実施月数に応じて算出された基準額（月割り額）と比較するようお願いしたい。

カ　子ども・子育て支援交付金交付要綱における常勤職員の取り扱いについて

交付要綱における「常勤職員を配置する場合」の常勤職員とは、原則として地域子育て支援拠点事業に「週40時間程度従事する者」を想定している。

しかしながら、「常勤」は法令等による定義がないため、最終的には、実施主体である市町村が、地域性や地域における雇用環境、勤務体系などを考慮した上で、条例等により「常勤職員」の定義を定めている場合を含め、「常勤職員」について柔軟に判断することが必要となる。

このため、判断に当たっては、第三者に対して的確に「常勤職員」の考え方を説明できるように論拠を整理しておくようご留意願いたい。

キ　子育て親子の安全確保について

地域子育て支援拠点を利用する子育て親子の安全確保については、従来より種々ご尽力いただいているところであるが、各市町村におかれては、事故等の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう引き続き子育て親子の安全・安心な居場所づくりを進めていただきたい。

さらに、利用親子の入退館を管理・記録し、利用親子の状態を見極めた予防的な関わりに努めるとともに、安全な利用環境の確保に努めていただきたい。

ク　妊娠中の方の利用について

妊娠中から子育て関連情報を得られることや、現に子育てをしている子育て親子との交流による不安の解消が図られること等につながることから、妊娠中の方やその家族も地域子育て支援拠点事業を利用することができるため、事業者、利用者等へ周知をお願いした

い。

ケ　加算の創設について

地域子育て支援拠点事業の更なる機能強化を推進するため、令和３年度予算案において、休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合の加算事業を新たに計上しており、両親共に参加しやすくなる休日に講習会を実施することにより男性の育児参画の促進にもつながることから、積極的にご活用いただくようお願いしたい。

（２）整備費について（関連資料21参照）

地域子育て支援拠点事業の実施場所の整備に対する支援は、

- 次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕
- 子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕
- 児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業〔統合補助金〕

により実施しており、それぞれの特色は次のとおりである。

①　次世代育成支援対策施設整備交付金〔ハード交付金〕

市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行うものであり、建物の新設や増改築、大規模な改修などの整備を実施する場合に活用できる。

これまで、公立施設や社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人が設置する施設を対象としてきたが、平成29年度より多様な主体の参画による地域の支え合いの実現に向けて、その対象をＮＰＯ法人等が設置する施設まで拡充したところであるので、多様な主体の参画を積極的に進めていただきたい。

②　子ども・子育て支援交付金（開設準備経費）〔ソフト交付金〕

地域子育て支援拠点を新たに開設する場合に必要となる簡易な修繕や備品の購入に係る費用の支援に対して必要な予算を計上している。

本経費での簡易な修繕とは、あらかじめ相談機能等を有する既存施設を活用して地域子育て支援拠点事業を実施する場合に必要となる

- カウンター等の設置
- カーペットの張り替え
- 壁紙の張り替え
- 空調設備の設置

などを想定しており、躯体など、建物を構成する構造体（柱や梁、壁、天井、基礎など）に関わる改修工事は想定していないため十分ご留意願いたい。

③　児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業〔統合補助金〕

既に実施している地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な簡易な修繕、備品の購入に係る費用の支援に対して必要な予算を計上している。

本事業での簡易な修繕とは、これまで実施している施設の改修及び、移転に伴う既存施設の改修により地域子育て支援拠点事業を実施する場合に必要となる

・　カウンター等の設置
・　カーペットの張り替え
・　壁紙の張り替え
・　空調設備の設置

などを想定しており、躯体など、建物を構成する構造体（柱や梁、壁、天井、基礎など）に関わる改修工事は想定していないため十分ご留意願いたい。

なお、②又は③については、地域子育て支援拠点事業が新規か継続かを確認した上で実施するようご留意願いたい。

また、各自治体におかれては、地域子育て支援拠点の整備が、子育て支援の推進だけでなく、空き店舗の活用等による地域の活性化等にも寄与するため、各支援メニューを積極的にご活用いただくようお願いしたい。

（３）指導者養成等研修（地域の子育て支援機能等強化事業）の実施について

地域子育て支援拠点事業の従事者等を対象として、平成27年度から厚生労働省の委託事業により「地域の人材による子育て支援活動強化研修」を実施しているところである。本研修は、地域で実施されている子ども・子育てに関する先駆的・創意工夫のある取組等について、知識の習得や情報共有等を行い、受講者の知見や支援技術の向上を図るとともに、各受講者が地域の指導者的立場に立ち、その地域の実践者等に対して、研修で得た情報や事例等を周知し、効果的な実践につなげていくことで、地域の子育て支援の一層の充実を図ることを目的としている。

【実施主体：国（※公募により民間団体に委託。令和２年度は、ＮＰＯ法人子育てひろば全国連絡協議会が受託】

令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、全国セミナー及びブロック研修２か所（京都市、東京都分）をオンラインにより実施、ブロック研修を２か所（札幌市、静岡市）で開催し、地

域子育て支援拠点において取り組むべき４つの基本事業の再確認や、効果的な実践方法等を研修内容として実施したところである。

地域の子育て支援の強化には、こうした研修を通じて、各地域での取組の経験・ノウハウの共有や普段の活動内容の評価などを行うことが必要であり、令和３年度も引き続き本研修を実施することとしているので、自治体担当者を含め積極的な受講をお願いしたい。

なお、令和３年度における本研修の開催地は今後決定することとなるが、開催地となられた場合にはご協力をお願いしたい。

（４）地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業について

（関連資料22参照）

これまで、地域子育て支援拠点事業の職員研修については、（３）の指導者養成等研修のほか、

・　新たに地域子育て支援拠点に従事する者や経験年数が浅い職員を対象とした基礎的研修として「子育て支援員研修（地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業）」

【実施主体：都道府県、市町村】

の実施に係る費用に対して必要な予算を計上してきたところであるが、平成30年度より、

・　中堅職員に必要となる知識・技能等の習得等資質の向上を図るために、「地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業」

【実施主体：都道府県、市町村】

を創設し、都道府県や市町村において専門的な研修を実施するために必要な費用を補助している。地域子育て支援拠点において、経験年数等や求められる役割等に応じた職員の質の確保・向上を図るため、積極的に取り組んでいただきたい。

また、一部の自治体におかれては、独自の研修事業として、地域子育て支援拠点事業の質向上のための職員研修を実施していると承知しているが、本研修事業をご活用いただき、受講対象者枠の拡大や、研修回数を増やすなど、職員の資質の更なる向上にご尽力いただきたい。

各都道府県におかれては、積極的に管内市町村に周知いただくとともに、市町村が本研修事業を実施する際に、地域子育て支援拠点事業に精通した者や大学の教職員等を講師として紹介するなど、職員の資質向上に向けた積極的な事業の推進に取り組んでいただくようお願いしたい。

（５）多様な子育て支援事業との一体的な実施について

地域子育て支援拠点において、一時預かり事業や子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、利用者支援事業などを併せて実施する子育て支援の取組を展開することは、地域における総合的な子育てに関する支援拠点として多様かつ複合的な支援効果が期待できることから、このような取組を実施する市町村が増えつつある。

多機能型支援の取組状況等に関する調査研究（平成28・29年度子ども・子育て支援推進調査研究事業）によると、

- 地域子育て支援拠点での交流支援を中心として、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の登録や必要に応じて他の子育て支援サービスにつなぐことができるため、無理なく子育て支援事業の活用が図られ、子育てに関する不安や悩みの早期対応、早期解決に向けた支援の予防的な機能が発揮される。
- 子育て親子にとって日常的な場所である地域子育て支援拠点において利用者支援事業を利用できるため、相談に対する抵抗感や精神的負担が軽減される。
- 多機能型支援を同一施設で実施することで、事業種別を超えた職員同士の情報共有が図られ、特定の事例（ケース）について理解を深めたり、多面的に見立てることが可能になる。
- 訪問支援によりつながった、心配な家庭を地域子育て支援拠点や利用者支援事業につなぐことで、親子の見守り（モニタリング）機能を果たせる。
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を入り口として、地域子育て支援拠点や利用者支援事業の利用に結びつくことで、より幅広い利用者層をカバーできる。

などの支援効果が見込まれるため、子育て支援の有効な取組であると考えられる。

このため、各自治体におかれては、地域における総合的な子育て支援拠点としての役割が一層高まることが期待される多様な子育て支援事業との一体的な実施の必要性・有効性について十分了知いただくとともに、積極的な実施に向けて、ご検討いただくようお願いしたい。

（６）地域子育て支援拠点と関係機関との連携について

ペアレントプログラムの推進について

発達障害者支援法（平成16年12月10日法律第167号）では、発達障害者の家族が地域から孤立してしまい、その結果児童虐待につながってしまうということがないよう、都道府県及び市町村は発達障害者の家

族及びその関係者への支援に努めることとしており、厚生労働省では、「ペアレントプログラムの導入促進について」(平成29年９月22日付け厚生労働省子ども家庭局子育て支援課ほか連名事務連絡）を発出し、保護者に対してより前向きに子育てに臨める自信を持たせる取組であるペアレントプログラムの実施について周知を図ったところである。

ペアレントプログラムは、子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、より前向きに子育てに臨む自信を身につけることを目的としたものであり、育てにくさを感じている保護者に対し、子どもの個性に合った子育てを実現するためのサポートを行い、保護者の子育てに対する考え型をより前向きにすることで、虐待予防としての効果も期待できるものであるため、発達障害やその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな子育てに関する悩みをもつ保護者にも有効とされている。

また、地域子育て支援拠点での講習等においてペアレントプログラムを実施することにより、子育て親子が抱える子育てに関する悩みや不安を軽減するとともに、地域子育て支援拠点の職員が子育てに関する理解を深め、資質向上につながることも期待されるため、市町村におかれては、積極的に活用いただくようお願いしたい。

４．子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について

（１）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の実施について（関連資料24参照）

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、地域における育児の相互援助活動を推進するため、乳幼児や小学生等の子どもを有する子育て中の保護者等を会員として、子どもの預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業である。

「子育て援助活動支援事業（ファミリー･サポート･センター事業）の実施について」(平成26年５月29日付け雇児発0529第17号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき事業を実施する場合は、子ども・子育て支援交付金において、運営費や土日実施等の加算事業に対する補助を行っているので、各自治体におかれては、本事業の積極的な実施をお願いしたい。

一方で、ファミリー･サポート･センター事業の実施に当たっては、子ども・子育て支援交付金の対象か否かに関わらず、預かり中の子どもの安全確保のため、援助を行う会員の質の確保・向上を図るための取り組

み等が適切に行われることが重要であることから、「子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の適切な実施について」（令和元年９月20日付け子発0920第５号厚生労働省子ども家庭局長通知）において、事業の実施に当たり必要な基本的事項を示していることから、事業の実施に当たってはご留意いただきたい。

（２）援助を行う会員及びアドバイザーの資質向上等について

（関連資料24参照）

預かり中の子どもの安全対策等のため、ＡＥＤの使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習及び事故防止に関する講習について、援助を行う会員全員に対して必ず実施することとし、また、少なくとも５年に１回、これらの講習のフォローアップ講習について、援助を行う会員全員に対して必ず実施することとしていることから、適切な講習実施についてお願いしたい。

また、問題を抱えた親、多胎児や障害児のいる家庭、ひとり親家庭などの配慮が必要なケースの増加、依頼内容の多様化等に伴い、相互援助活動の調整等を行うアドバイザーの役割に関して重要性・専門性が増してきていることから、アドバイザーの資質向上を図り、ファミリー・サポート・センター事業の効果的な運営に資するため、アドバイザー研修事業の趣旨もご理解いただきたい。

令和３年度予算案では、引き続き、提供会員等への講習やアドバイザー向け研修に係る経費について子ども・子育て支援交付金の助成対象としているほか、子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費においても助成対象として都道府県・市町村へ補助することとしている。令和元年度子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費における当該研修に関する交付申請件数が非常に少ない状況にあるため、預かり中の子どもの安全対策等の観点から、当該事業を活用し、積極的な研修実施にご尽力いただきたい。更に、子育て支援員研修の地域保育コースのファミリー・サポート・センター事業専門研修についても、積極的な研修実施にご尽力いただきたい。

（３）加算事業について

ファミリー・サポート・センター事業の更なる機能強化を推進するため、令和３年度予算案において、提供会員の確保の促進や、安心して子どもの預かり等を実施するための加算事業を新たに計上している。具体的には、地域子育て支援拠点等における子どもの預かりの実施について各施設との調整等を行い、

・実際に子どもの預かりが実施されている場合にアドバイザー等による巡回や各施設への委託による見守り支援
・地域子育て支援拠点等の利用者との日常的な対話を通じた提供会員増加のための働きかけ
・地域子育て支援拠点等と連携した緊急救命講習や事故防止に関する講習等

を実施した場合に加算を行うこととしているので、積極的な活用をお願いしたい。

また、平成29年度より実施している土日実施加算については、平日働いている方等が、会員登録の際に参加する事業説明会や、子どもの預かり前に実施するアドバイザー、提供会員、依頼会員の事前打合せに参加できる機会を増やすために設けているものであり、令和３年度予算案においても引き続き計上しているので、ファミリー・サポート・センター事業による援助を必要とする方が適切に利用できる環境を整備するため、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

（４）事故報告等について

平成29年11月10日付けで児童福祉法施行規則の一部を改正する省令が公布・施行され、市町村に対して、本事業に関わる事故の把握及び事故が発生した場合には事業に関する指導監督権限を持つ都道府県知事へ報告することが義務づけられた。

また、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」（平成29年11月10日付け府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第１号、子子発1110第１号、子家発1110第１号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当及び認定こども園担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長及び健康教育・食育課長並びに厚生労働省子ども家庭局保育課長、子育て支援課長及び家庭福祉課長連名通知）において、重大事故については、都道府県等を経由して国へ報告を行うこととしているので、ご了知の上、管内市町村及び事業者に対し、提供会員に事故発生時の速やかな報告を求める等の措置を講ずるよう周知をお願いする。

○重大事故の内容
- 死亡事故
- 治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故等（意識不明（人工呼吸器を付ける、ＩＣＵに入る等）の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告すること。）

集約した重大事故に係る報告の情報については、データベース化し、内閣府ＨＰ「特定教育・保育施設等における事故情報データベース」において公表することとしているので、ご了知願いたい。

なお、児童福祉法施行規則に、市町村は、事故の発生又は再発防止に努める旨規定されているため、報告のあった事故については、類似事故の再発防止のため、事案に応じて公表を行うとともに、事故が発生した要因や再発防止策等について、提供会員に情報提供するなどの対応をお願いする。

５．児童厚生施設について

（１）児童館の運営について

児童館については、地域における子どもの遊びの環境の充実と健全育成の推進を目的として、「児童館ガイドライン」（平成30年10月1日子発1001第１号）において、地域のニーズに応えるための基本的事項、望ましい方向性を提示している。

各都道府県等におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、児童館の運営の向上に努めるとともに、遊び及び生活を通じて子どもの発達を促し、子育て支援活動等の役割が十分に発揮されるよう、管内市町村及び児童館関係者に対して周知を図られたい。

また、児童館ガイドラインにおいては、下記の通り具体的な活動内容を示している。

＜児童館の活動内容＞

①遊びによる子どもの育成　②子どもの居場所の提供
③子どもが意見を述べる場の提供　④配慮を必要とする子どもへの対応
⑤子育て支援の実施　⑥地域の健全育成の環境づくり
⑦ボランティア等の育成と活動支援　⑧放課後児童クラブの実施と連携

子どもの健全育成を図る地域の中核的な活動拠点である児童館は、子ども・子育て支援新制度と相まって地域を支えていく社会資源として、大きな期待が寄せられているところである。

虐待の発生予防、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援、放課後児童クラブの実施など地域に根ざした取組を進め、子どもの健全な育成を地域ぐるみで取り組む中核施設としての役割を担っていただきたい。

特に、児童虐待の発生予防と早期発見は、子どもと子育て家庭が抱えている問題について早い段階から適切に対応していくことが求

められるため、地域の関係機関等が連携する要保護児童対策地域協議会への児童館の参加が期待されるところであり、各地域での児童館の積極的な参画が図られるようご配慮いただきたい。

さらに、放課後児童クラブに待機児童が生じていることに鑑み、特に高学年児童については、子どもの状況や保護者のニーズに応じて、放課後児童クラブに限らず、児童館も含めて子どもの放課後の居場所の確保を図っていただきたい。

（２）子ども・子育て支援新制度等における児童館の活用について

①　地域子育て支援拠点事業について

地域子育て支援拠点事業については、子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支える取組として事業展開されている。子ども・子育て支援新制度においても重要な事業として位置づけられており、このうち、「連携型」については、児童館等を主な実施場所としているので、児童館を活用した積極的な事業実施に努めていただきたい。

②　利用者支援事業について

利用者支援事業については、子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるよう支援することを内容としており、地域の子育て家庭のニーズを実際の施設や事業等の利用に結び付けるうえで、市町村子ども・子育て支援事業計画の策定と「車の両輪」ともなる極めて重要な事業である。

本事業の実施場所は「子ども及びその保護者の身近な場所」とされており、保護者等が日常的、継続的に利用できる敷居の低い場所が有効とされているので、その実施に際しては、児童館の積極的な活用をご検討いただきたい。

③　乳幼児触れ合い体験の推進について

少子化社会対策大綱（平成27年３月20日閣議決定）では、学校・家庭・地域において、乳幼児触れ合い体験（中学生や高校生等が乳幼児と触れ合う体験）等の子育てに対する理解を広める取組を推進することとしている。また、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年６月２日閣議決定）においても、自分の職業や家庭、将来について考える機会を提供するための体験・交流活動の一つとして、乳幼児

触れ合い体験等の強化に取り組むこととしている。児童館ガイドラインにおいても、「乳幼児と中・高校生世代等との触れ合い体験の取組」を示している。

各都道府県におかれては、乳幼児触れ合い体験に関する内容が次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく行動計画策定指針に盛り込まれていることを踏まえ、地域少子化対策重点推進交付金（「優良事例の横展開支援事業」（内閣府））等を活用して、乳幼児親子と中･高校生世代をともに利用の対象としている児童館において、乳幼児触れ合い体験を積極的に実施していただき、必要な支援等を行っていただくようお願いしたい。

（３）児童館等に従事する者の人材育成について

①　全国子どもの健全育成リーダー養成セミナーについて

厚生労働省では、児童館及び放課後児童クラブにおいて、社会的問題である児童虐待の発生予防と早期発見、地域の子育て支援、子どもの主体性を尊重した活動の支援などの取組を進め、地域で子どもの健全な育成や成長・発達を支えていくことができる人材の育成と専門性の向上を図ることを目的として、地域で子どもの健全育成に携わる指導者及び実践者や行政担当者等を対象とする「全国子どもの健全育成リーダー養成セミナー」を実施している。

本年度においては、令和３年１月31日（日）に開催したところであり、令和３年度も同様に実施する予定である。詳細が決まり次第、追ってお知らせするので、児童館、放課後児童クラブ等に周知していただきたい。

②　児童厚生員等研修事業について

児童館は、総合的な放課後対策として子どもの健全育成上重要な役割を担っているため、都道府県及び市町村が児童厚生員（児童の遊びを指導する者）等の資質の向上を図るための研修の実施に必要な経費の補助を行っている。

児童館ガイドラインの普及啓発も含め、すべての子どもを対象とした遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を担う人材の育成に寄与するよう、本事業の趣旨をご理解いただき、積極的な事業実施にご尽力いただきたい。

（４）社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」について（関連資料25）

社会保障審議会児童部会「遊びのプログラム等に関する専門委員会」（平成27年５月設置。以下「専門委員会」という。）では、15回にわたって、児童館等における遊びのプログラム等の普及啓発や開発についての検討、地域の児童館等の果たすべき機能及び役割の検討を行ってきた。

専門委員会における検討内容及び結果は、「遊びのプログラムの普及啓発と今後の児童館のあり方について」（平成30年９月20日）として報告書にまとめられている。（URL； https://www.mhlw.go.jp/content/000359262.pdf）

専門委員会は今後も継続し、本報告書で示された課題等も踏まえ、遊びのプログラム等の普及啓発や開発、今後の地域の児童館のあり方等について引き続き検討していく予定である。

また、令和３年度予算案においても、引き続き「児童館等における遊びのプログラム等の開発・普及」に係る経費を計上し、これまでの成果を踏まえ、さらに地域の児童館等での遊びのプログラム等の普及・浸透を図ることとしている。

（５）児童館における第三者評価基準ガイドラインについて

児童館における第三者評価基準ガイドラインについては「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について」（平成30年３月26日付け子発0326第10号、社援発0326第７号、老発0326第７号）並びに「児童館ガイドラインの改正について」（平成30年10月１日付け子発1001第１号）の内容を踏まえ、福祉サービス第三者評価事業の全国推進組織である全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービス質の向上推進委員会」で、見直しに向けた検討を行い、令和２年９月３日付けで改正を行ったところである。

各都道府県においては、本ガイドラインについて都道府県推進組織、貴管内市町村等の関係者に対する周知をお願いする。（URL；http://shakyo-hyouka.net/evaluation4/）

（６）児童厚生施設に対する財政支援措置について

①　令和２年度第３次補正予算について

児童厚生施設において、感染症に対する強い体制を整え、感染症対策を徹底しつつ、事業を継続的に提供していくため、令和２年度２次補正に加え、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実

施していくために必要な経費のほか、児童厚生施設が配布する子ども用マスク、消毒液等の卸・販社からの一括購入等や児童厚生施設の消毒に必要となる経費について、令和２年度第３次補正予算に計上しているので、積極的な事業活用をお願いしたい。

なお、地方負担分については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業となっているので、各都道府県等におかれては、支援を必要とする児童厚生施設へ支援が行き渡るよう、予算措置にご配慮いただきたい。

②　民営児童館に対する財政支援措置について

「民間児童館活動事業」及び「児童福祉施設併設型民間児童館事業」に係る国庫補助金については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているので、各自治体におかれては、地域における子どもの健全育成を図るため、引き続き、民営児童館を活用した取組の実施に努めていただきたい。

６　児童委員・主任児童委員について

（１）児童委員・主任児童委員の円滑な活動について

少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化、児童虐待、いじめ、少年非行、子どもの自殺や貧困等、子どもや家庭をめぐる課題が複雑かつ深刻化している。また、都市化、核家族化に伴う地域のつながりの希薄化等が課題となっており、社会全体で子育て家庭を支援する必要性が高まっている。このような状況の中で、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援をボランティアとして行う児童委員・主任児童委員への期待は高まっているが、一方、児童委員・主任児童委員の活動について、地域住民や関係機関における理解・浸透が十分ではないことが課題となっている。

乳幼児のいる子育て中の親子への訪問支援、中・高校生の居場所づくりに配慮した活動など、児童委員・主任児童委員が地域の実情に即した様々な活動に取り組んでいただいていることを踏まえつつ、今後も地域における身近な相談役として活躍できるよう、各自治体におかれては、活動環境の整備について一層のご協力をお願いしたい。

なお、令和２年度「子ども・子育て支援推進調査研究事業」において、「地域における児童委員・主任児童委員の業務実態等に関する調査

研究」を実施しており、本調査研究では、児童委員及び主任児童委員の実状や意識等について把握するとともに、特性や課題等を検証し、報告書を今後公表する予定としている。各自治体におかれては、本報告書を民生委員・児童委員に周知するとともに、児童委員・主任児童委員の今後の活動に活用いただきたい。

また、新型コロナウイルス感染症に伴う新たな支援の在り方も課題であり、民生委員・児童委員における相談・支援等の活動にあたって、新型コロナウイルスによる感染の拡大防止の観点から、特に留意していただきたい点について、「民生委員・児童委員活動における新型コロナウイルス感染拡大防止等のための当面の留意点について」(令和２年３月２日付事務連絡）を発出しているところである。新型コロナウイルスに関しては、日々状況が変化している現状を踏まえ、各自治体におかれては、地域の実情に応じた柔軟な活動ができるよう検討・配慮されるとともに、最新かつ正確な情報を保健所等の関係機関と十分連携しつつ収集し、これらの情報を民生委員・児童委員に提供されたい。

（２）関係機関との連携について

児童委員の職務は、地域の実情の把握、地域での相談・支援活動の他、関係機関（市区町村、児童相談所、学校、保健所等）との連携、子どもの健全育成のための地域活動(児童館、子育てサークル、子ども会等)の援助・協力など、情報の共有を含めた地域との関係づくりが必要である。児童委員の中から指名される主任児童委員は、関係機関と区域担当の児童委員との連絡調整や援助・協力などの活動が求められている。児童相談所や学校等の関係機関と顔の見える関係をつくり、地域の子どもやその家庭の実情を把握することで、ひとり親家庭や多子世帯等の自立支援、児童虐待の発生予防・早期発見を図る上でも大きな役割を果たすことが期待されている。

特に、虐待を受けている子どもをはじめとする要支援児童等（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条の２第２項に規定する「支援対象児童等」をいう。以下同じ。）の早期発見や適切な支援・保護を図るためには、関係機関等がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるため、要保護児童対策地域協議会の構成員として児童委員・主任児童委員の積極的な参加が求められる。児童委員・主任児童委員が要保護児童対策地域協議会の構成員となることで、児童福祉法第25条の５に基づく守秘義務が課せられ、支援対象児童等に関する情報の共有と支援方策に係る協議・対応の円滑化が期待できる。なお、児童福祉法第25条の３に基づ

く資料又は情報の提供や必要な協力は、個人情報保護法上の「法令に基づく場合」に該当し、法令違反には当たらないので留意されたい。

また、就学中の子どもに関しては、学校だけでは抱えきれない課題や問題が多く、学校に配置されるスクールソーシャルワーカーや養護教諭と児童委員・主任児童委員が連携することで、効果的な支援が期待できるため、行政において児童福祉部局、教育委員会及び学校等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員と学校関係者が協力・連携して子どもや子育て家庭への支援活動に積極的に取り組むことができる環境づくりに努めていただきたい。

各自治体におかれては、児童委員の職務が円滑・適切に遂行されるよう、児童福祉施策等に関する知識や対人援助技術等の習得、守秘義務の遵守及び違反した場合の罰則規定（児童福祉法第61条の３）に関すること、子ども家庭支援に関する関係機関との情報の交換・共有を含む役割や連携のあり方などをカリキュラムに盛り込んだ児童委員・主任児童委員向け研修を計画的に企画・実施していただくようお願いしたい。

７．母親クラブ等の地域組織活動等について

母親クラブや子育てＮＰＯ等の地域組織においては、地域における親子交流・世代間交流をはじめとする子どもの健全育成の向上のための事業の実施や子どもの事故防止等のための活動など、各地域で多様な子育て支援活動を実施している。

次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく行動計画策定指針に「乳幼児触れ合い体験」に関する内容が盛り込まれているが、「乳幼児触れ合い体験」の実施に当たり、地域の乳幼児親子と関わりのある母親クラブや子育てＮＰＯ等の地域組織と中学校や高等学校等との協力関係・連携が図られるよう、管内市町村への情報提供及び助言等をお願いしたい。なお、「乳幼児触れ合い体験」を実施する際は、地域少子化対策重点推進交付金（「優良事例の横展開支援事業」（内閣府））の活用が見込めるので、積極的に実施していただくようお願いしたい。

なお、母親クラブ等の活動費の助成については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分について、国と地方の負担調整を行った結果、平成23年度末で一般財源化されたが、これらの事業に係る経費相当分については、基準財政需要額に算入することにより地方交付税措置を講じているところであるので、各自治体におかれては、子どもの健全育成のため、引き続き母親クラブ等と連携

し、地域組織活動の推進に努めていただきたい。

８．児童福祉週間について（関連資料26参照）

（１）趣旨について

子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、毎年５月５日の「こどもの日」から１週間を「児童福祉週間（５月５日～11日）」と定め、国、都道府県、市区町村等が連携して、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図っている。

（２）児童福祉週間の標語について

児童福祉週間の理念を広く啓発する標語の全国募集（令和２年９月１日～10月20日）に際しては、管内市区町村をはじめ広く周知いただく等ご協力いただき御礼申し上げる。当該期間中、3,550点の応募があり、選考の結果、次の作品を令和３年度児童福祉週間の標語に決定した。

＜令和３年度児童福祉週間標語＞

あたたかい　ことばがつなぐ　こころのわ

（香川県　11歳）

この標語は、児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生労働省のホームページ等で広く周知するとともに、管内市区町村への周知及び啓発事業、行事等においても幅広くご活用いただき、児童福祉週間の趣旨等についての普及をお願いしたい。

９　児童福祉文化財について（関連資料27参照）

（１）推薦について

児童福祉文化財とは、子どもの道徳、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、子どもの健全な育成に関する知識を広めること等に積極的な効果を持つものであって、社会保障審議会が絵本や児童図書等の出版物、演劇やミュージカル等の舞台芸術、映画等の映像・メディア等の優れた作品の推薦を行っている。推薦は、昭和26年から毎年行われており、令和元年度は、出版物、舞台芸術、

映像・メディア等の３分野で53作品が推薦された。

（２）広報・啓発について

厚生労働省では、児童福祉文化財を毎年度「児童福祉文化財年報」にまとめ、その一覧をホームページに掲載しているほか、出版物については、前年度に推薦された作品を紹介する「子どもたちに読んでほしい本」と題した広報・啓発ポスター等を作成し、各都道府県等に通知している。令和３年度においても、子ども達が優良な出版物と出会う機会が得られるよう管内市区町村を通じて小・中学校、図書館、児童館等の児童福祉施設、放課後児童クラブ等に広く周知していただくようお願いしたい。

（３）文化芸術に関する施策の推進について

文化芸術基本法（平成13年法律第148号）により、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府は「文化芸術推進基本計画」（平成30年３月６日閣議決定）を定めた。文化芸術推進基本計画の期間は、2018年度から2022年度までの５年間（第１期）とし、４つの目標（「今後の文化芸術政策の目指すべき姿」）と６つの戦略（「今後５年間の文化芸術政策の基本的な方向性」）を定め、その中に、児童福祉文化財等が盛り込まれている。各地方公共団体においても、国の文化芸術推進基本計画を参酌して、地方文化芸術推進基本計画を定めるよう努めることとされていることから、地域の特性を活かした文化芸術推進に積極的に努められたい。

文化芸術推進基本計画（平成30年３月６日閣議決定）（抜粋）

第４　今後５年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策
４　戦略４関連

○　子供の道徳、情操等を向上させることや、児童福祉に関する社会の責任を強調し、子供の健全な育成に関する知識を広めること等に積極的な効果をもつ児童福祉文化財について、絵本や児童図書等の出版物、演劇やミュージカルの舞台芸術、映画等の映像・メディア等の優れた作品の推薦を行う。

○　優れた児童福祉文化財のポスター・年報等を作成し、地方自治体等と連携して、広報・啓発に取り組む。

○　子供の健やかな成長、子供や家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、毎年５月５日の「こどもの日」から１週間を「児童福祉週間」と定め、地方自治体等と連携して、各種事業及び行事を展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子供を取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図る。

１０．子ども・子育て支援のための研修・調査研究の推進について（関連資料28参照）

（１）子ども・子育て支援を担う人材に対する研修の充実について

① 職員の資質向上・人材確保等研修の充実について

子ども・子育て支援の充実のためには、保育や地域子ども・子育て支援事業を担う現任職員の資質の向上を図るとともに、更なる人材確保を行うことが重要である。このため、職員の資質向上・人材確保等研修事業を実施しているところであり、各自治体におかれては、本事業のより積極的な活用をお願いしたい。

特に、ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業については、交付申請件数が非常に少なく、預かり中の子どもの安全対策等の観点から、当該事業を活用し、積極的な研修実施にご尽力いただきたい。

なお、追って事前協議を実施するので予めご承知置き願いたい。

② 子育て支援員研修の充実について

子育て支援員研修については、平成27年５月21日雇児発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「子育て支援員研修事業の実施について」により、研修科目やその内容を定めている。また、平成27年５月21日事務連絡「子育て支援員研修の研修内容等の留意点について」においては、各研修科目のシラバスを定め、研修実施者間での研修内容の標準化を図っているところである。

さらに、子育て支援員研修に係る研修内容の更なる充実及び標準化を図るためシラバスをより詳細にした「標準的な履修・指導内容」を作成し、厚生労働省ホームページに掲載（※）しているので、実情に応じて活用いただき、引き続き本研修事業への積極的な取組をお願いする。

（※）掲載先

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/topics/tp160510-01.html

③ 子育て支援員研修の積極的実施について

子育て支援員は、子ども・子育て分野の各事業に従事することが期待されているところであり、各自治体におかれては、子育て支援の各分野において、必要な養成者数等を把握した上で子育て支援員研修を積極的に実施いただき、多様な人材の確保に努めていただきたい。

④ 子育て支援員研修等に係る公開プロセスへの対応

厚生労働省において実施された平成29年度の子ども・子育て支援体制整備総合推進事業に係る行政事業レビュー公開プロセスにおいて、研修の受講方式及び修了評価の方法について以下のコメントが出されている。

＜コメント抜粋＞

できるだけ受講しやすい環境を整備するため、研修の実施方式として、e-ラーニングなどの受講方式を活用するとともに、小規模自治体については広域での開催を促進することなどを検討する必要がある。また、研修効果の評価方法についても工夫すべきである。

これを受け、平成30年度に子ども・子育て支援推進調査研究事業により、「子育て支援員研修におけるe-ラーニングの受講方式の活用等に関する調査研究」を、令和元年度に「子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修におけるe-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究」を実施し、その報告書等について、事業の実施主体のホームページに掲載（※）されているので、活用いただきたい。

（※）掲載先

平成30年度分

https://www.murc.jp/report/rc/policy_rearch/public_report/koukai_190426/

令和元年度分

https://www.murc.jp/report/rc/policy_rearch/public_report/koukai_200427/

また、令和２年度おいては、同調査研究事業により、子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修について、受講機会の拡大や研修受講の負担軽減に資する研修の在り方、映像等を盛り込んだ研修教材を作成する場合に効果的な教材とするために必要な整理等について検討を行っているので、その報告書等についても、事業の実施主体のホームペ

ージに掲載され次第、ＵＲＬをお知らせするので活用いただきたい。

（２）子ども・子育て支援推進調査研究について

子ども・子育て支援に関する課題や問題点等について検討・検証するための調査研究事業を実施している。現在、令和３年度の公募テーマの詳細は検討中であるが、追って公募を行う予定であるので、御承知おきいただくとともに、公募が行われた際には管内市町村及び関係法人に周知をお願いする。

１１．児童福祉施設等の整備及び運営等について

（関連資料29～32参照）

（１）児童福祉施設等の整備について

① 次世代育成支援対策施設整備交付金について

児童福祉施設等に係る施設整備事業については、次世代育成支援対策施設整備交付金において財政支援を講じており、令和３年度予算案では、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進にむけて、補助率の嵩上げ（１／２→２／３）を行うとともに、定期借地権設定のための一時金加算を創設することとしている。

また、近年多発している自然災害を踏まえ、児童福祉施設等における防災・減災対策を推進していく必要がある。このため、政府においては「防災・減災、国土強靱化のための３か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）に基づき、児童福祉施設等の耐震化等の整備を推進してきたが、引き続き防災・減災対策を推進していくため、新たに「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」（令和２年12月11日閣議決定）が取りまとめられ、令和７年度まで５年間、児童福祉施設等の耐震化整備を含め、耐災害性強化のための整備を進めていく。

さらに、この「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」においては、近年台風や梅雨前線による水害が頻発していることから、水害による危険性が高い地域において、安全な避難を可能にするための施設整備について、新たに目標を設定し（５年で４５箇所）、推進することとしている。

各都道府県等におかれては、これらの補助制度を有効に活用し、児童福祉施設等の施設整備を推進するとともに、防災・減災対策を着実に進めていただきたい。

② 児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価について

令和３年度における児童福祉施設等の施設整備にかかる補助単価につ

いては、昨今の資材費及び労務費の動向を反映し、1.8%増の改定を行う予定（注）であるのでご了知いただくとともに、管内市町村への周知をお願いしたい。

（注）補助単価の改定を予定している施設整備事業

- 次世代育成支援対策施設整備交付金
- 保育所等整備交付金
- 安心こども基金を活用した保育所緊急整備事業等
- 子ども・子育て支援整備交付金（内閣府計上）

③ 独立行政法人福祉医療機構福祉貸付事業について

独立行政法人福祉医療機構における福祉貸付事業については、今年度実施している事業について、令和３年度も引き続き実施することとしているので、ご了知願いたい。

（貸付事業一覧）

- 新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置
- 保育関連施設及び放課後児童クラブの整備に係る融資条件の優遇措置
- 「児童養護施設等の家庭的養護への転換」の対象となる整備に係る融資条件の優遇措置
- 児童養護施設等における小規模かつ地域分散化を図る整備に係る融資条件の優遇措置
- 母子生活支援施設の一時保護委託のための居室を本体整備と併せて行った場合に係る融資条件の優遇措置
- アスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置
- 社会福祉施設等の防災・減災等に係る整備事業の融資条件の優遇措置
- 自家発電設備等の導入工事に係る融資条件の優遇措置

④ 木材利用の推進及びＣＬＴの活用について

国や地方自治体が整備する公共建築物については、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、木材の利用の促進を図ることとされている。また、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創生を実現すること等を目的に、ＣＬＴ（Cross Laminated Timber：直交集成板）の公共建築物等への積極的な活用に向けて、ＣＬＴ活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催するなど、政府としてＣＬＴ活用促進のための取組を行っている。

児童福祉施設等の整備に当たっては、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより、施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、「社会福祉施設等における

木材の利用の促進及びＣＬＴの活用について」（平成28年７月21日雇児発0721第17号・社援発0721第５号・障発0721第２号・老発0721第２号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）等に基づき、木材の利用やＣＬＴの積極的な活用について御配慮いただきたい。

現在、政府においては、平成29年１月のＣＬＴ活用促進に関する関係省庁連絡会議において決定された「ＣＬＴの普及に向けた新たなロードマップ」の期間が令和２年度までとなっていることを踏まえ、令和３～７年度における更なる普及に向けた関連施策等のあるべき姿をとりまとめた新たなロードマップを今年度中に作成する予定である。

⑤ しっくい塗りの活用について

平成31年版公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（※）の「15章 左官工事」において、しっくい塗りに関する具体的な内容が盛り込まれており、児童福祉施設等の整備においても当該仕様の選定が可能となっているので、管内市区町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

また、令和２年４月に、一般社団法人日本左官業組合連合会において、しっくいの魅力や性能等を紹介するしっくい専門のホームページ「しっくいWEB」が公開されるとともに、「しっくいまるわかり大辞典」も同連合会から発刊されているので、ご活用いただきたい。

※　国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部が官庁施設の営繕を実施するための統一基準として制定したもの。
（国土交通省ホームページ）
https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_seibi_h28hyoujyun.html
（しっくいWEB）https://sikkui.net/

⑥ 地球温暖化対策に配慮した施設整備について

地球規模の温暖化対策（とりわけ低炭素社会づくり）は重要な課題であり、児童福祉施設等においても積極的に取り組んでいくことが必要である。

このため、児童福祉施設等の施設整備に当たっては、太陽光発電設備や照明設備の省エネ機器の導入等地球温暖化対策に資する種々の対策について積極的に取り組むよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いする。

⑦ ＰＦＩ手法を活用した施設整備の推進について

効率的かつ効果的な公共施設等の整備等に資するＰＦＩ事業について

は、「ＰＰＰ／ＰＦＩの抜本改革に向けたアクションプラン」（平成28年５月18日民間資金等活用事業推進会議決定）等に基づき、政府として取組を推進しているところである。

厚生労働省としても、水道施設、医療施設、社会福祉施設について、施設整備補助等を通じ、ＰＦＩ手法を活用した施設整備を推進しているところであり、次世代育成支援対策施設整備交付金等においても、財政支援の対象としているので、ＰＦＩ手法の積極的活用についてご検討いただくとともに、管内市町村及び関連事業者等に対し周知をお願いする。

（参考）内閣府民間資金等活用事業推進室ホームページ
https://www8.cao.go.jp/pfi/

⑧ 社会福祉施設整備業務の再点検について

不祥事案の防止の観点から、国庫補助金や交付金協議の対象施設の選定手続の見直し、社会福祉法人の認可や運営に関する業務の適正化等を図るため、平成13年7月23日付で「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」を発出しているところである。

各都道府県市におかれては、本通知を踏まえ、施設整備業務の再点検を行うとともに、社会福祉法人等に対し指導の徹底を図られたい。

《参照通知》

- 「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）
- 「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月１日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）など

⑨ 財産処分について

厚生労働省子ども家庭局所管の一般会計補助金等を受けて整備した児童福祉施設等を補助目的以外に転用等の財産処分を行う場合には、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」や「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成20年４月17日雇児発第0417001号）等に基づき、厚生労働大臣又は地方厚生（支）局長の承認を得る必要があるが、これらの承認を得ることなく財産処分を行う等の事例が見られるところである。

この財産処分の対象となる一般会計等の補助金等には、 次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金だけでなく、少子化対策臨時特例交付金や子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）等により取得し又は効用の増加し

た児童福祉施設等も含まれるものであり、管内市町村や社会福祉法人等への周知・指導を含め、財産処分の適切な事務手続を徹底されたい。

⑩ インフラ老朽化対策の推進について

平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定。以下「基本計画」という。）において、今後、公共施設等が一斉に更新時期を迎えることが見込まれる中で、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図る方向性が打ち出された。

これを受け、厚生労働省では、所管又は管理する施設の維持管理等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにするため、平成27年3月に「厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定しているところである。

また、各地方自治体においても、基本計画において、インフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「インフラ長寿命化計画」（＝「公共施設等総合管理計画」）を平成28年度までに策定するとともに、公立の社会福祉施設等を含め個別施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画として、「対策の優先順位の考え方」、「個別施設の状態等」、「対策内容と時期」、「対策費用」等を記載した「個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）」を令和２年度末までに策定することとなっている。

公立の社会福祉施設等の「個別施設計画」については、毎年、策定状況を報告いただいているところであるが、公立の児童福祉施設等においては、令和２年３月末日時点で策定率は42％と低調な状況である。

計画的かつ効率的な修繕等の実施によって、児童福祉施設等の長寿命化を図り、トータルコストの縮減につなげていくことは重要であり、このため、厚生労働省では、社会福祉施設等の長寿命化計画を策定する際の参考となる手引きを作成し、通知したところであるので、今年度内に個別施設計画の策定率が100％となるよう、各地方公共団体において取り組まれることをお願いする。

また、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、インフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、施設の維持管理・更新費の算定等に関する調査研究を行い、中長期的な施設の維持管理にかかる経費の試算方法をお示しする予定であるので、ご活用いただくとともに、都道府県におかれては、貴管内市区町村（指定都市、中核市を除く）に対して周知等の働きかけをお願いする。

《参照資料》
・インフラ長寿命化基本計画（内閣官房ＨＰ内）
http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/infra_roukyuuka/index.html
・厚生労働省インフラ長寿命化計画（行動計画）（厚生労働省ＨＰ内）
https://www.mhlw.go.jp/topics/2015/04/tp0416-01.html

（２）児童福祉施設等の安全の確保について

① 建築基準法に基づく建築物の定期報告制度について

建築基準法においては、一定の建築物、昇降機及び排煙設備等の建築設備について、利用者の安全・安心を確保する観点から、これらの建築物等の所有者・管理者に対し、専門技術を有する資格者に調査・検査をさせ、その結果を特定行政庁（建築主事を置いている地方公共団体）へ報告することを義務づけている（定期報告制度）。

この定期報告制度については、平成28年６月以降国が政令で定める施設が定期報告の対象となり、児童福祉施設等では、以下の施設が報告対象となるので、ご了知いただくとともに、報告先となる地方公共団体の建築部局から、報告対象となる施設の所在地や所有者等に関する情報を求められた場合には、適宜協力いただきたい。

また、当該施設の設置者等に対して、建築基準法に基づく定期報告の実施を徹底するよう周知していただきたい。

《児童福祉施設等のうち報告対象となる施設》

助産施設及び乳児院のうち、以下のいずれかに該当するものを建築基準法施行令（委任告示を含む）で報告対象として指定。

・当該用途（100㎡超の部分）が３階以上の階にある場合
・２階にある当該用途の床面積が300㎡以上の場合
・当該用途（100㎡超の部分）が地階にある場合

なお、施行令で指定していない規模であっても、地方公共団体が上乗せの基準で指定することが可能。報告の頻度は、半年～３年の間で、各地方公共団体が定めることとなっている。

② 社会福祉施設の防火対策について

社会福祉施設の防火対策については、入所者の安全確保の観点から、「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」（昭和62年９月18日社施第107号社会局長、児童家庭局長連名通知）等の趣旨を踏まえ、管内社会福祉施設に対し指導をお願いしているところである。施設の運営上、入所者の安全確保は最重要課題であることを再認識いた

だき、スプリンクラー及び屋内消火栓設備の整備、夜間防火管理体制の整備など、施設における具体的・効果的な防災対策に万全を期すよう管内社会福祉施設に対する指導の一層の徹底に努められたい。

なお、乳児院については、消防法関係法令の改正により、平成27年４月１日（既存の施設にあっては平成30年４月１日）からスプリンクラー設備の設置及び自動火災報知設備の感知器の作動と連動した火災通報装置の設置が義務づけられたところであり、指導の徹底に努めていただくようお願いする。

③ 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

社会福祉施設等における吹付けアスベスト対策については、「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の結果の公表及び今後の対応について」（平成20年９月11日雇児発第0911001号・社援発第0911001号・障発第0911001号・老発第0911001号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）などにより、従来から適切な対応をお願いしてきたところであるが、総務省行政評価局から、厚生労働省を含む関係省庁に対し、「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の結果に基づく勧告が行われたところである。

当該勧告を踏まえ、「吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起について」（平成28年９月30日雇児発0930第１号・社援発0930第11号・障発0930第１号・老発0930第12号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）により、吹付けアスベスト等の使用実態の的確な把握及び除去等の推進並びにアスベスト含有保温材等に関する注意喚起をしているところであるが、通知発出後もアスベストが使用されている児童福祉施設等において不適切な工事が行われた事例が見受けられた。このため、令和元年８月に児童福祉施設等の整備におけるアスベスト対策の徹底について事務連絡を発出し、児童福祉施設等の改築や大規模修繕等の工事を行う際には、上記通知の内容に加え、

- 工事着工前の石綿障害予防規則等の法令に基づく措置状況の確認
- 児童が施設を利用していない時間帯での工事の徹底

などの必要なアスベスト対策について改めて万全を期すよう依頼したところであるため、児童福祉施設等の管理者等に周知するとともに、適切な対処について指導方お願いする。

また、児童福祉施設等の吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、次世代育成支援対策施設整備交付金（民間保育所等について

は保育所等整備交付金）の交付対象となっていることから、これらの補助制度を積極的に活用し、吹付けアスベスト等の除去等の早期処理に努めるよう指導をお願いする。

④ 児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について

児童福祉施設等に設置している遊具については、「児童福祉施設等に設置している遊具の安全確保について」（平成20年８月29日雇児総発第0829002号、障障発第0829001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）により対応をお願いしているところである。この中で、児童福祉施設等においても参考とすることとしている、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」については、子どもの遊びや遊具の安全性・事故等に関する基本的な内容を示したものであり、平成26年６月30日に改訂第２版が策定されているので、当該指針を参考に、遊具の事故防止対策に活用していただくよう周知をお願いする。

⑤ 児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について

現在、児童福祉施設等の敷地内に埋設されているガス管の中には鋼製のものが残存しており、年数の経過や土壌環境等に伴い、腐食が進行していることが推測される。

このような腐食したガス管については、強い地震の影響により、継手部分（ねじ継手）が緩んだり、その他の腐食した部分が折れたりして、ガスの漏えいによる火災や爆発が生じる恐れがあるが、ガス事業者から経済産業省への報告によると、現時点においても、未だ古い埋設ガス管が残存している施設もあり、ガス漏えいリスクを回避できていない状況にある。

ついては、当該児童福祉施設等において劣化した鋼製のガス管をポリエチレン管等のガス管に更新し、埋設ガス管の耐震化を推進していただくよう、管内市町村及び関係施設等に対し、周知いただくようお願いする。

なお、平成28年熊本地震において、古い埋設ガス管で亀裂・折損等によるガス漏れが185箇所、平成30年大阪北部地震において68か所発生したのに対し、ポリエチレン管に交換された埋設ガス管は一切被害を受けず、ポリエチレン管の耐震性能が実証されたところである。

《参照通知》

- 「児童福祉施設等における埋設ガス管等の耐震化の推進について（依頼）」（平成30年２月７日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、経済産業省産業保安グループガス安全室）

⑥ 児童福祉施設等における児童の安全確保について

児童福祉施設等における児童の安全確保については、従来より種々ご尽力いただいているところであるが、各都道府県等におかれては、事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られるよう、引き続き市町村及び児童福祉施設等に対する指導をお願いしたい。

また、児童福祉施設等においては、日頃からの職員の協力連携体制は勿論のこと、保護者を含む地域との協力体制を確立することが重要であり、地域全体の協力による児童福祉施設等における児童の安全確保に努めるとともに、令和３年度予算案においても、引き続き、児童養護施設等の防犯対策の強化を早急に図るため、次世代育成支援対策施設整備交付金や保育所等整備交付金等において、門、フェンス等の外構の設置・修繕や非常通報装置・防犯カメラの設置等に係る費用の一部を支援対象としているところであり、本交付金の積極的な活用をお願いする。

《参照通知》

- 「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」（平成28年９月15日雇児総発0915第１号・社援基発0915第１号・障障発0915第１号・老高発0915第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局高齢者支援課長連盟通知）
- 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて」（平成28年３月31日府子本第192号、27文科初第1789号、雇児保発0331第３号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）
- 「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」（平成28年３月31日府子本第191号、27文科初第1788号、雇児総発0331第６号、雇児職発0331第１号、雇児福発0331第２号、雇児保発0331第２号内閣府子ども・子育て本部参事官、文部科学省初等中等教育局幼児教育課長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、職業家庭両立課長、家庭福祉課長、保育課長連名通知）
- 「教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事の防止について」（令和２年６月12日府子本第659号、２初幼教第10号、子少発0612第１号、子保発0612第１号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、文部科学省初等中等教

育局幼児教育課長、スポーツ庁政策課学校体育室長、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室長、厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知）

・「児童福祉施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」（平成26年6月20日雇児総発0620第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

・「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」（平成13年6月15日雇児総発第402号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）

（３）児童福祉施設等の防災・減災対策について

① 児童福祉施設等の耐震化等の推進について

ア　児童福祉施設等の耐震化の状況については、平成30年９月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果によれば、平成29年３月時点の耐震化率88.8％（5.7万棟／6.4万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられる。特に、自力避難が困難な乳幼児等の利用する施設など、子どもの安全を確保する観点からできる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

前述のとおり、「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことが掲げられるなど、今後、想定される南海トラフ地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題となっている。

各都道府県等におかれては、耐震化が図られていない児童福祉施設等に対し、積極的に次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所等整備交付金の活用や融資制度等の情報提供、助言を行うなど、計画的な取組の推進をお願いする。

また、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する「住宅・建築物安全ストック形成事業」（社会資本整備総合交付金において実施）や、「地域防災拠点建築物整備緊急促進事業」（対象施設が避難場所となる建築物の場合）により、国が費用の1/3を助成することとしているので、これら国の助成制度を積極的に活用し、計画的に耐震化整備を推進していただくとともに、管内市町村や社会福祉法人等に対する積極的な働きかけをお願いする。

この他、津波による被害が想定される施設の高台への移転整備についても、引き続き推進していただくようお願いする。

イ　平成25年より施行されている「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、関係市町村長が作成する津波避難対策緊急事業計画に掲げる児童福祉施設等の高台移転整備については、国庫補助単価の引き上げ（通常の単価の1.32倍）や独立行政法人福祉医療機構の優遇融資（無利子、融資率95％に引き上げ、二重ローン対策）を実施しているところである。
関係都府県・指定都市・中核市におかれては、管内市町村や事業者等に対し、引き続き必要な周知・助言等をお願いする。

ウ　民間社会福祉施設等の老朽化に伴う改築整備については、老朽化が著しく災害の発生の危険性が大きいものなど、入所者の防災対策上、万全を期し難い民間社会福祉施設について、交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。
　また、土砂災害等により被害のおそれがあると都道府県等において指定された地すべり防止危険か所等危険区域に所在する社会福祉施設についても、施設入所者、利用者の安全確保を図る観点から当該区域外への移転整備を促進するため、交付金の交付に当たって優先的に採択してきたところである。
　これらの取扱いについては、その事業の重要性に鑑み、令和３年度においても継続することとしているので、各都道府県等におかれてはこれらの施設について速やかな対応をお願いする。

② 児童福祉施設等の防災対策について

　社会福祉施設における地震防災対策については、「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」（昭和55年１月６日社施第５号社会局施設課長、児童家庭局企画課長連名通知）により、地震防災応急計画の作成などをお願いしている。
　各都道府県等におかれては、引き続き社会福祉施設における地震防災対策の推進について特段の指導をお願いしたい。
　また、近年、特に梅雨前線や台風に伴う浸水害や土砂災害等の災害は毎年の様に発生しており、令和２年７月豪雨では高齢者施設において14名の死者が出る浸水被害が発生している。児童福祉施設等は、乳幼児など災害時に特に配慮を要する者が入所（利用）していることから、各種災害に備えた十分な防災対策を期する必要がある。
　このため、利用児童等の安全を確保するため、「児童福祉施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について」（平成28年９月９日雇児総発0909第２号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により、特に留意すべき事項をとりまとめ

ているので、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いするとともに、「児童福祉施設等における非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施状況の点検及び指導・助言について」（令和２年７月27日子保発0727第１号、子子発0727第１号、子家発0727第１号、子母発0727第１号厚生労働省子ども家庭局保育課長、子育て支援課長、家庭福祉課長、母子保健課長通知）により、都道府県、市町村においては、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況に関し、改めて確認いただき、必要な指導・助言をいただくようお願いする。

また、厚生労働省と国土交通省は共同で、「令和２年７月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」を設置し、高齢者福祉施設の避難の実効性を確保するための方策を検討しているところであり、この検討会において、避難における多くの課題が確認されているところである。

今後の出水期に備え、「社会福祉施設における避難確保計画の緊急点検実施について（依頼）」（令和３年２月24日国水環防第32号、国水砂第109号、老高発0224第２号、子子発0224第１号、社援保発0224第１号、障障発0224第１号国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長、砂防部砂防計画課長、厚生労働省老健局高齢者支援課長、子ども家庭局子育て支援課長、社会・援護局保護課長、障害保険福祉部障害福祉課長通知）を発出しているので、社会福祉施設等に対して、避難確保計画（非常災害対策計画と一体的に作成されているものを含む。）について緊急点検を実施し、必要な改善を行っていただくよう、貴管内市区町村へ働きかけをお願いするとともに、緊急点検を実施した施設からの相談に対する助言等の対応について管内市町村に依頼していただくよう併せてお願いする。

なお、管内市町村が点検を依頼した施設数及び助言を実施した施設数、助言内容について、とりまとめて報告いただくよう、併せて依頼しているので、この点についてもご協力をお願いしたい。

さらに、児童福祉施設等においては、災害時にあっても最低限のサービス提供が行えるよう、事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」を作成することが重要である。福祉施設におけるBCPの作成が進んでいないことから、各施設において作成の推進を図っていただくため、「社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について（依頼）」（令和２年６月15日社会・援護局福祉基盤課事務連絡）を発出し、事業継続計画様式及び事業継続計画様式解説集をお示ししているので、管内の市町村及び児童福祉施設等に対して周知されるとともに、作成の推進をお願いする。

③ 土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策における連携の強化について

土砂災害のおそれのある箇所に立地する児童福祉施設等に係る土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する『主として防災上の配慮を要する者が利用する施設』に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成27年８月20日付け27文施施企第19号・科発0820第１号・国水砂第44号、文部科学省・厚生労働省・国土交通省連名通知）により、土砂災害対策の一層の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、平成28年の台風10号に伴う水害など、近年の水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成29年６月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられたところである。

各都道府県等におかれては、同法の施行も踏まえ、砂防部局や管内市町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（※）を参考に、当該施設等に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、平成29年５月には、総務省行政評価局より、土砂災害対策の推進を図る観点から「土砂災害対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告」がなされたところである。同勧告においては、土砂災害警戒区域等における社会福祉施設等の新設計画について、砂防部局への情報提供を行うとともに、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するなどの対応を求められている。

これを受け、厚生労働省では、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成29年11月24日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長ほか連名通知）を通知しているほか、前述のとおり、都道府県、市町村においては、非常災害対策計画の策定状況、避難訓練の実施状況に関し、改めて確認いただき、必要な指導・助言をいただくようお願いしているところである。

また、各都道府県等におかれては、管内市町村への周知及び未だ計画が策定されていない施設に対して、速やかな計画策定を促す等適切な対応をお願いする。

（※）参照資料

・要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き（国土交通省ＨＰ内）
http://www.mlit.go.jp/common/001189351.pdf

・水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル（国土交通省ＨＰ内）
http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_manual201706.pdf

④ 大規模災害への対応

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルでの防災対策では十分な対応が困難であることから、関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、民生部局においても積極的に参画をお願いする。

なお、社会福祉施設等は地域の防災拠点として、また、災害対策基本法に基づく「福祉避難所」に指定されている場合もあることから、今後も震災時等における緊急避難的な措置として要援護者の受入等を積極的に行っていただくようお願いする。

⑤ 災害発生時における被災状況の把握について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（平成29年２月20日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）に基づき、被災状況を迅速かつ正確に把握できるよう、平時からの体制構築、関係機関との連携強化に向けた取組の推進をお願いしているところであるが、被災施設等への支援の迅速化、自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化を図るため、災害発生時の被災状況等を各施設等が直接入力し、国・地方公共団体が一元的に確認できるシステム（災害時情報共有システム）を構築しているところであり、令和３年度より運用を開始することとしている。

令和３年度からの運用に向けて、各地方公共団体には、年度内に、システムのアカウント登録や施設の緊急連絡先など基本情報の登録などのご協力をいただくとともに、来年度当初にはシステムの説明会を実施する予定であるので、あらかじめご了知願いたい。

⑥ 被災施設の早期復旧等

社会福祉施設等災害復旧事務の取扱いについては、「社会福祉施設等

災害復旧費国庫負担(補助)の協議について」(平成21年２月13日付雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)に基づき、災害発生後速やかに報告をお願いするとともに、早期現状回復に努め、施設運営に支障が生じないよう指導の徹底を図られたい。

なお、被災した社会福祉施設等の災害復旧事業については、「社会福祉施設等災害復旧費国庫負担(補助)金」により国庫負担(補助)してきたところであるが、早期復旧の観点や社会福祉施設が地域の重要な防災拠点としての役割及び災害対策基本法に基づく「福祉避難所」に指定されている場合もあることから、平成18年度から一般財源化された公立保育所等についても、引き続き「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」の対象となっているので了知願いたい。

⑦ 令和２年７月豪雨により被害を受けた児童福祉施設等の災害復旧について

令和２年７月豪雨等への対応については、種々御尽力いただいているところであるが、被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害から速やかな復旧を図り、もって施設入所児童等の福祉を確保するため、被災施設の施設復旧及び設備復旧に要する費用を計上しているので活用をお願いする。

（４）児童福祉施設等の運営について

① 苦情処理・第三者評価等について

ア　社会福祉施設は、利用者本位のサービスを提供するため、苦情処理の仕組みの整備及び第三者評価を積極的に活用し、自らのサービスの質、人材養成及び経営の効率化などについて継続的な改善に努めるとともに、地域福祉サービスの拠点としてその公共性、公益性を発揮することが求められている。

このため、本来事業の適正な実施に加え、施設機能の地域への開放及び災害時の要援護者への支援などの公益的取組が推進されるよう各都道府県等においては、法人に対する適切な指導をお願いする。

また、事故防止については、利用者一人一人の特性を踏まえたサービスの提供、苦情解決の取組や第三者評価の受審等を通じたサービスの質の向上により、多くの事故が未然に回避されることから、施設全体の取組として危機管理（リスクマネジメント）が実施されるよう指導されたい。

なお、社会的養護関係施設については、３年に１回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられるとともに、第三者評価を受審

しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価を行わなければならないこととなっているので、適切な指導をお願いする。

イ　「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」（昭和23年厚生省令第63号）においては、その処遇に関する入所児童及びその保護者等からの苦情に迅速かつ適正に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置及び当該施設の職員以外の第三者の関与等の必要な措置を講じなければならないとされており、今後ともその適正な実施について指導をお願いする。

② 児童福祉施設行政指導監査について

児童福祉行政指導監査は、児童福祉行政の適正かつ円滑な実施の確保のため、市町村の事務実施体制の整備並びに法人及び施設運営の適正化に十分配慮した指導監査を実施する等により、常時その実態を把握し、児童の安全確保、児童の最善の利益や権利擁護を踏まえた援助の確保、不祥事事件、児童入所措置費の支弁事務などにおける不当事項等の未然防止等を図るものであり、引き続き適切な指導監査及び指摘事項に対する改善状況の確認等に努められたい。

特に、児童福祉施設等に対する指導監査については、児童福祉法施行令の規定により、年１回以上の実地検査を行うこととされていることを踏まえた適切な対応をお願いしたい。

なお、保育所等については、保育所等が遵守・留意すべき内容や、死亡事故等の重大事故防止に関する助言・指導を行う巡回支援指導員の配置を支援する事業を実施している。指導監査の実施率の低い自治体をはじめ、各自治体におかれては、巡回支援指導員を積極的に活用いただき、巡回支援指導員が助言・指導した内容を都道府県等の指導監督部門に報告し、情報共有を行うとともに、問題が認められた保育所等について優先的に実地監査等を実施するなど、巡回支援指導と指導監督部門との十分な連携を図ることで適切な実地監査等の実施につなげていただくようお願いする。

また、社会福祉法人指導監査との連携については、「社会福祉法人の法人監査及び施設監査の連携について」（平成29年９月26日府子本第762号、29文科発第868号、子発0926第１号、社援発0926第１号、老発0926第１号）を踏まえ、必要な連携を行い、適切な指導監査を行っていただきたい。

③　感染症の予防対策について

児童福祉施設等における感染症予防対策については、従来より特段の取組をお願いしているところであるが、今後も引き続き十分な対応を図ることが必要である。

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることを十分認識の上、ノロウイルスやインフルエンザ等の感染症に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要であることから、下記の通知を参考に衛生主管部局、指導監査担当課及び市町村とも連携しつつ、管内児童福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう周知徹底をお願いする。

また、児童福祉施設等に対し、ウィルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生主管部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等に対する人権上の配慮が適切に行われるよう指導されたい。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しており、最新の情報や対応に当たっての留意事項等を厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html）に掲載しているので、ご参照のうえ、対応に万全を期していただくようお願いする。

《参照通知等》

- 「社会福祉施設等におけるノロウイルスの予防啓発について」（平成29年12月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
- 「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延対策について」(平成19年９月20日雇児総発第0920001号、社援基発第0920001号、障企発第0920001号、老計発第0920001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- 「ノロウイルスに関するＱ＆Ａ」
  http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11130500-Shokuhinanzenbu/0000187294.pdf
- 「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」(平成29年11月27日厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡)

・　「結核院内（施設内）感染対策の手引きについて」（平成26年５月１日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課連名事務連絡）
・　「児童福祉施設等における「学校における麻しん対策ガイドライン」の活用について」（平成20年６月17日雇児総発第0617001号、障障発第0617001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知）
・　「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年２月22日健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）
・　「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」（平成15年７月25日社援基発第725001号）別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」

④　アレルギー疾患対策基本法の施行について

「アレルギー疾患対策基本法」（平成26年法律第98号）に基づき、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患について、総合的なアレルギー疾患対策が推進されているところである。

同法第９条において、学校等の設置者等の責務として、「学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設（以下「学校等」という。）の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない」と規定されていることから、ご了知いただくとともに、管内市町村、関係団体及び関係機関等に対する周知をお願いする。

《参照通知》
・「アレルギー疾患対策基本法の施行について（施行通知）」（平成27年12月２日健発1202第９号厚生労働省健康局長通知）

⑤ 消費者事故等が発生した場合の通知について

社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等が発生した旨の情報を得

た場合には、「消費者安全法」（平成21年法律第71号）第12条に基づき、消費者庁あて通知いただくこととなっているので、遺漏なきようお願いする。また、消費者庁へ通知する際は、併せて、厚生労働省にも通知いただくようお願いする。

《参照通知等》

・「社会福祉施設等の利用に係る消費者事故等の通知について」（平成21年９月１日事務連絡、平成27年５月29日事務連絡（再周知））

１２．東日本大震災により被災した子どもへの支援について（関連資料33参照）

東日本大震災により被災した子どもへの支援については、「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業」として、被災者支援の基幹的事業を一括化した「被災者支援総合交付金」（復興庁所管）において実施しており、「復興・創生期間」は令和２年度で終了となるが、「復興・創生期間」後においても、心のケア等の被災者支援については、事業の進捗に応じた支援を継続するとされている。

このため、令和３年度予算案についても、被災地の支援ニーズや課題等を踏まえつつ、引き続き必要とされる支援を実施できるよう予算を確保しているため、地域の状況を踏まえ、被災した子どもへの支援に尽力していただくようお願いする。

（「被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業（令和３年度）」として実施する事業）

①子ども健やか訪問事業（原子力災害被災地域に限る）

②遊具の設置や子育てイベントの開催（原子力災害被災地域に限る）

③親を亡くした子ども等への相談・援助事業（原子力災害被災地域に限る）

④児童福祉施設等給食安心対策事業（原子力災害被災地域に限る）

［関連資料：子育て支援課・健全育成推進室・
施設調整等業務室］

資料１

令和３年度予算案の概要

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

計数は、令和３年度予算案
（）内の計数は、令和２年度当初予算額

1　放課後児童対策

（1）放課後児童クラブ運営費等　　９２２億円（８１２億円）※内閣府予算
子ども・子育て支援交付金

「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2021年度末までに約25万人分の受け皿を整備し待機児童の解消を目指し、2023年度末までに計約30万人分の受け皿の整備を図る。

（令和３年度予算案における主な充実事項）
・育成支援に係る体制の強化
放課後児童クラブの育成支援の質の向上等を図るため、遊びや生活の場の清掃、消毒等の運営に関わる業務、児童が宿題等に取り組むような促しや進捗管理等のサポート等、育成支援の周辺業務を行う職員を配置した場合に加算を行う。

・第三者評価受審の推進
放課後児童クラブにおける質の向上を図るため、第三者評価を受審した場合に加算を行う。

（参考）令和２年度第３次補正予算案
６５億円の内数※内閣府予算
子ども・子育て支援交付金

○新型コロナウイルス感染症対策支援事業
令和２年度第１次、第２次補正予算（厚生労働省計上）に加え、新たに職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）や、市町村が事業所等に配布するマスク等の購入、事業所等の消毒に必要となる経費支援を行う。

○ＩＣＴ化推進事業
放課後児童クラブ等において、業務のＩＣＴ化を推進するとともに、オンライン研修を行うために必要となる経費支援を行う。

（2）放課後児童クラブ施設整備費　　１７０億円（１６６億円）※内閣府予算
子ども・子育て支援整備交付金

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に位置づけた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。また、待機児童が発生している市町村等における施設整備費の国庫補助率嵩上げ（公立の場合：国１／３→２／３）を継続する。

（3）放課後児童対策の推進　　９億円の内数（１１億円の内数）
保育対策総合支援事業費補助金

放課後児童対策の推進を図るため、児童館、公民館等の既存の社会資源の活用や、小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保を促進する。
また、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上や安全確保を図るため、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する事業等を実施する。

2　地域子育て支援拠点事業等

１，６９１億円（１，４５３億円の内数）
子ども・子育て支援交付金※内閣府予算
重層的支援体制整備事業交付金

地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）について、市町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援する。
また、地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業について、令和２年６月に改正された社会福祉法に基づき、重層的支援体制整備事業を実施する市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う。

（令和３年度予算案における主な充実事項）
【地域子育て支援拠点事業】
・　両親共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う。

【利用者支援事業】
・　基本型について、地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくりや情報連携システムの構築等を行う経費を支援する。
・　特定型（保育コンシェルジュ）について、待機児童数が50人未満である市町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能に実施要件を見直す。
・　母子保健型について、困難事例への対応等の支援を行う専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、心理職等）を配置するため、単価を拡充する。

【子育て援助活動支援事業（ファミリー･サポート･センター事業）】
・　提供会員の確保の促進や、安心して子どもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点等と連携を行った場合に加算を行う。

（参考）令和２年度第３次補正予算案（再掲）

６５億円の内数※内閣府予算
子ども・子育て支援交付金

○新型コロナウイルス感染症対策支援事業
令和２年度第１次、第２次補正予算（厚生労働省計上）に加え、新たに職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費（かかり増し経費）や、市町村が事業所等に配布するマスク等の購入、事業所等の消毒に必要となる経費支援を行う。

○ＩＣＴ化推進事業
放課後児童クラブ等において、業務のＩＣＴ化を推進するとともに、オンライン研修を行うために必要となる経費支援を行う。

3　その他の子育て支援

４４億円（４４億円）

（１）子育て支援員研修　３．３億円（５．１億円）
子ども・子育て支援対策推進事業費補助金

幅広い子育て支援分野において、経験豊かな地域の人材が幅広く活躍できるよう、必要な研修を受講した者を「子育て支援員」として認定することにより、新たな担い手となる人材の確保等を図る。

（２）子ども・子育て支援の充実のための研修事業の推進　２９億円（３１億円）
子ども・子育て支援対策推進事業費補助金
子ども・子育て支援対策推進事業委託費

子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されたことに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施する。

（令和３年度予算案における主な充実事項）
・保育士の業務負担軽減
保育分野における業務負担軽減・業務の再構築のガイドラインの普及を図るため、指導的立場にある保育所職員等を対象とした新たな研修を実施するとともに、業務負担軽減の取組事例の収集を委託により実施する。

（３）子ども・子育て支援の充実のための調査研究事業等の推進　１１億円（７．２億円）
子ども・子育て支援対策推進事業費補助金
子ども・子育て支援対策推進事業委託費

子ども・子育て支援に関する幅広い知見を得るために、先駆的な取組などの実態把握等に関わる調査研究等を実施する。

（令和３年度予算案における主な充実事項）
・研修のための映像教材の作成
放課後児童支援員認定資格研修及び子育て支援員研修の受講促進のための映像教材の作成・周知を委託により実施する。

・保育士・保育の現場の魅力発信
保育士・保育の現場の魅力について普及啓発するため、保育士の専門的な保育技術を可視化するなどの保育の見える化を含め情報発信のプラットフォームの作成等を委託により実施する。

4　児童福祉施設等に係る施設整備等

６５億円（１０６億円）
※令和２年度当初予算額は、臨時・特別の措置を除く
次世代育成支援対策施設整備交付金
独立行政法人福祉医療機構一般勘定運営費交付金

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が策定する整備計画に基づく施設整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。
さらに、災害時に児童福祉施設等の被害状況等を国や自治体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援を行うため、災害時の被害情報等を集約するシステム運営の支援を行う。

（令和３年度予算案における主な充実事項）
・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進
　児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進に向けて意欲的に取り組む自治体・施設等を支援するため、小規模かつ地域分散化された施設を整備する際の補助率の嵩上げ（１／２→２／３）を行うとともに、定期借地権設定のための一時金加算を創設する。

（参考）令和２年度第３次補正予算案
○「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」　既定予算で対応
次世代育成支援対策施設整備交付金
保育所等整備交付金

「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」に基づき、児童福祉施設等における防災・減災対策を推進するため、耐災害性強化に必要な経費について支援を行う。

5　東日本大震災からの復旧・復興への支援

東日本大震災で被災した児童福祉施設等の速やかな復旧を図るとともに、被災した子どもへの心身のケア等総合的な支援を行う。

（１）児童福祉施設等の災害復旧に対する支援　２．５億円（３．５億円）※復興庁予算
社会福祉施設等災害復旧費補助金

東日本大震災で被災した児童福祉施設等について、各自治体の復興計画に基づく施設の復旧に必要な経費の財政支援を行う。

※　激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく災害復旧費補助の補助率嵩上げ分の追加財政支援。

（２）被災した子どもへの支援　１２５億円の内数（１５５億円の内数）※復興庁予算
被災者支援総合交付金

東日本大震災で被災した子どもの心身の健康面への影響等を踏まえ、親を亡くした子ども等への相談・援助など、総合的な支援を行う。

資料２

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成９年の児童福祉法改正により法定化〈児童福祉法第６条の３第２項〉：平成10年４月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした（平成27年４月施行）

【現状】（令和２年７月現在）

○クラブ数　26,625か所
（参考：全国の小学校19,011校）
○支援の単位数　34,577単位
○登録児童数　1,311,008人
○利用できなかった児童数（待機児童数）　15,995人

【今後の展開】

○「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年９月14日策定）を踏まえ、放課後児童クラブについて、**2021年度末までに約25万人分（約122万人から約147万人）**を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ**2023年度末までに計約30万人分（約122万人から約152万人）**の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

［クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移］

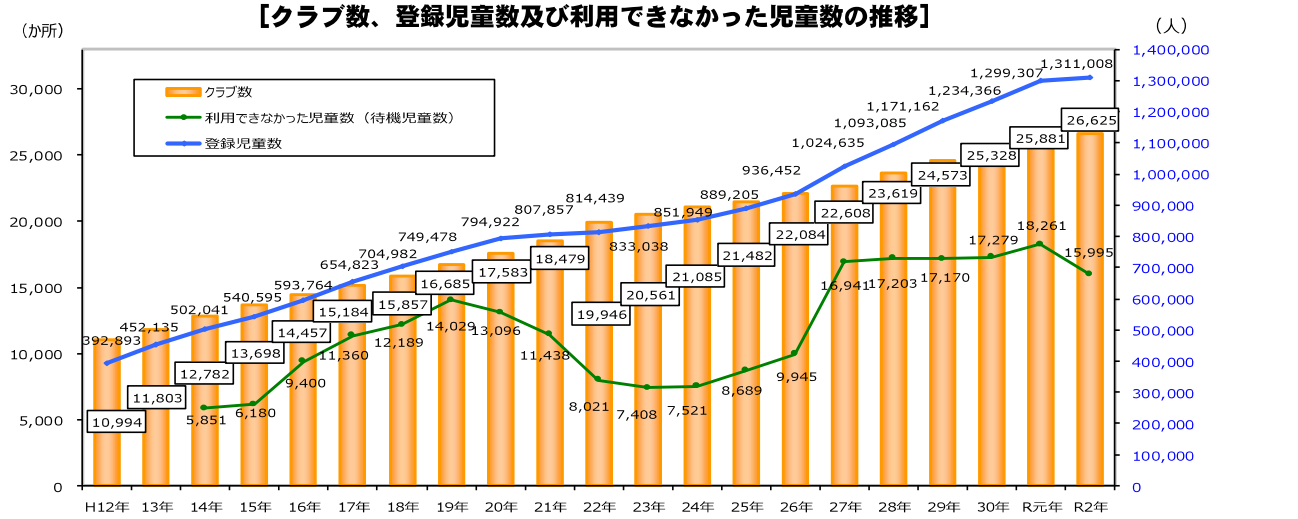

※5月1日現在（令和2年のみ7月1日現在）　厚生労働省調査

放課後児童クラブの登録児童数及び待機児童数の推移について

※５月１日現在（令和２年のみ７月１日現在）　厚生労働省調査

【登録児童数の低学年・高学年別の推移】

○低学年・高学年児童ともに年々増加傾向にあるが、平成27年度から対象児童が６年生まで拡大された影響等で、平成27年度以降、高学年児童等の数が特に増加している。

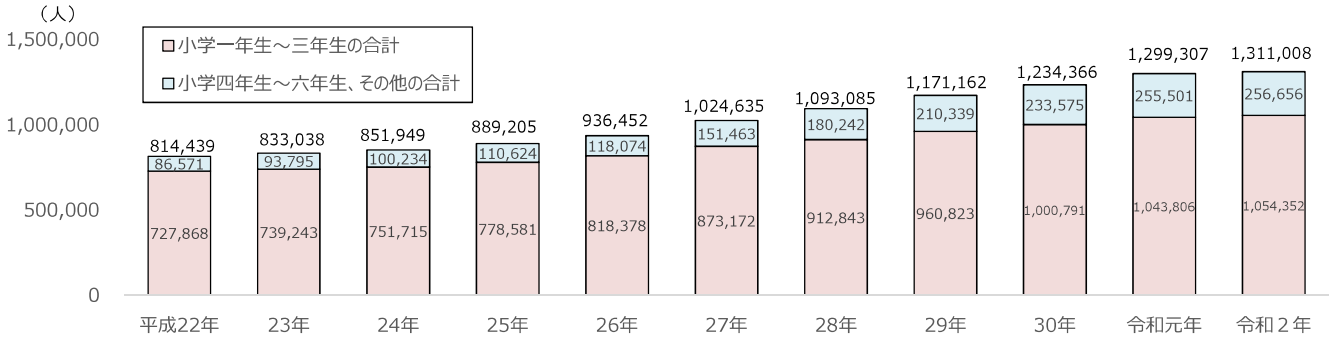

【利用できなかった児童数（待機児童数）の低学年・高学年別の推移】

○平成27年度から対象児童が６年生まで拡大された影響等で、高学年等の待機児童数が平成27年度から大幅に増加している。

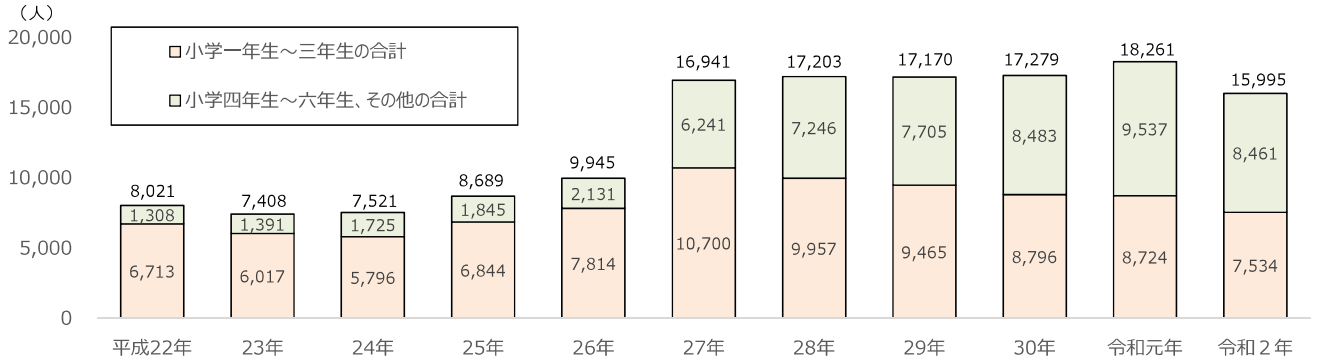

放課後児童クラブの現状①

※令和２年７月１日現在
（厚生労働省調）

○登録児童数の規模別の状況

登録児童数の人数規模別でみると、40人までの支援の単位が全体の約64%を占めている。

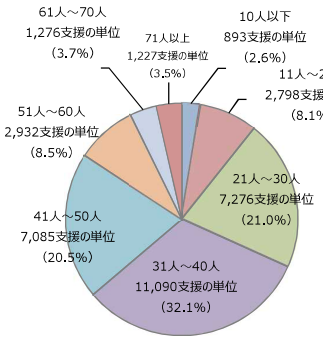

（参考）令和元年

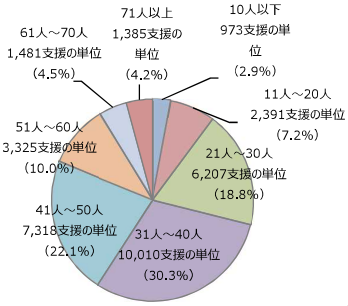

○終了時刻の状況（平日）

18時半を超えて開所しているクラブが全体の約58%を占めており、増加傾向にある。

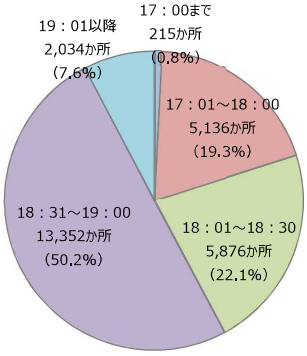

（参考）令和元年

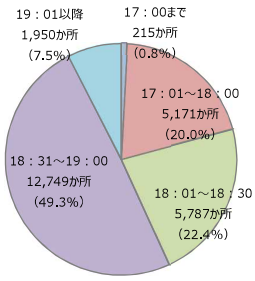

○設置場所の状況

設置場所では、学校の余裕教室が約29%、学校敷地内の専用施設が約25%と小学校内での合計が約54%、児童館・児童センターが約９%である。

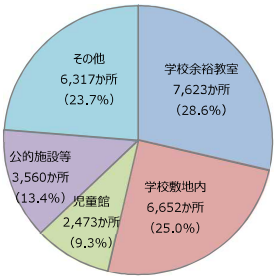

（参考）令和元年

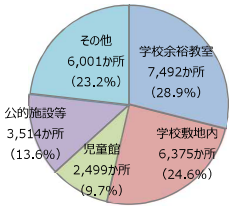

○学年別登録児童数の状況

低学年（小学１年生から小学３年生）の割合が前年比で増加している。
高学年（小学４年生から小学６年生）の割合が前年比で減少している。

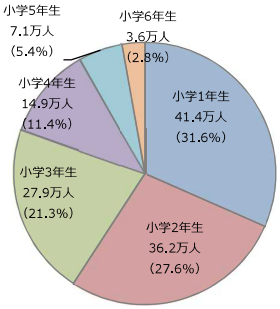

（参考）令和元年

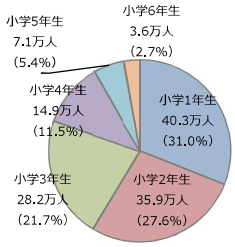

放課後児童クラブの現状②

※令和２年７月１日現在
（厚生労働省調）

○設置・運営主体別実施状況

設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約30%、公立民営のクラブが約48%、民立民営が約22%を占めている。

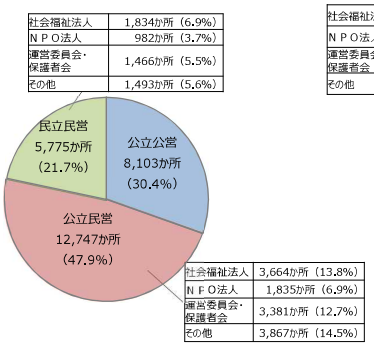

（参考）令和元年

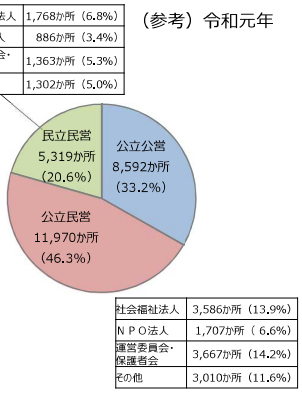

○待機児童数の学年別の状況

待機児童数の学年別の状況でみると、低学年（小学１年生から小学３年生）は 前年比で1,190人減少、高学年（小学４年生から小学６年生）は前年比で 1,076人減少した。

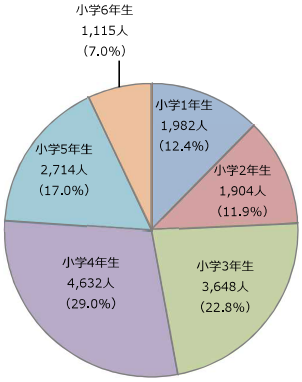

（参考）令和元年

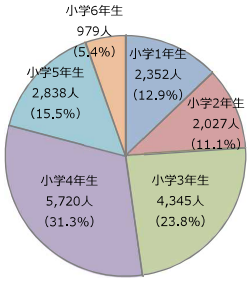

○放課後児童支援員等の状況

①雇用形態別の人数

常勤職員が全体の約36%を占める。

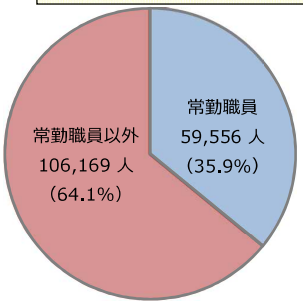

（参考）令和元年

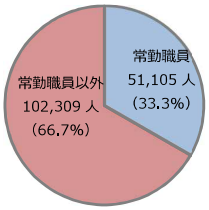

②支援の単位あたりの人数

５人以上従事しているところが全体の約44%を占める。

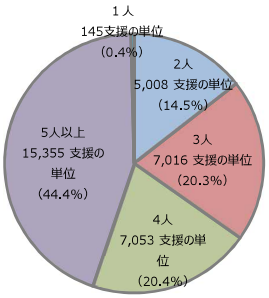

（参考）令和元年

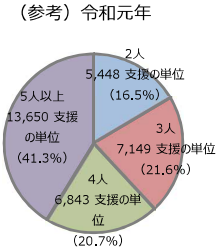

放課後児童クラブにおける障害児の受入れ推進について

【障害児受入れクラブ数及び障害児数の現状及び推移】

○　**障害児の受入れクラブ数及び受入れ児童数は、年々、着実に増加**。※令和２年７月現在　15,155クラブ、46,001人

○　令和元年においては、それぞれの調査開始時と比較して、**障害児受入れクラブ数が約3.7倍・障害児数が約5.0倍に増加**。

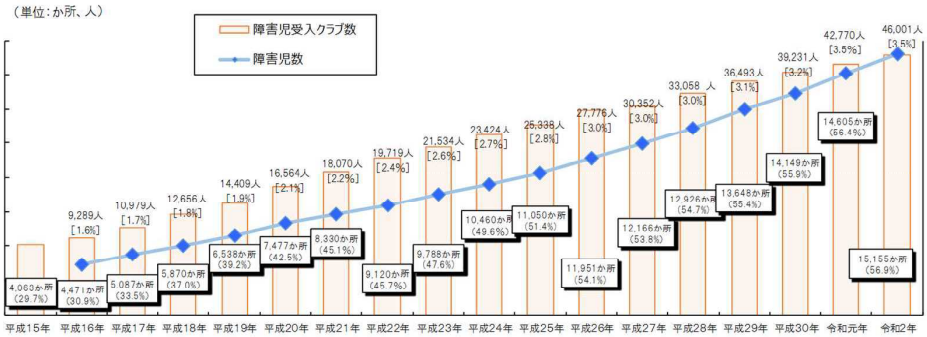

【「障害児」の対象】

○「療育手帳若しくは身体障害者手帳を所持する児童、特別児童扶養手当証書を所持する児童又は、手帳等を所持していない場合であっても、医師、児童相談所、発達障害者支援センター等公的機関の意見等によりこれら児童と同等の障害を有していると認められる児童」とし、市町村には柔軟な対応を求めている。

（注１）令和２年７月１日現在（厚生労働省調）
（注２）　（　）内は、全クラブ数に占める割合、
　　［　］内は全登録児童数に占める割合
（注３）クラブ数は平成15年から、
　　障害児数は平成16年から調査

【障害児の受け入れ推進のための国の補助】

＜運営費＞

○　放課後児童クラブに対し運営経費に係る補助を実施しているが、障害児を受け入れるクラブには、個々の障害の程度等に応じた適切な対応が必要なことから、**専門的知識等を有する指導員を配置するために必要な経費を、上乗せ補助**している。

※　１支援の単位当たり加算補助額（年額）：1,956千円（令和３年度予算案）

○ 障害児３人以上の受入れを行う場合については、更に1名を配置するために必要な経費の補助を行う。（質の向上）【障害児受入強化推進事業】

※　１支援の単位当たり加算補助額（年額）：1,956千円（令和３年度予算案）

○ 医療的ケア児を受け入れるクラブには、看護職員を配置するために必要な経費の補助を行う。（質の向上）【障害児受入強化推進事業】

※　１支援の単位当たり加算補助額（年額）：4,029千円（令和３年度予算案）

○ 障害児を受け入れるために必要な**バリアフリー等の改修経費についても補助**。

※　補助額：1,000千円（令和３年度予算案）

［障害児受入れ推進に係る補助事業の沿革］

平成13年度　障害児受入促進試行事業の創設
　［障害児を４人以上受け入れるクラブへの加算］
平成15年度　人数要件の緩和［障害児４人以上→２人以上］
平成18年度　人数要件の撤廃［障害児２人以上→１人以上］
平成20年度　・１クラブ当たり加算補助額（年額）の大幅な増
　687千円→1,421千円
平成27年度　障害児受入強化推進事業の創設
平成29年度　・障害児受入強化推進事業の人数要件の緩和
　［障害児５人以上→３人以上］
　・医療的ケア児受入のための看護職員の配置

資料３

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【概要】（全国計）

１．放課後児童クラブ登録児童数等の状況

○　登録児童数及びクラブ数ともに年々増加傾向にあり、
・登録児童数は、対前年１１，７０１人増の１，３１１，００８人、
・クラブ数は、対前年７４４か所増の２６，６２５か所、
となっている。
○　また、利用できなかった児童数（待機児童数）は、対前年２，２６６人減少し、１５，９９５人となっている。

［クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移］

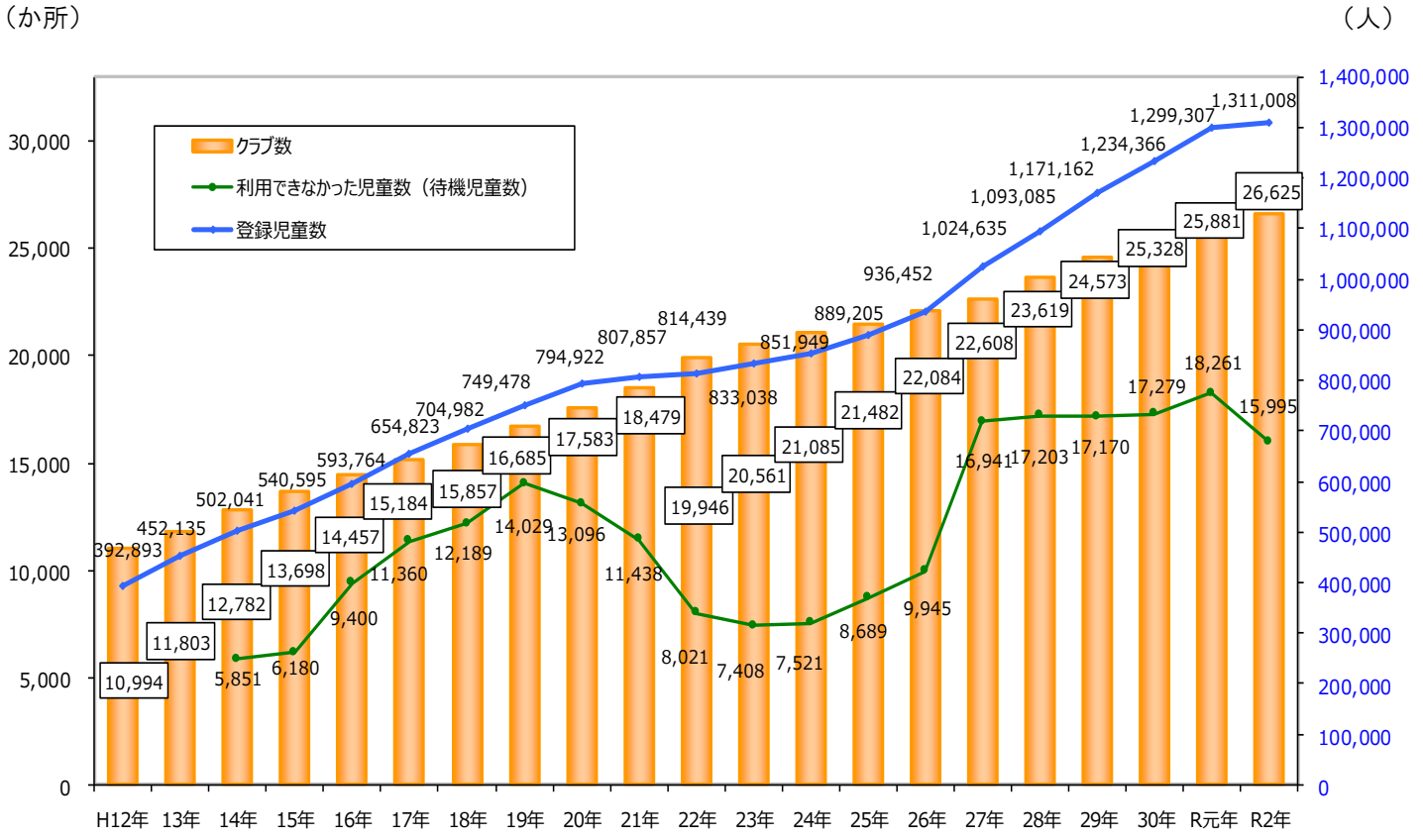

※5月1日現在（令和2年のみ7月1日現在）厚生労働省調査
※本調査は平成10年より実施

2. 設置・運営主体別実施状況

○　設置・運営主体別実施状況でみると、公立公営が全体の約３０％、公立民営のクラブが約４８％、民立民営が約２２％を占めている。

社会福祉法人	1,834か所	(6.9%)
NPO法人	982か所	(3.7%)
運営委員会・保護者会	1,466か所	(5.5%)
その他	1,493か所	(5.6%)

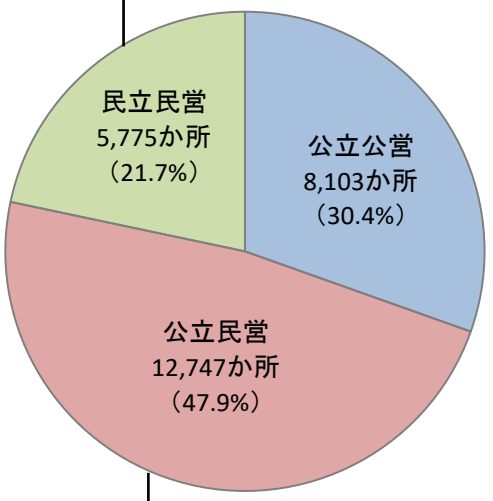

社会福祉法人	3,664か所	(13.8%)
NPO法人	1,835か所	(6.9%)
運営委員会・保護者会	3,381か所	(12.7%)
その他	3,867か所	(14.5%)

（参考）令和元年

社会福祉法人	1,768か所	(6.8%)
NPO法人	886か所	(3.4%)
運営委員会・保護者会	1,363か所	(5.3%)
その他	1,302か所	(5.0%)

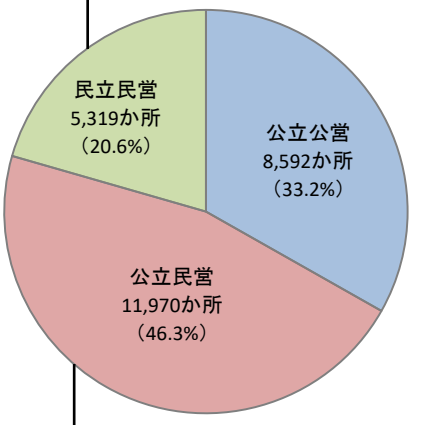

社会福祉法人	3,586か所	(13.9%)
NPO法人	1,707か所	(6.6%)
運営委員会・保護者会	3,667か所	(14.2%)
その他	3,010か所	(11.6%)

3. 設置場所の状況

○　設置場所では、学校の余裕教室が約２９％、学校敷地内の専用施設が約２５％と小学校内での合計が約54％、児童館・児童センターが約9％である。

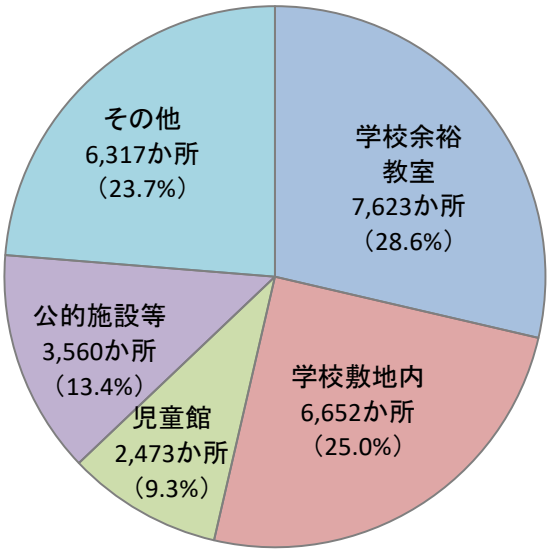

（参考）令和元年

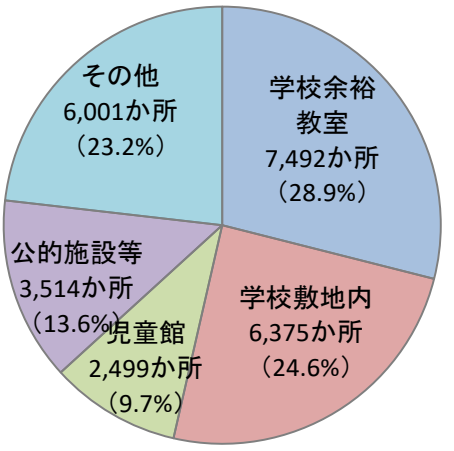

※「公的施設等」は、「公的施設利用」及び「公有地専用施設」を指す。

４. 登録児童数の規模別の状況

○　登録児童数の人数規模別でみると、４０人までの支援の単位が全体の約６４％を占めている。

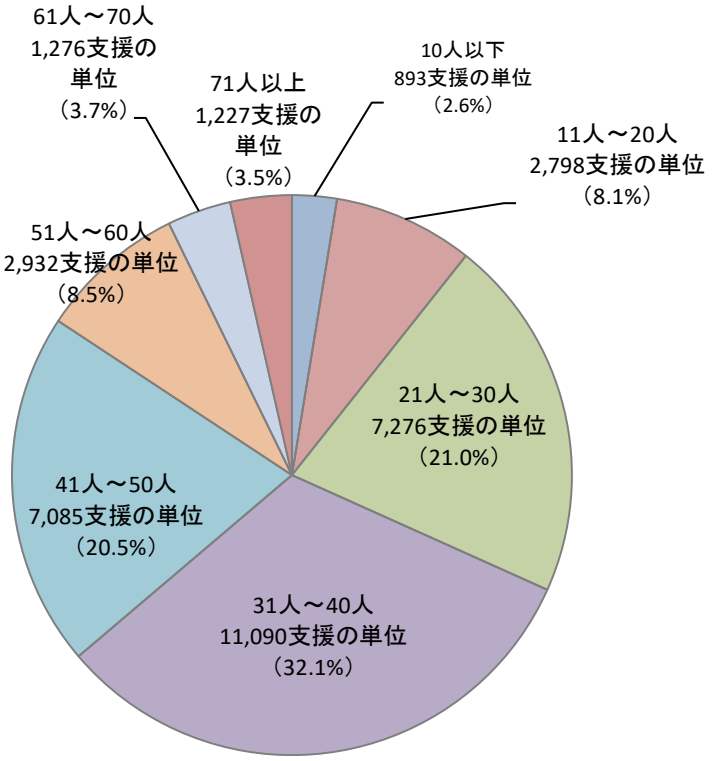

（参考）令和元年

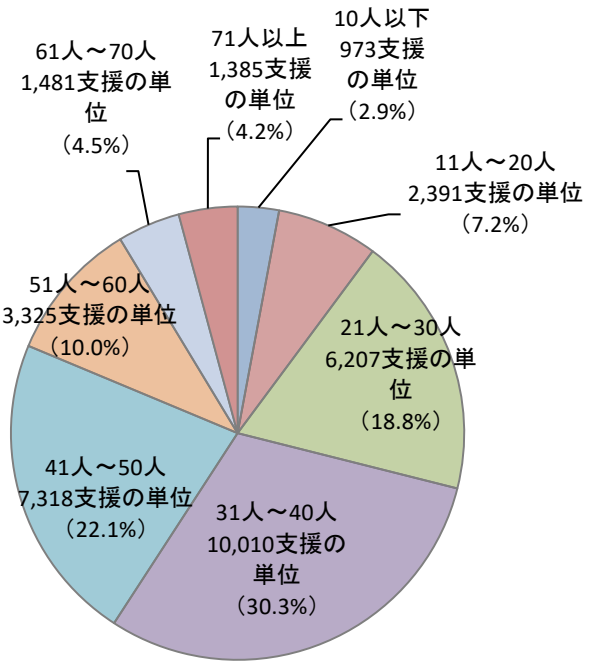

５. 学年別登録児童数の状況

○　低学年（小学１年生から小学３年生）の割合が前年比で増加している。
○　高学年（小学４年生から小学６年生）の割合が前年比で減少している。

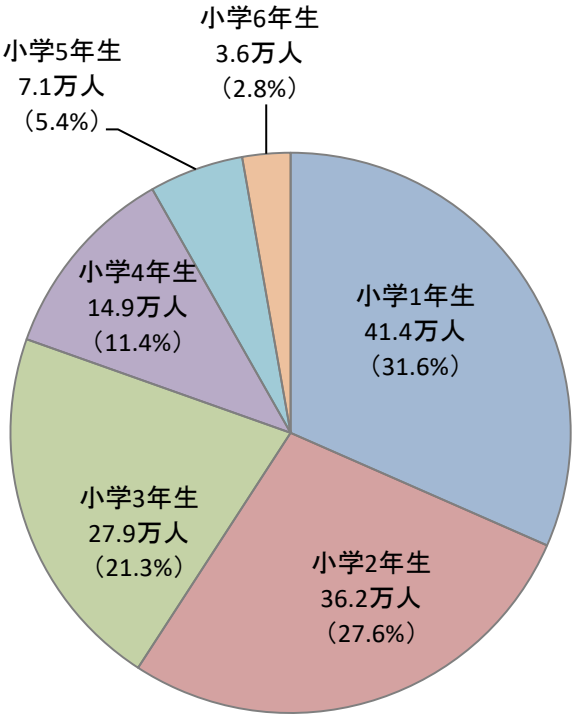

（参考）令和元年

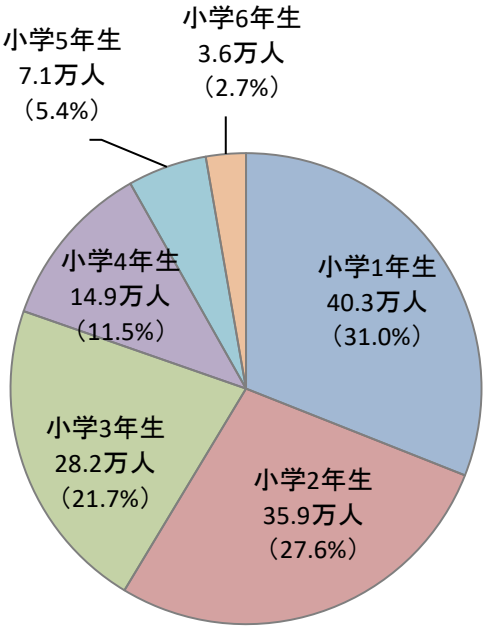

６. 終了時刻の状況（平日）

○　１８時半を超えて開所しているクラブが全体の約５８％を占めており、
　　増加傾向にある。

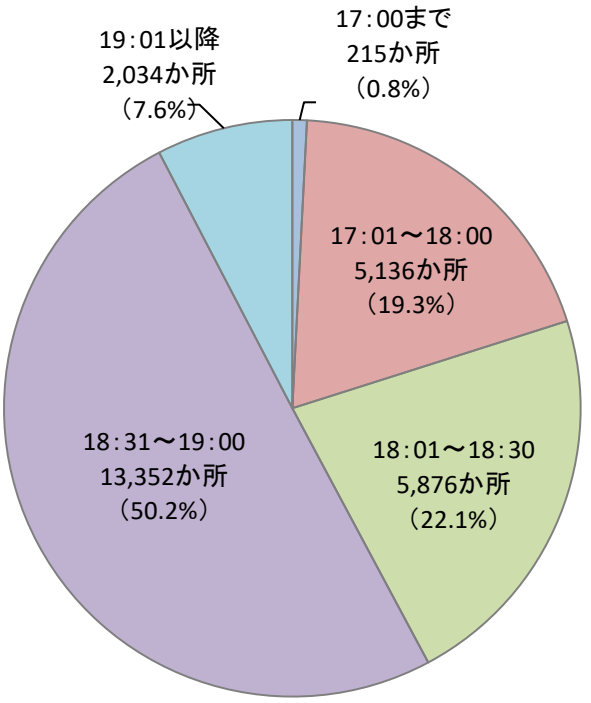

（参考）令和元年

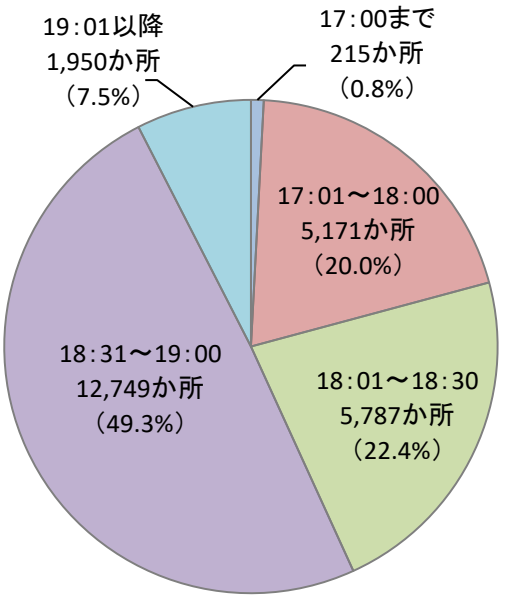

７. 待機児童数の学年別の状況

○　待機児童数の学年別の状況でみると、低学年（小学１年生から小学３年生）は
　前年比で１，１９０人減少、高学年（小学４年生から小学６年生）は前年比で
　１，０７６人減少した。

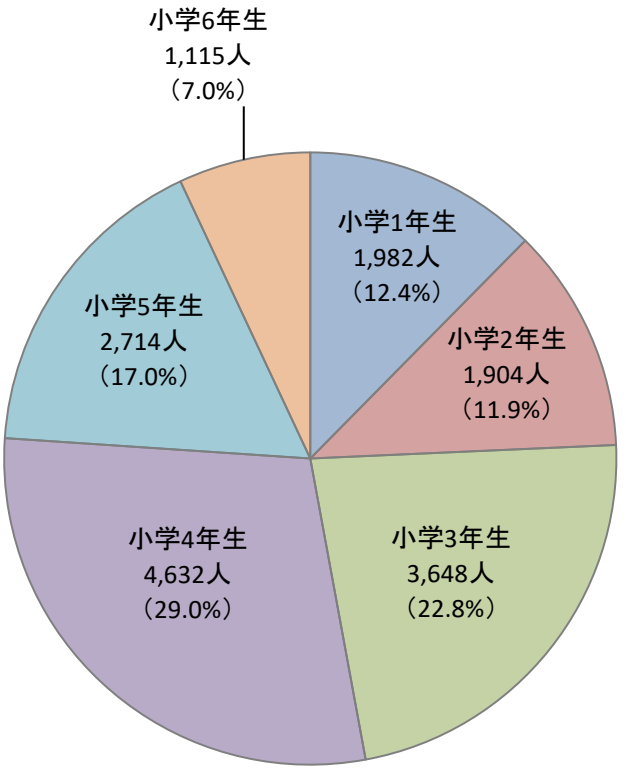

（参考）令和元年

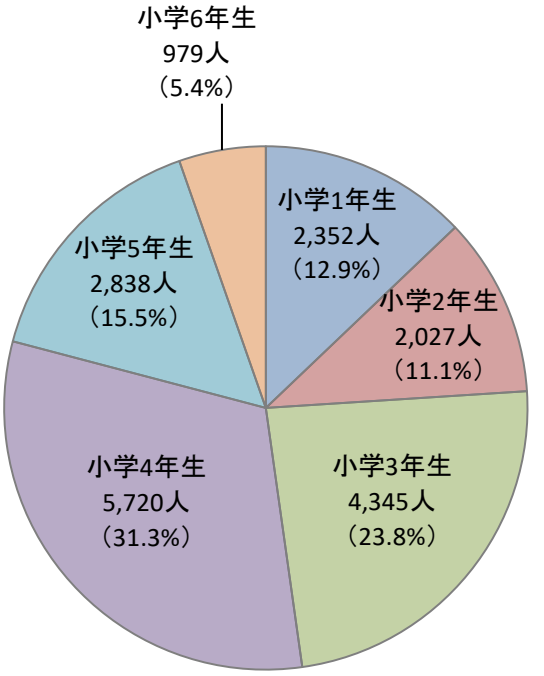

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況【詳細】

＊ 5月1日現在（令和2年のみ7月1日現在） 厚生労働省調査

（全都道府県計）

1　クラブ数、支援の単位数、利用定員数、登録児童数、実施市町村数及び実施小学校区数の状況

区分	令和 2 年	令和 元 年	増減
クラブ数	26,625か所	25,881か所	744か所
支援の単位数	34,577支援の単位	33,090支援の単位	1,487支援の単位
利用定員数	1,453,579人	1,382,973人	70,606人
登録児童数	1,311,008人	1,299,307人	11,701人
実施市町村数（割合） ［全市町村数］	1,623市町村(93.2%) ［1,741市町村］	1,618市町村(92.9%) ［1,741市町村］	5市町村 ［+0市町村］
実施小学校区数（割合） ［全小学校区数］	16,628小学校区(87.5%) ［19,011小学校区］	16,635小学校区(86.7%) ［19,277小学校区］	▲ 7市町村 ［▲ 266小学校区］

注1：実施市町村割合は、各年の全市町村数に対する割合、実施小学校区割合は、各年の全小学校区数に対する割合である。
注2：全小学校区数は、文部科学省が実施する学校基本調査における公立の小学校の総数（ただし、分校を除く）である。
注3：「市町村」は、特別区を含む。以下同じ。

(参考)過去5年間のクラブ数、登録児童数、実施市町村数の推移

区分	令和元年	平成30年	平成29年	平成28年	平成27年
クラブ数(か所)	25,881	25,328	24,573	23,619	22,608
増減	553	755	954	1,011	524
登録児童数（人）	1,299,307	1,234,366	1,171,162	1,093,085	1,024,635
増減	64,941	63,204	78,077	68,450	88,183
実施市町村数（割合） ［全市町村数］	1,618(92.9%) ［1,741］	1,619(93.0%) ［1,741］	1,619(93.0%) ［1,741］	1,606(92.2%) ［1,741］	1,603(92.1%) ［1,741］

2　設置･運営主体別クラブ数の状況

（か所）

区分		令和 2 年		令和 元 年		増減
公立公営		8,103	(30.4%)	8,592	(33.2%)	▲ 489
公立民営（合計）		12,747	(47.9%)	11,970	(46.3%)	777
	社会福祉法人	3,664	(13.8%)	3,586	(13.9%)	78
	公益社団法人等	1,156	(4.3%)	1,031	(4.0%)	125
	ＮＰＯ法人	1,835	(6.9%)	1,707	(6.6%)	128
	運営委員会・保護者会	3,381	(12.7%)	3,667	(14.2%)	▲ 286
	任意団体	256	(1.0%)	271	(1.0%)	▲ 15
	株式会社	2,109	(7.9%)	1,380	(5.3%)	729
	学校法人	196	(0.7%)	180	(0.7%)	16
	その他	150	(0.6%)	148	(0.6%)	2
民立民営（合計）		5,775	(21.7%)	5,319	(20.6%)	456
	社会福祉法人	1,834	(6.9%)	1,768	(6.8%)	66
	公益社団法人等	391	(1.5%)	294	(1.1%)	97
	ＮＰＯ法人	982	(3.7%)	886	(3.4%)	96
	運営委員会・保護者会	1,466	(5.5%)	1,363	(5.3%)	103
	任意団体	80	(0.3%)	77	(0.3%)	3
	株式会社	354	(1.3%)	269	(1.0%)	85
	学校法人	282	(1.1%)	286	(1.1%)	▲ 4
	その他	386	(1.4%)	376	(1.5%)	10
計		26,625	(100.0%)	25,881	(100.0%)	744

注1：(　　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。
注2：公立民営･民立民営については、その運営主体ごとの内訳を記載している。

3　実施場所別クラブ数の状況

（か所）

実施場所		令和 2 年		令和 元 年		増減
小学校		14,275	(53.6%)	13,867	(53.6%)	408
	学校の余裕教室	7,623	(28.6%)	7,492	(28.9%)	131
	学校敷地内専用施設	6,652	(25.0%)	6,375	(24.6%)	277
児童館･児童センター		2,473	(9.3%)	2,499	(9.7%)	▲ 26
公的施設利用		1,584	(5.9%)	1,596	(6.2%)	▲ 12
民家･アパート		1,598	(6.0%)	1,556	(6.0%)	42
保育所		774	(2.9%)	802	(3.1%)	▲ 28
公有地専用施設		1,976	(7.4%)	1,918	(7.4%)	58
民有地専用施設		1,658	(6.2%)	1,557	(6.0%)	101
幼稚園		299	(1.1%)	293	(1.1%)	6
団地集会所		100	(0.4%)	98	(0.4%)	2
空き店舗		811	(3.0%)	678	(2.6%)	133
認定こども園		536	(2.0%)	473	(1.8%)	63
その他		541	(2.0%)	544	(2.1%)	▲ 3
計		26,625	(100.0%)	25,881	(100.0%)	744

注：(　　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

4　実施規模別支援の単位数の状況

（支援の単位）

実施規模	令和 2 年		令和 元 年		増減
10人以下	893	(2.6%)	973	(2.9%)	▲ 80
11人～20人	2,798	(8.1%)	2,391	(7.2%)	407
21人～30人	7,276	(21.0%)	6,207	(18.8%)	1,069
31人～40人	11,090	(32.1%)	10,010	(30.3%)	1,080
41人～50人	7,085	(20.5%)	7,318	(22.1%)	▲ 233
51人～60人	2,932	(8.5%)	3,325	(10.0%)	▲ 393
61人～70人	1,276	(3.7%)	1,481	(4.5%)	▲ 205
71人以上	1,227	(3.5%)	1,385	(4.2%)	▲ 158
計	34,577	(100.0%)	33,090	(100.0%)	1,487

注：(　　)内は全支援の単位数(令和2年：34,577、令和元年：33,090)に対する割合である。

【参考】実施規模別クラブ数の状況

（か所）

実施規模	令和 2 年		令和 元 年		増減
10人以下	595	(2.2%)	636	(2.5%)	▲ 41
11人～20人	2,050	(7.7%)	1,894	(7.3%)	156
21人～30人	4,046	(15.2%)	3,590	(13.9%)	456
31人～40人	6,203	(23.3%)	5,579	(21.6%)	624
41人～50人	4,817	(18.1%)	4,930	(19.0%)	▲ 113
51人～60人	2,731	(10.3%)	2,912	(11.3%)	▲ 181
61人～70人	1,787	(6.7%)	1,917	(7.4%)	▲ 130
71人以上	4,396	(16.5%)	4,423	(17.1%)	▲ 27
計	26,625	(100.0%)	25,881	(100.0%)	744

注：(　　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

5　利用定員の設定規模別支援の単位数の状況

（支援の単位）

利用定員の設定規模	令和 2 年		令和 元 年		増減
10人以下	200	(0.6%)	179	(0.5%)	21
11人～20人	1,694	(4.9%)	1,727	(5.2%)	▲ 33
21人～30人	5,163	(14.9%)	5,055	(15.3%)	108
31人～40人	14,963	(43.3%)	13,896	(42.0%)	1,067
41人～50人	6,233	(18.0%)	6,003	(18.1%)	230
51人～60人	2,944	(8.5%)	3,072	(9.3%)	▲ 128
61人～70人	1,492	(4.3%)	1,525	(4.6%)	▲ 33
71人以上	1,575	(4.6%)	1,338	(4.0%)	237
設定していない	313	(0.9%)	295	(0.9%)	18
計	34,577	(100.0%)	33,090	(100.0%)	1,487

注：(　　)内は全支援の単位数(令和2年：34,577、令和元年：33,090)に対する割合である。

【参考】利用定員の設定規模別クラブ数の状況

（か所）

利用定員の設定規模	令和 2 年		令和 元 年		増減
10人以下	133	(0.5%)	130	(0.5%)	3
11人～20人	1,181	(4.4%)	1,221	(4.7%)	▲ 40
21人～30人	2,753	(10.3%)	2,732	(10.6%)	21
31人～40人	8,726	(32.8%)	8,301	(32.1%)	425
41人～50人	4,166	(15.6%)	4,168	(16.1%)	▲ 2
51人～60人	2,633	(9.9%)	2,571	(9.9%)	62
61人～70人	1,847	(6.9%)	1,934	(7.5%)	▲ 87
71人以上	5,001	(18.8%)	4,633	(17.9%)	368
設定していない	185	(0.7%)	191	(0.7%)	▲ 6
計	26,625	(100.0%)	25,881	(100.0%)	744

注：(　　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

6　学年別登録児童数の状況

（人）

学年	令和 2 年		令和 元 年		増減
小学1年生	414,050	(31.6%)	402,824	(31.0%)	11,226
小学2年生	361,607	(27.6%)	359,028	(27.6%)	2,579
小学3年生	278,695	(21.3%)	281,954	(21.7%)	▲ 3,259
小学4年生	148,941	(11.4%)	149,286	(11.5%)	▲ 345
小学5年生	71,370	(5.4%)	70,601	(5.4%)	769
小学6年生	36,345	(2.8%)	35,614	(2.7%)	731
計	1,311,008	(100.0%)	1,299,307	(100.0%)	11,701

注：(　　)内は各年の総数に対する割合である。

7　年間開所日数別クラブ数の状況

（か所）

開所日数	令和 2 年		令和 元 年		増減
199日以下	57	(0.2%)	62	(0.2%)	▲ 5
200日～249日	2,030	(7.6%)	1,886	(7.3%)	144
250日～279日	6,916	(26.0%)	6,222	(24.0%)	694
280日～299日	17,387	(65.3%)	17,477	(67.5%)	▲ 90
300日以上	235	(0.9%)	234	(0.9%)	1
計	26,625	(100.0%)	25,881	(100.0%)	744

注：(　　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

8　平日の開所時刻の状況

（か所）

開所時刻	令和 2 年		令和 元 年		増減
10:59以前	2,508	(9.4%)	3,010	(11.6%)	▲ 502
11:00 ～ 11:59	1,166	(4.4%)	2,361	(9.1%)	▲ 1,195
12:00 ～ 12:59	4,755	(17.9%)	7,028	(27.2%)	▲ 2,273
13:00 ～ 13:59	10,942	(41.1%)	9,233	(35.7%)	1,709
14:00以降	7,242	(27.2%)	4,240	(16.4%)	3,002
計	26,613	(100.0%)	25,872	(100.0%)	741

注1：(　　)内は各年の総数に対する割合である。
注2：[令和2年：26,613]、[令和元年：25,872)]は、平日に開所しているクラブ数
注3：令和元年は、それぞれ「11:00以前」「11:01～12:00」「12:01～13:00」「13:01～14:00」「14:01以降」として調査した結果である。

9　平日の終了時刻の状況

（か所）

終了時刻	令和 2 年		令和 元 年		増減
17:00まで	215	(0.8%)	215	(0.8%)	0
17:01 ～ 18:00	5,136	(19.3%)	5,171	(20.0%)	▲ 35
18:01 ～ 18:30	5,876	(22.1%)	5,787	(22.4%)	89
18:31 ～ 19:00	13,352	(50.2%)	12,749	(49.3%)	603
19:01以降	2,034	(7.6%)	1,950	(7.5%)	84
計	26,613	(100.0%)	25,872	(100.0%)	741

注1：(　　)内は各年の総数に対する割合である。
注2：[令和2年：26,613]、[令和元年：25,872)]は、平日に開所しているクラブ数

10　長期休暇等の開所時刻の状況

（か所）

開所時刻	令和 2 年	令和 元 年	増減
6:59以前	13　(0.0%)	13　(0.1%)	0
7:00 ～ 7:59	8,837　(33.4%)	8,078　(31.4%)	759
8:00 ～ 8:59	17,239　(65.2%)	17,227　(66.9%)	12
9:00 ～ 9:59	290　(1.1%)	371　(1.4%)	▲ 81
10:00以降	63　(0.2%)	63　(0.2%)	0
計	26,442　(100.0%)	25,752　(100.0%)	690

注1:(　)内は各年の総数に対する割合である。
注2:[令和2年:26,442]、[令和元年:25,752)]は、長期休暇等に開所しているクラブ数

11　長期休暇等の終了時刻の状況

（か所）

終了時刻	令和 2 年	令和 元 年	増減
17:00まで	353　(1.3%)	303　(1.2%)	50
17:01 ～ 18:00	5,452　(20.6%)	5,439　(21.1%)	13
18:01 ～ 18:30	5,771　(21.8%)	5,659　(22.0%)	112
18:31 ～ 19:00	12,984　(49.1%)	12,531　(48.7%)	453
19:01以降	1,882　(7.1%)	1,820　(7.1%)	62
計	26,442　(100.0%)	25,752　(100.0%)	690

注1:(　)内は各年の総数に対する割合である。
注2:[令和2年:26,442]、[令和元年:25,752)]は、長期休暇等に開所しているクラブ数

12　長期休暇等の開所状況

（か所）

開所状況	令和 2 年	令和 元 年	増減
土曜日 〔上記のうち、毎週開所以外〕	24,384　(91.6%) 〔6,440〕	23,794　(91.9%) 〔6,315〕	590 〔125〕
日曜日	1,413　(5.3%)	2,355　(9.1%)	▲ 942
夏休み等	25,841　(97.1%)	25,400　(98.1%)	441

注1:(　)内は全クラブ数(令和2年:26,625、令和元年:25,881)に対する割合である。
注2:〔　〕内は毎週開所以外のクラブ数である。

13　障害児受入数別クラブ数の状況

（か所）

受入数	令和 2 年	令和 元 年	増減
1人	5,169　(34.1%)	5,029　(34.4%)	140
2人	3,341　(22.0%)	3,406　(23.3%)	▲ 65
3人	2,314　(15.3%)	2,298　(15.7%)	16
4人	1,437　(9.5%)	1,336　(9.1%)	101
5人以上	2,894　(19.1%)	2,536　(17.4%)	358
計	15,155　(100.0%)	14,605　(100.0%)	550

注1:(　)内は各年の総数に対する割合である。
注2:全クラブ数に対して、障害児を受け入れているクラブの割合は、令和2年:56.9%、令和元年:56.4%である。

14　障害児受入の定員設定別クラブ数の状況

（か所）

定員設定の有無	令和 2 年	令和 元 年	増減
障害児受入の 定員無し	11,097　(73.2%)	10,606　(72.6%)	491
障害児受入の 定員有り	4,058　(26.8%)	3,999　(27.4%)	59
計	15,155　(100.0%)	14,605　(100.0%)	550

注1:(　)内は各年の総数に対する割合である。
注2:[令和2年:15,155]、[令和元年:14,605]は、障害児を受け入れているクラブ数。

15　障害児の学年別登録児童数の状況

（人）

学年	令和 2 年	令和 元 年	増減
小学1年生	11,208　(24.4%)	10,182　(23.8%)	1,026
小学2年生	11,539　(25.1%)	10,598　(24.8%)	941
小学3年生	9,979　(21.7%)	9,312　(21.8%)	667
小学4年生	6,698　(14.6%)	6,385　(14.9%)	313
小学5年生	4,038　(8.8%)	3,851　(9.0%)	187
小学6年生	2,539　(5.5%)	2,442　(5.7%)	97
計	46,001　(100.0%)	42,770　(100.0%)	3,231

注1:(　)内は各年の総数に対する割合である。
注2:全登録児童数に対する障害児の登録児童数の割合は、令和2年:3.5%、令和元年:3.3%である。

16　利用できなかった児童数（待機児童数）の状況

（人）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
小学1年生	1,982　(12.4%) [39]	2,352　(12.9%) [63]	▲ 370 [▲ 24]
小学2年生	1,904　(11.9%) [15]	2,027　(11.1%) [32]	▲ 123 [▲ 17]
小学3年生	3,648　(22.8%) [31]	4,345　(23.8%) [43]	▲ 697 [▲ 12]
小学4年生	4,632　(29.0%) [51]	5,720　(31.3%) [57]	▲ 1,088 [▲ 6]
小学5年生	2,714　(17.0%) [51]	2,838　(15.5%) [30]	▲ 124 [21]
小学6年生	1,115　(7.0%) [17]	979　(5.4%) [22]	136 [▲ 5]
計	15,995　(100.0%) [204]	18,261　(100.0%) [247]	▲ 2,266 [▲ 43]

注：(　)内は各年の総数に対する割合である。[　]内は障害児数であり、内数である。

17　新1年生の受入開始の状況

（か所）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
4月1日より受入	26,151　(98.2%)	25,372　(98.0%)	779

注：(　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

18　専用区画の有無の状況

（か所）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
専用区画有り	26,170　(98.3%)	25,418　(98.2%)	752

注：(　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

19　児童1人当たりの専用区画面積の状況

（か所）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
1.65㎡以上	21,397　(80.4%)	19,323　(74.7%)	2,074

注：(　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

20　雇用形態別放課後児童支援員等の数の状況

（人）

		令和 2 年	令和 元 年	増減
放課後児童支援員		95,871　(57.8%)	―	―
	常勤職員	48,712　(29.4%)	―	―
	常勤職員以外	47,159　(28.5%)	―	―
補助員		69,854　(42.2%)	―	―
	常勤職員	10,844　(6.5%)	―	―
	常勤職員以外	59,010　(35.6%)	―	―
常勤職員　計		59,556　(35.9%)	51,105　(33.3%)	8,451
常勤職員以外　計		106,169　(64.1%)	102,309　(66.7%)	3,860
計		165,725　(100.0%)	153,414　(100.0%)	12,311

注：(　)内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めない。

21　認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数の状況

（人）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
認定資格研修を修了した放課後児童支援員の数	86,677　(90.4%)	70,479　(71.3%)	16,198

注1：令和2年の(　)内は、市町村が条例によって定める基準における放課後児童支援員の人数(95,871)に対する割合である。
注2：令和元年の(　)内は、放課後児童支援員（認定資格研修の修了を予定している者を含む）の人数（98,905）に対する割合である。

22　一の支援の単位あたりの放課後児童支援員等の数の状況

（支援の単位）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
1人	145　(0.4%)	0　(0.0%)	145
2人	5,008　(14.5%)	5,448　(16.5%)	▲ 440
3人	7,016　(20.3%)	7,149　(21.6%)	▲ 133
4人	7,053　(20.4%)	6,843　(20.7%)	210
5人以上	15,355　(44.4%)	13,650　(41.3%)	1,705
計	34,577　(100.0%)	33,090　(100.0%)	1,487

注：(　)内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めない。

23　支援の単位ごとの実施規模別配置職員数の状況

（支援の単位）

実施規模	令和 2 年		令和 元 年		増減
登録児童数10人以下					
配置職員数1名	56	(6.7%)	0	(0.0%)	56
配置職員数2名	554	(66.3%)	466	(58.5%)	88
配置職員数3名	138	(16.5%)	124	(15.6%)	14
配置職員数4名	49	(5.9%)	62	(7.8%)	▲ 13
配置職員数5名以上	38	(4.6%)	144	(18.1%)	▲ 106
小計	835	(100.0%)	796	(100.0%)	39
登録児童数11人～20人					
配置職員数1名	43	(1.6%)	0	(0.0%)	43
配置職員数2名	1,615	(58.3%)	1,304	(56.9%)	311
配置職員数3名	772	(27.8%)	596	(26.0%)	176
配置職員数4名	234	(8.4%)	198	(8.6%)	36
配置職員数5名以上	108	(3.9%)	192	(8.4%)	▲ 84
小計	2,772	(100.0%)	2,290	(100.0%)	482
登録児童数21人～30人					
配置職員数1名	37	(0.5%)	0	(0.0%)	37
配置職員数2名	2,938	(40.7%)	2,670	(43.4%)	268
配置職員数3名	2,619	(36.3%)	2,149	(35.0%)	470
配置職員数4名	1,140	(15.8%)	898	(14.6%)	242
配置職員数5名以上	486	(6.7%)	431	(7.0%)	55
小計	7,220	(100.0%)	6,148	(100.0%)	1,072
登録児童数31人～40人					
配置職員数1名	19	(0.2%)	0	(0.0%)	19
配置職員数2名	3,468	(31.4%)	3,354	(33.7%)	114
配置職員数3名	4,015	(36.3%)	3,627	(36.4%)	388
配置職員数4名	2,334	(21.1%)	1,866	(18.7%)	468
配置職員数5名以上	1,212	(11.0%)	1,109	(11.1%)	103
小計	11,048	(100.0%)	9,956	(100.0%)	1,092
登録児童数41人～50人					
配置職員数1名	11	(0.2%)	0	(0.0%)	11
配置職員数2名	1,467	(20.8%)	1,721	(23.6%)	▲ 254
配置職員数3名	2,354	(33.4%)	2,616	(35.9%)	▲ 262
配置職員数4名	1,889	(26.8%)	1,790	(24.5%)	99
配置職員数5名以上	1,330	(18.9%)	1,169	(16.0%)	161
小計	7,051	(100.0%)	7,296	(100.0%)	▲ 245
登録児童数51人～60人					
配置職員数1名	2	(0.1%)	0	(0.0%)	2
配置職員数2名	409	(14.0%)	585	(17.6%)	▲ 176
配置職員数3名	863	(29.5%)	946	(28.5%)	▲ 83
配置職員数4名	838	(28.6%)	969	(29.2%)	▲ 131
配置職員数5名以上	816	(27.9%)	818	(24.7%)	▲ 2
小計	2,928	(100.0%)	3,318	(100.0%)	▲ 390
登録児童数61人～70人					
配置職員数1名	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0
配置職員数2名	129	(10.1%)	183	(12.4%)	▲ 54
配置職員数3名	273	(21.4%)	322	(21.8%)	▲ 49
配置職員数4名	377	(29.6%)	417	(28.2%)	▲ 40
配置職員数5名以上	496	(38.9%)	557	(37.7%)	▲ 61
小計	1,275	(100.0%)	1,479	(100.0%)	▲ 204
登録児童数71人以上					
配置職員数1名	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0
配置職員数2名	84	(6.9%)	122	(8.8%)	▲ 38
配置職員数3名	195	(15.9%)	173	(12.5%)	22
配置職員数4名	296	(24.2%)	332	(24.0%)	▲ 36
配置職員数5名以上	650	(53.1%)	755	(54.6%)	▲ 105
小計	1,225	(100.0%)	1,382	(100.0%)	▲ 157
合計	34,354		32,665		1,689

注1:(　　)内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。

注2:合計数(令和2年:34,354、令和元年:32,665)は特定の調査基準日(令和2年:7月3日(金)～5日(日)、令和元年:5月10(金)～12日(日))の間に開所した全支援の単位数である。

【参考】 支援の単位ごとの実施規模別放課後児童支援員数の状況

（1）放課後児童支援員数の状況

（支援の単位）

実施規模	令和 2 年		令和 元 年		増減
登録児童数10人以下					
放課後児童支援員数0名	23	(2.8%)	0	(0.0%)	23
放課後児童支援員数1名	414	(49.6%)	278	(34.9%)	136
放課後児童支援員数2名	330	(39.5%)	332	(41.7%)	▲ 2
放課後児童支援員数3名	46	(5.5%)	61	(7.7%)	▲ 15
放課後児童支援員数4名	13	(1.6%)	40	(5.0%)	▲ 27
放課後児童支援員数5名以上	9	(1.1%)	85	(10.7%)	▲ 76
小計	835	(100.0%)	796	(100.0%)	39
登録児童数11人～20人					
放課後児童支援員数0名	88	(3.2%)	0	(0.0%)	88
放課後児童支援員数1名	1,068	(38.5%)	736	(32.1%)	332
放課後児童支援員数2名	1,233	(44.5%)	1,070	(46.7%)	163
放課後児童支援員数3名	298	(10.8%)	304	(13.3%)	▲ 6
放課後児童支援員数4名	62	(2.2%)	89	(3.9%)	▲ 27
放課後児童支援員数5名以上	23	(0.8%)	91	(4.0%)	▲ 68
小計	2,772	(100.0%)	2,290	(100.0%)	482
登録児童数21人～30人					
放課後児童支援員数0名	178	(2.5%)	0	(0.0%)	178
放課後児童支援員数1名	2,384	(33.0%)	1,718	(27.9%)	666
放課後児童支援員数2名	3,088	(42.8%)	2,773	(45.1%)	315
放課後児童支援員数3名	1,150	(15.9%)	1,198	(19.5%)	▲ 48
放課後児童支援員数4名	305	(4.2%)	310	(5.0%)	▲ 5
放課後児童支援員数5名以上	115	(1.6%)	149	(2.4%)	▲ 34
小計	7,220	(100.0%)	6,148	(100.0%)	1,072
登録児童数31人～40人					
放課後児童支援員数0名	231	(2.1%)	0	(0.0%)	231
放課後児童支援員数1名	3,115	(28.2%)	2,324	(23.3%)	791
放課後児童支援員数2名	4,720	(42.7%)	4,348	(43.7%)	372
放課後児童支援員数3名	2,152	(19.5%)	2,198	(22.1%)	▲ 46
放課後児童支援員数4名	623	(5.6%)	759	(7.6%)	▲ 136
放課後児童支援員数5名以上	207	(1.9%)	327	(3.3%)	▲ 120
小計	11,048	(100.0%)	9,956	(100.0%)	1,092
登録児童数41人～50人					
放課後児童支援員数0名	115	(1.6%)	0	(0.0%)	115
放課後児童支援員数1名	1,612	(22.9%)	1,408	(19.3%)	204
放課後児童支援員数2名	2,852	(40.4%)	2,918	(40.0%)	▲ 66
放課後児童支援員数3名	1,543	(21.9%)	1,810	(24.8%)	▲ 267
放課後児童支援員数4名	663	(9.4%)	776	(10.6%)	▲ 113
放課後児童支援員数5名以上	266	(3.8%)	384	(5.3%)	▲ 118
小計	7,051	(100.0%)	7,296	(100.0%)	▲ 245
登録児童数51人～60人					
放課後児童支援員数0名	27	(0.9%)	0	(0.0%)	27
放課後児童支援員数1名	563	(19.2%)	478	(14.4%)	85
放課後児童支援員数2名	1,115	(38.1%)	1,149	(34.6%)	▲ 34
放課後児童支援員数3名	672	(23.0%)	887	(26.7%)	▲ 215
放課後児童支援員数4名	347	(11.9%)	514	(15.5%)	▲ 167
放課後児童支援員数5名以上	204	(7.0%)	290	(8.7%)	▲ 86
小計	2,928	(100.0%)	3,318	(100.0%)	▲ 390
登録児童数61人～70人					
放課後児童支援員数0名	16	(1.3%)	0	(0.0%)	16
放課後児童支援員数1名	227	(17.8%)	184	(12.4%)	43
放課後児童支援員数2名	417	(32.7%)	461	(31.2%)	▲ 44
放課後児童支援員数3名	296	(23.2%)	368	(24.9%)	▲ 72
放課後児童支援員数4名	198	(15.5%)	235	(15.9%)	▲ 37
放課後児童支援員数5名以上	121	(9.5%)	231	(15.6%)	▲ 110
小計	1,275	(100.0%)	1,479	(100.0%)	▲ 204
登録児童数71人以上					
放課後児童支援員数0名	33	(2.7%)	0	(0.0%)	33
放課後児童支援員数1名	129	(10.5%)	144	(10.4%)	▲ 15
放課後児童支援員数2名	353	(28.8%)	323	(23.4%)	30
放課後児童支援員数3名	284	(23.2%)	286	(20.7%)	▲ 2
放課後児童支援員数4名	187	(15.3%)	257	(18.6%)	▲ 70
放課後児童支援員数5名以上	239	(19.5%)	372	(26.9%)	▲ 133
小計	1,225	(100.0%)	1,382	(100.0%)	▲ 157
合計	34,354		32,665		―

注1：(　　)内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。
注2：合計数(令和2年：34,354、令和元年：32,665)は特定の調査基準日（令和2年：7月3日（金）～5日（日）、
令和元年：5月10（金）～12日（日））の間に開所した全支援の単位数である。

(2)設備運営基準を満たす放課後児童支援員数の状況

（支援の単位）

実施規模	令和 2 年		令和 元 年		増減
登録児童数10人以下					
放課後児童支援員数0名	78	(9.3%)	0	(0.0%)	78
放課後児童支援員数1名	439	(52.6%)	278	(34.9%)	161
放課後児童支援員数2名	265	(31.7%)	332	(41.7%)	▲ 67
放課後児童支援員数3名	34	(4.1%)	61	(7.7%)	▲ 27
放課後児童支援員数4名	12	(1.4%)	40	(5.0%)	▲ 28
放課後児童支援員数5名以上	7	(0.8%)	85	(10.7%)	▲ 78
小計	835	(100.0%)	796	(100.0%)	39
登録児童数11人～20人					
放課後児童支援員数0名	161	(5.8%)	0	(0.0%)	161
放課後児童支援員数1名	1,217	(43.9%)	736	(32.1%)	481
放課後児童支援員数2名	1,109	(40.0%)	1,070	(46.7%)	39
放課後児童支援員数3名	227	(8.2%)	304	(13.3%)	▲ 77
放課後児童支援員数4名	48	(1.7%)	89	(3.9%)	▲ 41
放課後児童支援員数5名以上	10	(0.4%)	91	(4.0%)	▲ 81
小計	2,772	(100.0%)	2,290	(100.0%)	482
登録児童数21人～30人					
放課後児童支援員数0名	321	(4.4%)	0	(0.0%)	321
放課後児童支援員数1名	2,757	(38.2%)	1,718	(27.9%)	1,039
放課後児童支援員数2名	2,935	(40.7%)	2,773	(45.1%)	162
放課後児童支援員数3名	926	(12.8%)	1,198	(19.5%)	▲ 272
放課後児童支援員数4名	211	(2.9%)	310	(5.0%)	▲ 99
放課後児童支援員数5名以上	70	(1.0%)	149	(2.4%)	▲ 79
小計	7,220	(100.0%)	6,148	(100.0%)	1,072
登録児童数31人～40人					
放課後児童支援員数0名	384	(3.5%)	0	(0.0%)	384
放課後児童支援員数1名	3,688	(33.4%)	2,324	(23.3%)	1,364
放課後児童支援員数2名	4,677	(42.3%)	4,348	(43.7%)	329
放課後児童支援員数3名	1,742	(15.8%)	2,198	(22.1%)	▲ 456
放課後児童支援員数4名	424	(3.8%)	759	(7.6%)	▲ 335
放課後児童支援員数5名以上	133	(1.2%)	327	(3.3%)	▲ 194
小計	11,048	(100.0%)	9,956	(100.0%)	1,092
登録児童数41人～50人					
放課後児童支援員数0名	212	(3.0%)	0	(0.0%)	212
放課後児童支援員数1名	1,953	(27.7%)	1,408	(19.3%)	545
放課後児童支援員数2名	2,905	(41.2%)	2,918	(40.0%)	▲ 13
放課後児童支援員数3名	1,364	(19.3%)	1,810	(24.8%)	▲ 446
放課後児童支援員数4名	449	(6.4%)	776	(10.6%)	▲ 327
放課後児童支援員数5名以上	168	(2.4%)	384	(5.3%)	▲ 216
小計	7,051	(100.0%)	7,296	(100.0%)	▲ 245
登録児童数51人～60人					
放課後児童支援員数0名	85	(2.9%)	0	(0.0%)	85
放課後児童支援員数1名	678	(23.2%)	478	(14.4%)	200
放課後児童支援員数2名	1,160	(39.6%)	1,149	(34.6%)	11
放課後児童支援員数3名	610	(20.8%)	887	(26.7%)	▲ 277
放課後児童支援員数4名	274	(9.4%)	514	(15.5%)	▲ 240
放課後児童支援員数5名以上	121	(4.1%)	290	(8.7%)	▲ 169
小計	2,928	(100.0%)	3,318	(100.0%)	▲ 390
登録児童数61人～70人					
放課後児童支援員数0名	38	(3.0%)	0	(0.0%)	38
放課後児童支援員数1名	294	(23.1%)	184	(12.4%)	110
放課後児童支援員数2名	432	(33.9%)	461	(31.2%)	▲ 29
放課後児童支援員数3名	283	(22.2%)	368	(24.9%)	▲ 85
放課後児童支援員数4名	151	(11.8%)	235	(15.9%)	▲ 84
放課後児童支援員数5名以上	77	(6.0%)	231	(15.6%)	▲ 154
小計	1,275	(100.0%)	1,479	(100.0%)	▲ 204
登録児童数71人以上					
放課後児童支援員数0名	20	(1.6%)	0	(0.0%)	20
放課後児童支援員数1名	217	(17.7%)	144	(10.4%)	73
放課後児童支援員数2名	402	(32.8%)	323	(23.4%)	79
放課後児童支援員数3名	278	(22.7%)	286	(20.7%)	▲ 8
放課後児童支援員数4名	143	(11.7%)	257	(18.6%)	▲ 114
放課後児童支援員数5名以上	165	(13.5%)	372	(26.9%)	▲ 207
小計	1,225	(100.0%)	1,382	(100.0%)	▲ 157
合計	34,354		32,665		1,689

注1：本項目における「放課後児童支援員」は、厚生労働省令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。
注2：(　　)内は各年、各人数規模の総数に対する割合である。
注3：合計数(令和2年：34,354、令和元年：32,665)は特定の調査基準日(令和2年：7月3日(金)～5日(日)、
　　令和元年：5月10(金)～12日(日))の間に開所した全支援の単位数である。

24　支援の単位ごとの時間別の職員配置の状況

(1)平日

（支援の単位）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
13:59以前			
配置職員数0名（開所時間外）	10,152　(29.4%)	11,138　(33.7%)	▲ 986
配置職員数1名	2,994　(8.7%)	0　(0.0%)	2,994
配置職員数2名	11,843　(34.3%)	12,308　(37.2%)	▲ 465
配置職員数3名	5,636　(16.3%)	5,513　(16.7%)	123
配置職員数4名	2,326　(6.7%)	2,308　(7.0%)	18
配置職員数5名以上	1,626　(4.7%)	1,823　(5.5%)	▲ 197
14:00～18:30			
配置職員数0名（開所時間外）	262　(0.8%)	481　(1.5%)	▲ 219
配置職員数1名	256　(0.7%)	0　(0.0%)	256
配置職員数2名	11,347　(32.8%)	11,115　(33.6%)	232
配置職員数3名	11,636　(33.7%)	10,896　(32.9%)	740
配置職員数4名	6,452　(18.7%)	5,970　(18.0%)	482
配置職員数5名以上	4,624　(13.4%)	4,628　(14.0%)	▲ 4
18:31以降			
配置職員数0名（開所時間外）	16,515　(47.8%)	16,728　(50.6%)	▲ 213
配置職員数1名	2,266　(6.6%)	0　(0.0%)	2,266
配置職員数2名	11,818　(34.2%)	12,203　(36.9%)	▲ 385
配置職員数3名	2,601　(7.5%)	2,682　(8.1%)	▲ 81
配置職員数4名	830　(2.4%)	914　(2.8%)	▲ 84
配置職員数5名以上	547　(1.6%)	563　(1.7%)	▲ 16

注1:(　)内は全支援の単位数(令和2年:34,577、令和元年:33,090)に対する割合である。
注2:特定の調査基準日(令和2年:7月3日(金)、令和元年:5月10日(金))の状況を示すものである。

(2)土曜日

（支援の単位）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
7:59以前			
配置職員数0名（開所時間外）	27,706　(80.1%)	26,479　(80.0%)	1,227
配置職員数1名	1,208　(3.5%)	0　(0.0%)	1,208
配置職員数2名	4,615　(13.3%)	5,458　(16.5%)	▲ 843
配置職員数3名	733　(2.1%)	720　(2.2%)	13
配置職員数4名	227　(0.7%)	260　(0.8%)	▲ 33
配置職員数5名以上	88　(0.3%)	173　(0.5%)	▲ 85
8:00～18:30			
配置職員数0名（開所時間外）	12,228　(35.4%)	11,266　(34.0%)	962
配置職員数1名	1,615　(4.7%)	0　(0.0%)	1,615
配置職員数2名	12,813　(37.1%)	13,448　(40.6%)	▲ 635
配置職員数3名	4,280　(12.4%)	4,451　(13.5%)	▲ 171
配置職員数4名	2,425　(7.0%)	2,487　(7.5%)	▲ 62
配置職員数5名以上	1,216　(3.5%)	1,438　(4.3%)	▲ 222
18:31以降			
配置職員数0名（開所時間外）	26,920　(77.9%)	25,802　(78.0%)	1,118
配置職員数1名	1,149　(3.3%)	0　(0.0%)	1,149
配置職員数2名	5,650　(16.3%)	6,263　(18.9%)	▲ 613
配置職員数3名	523　(1.5%)	629　(1.9%)	▲ 106
配置職員数4名	153　(0.4%)	211　(0.6%)	▲ 58
配置職員数5名以上	182　(0.5%)	185　(0.6%)	▲ 3

注1:(　)内は全支援の単位数(令和2年:34,577、令和元年:33,090)に対する割合である。
注2:特定の調査基準日(令和2年:7月4日(土)、令和元年:5月11日(土))の状況を示すものである。

(3)日曜日　　（支援の単位）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
7:59以前			
配置職員数0名（開所時間外）	34,498 (99.8%)	32,959 (99.6%)	1,539
配置職員数1名	11 (0.0%)	0 (0.0%)	11
配置職員数2名	53 (0.2%)	108 (0.3%)	▲ 55
配置職員数3名	7 (0.0%)	20 (0.1%)	▲ 13
配置職員数4名	6 (0.0%)	2 (0.0%)	4
配置職員数5名以上	2 (0.0%)	1 (0.0%)	1
8:00～18:30			
配置職員数0名（開所時間外）	34,441 (99.6%)	32,794 (99.1%)	1,647
配置職員数1名	11 (0.0%)	0 (0.0%)	11
配置職員数2名	68 (0.2%)	191 (0.6%)	▲ 123
配置職員数3名	31 (0.1%)	66 (0.2%)	▲ 35
配置職員数4名	12 (0.0%)	19 (0.1%)	▲ 7
配置職員数5名以上	14 (0.0%)	20 (0.1%)	▲ 6
18:31以降			
配置職員数0名（開所時間外）	34,513 (99.8%)	32,948 (99.6%)	1,565
配置職員数1名	6 (0.0%)	0 (0.0%)	6
配置職員数2名	49 (0.1%)	123 (0.4%)	▲ 74
配置職員数3名	4 (0.0%)	18 (0.1%)	▲ 14
配置職員数4名	3 (0.0%)	0 (0.0%)	3
配置職員数5名以上	2 (0.0%)	1 (0.0%)	1

注1:(　)内は全支援の単位数(令和2年:34,577、令和元年:33,090)に対する割合である。
注2:特定の調査基準日(令和2年:7月5日(日)、令和元年:5月12日(日))の状況を示すものである。

【参考】上記のうち放課後児童支援員の配置
(1)放課後児童支援員数の状況
①平日　　（支援の単位）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
13:59以前			
開所時間外	10,152 (29.4%)	11,138 (33.7%)	▲ 986
放課後児童支援員数0名	756 (2.2%)	0 (0.0%)	756
放課後児童支援員数1名	9,836 (28.4%)	6,432 (19.4%)	3,404
放課後児童支援員数2名	9,811 (28.4%)	10,372 (31.3%)	▲ 561
放課後児童支援員数3名	2,803 (8.1%)	3,356 (10.1%)	▲ 553
放課後児童支援員数4名	819 (2.4%)	1,077 (3.3%)	▲ 258
放課後児童支援員数5名以上	400 (1.2%)	715 (2.2%)	▲ 315
14:00～18:30			
開所時間外	262 (0.8%)	481 (1.5%)	▲ 219
放課後児童支援員数0名	817 (2.4%)	0 (0.0%)	817
放課後児童支援員数1名	10,659 (30.8%)	8,339 (25.2%)	2,320
放課後児童支援員数2名	13,797 (39.9%)	13,298 (40.2%)	499
放課後児童支援員数3名	5,911 (17.1%)	6,695 (20.2%)	▲ 784
放課後児童支援員数4名	2,074 (6.0%)	2,622 (7.9%)	▲ 548
放課後児童支援員数5名以上	1,057 (3.1%)	1,655 (5.0%)	▲ 598
18:31以降			
開所時間外	16,515 (47.8%)	16,728 (50.6%)	▲ 213
放課後児童支援員数0名	670 (1.9%)	0 (0.0%)	670
放課後児童支援員数1名	8,782 (25.4%)	6,266 (18.9%)	2,516
放課後児童支援員数2名	7,110 (20.6%)	8,063 (24.4%)	▲ 953
放課後児童支援員数3名	1,071 (3.1%)	1,420 (4.3%)	▲ 349
放課後児童支援員数4名	286 (0.8%)	387 (1.2%)	▲ 101
放課後児童支援員数5名以上	143 (0.4%)	226 (0.7%)	▲ 83

注1:(　)内は全支援の単位数(令和2年:34,577、令和元年:33,090)に対する割合である。
注2:特定の調査基準日(令和2年:7月3日(金)、令和元年:5月10日(金))の状況を示すものである。

②土曜日

（支援の単位）

	令和 2 年		令和 元 年		増減
7:59以前					
開所時間外	27,706	(80.1%)	26,479	(80.0%)	1,227
放課後児童支援員数0名	385	(1.1%)	0	(0.0%)	385
放課後児童支援員数1名	3,866	(11.2%)	2,956	(8.9%)	910
放課後児童支援員数2名	2,268	(6.6%)	3,111	(9.4%)	▲ 843
放課後児童支援員数3名	270	(0.8%)	367	(1.1%)	▲ 97
放課後児童支援員数4名	64	(0.2%)	105	(0.3%)	▲ 41
放課後児童支援員数5名以上	18	(0.1%)	72	(0.2%)	▲ 54
8:00～18:30					
開所時間外	12,228	(35.4%)	11,266	(34.0%)	962
放課後児童支援員数0名	785	(2.3%)	0	(0.0%)	785
放課後児童支援員数1名	9,549	(27.6%)	7,718	(23.3%)	1,831
放課後児童支援員数2名	8,939	(25.9%)	10,056	(30.4%)	▲ 1,117
放課後児童支援員数3名	2,057	(5.9%)	2,527	(7.6%)	▲ 470
放課後児童支援員数4名	691	(2.0%)	990	(3.0%)	▲ 299
放課後児童支援員数5名以上	328	(0.9%)	533	(1.6%)	▲ 205
18:31以降					
開所時間外	26,920	(77.9%)	25,802	(78.0%)	1,118
放課後児童支援員数0名	325	(0.9%)	0	(0.0%)	325
放課後児童支援員数1名	5,021	(14.5%)	3,820	(11.5%)	1,201
放課後児童支援員数2名	2,044	(5.9%)	2,971	(9.0%)	▲ 927
放課後児童支援員数3名	175	(0.5%)	310	(0.9%)	▲ 135
放課後児童支援員数4名	41	(0.1%)	91	(0.3%)	▲ 50
放課後児童支援員数5名以上	51	(0.1%)	96	(0.3%)	▲ 45

注1:(　)内は全支援の単位数(令和2年:34,577、令和元年:33,090)に対する割合である。

注2:特定の調査基準日(令和2年:7月4日(土)、令和元年:5月11日(土))の状況を示すものである。

③日曜日

（支援の単位）

	令和 2 年		令和 元 年		増減
7:59以前					
開所時間外	34,498	(99.8%)	32,959	(99.6%)	1,539
放課後児童支援員数0名	4	(0.0%)	0	(0.0%)	4
放課後児童支援員数1名	51	(0.1%)	73	(0.2%)	▲ 22
放課後児童支援員数2名	17	(0.0%)	52	(0.2%)	▲ 35
放課後児童支援員数3名	5	(0.0%)	5	(0.0%)	0
放課後児童支援員数4名	2	(0.0%)	1	(0.0%)	1
放課後児童支援員数5名以上	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0
8:00～18:30					
開所時間外	34,441	(99.6%)	32,794	(99.1%)	1,647
放課後児童支援員数0名	4	(0.0%)	0	(0.0%)	4
放課後児童支援員数1名	74	(0.2%)	134	(0.4%)	▲ 60
放課後児童支援員数2名	37	(0.1%)	112	(0.3%)	▲ 75
放課後児童支援員数3名	10	(0.0%)	35	(0.1%)	▲ 25
放課後児童支援員数4名	8	(0.0%)	9	(0.0%)	▲ 1
放課後児童支援員数5名以上	3	(0.0%)	6	(0.0%)	▲ 3
18:31以降					
開所時間外	34,513	(99.8%)	32,948	(99.6%)	1,565
放課後児童支援員数0名	7	(0.0%)	0	(0.0%)	7
放課後児童支援員数1名	37	(0.1%)	81	(0.2%)	▲ 44
放課後児童支援員数2名	18	(0.1%)	57	(0.2%)	▲ 39
放課後児童支援員数3名	2	(0.0%)	4	(0.0%)	▲ 2
放課後児童支援員数4名	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0
放課後児童支援員数5名以上	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0

注1:(　)内は全支援の単位数(令和2年:34,577、令和元年:33,090)に対する割合である。

注2:特定の調査基準日(令和2年:7月5日(日)、令和元年:5月12日(日))の状況を示すものである。

（2）設備運営基準を満たす放課後児童支援員数の状況

①平日

（支援の単位）

	令和 2 年		令和 元 年		増減
13:59以前					
開所時間外	10,152	(29.4%)	11,138	(33.7%)	▲ 986
放課後児童支援員数0名	1,481	(4.3%)	0	(0.0%)	1,481
放課後児童支援員数1名	10,713	(31.0%)	6,432	(19.4%)	4,281
放課後児童支援員数2名	9,012	(26.1%)	10,372	(31.3%)	▲ 1,360
放課後児童支援員数3名	2,330	(6.7%)	3,356	(10.1%)	▲ 1,026
放課後児童支援員数4名	605	(1.7%)	1,077	(3.3%)	▲ 472
放課後児童支援員数5名以上	284	(0.8%)	715	(2.2%)	▲ 431
14:00～18:30					
開所時間外	262	(0.8%)	481	(1.5%)	▲ 219
放課後児童支援員数0名	1,571	(4.5%)	0	(0.0%)	1,571
放課後児童支援員数1名	12,434	(36.0%)	8,339	(25.2%)	4,095
放課後児童支援員数2名	13,269	(38.4%)	13,298	(40.2%)	▲ 29
放課後児童支援員数3名	4,940	(14.3%)	6,695	(20.2%)	▲ 1,755
放課後児童支援員数4名	1,455	(4.2%)	2,622	(7.9%)	▲ 1,167
放課後児童支援員数5名以上	646	(1.9%)	1,655	(5.0%)	▲ 1,009
18:31以降					
開所時間外	16,515	(47.8%)	16,728	(50.6%)	▲ 213
放課後児童支援員数0名	1,355	(3.9%)	0	(0.0%)	1,355
放課後児童支援員数1名	9,438	(27.3%)	6,266	(18.9%)	3,172
放課後児童支援員数2名	6,147	(17.8%)	8,063	(24.4%)	▲ 1,916
放課後児童支援員数3名	874	(2.5%)	1,420	(4.3%)	▲ 546
放課後児童支援員数4名	193	(0.6%)	387	(1.2%)	▲ 194
放課後児童支援員数5名以上	55	(0.2%)	226	(0.7%)	▲ 171

注1：本項目における「放課後児童支援員」は、厚生労働省令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。

注2：(　　)内は全支援の単位数(令和2年：34,577、令和元年：33,090)に対する割合である。

注3：特定の調査基準日（令和2年：7月3日（金）、令和元年：5月10日（金））の状況を示すものである。

②土曜日

（支援の単位）

	令和 2 年		令和 元 年		増減
7:59以前					
開所時間外	27,706	(80.1%)	26,479	(80.0%)	1,227
放課後児童支援員数0名	705	(2.0%)	0	(0.0%)	705
放課後児童支援員数1名	4,065	(11.8%)	2,956	(8.9%)	1,109
放課後児童支援員数2名	1,836	(5.3%)	3,111	(9.4%)	▲ 1,275
放課後児童支援員数3名	206	(0.6%)	367	(1.1%)	▲ 161
放課後児童支援員数4名	49	(0.1%)	105	(0.3%)	▲ 56
放課後児童支援員数5名以上	10	(0.0%)	72	(0.2%)	▲ 62
8:00～18:30					
開所時間外	12,228	(35.4%)	11,266	(34.0%)	962
放課後児童支援員数0名	1,569	(4.5%)	0	(0.0%)	1,569
放課後児童支援員数1名	10,488	(30.3%)	7,718	(23.3%)	2,770
放課後児童支援員数2名	7,941	(23.0%)	10,056	(30.4%)	▲ 2,115
放課後児童支援員数3名	1,667	(4.8%)	2,527	(7.6%)	▲ 860
放課後児童支援員数4名	486	(1.4%)	990	(3.0%)	▲ 504
放課後児童支援員数5名以上	198	(0.6%)	533	(1.6%)	▲ 335
18:31以降					
開所時間外	26,920	(77.9%)	25,802	(78.0%)	1,118
放課後児童支援員数0名	572	(1.7%)	0	(0.0%)	572
放課後児童支援員数1名	5,149	(14.9%)	3,820	(11.5%)	1,329
放課後児童支援員数2名	1,730	(5.0%)	2,971	(9.0%)	▲ 1,241
放課後児童支援員数3名	165	(0.5%)	310	(0.9%)	▲ 145
放課後児童支援員数4名	32	(0.1%)	91	(0.3%)	▲ 59
放課後児童支援員数5名以上	9	(0.0%)	96	(0.3%)	▲ 87

注1：本項目における「放課後児童支援員」は、厚生労働省令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。

注2：(　　)内は全支援の単位数(令和2年：34,577、令和元年：33,090)に対する割合である。

注3：特定の調査基準日（令和2年：7月4日（金）、令和元年：5月10日（金））の状況を示すものである。

③日曜日

（支援の単位）

	令和 2 年		令和 元 年		増減
7:59以前					
開所時間外	34,498	(99.8%)	32,959	(99.6%)	1,539
放課後児童支援員数0名	22	(0.1%)	0	(0.0%)	22
放課後児童支援員数1名	39	(0.1%)	73	(0.2%)	▲ 34
放課後児童支援員数2名	16	(0.0%)	52	(0.2%)	▲ 36
放課後児童支援員数3名	2	(0.0%)	5	(0.0%)	▲ 3
放課後児童支援員数4名	0	(0.0%)	1	(0.0%)	▲ 1
放課後児童支援員数5名以上	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0
8:00～18:30					
開所時間外	34,441	(99.6%)	32,794	(99.1%)	1,647
放課後児童支援員数0名	29	(0.1%)	0	(0.0%)	29
放課後児童支援員数1名	68	(0.2%)	134	(0.4%)	▲ 66
放課後児童支援員数2名	28	(0.1%)	112	(0.3%)	▲ 84
放課後児童支援員数3名	4	(0.0%)	35	(0.1%)	▲ 31
放課後児童支援員数4名	4	(0.0%)	9	(0.0%)	▲ 5
放課後児童支援員数5名以上	3	(0.0%)	6	(0.0%)	▲ 3
18:31以降					
開所時間外	34,513	(99.8%)	32,948	(99.6%)	1,565
放課後児童支援員数0名	20	(0.1%)	0	(0.0%)	20
放課後児童支援員数1名	30	(0.1%)	81	(0.2%)	▲ 51
放課後児童支援員数2名	13	(0.0%)	57	(0.2%)	▲ 44
放課後児童支援員数3名	1	(0.0%)	4	(0.0%)	▲ 3
放課後児童支援員数4名	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0
放課後児童支援員数5名以上	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0

注1：本項目における「放課後児童支援員」は、厚生労働省令で定める設備運営基準における放課後児童支援員を指す。
注2：(　)内は全支援の単位数(令和2年：34,577、令和元年：33,090)に対する割合である。
注3：特定の調査基準日（令和2年：7月5日（金）、令和元年：5月10日（金））の状況を示すものである。

25　登録児童数が20人未満のクラブにおける放課後児童支援員等の兼務の状況

（か所）

	令和 2 年		令和 元 年		増減
放課後児童支援員等が兼務しているクラブ	242	(10.4%)	272	(12.1%)	▲ 30

注：(　)内は登録児童数が20人未満の放課後児童クラブ数(令和2年：2,324、令和元年：2,240)に対する割合である。

26　放課後児童支援員の資格の状況

（人）

	令和 2 年		令和 元 年		増減
設備運営基準第10条第3項一号	23,917	(24.9%)	24,043	(24.3%)	▲ 126
設備運営基準第10条第3項二号	684	(0.7%)	732	(0.7%)	▲ 48
設備運営基準第10条第3項三号	31,727	(33.1%)	32,116	(32.5%)	▲ 389
設備運営基準第10条第3項四号	24,461	(25.5%)	26,272	(26.6%)	▲ 1,811
設備運営基準第10条第3項五号	1,794	(1.9%)	2,006	(2.0%)	▲ 212
設備運営基準第10条第3項六号	130	(0.1%)	236	(0.2%)	▲ 106
設備運営基準第10条第3項七号	93	(0.1%)	157	(0.2%)	▲ 64
設備運営基準第10条第3項八号	59	(0.1%)	60	(0.1%)	▲ 1
設備運営基準第10条第3項九号	10,158	(10.6%)	10,646	(10.8%)	▲ 488
設備運営基準第10条第3項十号	2,774	(2.9%)	2,637	(2.7%)	137
その他	74	(0.1%)	0	(0.0%)	74
計	95,871	(100.0%)	98,905	(100.0%)	▲ 3,034

注1：(　)内は各年の総数に対する割合である。数値はボランティアを含めず、常勤・常勤以外を区別しない。
注2：設備運営基準第10条第3項
一　保育士の資格を有する者
二　社会福祉士の資格を有する者
三　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第九号において「高等学校卒業者等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
四　教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)第四条に規定する免許状を有する者
五　学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
六　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
七　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
八　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
九　高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市区町村長が適当と認めたもの
十　五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
注3：「その他」は、市町村が条例により、放課後児童支援員の資格要件として独自に定めるものを指す。

27　放課後児童支援員の配置状況

（支援の単位）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
市町村が定める条例基準における放課後児童支援員を配置している	33,643　(97.9%)	―	―
設備運営基準における放課後児童支援員を配置している	33,055　(96.2%)	―	―

注：(　)内は特定の調査基準日（令和2年：7月3～5日）の間に開所した全支援の単位数（令和2年：34,354）に対する割合である。

28　放課後子供教室との連携の状況

（か所）

実施状況	令和 2 年	令和 元 年	増減
同一小学校区内で放課後子供教室を実施	13,578　(51.0%)	13,376　(51.7%)	202
うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している	8,991　(33.8%)	9,005　(34.8%)	▲ 14
うち同一小学校内で実施	5,557　(38.9%)	5,361　(38.7%)	196
学校の余裕教室	2,984　(20.9%)	2,976　(21.5%)	8
学校敷地内専用施設	2,573　(18.0%)	2,385　(17.2%)	188

注1：「放課後子供教室」とは、文部科学省が実施する、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業。
注2：「同一小学校区内で放課後子供教室を実施」、「うち放課後子供教室の活動プログラムに参加している」における、(　)内は全クラブ数（令和2年：26,625、令和元年：25,881）に対する割合である。
注3：「うち同一小学校内で実施」における(　)内は、学校内で実施するクラブ数(令和2年：14,275、令和元年：13,867)に対する割合である。

29　基準条例に基づく運営内容の点検・確認の状況

（市町村）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
点検・確認有り	1,530　(94.3%)	1,482　(91.6%)	48

注：(　)内はクラブ実施市町村数(令和2年：1,623、令和元年：1,618)に対する割合である。

30　市町村における対象児童の範囲

（市町村）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
小学校1年生まで	0　(0.0%)	0　(0.0%)	0
小学校2年生まで	0　(0.0%)	0　(0.0%)	0
小学校3年生まで	52　(3.2%)	58　(3.6%)	▲ 6
小学校4年生まで	40　(2.5%)	49　(3.0%)	▲ 9
小学校5年生まで	1　(0.1%)	2　(0.1%)	▲ 1
小学校6年生まで	1,530　(94.3%)	1,509　(93.3%)	21
計	1,623　(100.0%)	1,618　(100.0%)	5

注1：(　)内はクラブ実施市町村数(令和2年：1,623、令和元年：1,618)に対する割合である。
注2：「対象児童の範囲」は、条例や要綱等において市町村が定めているものである。

31　対象としていない児童への対応

（市町村）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
放課後子供教室により対応している	29　(31.2%)	34　(31.2%)	▲ 5
自治体独自の放課後児童対策により対応している	3　(3.2%)	4　(3.7%)	▲ 1
児童館により対応している	15　(16.1%)	16　(14.7%)	▲ 1
その他	18　(19.4%)	20　(18.3%)	▲ 2
特に対応していない	28　(30.1%)	35　(32.1%)	▲ 7
計	93　(100.0%)	109　(100.0%)	▲ 16

注：(　)内は対象児童の範囲が「小学校6年生まで」以外と回答した市町村数（令和2年：93、令和元年：109）に対する割合である。

32　放課後児童クラブの情報提供の状況

（市町村）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
放課後児童クラブの情報提供あり	1,518　(93.5%)	1,478　(91.3%)	40

注1：(　)内はクラブ実施市町村数(令和2年：1,623、令和元年：1,618)に対する割合である。
注2：「情報提供」とは、市町村がホームページ等において、放課後児童クラブの基礎情報（施設名や所在地）を公開することを指す。

33　児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の状況

（市町村）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
児童福祉法34条の8の3に規定する検査等の実施あり	905　(55.8%)	799　(49.4%)	106

注：(　)内はクラブ実施市町村数(令和2年：1,623、令和元年：1,618)に対する割合である。

34　利用手続き（利用申込み・利用決定）の状況

（市町村）

利用申込み	令和 2 年	令和 元 年	増減
市町村のみで利用申込みの受付を行っている	16　(1.0%)	11　(0.7%)	5
クラブのみで利用申込みの受付を行っている	292　(18.0%)	297　(18.4%)	▲ 5
市町村もクラブも利用申込みの受付を行っている	1,315　(81.0%)	1,310　(81.0%)	5
計	1,623　(100.0%)	1,618　(100.0%)	5

注：(　)内はクラブ実施市町村数(令和2年：1,623、令和元年：1,618)に対する割合である。

利用決定	令和 2 年	令和 元 年	増減
市町村のみで利用決定を行っている	18　(1.1%)	15　(0.9%)	3
クラブのみで利用決定を行っている	279　(17.2%)	294　(18.2%)	▲ 15
市町村もクラブも利用決定を行っている	1,326　(81.7%)	1,309　(80.9%)	17
計	1,623　(100.0%)	1,618　(100.0%)	5

注：(　)内はクラブ実施市町村数(令和2年：1,623、令和元年：1,618)に対する割合である。

35　利用に係る優先的な取扱いの状況

（市町村）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
利用に係る優先的な取扱いを行っている	805　(49.6%)	791　(48.9%)	14

注：(　)内はクラブ実施市町村数(令和2年：1,623、令和元年：1,618)に対する割合である。

（市町村）

利用に係る優先的な取扱いの対象（複数回答）	令和 2 年			令和 元 年			増減
ひとり親家庭	628	(38.7%)	[78.0%]	610	(37.7%)	[77.1%]	18
生活保護世帯	329	(20.3%)	[40.9%]	314	(19.4%)	[39.7%]	15
主として生計を維持する者の失業により就労の必要性が高い場合	155	(9.6%)	[19.3%]	151	(9.3%)	[19.1%]	4
虐待又はDVの恐れがあることに該当する場合など、社会的養護が必要な場合	430	(26.5%)	[53.4%]	406	(25.1%)	[51.3%]	24
子どもが障害を有する場合	370	(22.8%)	[46.0%]	365	(22.6%)	[46.1%]	5
低学年の児童など、発達の程度の観点から配慮が必要と考えられる児童	658	(40.5%)	[81.7%]	644	(39.8%)	[81.4%]	14
育児休業を終了した場合	128	(7.9%)	[15.9%]	123	(7.6%)	[15.5%]	5
兄弟姉妹について同一の放課後児童クラブの利用を希望する場合	237	(14.6%)	[29.4%]	230	(14.2%)	[29.1%]	7
その他市町村が定める事由	230	(14.2%)	[28.6%]	217	(13.4%)	[27.4%]	13

注：(　)内はクラブ実施市町村数(令和2年：1,623、令和元年：1,618)に対する割合、[　]内は利用に係る優先的な取扱いを行っている市町村数（令和2年：805、令和元年：791）に対する割合である。

36　放課後児童クラブにおける利用料の徴収等の状況

（か所）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
利用料の徴収を行っている	25,610　(96.2%)	23,620　(91.3%)	1,990
利用料の減免を行っている	21,752　[84.9%]	19,057　[80.7%]	2,695

注1:(　)内は全クラブ数(令和2年:26,625、令和元年:25,881)に対する割合である。
注2:[　]内は利用料の徴収を行っているクラブ数(令和2年:25,610、令和元年:23,620)に対する割合である。
注3:おやつ代等の実費徴収のみ行うクラブを含む。

37　放課後児童クラブにおける月額利用料

（か所）

利用料の月額	令和 2 年	令和 元 年	増減
2,000円未満	419　(1.6%)	364　(1.5%)	55
2,000～4,000円未満	4,410　(17.2%)	4,132　(17.5%)	278
4,000～6,000円未満	7,176　(28.0%)	6,440　(27.3%)	736
6,000～8,000円未満	5,059　(19.8%)	4,757　(20.1%)	302
8,000～10,000円未満	3,620　(14.1%)	3,098　(13.1%)	522
10,000～12,000円未満	2,014　(7.9%)	1,864　(7.9%)	150
12,000～14,000円未満	827　(3.2%)	621　(2.6%)	206
14,000～16,000円未満	452　(1.8%)	420　(1.8%)	32
16,000円以上	―	589　(2.5%)	―
16,000～18,000円未満	312　(1.2%)	―	―
18,000～20,000円未満	98　(0.4%)	―	―
20,000円以上	251　(1.0%)	―	―
おやつ代等のみ徴収	972　(3.8%)	1,335　(5.7%)	▲ 363
計	25,610　(100.0%)	23,620　(100.0%)	1,990

注1:(　)内は利用料の徴収を行っているクラブ数(令和2年:25,610、令和元年:23,620)に対する割合である。

（か所）

平均月額実費徴収金	令和 2 年	令和 元 年	増減
実費徴収なし	9,550　(35.9%)	9,836　(38.0%)	▲ 286
500円未満	511　(1.9%)	455　(1.8%)	56
500～1,000円未満	1,453　(5.5%)	1,285　(5.0%)	168
1,000～1,500円未満	3,311　(12.4%)	3,103　(12.0%)	208
1,500～2,000円未満	4,241　(15.9%)	4,181　(16.2%)	60
2,000～2,500円未満	5,695　(21.4%)	5,191　(20.1%)	504
2,500～3,000円未満	1,031　(3.9%)	806　(3.1%)	225
3,000～3,500円未満	489　(1.8%)	569　(2.2%)	▲ 80
3,500円以上	344　(1.3%)	455　(1.8%)	▲ 111
計	26,625　(100.0%)	25,881　(100.0%)	744

注:(　)内は全クラブ数(令和2年:26,625、令和元年:25,881)に対する割合である。

38　放課後児童クラブにおける利用料の減免等の状況

（1）利用料減免の対象

（か所）

利用料減免の対象（複数回答）	令和 2 年			令和 元 年			増減
生活保護受給世帯	16,696	(62.7%)	[76.8%]	14,009	(54.1%)	[73.5%]	2,687
市町村民税非課税世帯	10,055	(37.8%)	[46.2%]	8,491	(32.8%)	[44.6%]	1,564
所得税非課税・市町村民税非課税世帯	2,877	(10.8%)	[13.2%]	2,150	(8.3%)	[11.3%]	727
就学援助受給世帯	6,024	(22.6%)	[27.7%]	5,405	(20.9%)	[28.4%]	619
ひとり親世帯	6,617	(24.9%)	[30.4%]	6,173	(23.9%)	[32.4%]	444
兄弟姉妹利用世帯	13,747	(51.6%)	[63.2%]	11,621	(44.9%)	[61.0%]	2,126
その他市町村が定める場合	9,674	(36.3%)	[44.5%]	8,153	(31.5%)	[42.8%]	1,521
その他クラブが定める場合	1,101	(4.1%)	[5.1%]	1,160	(4.5%)	[6.1%]	▲ 59

注：(　　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合、
　[　]内は利用料の減免を行っているクラブ数（令和2年：21,752、令和元年：19,057)に対する割合である。

（2）利用料減免の方法

（か所）

利用料減免の方法（複数回答）	令和 2 年			令和 元 年			増減
生活保護受給世帯	16,777	(63.0%)	[77.1%]	14,076	(54.4%)	[73.9%]	2,701
利用料の免除	13,386	(50.3%)	[61.5%]	11,291	(43.6%)	[59.2%]	2,095
利用料の半額のみ徴収	839	(3.2%)	[3.9%]	812	(3.1%)	[4.3%]	27
所得に応じて複数段階で減額	31	(0.1%)	[0.1%]	29	(0.1%)	[0.2%]	2
その他	2,521	(9.5%)	[11.6%]	1,944	(7.5%)	[10.2%]	577
市民税非課税世帯	10,130	(38.0%)	[46.6%]	8,570	(33.1%)	[45.0%]	1,560
利用料の免除	5,477	(20.6%)	[25.2%]	4,694	(18.1%)	[24.6%]	783
利用料の半額のみ徴収	2,034	(7.6%)	[9.4%]	1,713	(6.6%)	[9.0%]	321
所得に応じて複数段階で減額	359	(1.3%)	[1.7%]	152	(0.6%)	[0.8%]	207
その他	2,260	(8.5%)	[10.4%]	2,011	(7.8%)	[10.6%]	249
所得税非課税・市町村民税非課税世帯	2,910	(10.9%)	[13.4%]	2,159	(8.3%)	[11.3%]	751
利用料の免除	695	(2.6%)	[3.2%]	443	(1.7%)	[2.3%]	252
利用料の半額のみ徴収	868	(3.3%)	[4.0%]	699	(2.7%)	[3.7%]	169
所得に応じて複数段階で減額	555	(2.1%)	[2.6%]	670	(2.6%)	[3.5%]	▲ 115
その他	792	(3.0%)	[3.6%]	347	(1.3%)	[1.8%]	445
就学援助受給世帯	6,080	(22.8%)	[28.0%]	5,460	(21.1%)	[28.7%]	620
利用料の免除	2,379	(8.9%)	[10.9%]	2,357	(9.1%)	[12.4%]	22
利用料の半額のみ徴収	1,717	(6.4%)	[7.9%]	1,364	(5.3%)	[7.2%]	353
所得に応じて複数段階で減額	10	(0.0%)	[0.0%]	64	(0.2%)	[0.3%]	▲ 54
その他	1,974	(7.4%)	[9.1%]	1,675	(6.5%)	[8.8%]	299
ひとり親世帯	6,733	(25.3%)	[31.0%]	6,300	(24.3%)	[33.1%]	433
利用料の免除	388	(1.5%)	[1.8%]	339	(1.3%)	[1.8%]	49
利用料の半額のみ徴収	1,808	(6.8%)	[8.3%]	1,651	(6.4%)	[8.7%]	157
所得に応じて複数段階で減額	175	(0.7%)	[0.8%]	291	(1.1%)	[1.5%]	▲ 116
その他	4,362	(16.4%)	[20.1%]	4,019	(15.5%)	[21.1%]	343
兄弟姉妹利用世帯	14,500	(54.5%)	[66.7%]	12,361	(47.8%)	[64.9%]	2,139
利用料の免除	610	(2.3%)	[2.8%]	569	(2.2%)	[3.0%]	41
利用料の半額のみ徴収	5,497	(20.6%)	[25.3%]	4,740	(18.3%)	[24.9%]	757
所得に応じて複数段階で減額	60	(0.2%)	[0.3%]	79	(0.3%)	[0.4%]	▲ 19
その他	8,333	(31.3%)	[38.3%]	6,973	(26.9%)	[36.6%]	1,360
その他市町村が定める場合	10,612	(39.9%)	[48.8%]	9,026	(34.9%)	[47.4%]	1,586
利用料の免除	3,718	(14.0%)	[17.1%]	3,506	(13.5%)	[18.4%]	212
利用料の半額のみ徴収	2,147	(8.1%)	[9.9%]	2,010	(7.8%)	[10.5%]	137
所得に応じて複数段階で減額	666	(2.5%)	[3.1%]	389	(1.5%)	[2.0%]	277
その他	4,081	(15.3%)	[18.8%]	3,121	(12.1%)	[16.4%]	960
その他クラブが定める場合	1,309	(4.9%)	[6.0%]	1,340	(5.2%)	[7.0%]	▲ 31
利用料の免除	45	(0.2%)	[0.2%]	32	(0.1%)	[0.2%]	13
利用料の半額のみ徴収	131	(0.5%)	[0.6%]	144	(0.6%)	[0.8%]	▲ 13
所得に応じて複数段階で減額	205	(0.8%)	[0.9%]	183	(0.7%)	[1.0%]	22
その他	928	(3.5%)	[4.3%]	981	(3.8%)	[5.1%]	▲ 53

注：(　　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合、
　[　]内は利用料の減免を行っているクラブ数（令和2年：21,752、令和元年：19,057)に対する割合である。

39　指定管理者制度による実施の有無

（か所）

	令和 2 年		令和 元 年		増減
実施している	3,596	(28.2%)	3,371	(28.2%)	225
実施していない	9,151	(71.8%)	8,599	(71.8%)	552

注：(　　)内は公立民営クラブ数（令和2年：12,747、令和元年：11,970)に対する割合である。

40　おやつの提供の状況

（か所）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
おやつの提供有り	24,250　(91.1%)	23,693　(91.5%)	557
おやつの提供無し	2,375　(8.9%)	2,188　(8.5%)	187
計	26,625　(100.0%)	25,881　(100.0%)	744

注：(　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

（か所）

おやつの提供時刻	令和 2 年	令和 元 年	増減
13:00以前	1　(0.0%)	2　(0.0%)	▲ 1
13:00 ～ 14:00	51　(0.2%)	50　(0.2%)	1
14:01 ～ 15:00	1,949　(8.0%)	1,651　(7.0%)	298
15:01 ～ 16:00	16,926　(69.8%)	16,648　(70.3%)	278
16:01 ～ 17:00	4,885　(20.1%)	4,687　(19.8%)	198
17:00以降	438　(1.8%)	655　(2.8%)	▲ 217
計	24,250　(100.0%)	23,693　(100.0%)	557

注：(　)内はおやつの提供有りのクラブ数（令和2年：24,250、令和元年：23,693）に対する割合である。

41　保護者との連携の状況

（か所）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
子どもの出欠席等の把握	26,539　(99.7%)	25,786　(99.6%)	753
保護者からの相談への対応	26,573　(99.8%)	25,833　(99.8%)	740
保護者との連絡	26,577　(99.8%)	25,795　(99.7%)	782

注：(　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

42　育成支援の記録の状況

（か所）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
育成支援の内容を記録している	23,191　(87.1%)	22,467　(86.8%)	724

注：(　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

43　利用の開始等の情報提供の状況

（か所）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
利用の開始等に関する情報提供を実施している	26,330　(98.9%)	25,643　(99.1%)	687
保護者及び地域社会に対する情報提供を実施している	25,172　(94.5%)	24,188　(93.5%)	984

注：(　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

44　運営規程の状況

（か所）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
運営規程を定めている	25,644　(96.3%)	24,626　(95.2%)	1,018
運営規程を定めていない	981　(3.7%)	1,255　(4.8%)	▲ 274
計	26,625　(100.0%)	25,881　(100.0%)	744

注：(　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

（か所）

運営規程に定めている事項	令和 2 年			令和 元 年			増減
事業の目的及び運営の方針	25,585	(96.1%)	[99.8%]	24,562	(94.9%)	[99.7%]	1,023
職員の職種、員数及び職務の内容	24,995	(93.9%)	[97.5%]	23,904	(92.4%)	[97.1%]	1,091
開所している日及び時間	25,572	(96.0%)	[99.7%]	24,515	(94.7%)	[99.5%]	1,057
支援の内容及び該当支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額	25,201	(94.7%)	[98.3%]	24,125	(93.2%)	[98.0%]	1,076
利用定員	23,806	(89.4%)	[92.8%]	22,573	(87.2%)	[91.7%]	1,233
通常の事業の実施地域	24,783	(93.1%)	[96.6%]	23,723	(91.7%)	[96.3%]	1,060
事業の利用に当たっての留意事項	24,930	(93.6%)	[97.2%]	23,929	(92.5%)	[97.2%]	1,001
緊急時等における対応方法	24,763	(93.0%)	[96.6%]	23,664	(91.4%)	[96.1%]	1,099
非常災害対策	24,382	(91.6%)	[95.1%]	23,257	(89.9%)	[94.4%]	1,125
虐待の防止のための措置に関する事項	22,958	(86.2%)	[89.5%]	21,773	(84.1%)	[88.4%]	1,185
その他事業の運営に関する重要事項	10,895	(40.9%)	[42.5%]	10,632	(41.1%)	[43.2%]	263

注：(　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合、
　[　]内は運営規程を定めているクラブ数(令和2年：25,644、令和元年：24,626)に対する割合である。

45　虐待等の発生件数

（件）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
基準第12条に規定する虐待等の発生件数	0	0	0

注1：令和2年は平成31年4月1日～令和2年3月31日、令和元年は平成30年4月1日～平成31年3月31日の件数である。
注2：放課後児童クラブにおいて発生したものに限る。

46　職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿の整備状況

（か所）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
帳簿を整備している	26,113　(98.1%)	25,207　(97.4%)	906

注：(　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

47　適正な会計管理及び情報公開の状況

（か所）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
定期的な検査や決算報告を行っている	25,898　(97.3%)	24,762　(95.7%)	1,136
保護者や地域社会に対して情報公開を行っている	21,726　(81.6%)	20,920　(80.8%)	806

注：(　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

48　学校との連携状況

（か所）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
学校との情報交換を行っている	26,206　(98.4%)	25,541　(98.7%)	665
遊びと生活の場を広げるために学校施設を利用できるよう学校との連携を図っている	21,393　(80.3%)	20,637　(79.7%)	756

注：(　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

49　保育所、幼稚園等との連携状況

（か所）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
保育所、幼稚園等との連携を図っている	16,656　(62.6%)	15,826　(61.1%)	830

注：(　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

50　地域、関係機関との連携状況

（か所）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
地域組織や関係機関等との情報交換、相互交流を実施している	20,119　(75.6%)	19,507　(75.4%)	612
地域住民と連携した子どもの安全を確保する取組を実施している	16,188　(60.8%)	15,339　(59.3%)	849
医療・保健・福祉等機関と連携している	18,514　(69.5%)	17,809　(68.8%)	705

注：(　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

51　衛生管理・安全対策の状況

（か所）

		令和 2 年	令和 元 年	増減
衛生管理・感染症対応を行っている		25,614　(96.2%)	23,868　(92.2%)	1,746
事故・ケガ防止と対応	安全性についての点検を行っている	26,251　(98.6%)	25,330　(97.9%)	921
	マニュアルを作成し、適切な処置を行っている	24,459　(91.9%)	23,322　(90.1%)	1,137
	損害賠償保険に加入している	25,211　(94.7%)	24,511　(94.7%)	700
	傷害保険に加入している	26,185　(98.3%)	25,356　(98.0%)	829
防災・防犯対策	計画・マニュアル作成を行っている	24,446　(91.8%)	23,298　(90.0%)	1,148
	定期的な避難訓練を行っている	24,676　(92.7%)	23,572　(91.1%)	1,104
	緊急時の連絡体制を整備している	25,808　(96.9%)	24,884　(96.1%)	924
来所・帰宅時の安全確保を行っている		23,620　(88.7%)	22,984　(88.8%)	636

注：(　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

52　職場倫理の自覚の状況

（か所）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる	25,766　(96.8%)	24,869　(96.1%)	897

注：(　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

53　要望・苦情への対応状況

（か所）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
要望・苦情受付窓口を設置し、周知を図っている	24,613　(92.4%)	23,826　(92.1%)	787
苦情解決体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図っている	23,856　(89.6%)	22,853　(88.3%)	1,003

注：(　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

54　研修受講機会の提供状況

（か所）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
資質向上のための研修を実施している	25,856　(97.1%)	25,249　(97.6%)	607
職場内での教育訓練(OJT)を実施している	21,136　(79.4%)	20,206　(78.1%)	930
障害児受入のための研修を実施している	22,932　(86.1%)	22,368　(86.4%)	564

注：(　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

（か所）

職員1人あたりの研修受講回数	令和 2 年	令和 元 年	増減
1回未満	1,960　(7.4%)	1,516　(5.9%)	444
1回以上5回未満	14,960　(56.2%)	14,394　(55.6%)	566
5回以上10回未満	5,429　(20.4%)	5,663　(21.9%)	▲ 234
10回以上	4,276　(16.1%)	4,308　(16.6%)	▲ 32
計	26,625　(100.0%)	25,881　(100.0%)	744

注1：(　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

注2：「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修を除く。

（か所）

職員1人あたりの研修受講日数	令和 2 年	令和 元 年	増減
1日未満	1,963　(7.4%)	1,514　(5.8%)	449
1日以上5日未満	14,420　(54.2%)	13,953　(53.9%)	467
5日以上10日未満	5,695　(21.4%)	5,731　(22.1%)	▲ 36
10日以上	4,547　(17.1%)	4,683　(18.1%)	▲ 136
計	26,625　(100.0%)	25,881　(100.0%)	744

注1：(　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

注2：「研修」は、放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修を除く。

55　運営内容の定期的な自己評価の実施状況

（か所）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
自己評価の実施有り	14,462　(54.3%)	13,381　(51.7%)	1,081
評価を行う際に、子どもや保護者の意見を取り入れている	13,090　(49.2%)	11,961　(46.2%)	1,129

注：(　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

56　運営内容の第三者評価の実施状況

（か所）

	令和 2 年	令和 元 年	増減
第三者評価の実施有り	7,854　(29.5%)	6,956　(26.9%)	898

注：(　)内は全クラブ数(令和2年：26,625、令和元年：25,881)に対する割合である。

放課後児童クラブ数及び登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所，人）

No.	都道府県名	クラブ数	登録児童数
1	北海道	618	27,589
2	青森県	188	9,928
3	岩手県	309	12,780
4	宮城県	291	15,545
5	秋田県	193	9,605
6	山形県	262	11,823
7	福島県	248	13,307
8	茨城県	597	36,790
9	栃木県	523	19,952
10	群馬県	346	15,458
11	埼玉県	1,153	48,009
12	千葉県	913	39,961
13	東京都	1,771	109,110
14	神奈川県	477	22,384
15	新潟県	337	15,895
16	富山県	169	6,508
17	石川県	234	9,940
18	福井県	172	6,948
19	山梨県	223	10,108
20	長野県	344	21,178
21	岐阜県	307	13,794
22	静岡県	482	20,843
23	愛知県	746	41,475
24	三重県	427	17,184
25	滋賀県	312	15,048
26	京都府	245	14,210
27	大阪府	517	27,260
28	兵庫県	526	23,304
29	奈良県	208	12,327
30	和歌山県	143	6,017
31	鳥取県	118	5,272
32	島根県	171	6,167
33	岡山県	230	9,120
34	広島県	287	12,360
35	山口県	305	13,494
36	徳島県	188	8,162
37	香川県	167	6,746
38	愛媛県	218	8,793
39	高知県	88	3,075
40	福岡県	453	28,251
41	佐賀県	273	11,097
42	長崎県	235	9,615
43	熊本県	323	12,812
44	大分県	247	9,364
45	宮崎県	213	8,185
46	鹿児島県	399	15,553
47	沖縄県	434	17,076
都道府県合計		17,630	839,422

No.	指定都市名	クラブ数	登録児童数
48	札幌市	250	23,256
49	仙台市	231	13,780
50	さいたま市	281	11,323
51	千葉市	177	10,490
52	横浜市	587	24,350
53	川崎市	134	12,876
54	相模原市	118	7,123
55	新潟市	175	10,975
56	静岡市	89	5,629
57	浜松市	142	6,261
58	名古屋市	234	8,550
59	京都市	212	14,829
60	大阪市	190	6,201
61	堺市	92	8,653
62	神戸市	229	15,320
63	岡山市	208	8,243
64	広島市	338	11,541
65	北九州市	133	12,932
66	福岡市	139	15,080
67	熊本市	168	6,413
指定都市合計		4,127	233,825

No.	中核市名	クラブ数	登録児童数
68	函館市	60	2,480
69	旭川市	95	3,206
70	青森市	50	3,063
71	八戸市	47	2,021
72	盛岡市	61	2,844
73	秋田市	49	1,854
74	山形市	72	3,413
75	福島市	84	3,006
76	郡山市	61	2,847
77	いわき市	72	3,021
78	水戸市	92	4,901
79	宇都宮市	184	6,014
80	前橋市	78	4,131
81	高崎市	99	4,236
82	川越市	77	2,966
83	川口市	130	4,972
84	越谷市	51	2,892
85	船橋市	101	5,445
86	柏市	82	3,470
87	八王子市	136	6,160
88	横須賀市	72	2,152
89	富山市	117	6,626
90	金沢市	100	5,029
91	福井市	82	3,230
92	甲府市	52	1,754
93	長野市	90	8,585
94	岐阜市	46	3,390
95	豊橋市	97	3,429
96	岡崎市	48	3,056
97	豊田市	70	3,839
98	大津市	61	3,567
99	豊中市	41	4,120
100	吹田市	36	4,013
101	高槻市	70	3,089
102	枚方市	100	4,663
103	八尾市	82	3,660
104	寝屋川市	41	2,092
105	東大阪市	57	4,069
106	姫路市	121	4,601
107	尼崎市	84	3,142
108	明石市	28	3,242
109	西宮市	86	3,955
110	奈良市	48	3,649
111	和歌山市	104	3,485
112	鳥取市	71	3,026
113	松江市	72	2,968
114	倉敷市	153	5,532
115	呉市	60	2,833
116	福山市	72	5,972
117	下関市	39	2,473
118	高松市	126	4,622
119	松山市	124	5,514
120	高知市	95	4,029
121	久留米市	48	4,337
122	長崎市	96	6,097
123	佐世保市	73	2,645
124	大分市	68	5,089
125	宮崎市	54	4,411
126	鹿児島市	205	7,942
127	那覇市	98	4,892
中核市合計		4,868	237,761
総合計		26,625	1,311,008

令和2年7月1日　厚生労働省調査

放課後児童クラブ数（都道府県・指定都市・中核市別　対前年入り）

（単位：か所）

No.	都道府県名	令和２年	令和元年	増減
1	北海道	618	627	△ 9
2	青森県	188	192	△ 4
3	岩手県	309	304	5
4	宮城県	291	278	13
5	秋田県	193	195	△ 2
6	山形県	262	255	7
7	福島県	248	243	5
8	茨城県	597	598	△ 1
9	栃木県	523	494	29
10	群馬県	346	343	3
11	埼玉県	1,153	1,082	71
12	千葉県	913	880	33
13	東京都	1,771	1,745	26
14	神奈川県	477	456	21
15	新潟県	337	333	4
16	富山県	169	166	3
17	石川県	234	239	△ 5
18	福井県	172	168	4
19	山梨県	223	225	△ 2
20	長野県	344	342	2
21	岐阜県	307	308	△ 1
22	静岡県	482	470	12
23	愛知県	746	727	19
24	三重県	427	400	27
25	滋賀県	312	301	11
26	京都府	245	246	△ 1
27	大阪府	517	518	△ 1
28	兵庫県	526	520	6
29	奈良県	208	219	△ 11
30	和歌山県	143	139	4
31	鳥取県	118	115	3
32	島根県	171	167	4
33	岡山県	230	229	1
34	広島県	287	277	10
35	山口県	305	294	11
36	徳島県	188	186	2
37	香川県	167	165	2
38	愛媛県	218	208	10
39	高知県	88	85	3
40	福岡県	453	438	15
41	佐賀県	273	257	16
42	長崎県	235	223	12
43	熊本県	323	322	1
44	大分県	247	241	6
45	宮崎県	213	212	1
46	鹿児島県	399	387	12
47	沖縄県	434	410	24
都道府県合計		17,630	17,229	401

No.	指定都市名	令和２年	令和元年	増減
48	札幌市	250	252	△ 2
49	仙台市	231	223	8
50	さいたま市	281	266	15
51	千葉市	177	173	4
52	横浜市	587	535	52
53	川崎市	134	132	2
54	相模原市	118	116	2
55	新潟市	175	172	3
56	静岡市	89	88	1
57	浜松市	142	142	0
58	名古屋市	234	230	4
59	京都市	212	187	25
60	大阪市	190	191	△ 1
61	堺市	92	92	0
62	神戸市	229	228	1
63	岡山市	208	198	10
64	広島市	338	307	31
65	北九州市	133	133	0
66	福岡市	139	139	0
67	熊本市	168	153	15
指定都市合計		4,127	3,957	170

No.	中核市名	令和２年	令和元年	増減
68	函館市	60	59	1
69	旭川市	95	91	4
70	青森市	50	53	△ 3
71	八戸市	47	49	△ 2
72	盛岡市	61	57	4
73	秋田市	49	47	2
74	山形市	72	70	2
75	福島市	84	78	6
76	郡山市	61	57	4
77	いわき市	72	68	4
78	水戸市	92	86	6
79	宇都宮市	184	164	20
80	前橋市	78	73	5
81	高崎市	99	97	2
82	川越市	77	71	6
83	川口市	130	129	1
84	越谷市	51	50	1
85	船橋市	101	100	1
86	柏市	82	76	6
87	八王子市	136	130	6
88	横須賀市	72	72	0
89	富山市	117	114	3
90	金沢市	100	97	3
91	福井市	82	82	0
92	甲府市	52	49	3
93	長野市	90	90	0
94	岐阜市	46	46	0
95	豊橋市	97	92	5
96	岡崎市	48	46	2
97	豊田市	70	69	1
98	大津市	61	52	9
99	豊中市	41	41	0
100	吹田市	36	36	0
101	高槻市	70	67	3
102	枚方市	100	108	△ 8
103	八尾市	82	77	5
104	寝屋川市	41	41	0
105	東大阪市	57	60	△ 3
106	姫路市	121	117	4
107	尼崎市	84	74	10
108	明石市	28	29	△ 1
109	西宮市	86	75	11
110	奈良市	48	48	0
111	和歌山市	104	106	△ 2
112	鳥取市	71	67	4
113	松江市	72	68	4
114	倉敷市	153	141	12
115	呉市	60	57	3
116	福山市	72	74	△ 2
117	下関市	39	39	0
118	高松市	126	117	9
119	松山市	124	116	8
120	高知市	95	98	△ 3
121	久留米市	48	47	1
122	長崎市	96	96	0
123	佐世保市	73	73	0
124	大分市	68	65	3
125	宮崎市	54	52	2
126	鹿児島市	205	201	4
127	那覇市	98	91	7
中核市合計		4,868	4,695	173
総合計		26,625	25,881	744

※令和２年から「水戸市、吹田市」が中核市となったため、令和元年度公表データ「茨城県、大阪府」から当該中核市のクラブ数（水戸市86、吹田市36）を減算している。

令和2年7月1日（令和元年は5月1日）　厚生労働省調査

放課後児童クラブ登録児童数（都道府県・指定都市・中核市別　対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	令和２年	令和元年	増減
1	北海道	27, 589	29, 349	△ 1, 760
2	青森県	9, 928	9, 584	344
3	岩手県	12, 780	12, 594	186
4	宮城県	15, 545	15, 500	45
5	秋田県	9, 605	9, 700	△ 95
6	山形県	11, 823	11, 771	52
7	福島県	13, 307	13, 243	64
8	茨城県	36, 790	35, 456	1, 334
9	栃木県	19, 952	19, 803	149
10	群馬県	15, 458	15, 725	△ 267
11	埼玉県	48, 009	48, 331	△ 322
12	千葉県	39, 961	40, 228	△ 267
13	東京都	109, 110	104, 046	5, 064
14	神奈川県	22, 384	22, 112	272
15	新潟県	15, 895	15, 664	231
16	富山県	6, 508	6, 556	△ 48
17	石川県	9, 940	9, 936	4
18	福井県	6, 948	7, 765	△ 817
19	山梨県	10, 108	10, 065	43
20	長野県	21, 178	21, 541	△ 363
21	岐阜県	13, 794	13, 975	△ 181
22	静岡県	20, 843	20, 761	82
23	愛知県	41, 475	41, 456	19
24	三重県	17, 184	16, 820	364
25	滋賀県	15, 048	14, 730	318
26	京都府	14, 210	14, 103	107
27	大阪府	27, 260	28, 064	△ 804
28	兵庫県	23, 304	23, 544	△ 240
29	奈良県	12, 327	12, 308	19
30	和歌山県	6, 017	6, 109	△ 92
31	鳥取県	5, 272	5, 210	62
32	島根県	6, 167	6, 095	72
33	岡山県	9, 120	8, 871	249
34	広島県	12, 360	12, 468	△ 108
35	山口県	13, 494	13, 500	△ 6
36	徳島県	8, 162	8, 167	△ 5
37	香川県	6, 746	6, 915	△ 169
38	愛媛県	8, 793	8, 882	△ 89
39	高知県	3, 075	3, 218	△ 143
40	福岡県	28, 251	29, 304	△ 1, 053
41	佐賀県	11, 097	11, 481	△ 384
42	長崎県	9, 615	9, 456	159
43	熊本県	12, 812	12, 896	△ 84
44	大分県	9, 364	9, 378	△ 14
45	宮崎県	8, 185	8, 135	50
46	鹿児島県	15, 553	15, 098	455
47	沖縄県	17, 076	16, 192	884
都道府県合計		839, 422	836, 105	3, 317

No.	指定都市名	令和２年	令和元年	増減
48	札幌市	23, 256	20, 964	2, 292
49	仙台市	13, 780	13, 340	440
50	さいたま市	11, 323	11, 291	32
51	千葉市	10, 490	10, 388	102
52	横浜市	24, 350	19, 086	5, 264
53	川崎市	12, 876	12, 516	360
54	相模原市	7, 123	6, 795	328
55	新潟市	10, 975	10, 935	40
56	静岡市	5, 629	5, 633	△ 4
57	浜松市	6, 261	6, 254	7
58	名古屋市	8, 550	8, 421	129
59	京都市	14, 829	14, 704	125
60	大阪市	6, 201	6, 101	100
61	堺市	8, 653	9, 170	△ 517
62	神戸市	15, 320	15, 355	△ 35
63	岡山市	8, 243	8, 103	140
64	広島市	11, 541	11, 351	190
65	北九州市	12, 932	12, 575	357
66	福岡市	15, 080	16, 880	△ 1, 800
67	熊本市	6, 413	6, 689	△ 276
指定都市合計		233, 825	226, 551	7, 274

No.	中核市名	令和２年	令和元年	増減
68	函館市	2, 480	2, 359	121
69	旭川市	3, 206	3, 148	58
70	青森市	3, 063	3, 169	△ 106
71	八戸市	2, 021	1, 950	71
72	盛岡市	2, 844	2, 617	227
73	秋田市	1, 854	1, 722	132
74	山形市	3, 413	3, 306	107
75	福島市	3, 006	3, 011	△ 5
76	郡山市	2, 847	2, 824	23
77	いわき市	3, 021	3, 050	△ 29
78	水戸市	4, 901	4, 284	617
79	宇都宮市	6, 014	5, 690	324
80	前橋市	4, 131	4, 143	△ 12
81	高崎市	4, 236	4, 226	10
82	川越市	2, 966	2, 915	51
83	川口市	4, 972	5, 499	△ 527
84	越谷市	2, 892	2, 968	△ 76
85	船橋市	5, 445	5, 434	11
86	柏市	3, 470	3, 482	△ 12
87	八王子市	6, 160	6, 298	△ 138
88	横須賀市	2, 152	2, 050	102
89	富山市	6, 626	6, 986	△ 360
90	金沢市	5, 029	5, 130	△ 101
91	福井市	3, 230	3, 340	△ 110
92	甲府市	1, 754	1, 751	3
93	長野市	8, 585	8, 575	10
94	岐阜市	3, 390	3, 521	△ 131
95	豊橋市	3, 429	3, 491	△ 62
96	岡崎市	3, 056	3, 067	△ 11
97	豊田市	3, 839	3, 799	40
98	大津市	3, 567	3, 578	△ 11
99	豊中市	4, 120	4, 432	△ 312
100	吹田市	4, 013	3, 782	231
101	高槻市	3, 089	3, 154	△ 65
102	枚方市	4, 663	4, 840	△ 177
103	八尾市	3, 660	3, 646	14
104	寝屋川市	2, 092	2, 215	△ 123
105	東大阪市	4, 069	4, 243	△ 174
106	姫路市	4, 601	4, 610	△ 9
107	尼崎市	3, 142	3, 039	103
108	明石市	3, 242	3, 285	△ 43
109	西宮市	3, 955	3, 782	173
110	奈良市	3, 649	3, 748	△ 99
111	和歌山市	3, 485	3, 630	△ 145
112	鳥取市	3, 026	2, 876	150
113	松江市	2, 968	2, 825	143
114	倉敷市	5, 532	5, 191	341
115	呉市	2, 833	2, 976	△ 143
116	福山市	5, 972	5, 527	445
117	下関市	2, 473	2, 376	97
118	高松市	4, 622	4, 538	84
119	松山市	5, 514	5, 657	△ 143
120	高知市	4, 029	4, 175	△ 146
121	久留米市	4, 337	4, 541	△ 204
122	長崎市	6, 097	5, 881	216
123	佐世保市	2, 645	2, 623	22
124	大分市	5, 089	5, 091	△ 2
125	宮崎市	4, 411	4, 134	277
126	鹿児島市	7, 942	7, 682	260
127	那覇市	4, 892	4, 769	123
中核市合計		237, 761	236, 651	1, 110
総合計		1, 311, 008	1, 299, 307	11, 701

※令和２年から「水戸市、吹田市」が中核市となったため、令和元年度公表データ「茨城県、大阪府」から当該中核市の登録児童数（水戸市4, 284、吹田市3, 782）を減算している。

令和2年7月1日（令和元年は5月1日）　厚生労働省調査

利用できなかった児童数（待機児童数）（都道府県・指定都市・中核市別　対前年入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	令和２年	令和元年	増減
1	北海道	117	128	△ 11
2	青森県	10	73	△ 63
3	岩手県	232	178	54
4	宮城県	540	423	117
5	秋田県	40	54	△ 14
6	山形県	63	145	△ 82
7	福島県	545	313	232
8	茨城県	337	395	△ 58
9	栃木県	52	65	△ 13
10	群馬県	0	0	0
11	埼玉県	1,086	1,324	△ 238
12	千葉県	702	865	△ 163
13	東京都	3,139	3,282	△ 143
14	神奈川県	497	635	△ 138
15	新潟県	7	46	△ 39
16	富山県	63	69	△ 6
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	2	△ 2
19	山梨県	33	60	△ 27
20	長野県	10	41	△ 31
21	岐阜県	87	92	△ 5
22	静岡県	408	551	△ 143
23	愛知県	333	564	△ 231
24	三重県	56	55	1
25	滋賀県	261	122	139
26	京都府	32	44	△ 12
27	大阪府	204	262	△ 58
28	兵庫県	410	427	△ 17
29	奈良県	74	93	△ 19
30	和歌山県	35	83	△ 48
31	鳥取県	27	69	△ 42
32	島根県	118	150	△ 32
33	岡山県	47	53	△ 6
34	広島県	84	124	△ 40
35	山口県	245	415	△ 170
36	徳島県	125	38	87
37	香川県	19	9	10
38	愛媛県	138	242	△ 104
39	高知県	122	100	22
40	福岡県	298	589	△ 291
41	佐賀県	266	259	7
42	長崎県	39	24	15
43	熊本県	224	199	25
44	大分県	40	39	1
45	宮崎県	100	123	△ 23
46	鹿児島県	141	192	△ 51
47	沖縄県	611	633	△ 22
都道府県合計		12,017	13,649	△ 1,632

No.	指定都市名	令和２年	令和元年	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	4	13	△ 9
50	さいたま市	208	379	△ 171
51	千葉市	408	348	60
52	横浜市	0	―	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	86	84	2
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	43	86	△ 43
57	浜松市	271	471	△ 200
58	名古屋市	21	―	21
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	0	0
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	86	79	7
64	広島市	32	65	△ 33
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
指定都市合計		1,159	1,525	△ 366

No.	中核市名	令和２年	令和元年	増減
68	函館市	4	6	△ 2
69	旭川市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	0	2	△ 2
72	盛岡市	34	23	11
73	秋田市	11	9	2
74	山形市	0	0	0
75	福島市	19	37	△ 18
76	郡山市	245	130	115
77	いわき市	9	9	0
78	水戸市	6	68	△ 62
79	宇都宮市	0	0	0
80	前橋市	67	67	0
81	高崎市	0	0	0
82	川越市	0	0	0
83	川口市	0	0	0
84	越谷市	371	346	25
85	船橋市	311	327	△ 16
86	柏市	23	36	△ 13
87	八王子市	123	145	△ 22
88	横須賀市	28	16	12
89	富山市	51	28	23
90	金沢市	18	21	△ 3
91	福井市	0	0	0
92	甲府市	0	0	0
93	長野市	0	0	0
94	岐阜市	3	12	△ 9
95	豊橋市	2	196	△ 194
96	岡崎市	114	103	11
97	豊田市	0	0	0
98	大津市	0	0	0
99	豊中市	0	0	0
100	吹田市	26	14	12
101	高槻市	38	49	△ 11
102	枚方市	0	26	△ 26
103	八尾市	0	0	0
104	寝屋川市	0	0	0
105	東大阪市	21	101	△ 80
106	姫路市	51	124	△ 73
107	尼崎市	414	380	34
108	明石市	0	0	0
109	西宮市	36	23	13
110	奈良市	0	0	0
111	和歌山市	168	0	168
112	鳥取市	0	0	0
113	松江市	39	40	△ 1
114	倉敷市	45	30	15
115	呉市	0	0	0
116	福山市	0	0	0
117	下関市	45	59	△ 14
118	高松市	109	252	△ 143
119	松山市	51	140	△ 89
120	高知市	17	77	△ 60
121	久留米市	0	0	0
122	長崎市	0	0	0
123	佐世保市	3	5	△ 2
124	大分市	16	5	11
125	宮崎市	145	76	69
126	鹿児島市	106	68	38
127	那覇市	50	37	13
中核市合計		2,819	3,087	△ 268
総合計		15,995	18,261	△ 2,266

※令和２年から「水戸市、吹田市」が中核市となったため、令和元年度公表データ「茨城県、大阪府」から当該中核市の待機児童数（水戸市68、吹田市14）を減算している。

令和2年7月1日（令和元年は5月1日）　厚生労働省調査

令和2年7月1日 利用できなかった児童（待機児童）マップ （都道府県別）

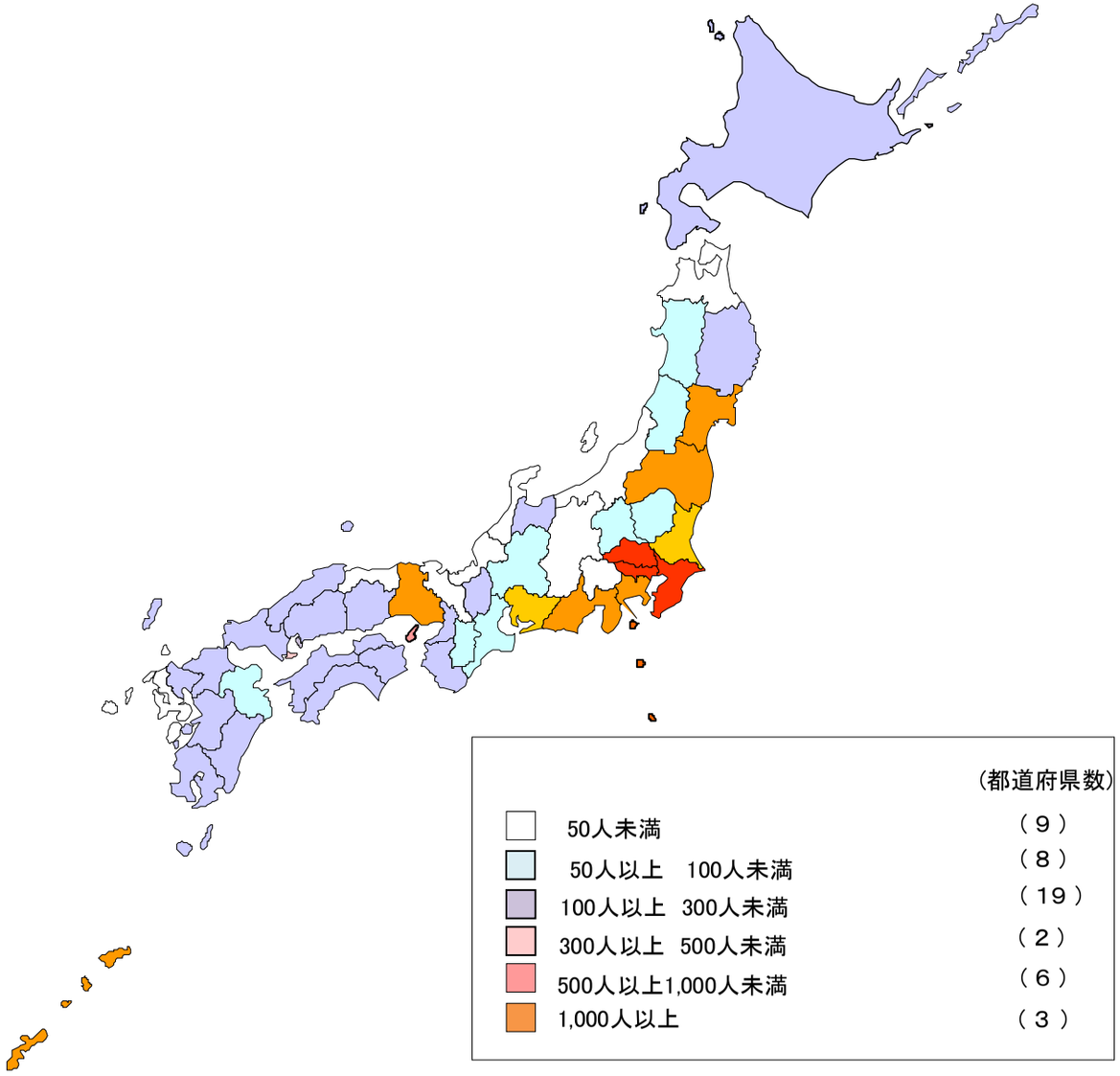

注：各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

都道府県	利用できなかった児童数
	人
北海道	121
青森県	10
岩手県	266
宮城県	544
秋田県	51
山形県	63
福島県	818
茨城県	343
栃木県	52
群馬県	67
埼玉県	1,665
千葉県	1,444
東京都	3,262
神奈川県	611
新潟県	7
富山県	114
石川県	18
福井県	0
山梨県	33
長野県	10
岐阜県	90
静岡県	722
愛知県	470
三重県	56
滋賀県	261
京都府	32
大阪府	289
兵庫県	911
奈良県	74
和歌山県	203
鳥取県	27
島根県	157
岡山県	178
広島県	116
山口県	290
徳島県	125
香川県	128
愛媛県	189
高知県	139
福岡県	298
佐賀県	266
長崎県	42
熊本県	224
大分県	56
宮崎県	245
鹿児島県	247
沖縄県	661
計	15,995

利用できなかった児童（待機児童）がいる市町村数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：市町村）

No.	都道府県名	令和２年	令和元年	増減
1	北海道	9	13	△ 4
2	青森県	1	5	△ 4
3	岩手県	8	8	0
4	宮城県	12	11	1
5	秋田県	3	4	△ 1
6	山形県	5	7	△ 2
7	福島県	9	12	△ 3
8	茨城県	11	13	△ 2
9	栃木県	4	5	△ 1
10	群馬県	0	0	0
11	埼玉県	21	25	△ 4
12	千葉県	19	19	0
13	東京都	35	34	1
14	神奈川県	9	11	△ 2
15	新潟県	1	4	△ 3
16	富山県	4	2	2
17	石川県	0	0	0
18	福井県	0	1	△ 1
19	山梨県	5	4	1
20	長野県	2	6	△ 4
21	岐阜県	5	8	△ 3
22	静岡県	14	13	1
23	愛知県	10	18	△ 8
24	三重県	5	11	△ 6
25	滋賀県	8	7	1
26	京都府	1	3	△ 2
27	大阪府	9	11	△ 2
28	兵庫県	11	10	1
29	奈良県	5	10	△ 5
30	和歌山県	6	6	0
31	鳥取県	2	2	0
32	島根県	5	4	1
33	岡山県	5	4	1
34	広島県	5	5	0
35	山口県	5	6	△ 1
36	徳島県	5	3	2
37	香川県	2	2	0
38	愛媛県	6	7	△ 1
39	高知県	7	9	△ 2
40	福岡県	19	23	△ 4
41	佐賀県	7	7	0
42	長崎県	5	4	1
43	熊本県	11	13	△ 2
44	大分県	3	5	△ 2
45	宮崎県	11	7	4
46	鹿児島県	6	10	△ 4
47	沖縄県	16	21	△ 5
都道府県合計		352	413	△ 61

No.	指定都市名	令和２年	令和元年	増減
48	札幌市	0	0	0
49	仙台市	1	1	0
50	さいたま市	1	1	0
51	千葉市	1	1	0
52	横浜市	0	―	0
53	川崎市	0	0	0
54	相模原市	1	1	0
55	新潟市	0	0	0
56	静岡市	1	1	0
57	浜松市	1	1	0
58	名古屋市	1	―	1
59	京都市	0	0	0
60	大阪市	0	0	0
61	堺市	0	0	0
62	神戸市	0	0	0
63	岡山市	1	1	0
64	広島市	1	1	0
65	北九州市	0	0	0
66	福岡市	0	0	0
67	熊本市	0	0	0
指定都市合計		9	8	1

No.	中核市名	令和２年	令和元年	増減
68	函館市	1	1	0
69	旭川市	0	0	0
70	青森市	0	0	0
71	八戸市	0	1	△ 1
72	盛岡市	1	1	0
73	秋田市	1	1	0
74	山形市	0	0	0
75	福島市	1	1	0
76	郡山市	1	1	0
77	いわき市	1	1	0
78	水戸市	1	1	0
79	宇都宮市	0	0	0
80	前橋市	1	1	0
81	高崎市	0	0	0
82	川越市	0	0	0
83	川口市	0	0	0
84	越谷市	1	1	0
85	船橋市	1	1	0
86	柏市	1	1	0
87	八王子市	1	1	0
88	横須賀市	1	1	0
89	富山市	1	1	0
90	金沢市	1	1	0
91	福井市	0	0	0
92	甲府市	0	0	0
93	長野市	0	0	0
94	岐阜市	1	1	0
95	豊橋市	1	1	0
96	岡崎市	1	1	0
97	豊田市	0	0	0
98	大津市	0	0	0
99	豊中市	0	0	0
100	吹田市	1	1	0
101	高槻市	1	1	0
102	枚方市	0	1	△ 1
103	八尾市	0	0	0
104	寝屋川市	0	0	0
105	東大阪市	1	1	0
106	姫路市	1	1	0
107	尼崎市	1	1	0
108	明石市	0	0	0
109	西宮市	1	1	0
110	奈良市	0	0	0
111	和歌山市	1	0	1
112	鳥取市	0	0	0
113	松江市	1	1	0
114	倉敷市	1	1	0
115	呉市	0	0	0
116	福山市	0	0	0
117	下関市	1	1	0
118	高松市	1	1	0
119	松山市	1	1	0
120	高知市	1	1	0
121	久留米市	0	0	0
122	長崎市	0	0	0
123	佐世保市	1	1	0
124	大分市	1	1	0
125	宮崎市	1	1	0
126	鹿児島市	1	1	0
127	那覇市	1	1	0
中核市合計		36	37	△ 1
総合計		397	458	△ 61

※令和２年から「水戸市、吹田市」が中核市となったため、令和元年度公表データ「茨城県、大阪府」から当該中核市の数（水戸市1、吹田市1）を減算している。

令和2年7月1日（令和元年は5月1日）　厚生労働省調査

利用できなかった児童（待機児童）が５０人以上いる市町村

（単位：人）

	都道府県名	市区町村名	待機児童数
1	兵庫県	尼崎市	414
2	千葉県	千葉市	408
3	埼玉県	越谷市	371
4	千葉県	船橋市	311
5	東京都	江東区	309
6	東京都	足立区	300
7	東京都	練馬区	285
8	東京都	中央区	277
9	静岡県	浜松市	271
10	福島県	郡山市	245
11	埼玉県	所沢市	227
12	埼玉県	さいたま市	208
13	東京都	墨田区	205
14	東京都	立川市	202
15	福島県	白河市	183
16	兵庫県	宝塚市	173
17	宮城県	石巻市	172
18	神奈川県	伊勢原市	171
19	和歌山県	和歌山市	168
20	東京都	杉並区	165
21	東京都	調布市	155
22	岩手県	奥州市	153
23	千葉県	八千代市	146
24	宮崎県	宮崎市	145
25	宮城県	富谷市	140
26	東京都	あきる野市	124
27	東京都	八王子市	123
28	東京都	大田区	121
29	神奈川県	厚木市	117
30	滋賀県	長浜市	117
31	埼玉県	熊谷市	115
32	埼玉県	朝霞市	115
33	東京都	葛飾区	115
34	愛知県	岡崎市	114
35	静岡県	藤枝市	111
36	東京都	稲城市	110
37	香川県	高松市	109
38	鹿児島県	鹿児島市	106
39	千葉県	成田市	101
40	山口県	山口市	99
41	埼玉県	入間市	98
42	東京都	中野区	97
43	東京都	狛江市	96
44	沖縄県	豊見城市	96
45	佐賀県	唐津市	95
46	福島県	会津若松市	93
47	山口県	防府市	92
48	兵庫県	川西市	91
49	千葉県	市川市	88
50	神奈川県	相模原市	86
51	岡山県	岡山市	86
52	埼玉県	白岡市	85
53	千葉県	習志野市	83
54	東京都	清瀬市	83
55	福岡県	粕屋町	82
56	愛媛県	四国中央市	79
57	静岡県	磐田市	78
58	千葉県	市原市	77
59	静岡県	島田市	77
60	埼玉県	狭山市	76
61	沖縄県	沖縄市	76
62	熊本県	菊陽町	75
63	茨城県	土浦市	73
64	愛知県	豊川市	72
65	大阪府	大阪狭山市	70
66	東京都	青梅市	68
67	群馬県	前橋市	67
68	鹿児島県	出水市	64
69	沖縄県	八重瀬町	64
70	高知県	香南市	63
71	福島県	喜多方市	62
72	熊本県	八代市	62
73	神奈川県	寒川町	61
74	宮城県	大和町	60
75	福島県	須賀川市	59
76	沖縄県	うるま市	59
77	沖縄県	糸満市	58
78	埼玉県	東松山市	57
79	滋賀県	米原市	56
80	福島県	会津美里町	55
81	埼玉県	和光市	55
82	愛知県	江南市	55
83	神奈川県	座間市	53
84	沖縄県	嘉手納町	53
85	徳島県	石井町	52
86	富山県	富山市	51
87	兵庫県	姫路市	51
88	愛媛県	松山市	51
89	宮城県	亘理町	50
90	大阪府	岸和田市	50
91	沖縄県	那覇市	50

（※）本調査における「利用できなかった児童」とは調査日時点において、放課後児童クラブの対象児童で、利用申し込みをしたが何らかの理由で利用（登録）できなかった児童を指す。

・利用申し込み時点において登録できなかった児童が調査日時点において他のクラブを利用している場合には、本調査の待機児童数には含めない。

・放課後児童クラブを調査日時点において利用しているが、第一希望のクラブでないなど、保護者の私的な理由により他のクラブに利用希望が出ている場合には、本調査には含めない。

・他に利用可能な放課後児童クラブがあるにもかかわらず、特定の放課後児童クラブを希望するなど、保護者の私的な理由により待機している場合には本調査の待機児童数には含めない。

※他に利用可能な放課後児童クラブとは、以下２点を満たすものをいう。

（1）開所時間が保護者の希望に応えている。（例：希望の放課後児童クラブと開所時間に差異がない）

（2）立地条件が通所するのに無理がない。（例：通常の交通手段により、20～30分で通所が可能）

・利用申し込み時点において登録できなかった児童の保護者が求職活動中の場合については、本調査の待機児童数に含めることとするが、調査日時点において、求職活動を休止していることの確認ができる場合には、含めない。

・産休、育休明けの利用希望として事前に利用申し込みが出ているような、利用予約（利用希望日が調査よりも後のもの）の場合には、本調査の待機児童数には含めない。

・保護者が育児休業中の場合については、放課後児童クラブの利用が可能となったときに復職することを、調査日時点などにおいて継続的に確認し、復職に関する確認ができる場合には、本調査の待機児童数に含める。ただし、それが確認できない場合には、待機児童数に含めない。

・児童福祉法6条の3第2項を踏まえつつ、放課後児童クラブの対象児童は地域のニーズに応じて各自治体が定めている。

令和2年7月1日　厚生労働省調査

放課後児童支援員等数（都道府県・指定都市・中核市別うち常勤職員数・率入り）

（単位：人）

No.	都道府県名	放課後児童支援員等数	うち常勤職員数	常勤職員の割合
1	北海道	2,914	1,340	46.0%
2	青森県	744	452	60.8%
3	岩手県	1,574	719	45.7%
4	宮城県	1,648	891	54.1%
5	秋田県	1,056	407	38.5%
6	山形県	1,324	781	59.0%
7	福島県	1,219	608	49.9%
8	茨城県	4,216	994	23.6%
9	栃木県	2,651	1,137	42.9%
10	群馬県	1,938	810	41.8%
11	埼玉県	6,445	2,609	40.5%
12	千葉県	5,356	1,757	32.8%
13	東京都	15,197	5,482	36.1%
14	神奈川県	3,334	600	18.0%
15	新潟県	1,879	899	47.8%
16	富山県	1,181	178	15.1%
17	石川県	1,073	416	38.8%
18	福井県	794	464	58.4%
19	山梨県	715	443	62.0%
20	長野県	1,844	698	37.9%
21	岐阜県	2,002	853	42.6%
22	静岡県	2,440	868	35.6%
23	愛知県	5,414	989	18.3%
24	三重県	2,793	727	26.0%
25	滋賀県	2,141	770	36.0%
26	京都府	1,511	593	39.2%
27	大阪府	2,891	875	30.3%
28	兵庫県	2,844	1,181	41.5%
29	奈良県	1,447	423	29.2%
30	和歌山県	777	257	33.1%
31	鳥取県	778	228	29.3%
32	島根県	1,104	286	25.9%
33	岡山県	1,618	580	35.8%
34	広島県	1,550	587	37.9%
35	山口県	1,911	313	16.4%
36	徳島県	1,036	531	51.3%
37	香川県	711	321	45.1%
38	愛媛県	1,205	408	33.9%
39	高知県	542	262	48.3%
40	福岡県	3,117	1,430	45.9%
41	佐賀県	1,493	524	35.1%
42	長崎県	1,272	574	45.1%
43	熊本県	1,623	671	41.3%
44	大分県	1,468	559	38.1%
45	宮崎県	1,010	524	51.9%
46	鹿児島県	1,918	834	43.5%
47	沖縄県	2,427	1,360	56.0%
都道府県合計		106,145	39,213	36.9%

No.	指定都市名	放課後児童支援員等数	うち常勤職員数	常勤職員の割合
48	札幌市	2,060	642	31.2%
49	仙台市	1,234	957	77.6%
50	さいたま市	1,661	530	31.9%
51	千葉市	1,014	512	50.5%
52	横浜市	6,203	1,217	19.6%
53	川崎市	1,664	330	19.8%
54	相模原市	1,506	99	6.6%
55	新潟市	1,353	705	52.1%
56	静岡市	520	16	3.1%
57	浜松市	950	138	14.5%
58	名古屋市	1,983	430	21.7%
59	京都市	924	560	60.6%
60	大阪市	897	313	34.9%
61	堺市	1,378	245	17.8%
62	神戸市	2,122	482	22.7%
63	岡山市	1,271	438	34.5%
64	広島市	2,265	94	4.2%
65	北九州市	1,748	418	23.9%
66	福岡市	787	673	85.5%
67	熊本市	582	27	4.6%
指定都市合計		32,122	8,826	27.5%

No.	中核市名	放課後児童支援員等数	うち常勤職員数	常勤職員の割合
68	函館市	383	132	34.5%
69	旭川市	485	201	41.4%
70	青森市	213	209	98.1%
71	八戸市	239	105	43.9%
72	盛岡市	385	128	33.2%
73	秋田市	297	141	47.5%
74	山形市	319	231	72.4%
75	福島市	435	223	51.3%
76	郡山市	285	120	42.1%
77	いわき市	369	207	56.1%
78	水戸市	698	138	19.8%
79	宇都宮市	374	374	100.0%
80	前橋市	620	225	36.3%
81	高崎市	549	190	34.6%
82	川越市	235	187	79.6%
83	川口市	475	159	33.5%
84	越谷市	230	230	100.0%
85	船橋市	513	389	75.8%
86	柏市	352	124	35.2%
87	八王子市	458	163	35.6%
88	横須賀市	533	107	20.1%
89	富山市	784	188	24.0%
90	金沢市	545	212	38.9%
91	福井市	675	239	35.4%
92	甲府市	143	112	78.3%
93	長野市	954	376	39.4%
94	岐阜市	365	365	100.0%
95	豊橋市	478	68	14.2%
96	岡崎市	578	130	22.5%
97	豊田市	643	43	6.7%
98	大津市	477	166	34.8%
99	豊中市	227	88	38.8%
100	吹田市	369	0	0.0%
101	高槻市	254	105	41.3%
102	枚方市	328	158	48.2%
103	八尾市	273	273	100.0%
104	寝屋川市	159	0	0.0%
105	東大阪市	520	270	51.9%
106	姫路市	518	0	0.0%
107	尼崎市	343	65	19.0%
108	明石市	266	97	36.5%
109	西宮市	331	199	60.1%
110	奈良市	552	165	29.9%
111	和歌山市	534	5	0.9%
112	鳥取市	395	179	45.3%
113	松江市	494	190	38.5%
114	倉敷市	816	466	57.1%
115	呉市	268	73	27.2%
116	福山市	371	371	100.0%
117	下関市	193	127	65.8%
118	高松市	432	170	39.4%
119	松山市	907	16	1.8%
120	高知市	322	271	84.2%
121	久留米市	349	109	31.2%
122	長崎市	892	308	34.5%
123	佐世保市	399	188	47.1%
124	大分市	550	169	30.7%
125	宮崎市	465	202	43.4%
126	鹿児島市	1,237	1,071	86.6%
127	那覇市	605	300	49.6%
中核市合計		27,458	11,517	41.9%
総合計		165,725	59,556	35.9%

令和2年7月1日　厚生労働省調査

学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設で実施するクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
1	北海道	155	48	203	32.8%
2	青森県	64	13	77	41.0%
3	岩手県	45	70	115	37.2%
4	宮城県	69	71	140	48.1%
5	秋田県	72	17	89	46.1%
6	山形県	41	38	79	30.2%
7	福島県	74	35	109	44.0%
8	茨城県	203	134	337	56.4%
9	栃木県	113	103	216	41.3%
10	群馬県	49	57	106	30.6%
11	埼玉県	302	384	686	59.5%
12	千葉県	412	278	690	75.6%
13	東京都	532	428	960	54.2%
14	神奈川県	149	53	202	42.3%
15	新潟県	123	51	174	51.6%
16	富山県	61	32	93	55.0%
17	石川県	46	44	90	38.5%
18	福井県	35	3	38	22.1%
19	山梨県	44	18	62	27.8%
20	長野県	91	47	138	40.1%
21	岐阜県	165	57	222	72.3%
22	静岡県	161	146	307	63.7%
23	愛知県	209	158	367	49.2%
24	三重県	37	98	135	31.6%
25	滋賀県	61	86	147	47.1%
26	京都府	85	84	169	69.0%
27	大阪府	300	179	479	92.6%
28	兵庫県	190	173	363	69.0%
29	奈良県	59	70	129	62.0%
30	和歌山県	57	34	91	63.6%
31	鳥取県	26	15	41	34.7%
32	島根県	43	30	73	42.7%
33	岡山県	76	47	123	53.5%
34	広島県	68	88	156	54.4%
35	山口県	102	94	196	64.3%
36	徳島県	29	41	70	37.2%
37	香川県	46	50	96	57.5%
38	愛媛県	87	51	138	63.3%
39	高知県	25	38	63	71.6%
40	福岡県	96	221	317	70.0%
41	佐賀県	112	107	219	80.2%
42	長崎県	7	22	29	12.3%
43	熊本県	30	91	121	37.5%
44	大分県	53	59	112	45.3%
45	宮崎県	57	15	72	33.8%
46	鹿児島県	36	26	62	15.5%
47	沖縄県	8	42	50	11.5%
都道府県合計		4,905	4,046	8,951	50.8%

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
48	札幌市	92	0	92	36.8%
49	仙台市	64	2	66	28.6%
50	さいたま市	36	34	70	24.9%
51	千葉市	69	57	126	71.2%
52	横浜市	316	22	338	57.6%
53	川崎市	0	114	114	85.1%
54	相模原市	16	24	40	33.9%
55	新潟市	29	77	106	60.6%
56	静岡市	37	30	67	75.3%
57	浜松市	35	82	117	82.4%
58	名古屋市	48	0	48	20.5%
59	京都市	41	9	50	23.6%
60	大阪市	81	0	81	42.6%
61	堺市	68	21	89	96.7%
62	神戸市	51	9	60	26.2%
63	岡山市	49	129	178	85.6%
64	広島市	80	64	144	42.6%
65	北九州市	14	77	91	68.4%
66	福岡市	25	112	137	98.6%
67	熊本市	51	89	140	83.3%
指定都市合計		1,202	952	2,154	52.2%

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	全クラブに対する割合
68	函館市	16	1	17	28.3%
69	旭川市	30	25	55	57.9%
70	青森市	30	3	33	66.0%
71	八戸市	9	5	14	29.8%
72	盛岡市	2	3	5	8.2%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	山形市	30	3	33	45.8%
75	福島市	5	12	17	20.2%
76	郡山市	35	21	56	91.8%
77	いわき市	16	29	45	62.5%
78	水戸市	38	32	70	76.1%
79	宇都宮市	64	107	171	92.9%
80	前橋市	7	23	30	38.5%
81	高崎市	10	58	68	68.7%
82	川越市	58	18	76	98.7%
83	川口市	83	43	126	96.9%
84	越谷市	10	35	45	88.2%
85	船橋市	38	51	89	88.1%
86	柏市	30	48	78	95.1%
87	八王子市	39	48	87	64.0%
88	横須賀市	27	0	27	37.5%
89	富山市	21	31	52	44.4%
90	金沢市	14	4	18	18.0%
91	福井市	34	0	34	41.5%
92	甲府市	8	13	21	40.4%
93	長野市	49	0	49	54.4%
94	岐阜市	41	0	41	89.1%
95	豊橋市	17	16	33	34.0%
96	岡崎市	2	3	5	10.4%
97	豊田市	30	39	69	98.6%
98	大津市	8	14	22	36.1%
99	豊中市	36	5	41	100.0%
100	吹田市	0	36	36	100.0%
101	高槻市	31	34	65	92.9%
102	枚方市	20	71	91	91.0%
103	八尾市	42	23	65	79.3%
104	寝屋川市	34	7	41	100.0%
105	東大阪市	25	25	50	87.7%
106	姫路市	11	71	82	67.8%
107	尼崎市	10	45	55	65.5%
108	明石市	10	18	28	100.0%
109	西宮市	8	73	81	94.2%
110	奈良市	7	37	44	91.7%
111	和歌山市	75	16	91	87.5%
112	鳥取市	33	13	46	64.8%
113	松江市	19	10	29	40.3%
114	倉敷市	41	72	113	73.9%
115	呉市	38	14	52	86.7%
116	福山市	33	25	58	80.6%
117	下関市	26	8	34	87.2%
118	高松市	36	59	95	75.4%
119	松山市	21	73	94	75.8%
120	高知市	39	45	84	88.4%
121	久留米市	0	44	44	91.7%
122	長崎市	19	23	42	43.8%
123	佐世保市	1	11	12	16.4%
124	大分市	19	33	52	76.5%
125	宮崎市	20	21	41	75.9%
126	鹿児島市	50	45	95	46.3%
127	那覇市	11	12	23	23.5%
中核市合計		1,516	1,654	3,170	65.1%
総合計		7,623	6,652	14,275	53.6%

令和2年7月1日　厚生労働省調査

同一小学校内（学校の余裕教室及び学校敷地内専用施設）で放課後子供教室の活動プログラムに
参加しているクラブ数（都道府県・指定都市・中核市別）

（単位：か所）

No.	都道府県名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
1	北海道	30	8	38	18.7%
2	青森県	3	3	6	7.8%
3	岩手県	7	7	14	12.2%
4	宮城県	9	12	21	15.0%
5	秋田県	19	7	26	29.2%
6	山形県	8	4	12	15.2%
7	福島県	12	3	15	13.8%
8	茨城県	59	64	123	36.5%
9	栃木県	36	17	53	24.5%
10	群馬県	14	4	18	17.0%
11	埼玉県	145	153	298	43.4%
12	千葉県	89	60	149	21.6%
13	東京都	434	337	771	80.3%
14	神奈川県	80	18	98	48.5%
15	新潟県	5	7	12	6.9%
16	富山県	29	6	35	37.6%
17	石川県	1	0	1	1.1%
18	福井県	1	0	1	2.6%
19	山梨県	15	6	21	33.9%
20	長野県	12	3	15	10.9%
21	岐阜県	24	9	33	14.9%
22	静岡県	36	42	78	25.4%
23	愛知県	39	46	85	23.2%
24	三重県	7	22	29	21.5%
25	滋賀県	0	1	1	0.7%
26	京都府	6	44	50	29.6%
27	大阪府	211	104	315	65.8%
28	兵庫県	74	104	178	49.0%
29	奈良県	12	16	28	21.7%
30	和歌山県	10	12	22	24.2%
31	鳥取県	1	1	2	4.9%
32	島根県	10	8	18	24.7%
33	岡山県	10	5	15	12.2%
34	広島県	7	29	36	23.1%
35	山口県	37	32	69	35.2%
36	徳島県	7	2	9	12.9%
37	香川県	0	0	0	0.0%
38	愛媛県	26	12	38	27.5%
39	高知県	2	3	5	7.9%
40	福岡県	28	43	71	22.4%
41	佐賀県	20	27	47	21.5%
42	長崎県	1	0	1	3.4%
43	熊本県	10	11	21	17.4%
44	大分県	10	11	21	18.8%
45	宮崎県	1	1	2	2.8%
46	鹿児島県	0	0	0	0.0%
47	沖縄県	2	3	5	10.0%
都道府県合計		1,599	1,307	2,906	32.5%

No.	指定都市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
48	札幌市	92	0	92	100.0%
49	仙台市	11	2	13	19.7%
50	さいたま市	20	16	36	51.4%
51	千葉市	59	53	112	88.9%
52	横浜市	316	22	338	100.0%
53	川崎市	0	114	114	100.0%
54	相模原市	3	1	4	10.0%
55	新潟市	13	48	61	57.5%
56	静岡市	34	29	63	94.0%
57	浜松市	0	0	0	0.0%
58	名古屋市	48	0	48	100.0%
59	京都市	19	3	22	44.0%
60	大阪市	81	0	81	100.0%
61	堺市	16	5	21	23.6%
62	神戸市	0	0	0	0.0%
63	岡山市	6	25	31	17.4%
64	広島市	0	0	0	0.0%
65	北九州市	0	0	0	0.0%
66	福岡市	25	112	137	100.0%
67	熊本市	51	89	140	100.0%
指定都市合計		794	519	1,313	61.0%

No.	中核市名	学校の余裕教室	学校敷地内専用施設	合計	学校内実施クラブに対する割合
68	函館市	2	0	2	11.8%
69	旭川市	0	0	0	0.0%
70	青森市	25	3	28	84.8%
71	八戸市	3	0	3	21.4%
72	盛岡市	0	0	0	0.0%
73	秋田市	0	0	0	0.0%
74	山形市	3	0	3	9.1%
75	福島市	0	0	0	0.0%
76	郡山市	0	0	0	0.0%
77	いわき市	0	0	0	0.0%
78	水戸市	13	12	25	35.7%
79	宇都宮市	48	95	143	83.6%
80	前橋市	5	18	23	76.7%
81	高崎市	0	0	0	0.0%
82	川越市	0	0	0	0.0%
83	川口市	31	13	44	34.9%
84	越谷市	0	0	0	0.0%
85	船橋市	38	51	89	100.0%
86	柏市	30	48	78	100.0%
87	八王子市	38	48	86	98.9%
88	横須賀市	0	0	0	0.0%
89	富山市	6	8	14	26.9%
90	金沢市	1	0	1	5.6%
91	福井市	2	0	2	5.9%
92	甲府市	2	0	2	9.5%
93	長野市	49	0	49	100.0%
94	岐阜市	2	0	2	4.9%
95	豊橋市	10	8	18	54.5%
96	岡崎市	0	1	1	20.0%
97	豊田市	0	0	0	0.0%
98	大津市	0	0	0	0.0%
99	豊中市	0	0	0	0.0%
100	吹田市	0	36	36	100.0%
101	高槻市	0	0	0	0.0%
102	枚方市	20	71	91	100.0%
103	八尾市	39	21	60	92.3%
104	寝屋川市	34	7	41	100.0%
105	東大阪市	0	0	0	0.0%
106	姫路市	0	0	0	0.0%
107	尼崎市	10	45	55	100.0%
108	明石市	2	1	3	10.7%
109	西宮市	2	0	2	2.5%
110	奈良市	6	37	43	97.7%
111	和歌山市	0	0	0	0.0%
112	鳥取市	0	0	0	0.0%
113	松江市	11	10	21	72.4%
114	倉敷市	41	72	113	100.0%
115	呉市	0	0	0	0.0%
116	福山市	16	9	25	43.1%
117	下関市	10	1	11	32.4%
118	高松市	7	11	18	18.9%
119	松山市	14	32	46	48.9%
120	高知市	0	0	0	0.0%
121	久留米市	0	0	0	0.0%
122	長崎市	6	9	15	35.7%
123	佐世保市	0	8	8	66.7%
124	大分市	8	15	23	44.2%
125	宮崎市	1	3	4	9.8%
126	鹿児島市	50	45	95	100.0%
127	那覇市	6	9	15	65.2%
中核市合計		591	747	1,338	42.2%
総合計		2,984	2,573	5,557	38.9%

令和2年7月1日　厚生労働省調査

新・放課後子ども総合プラン

（2018（平成30）年９月14日公表）

背景・課題

○現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。

○小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

○そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

■放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）

■全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として１万箇所以上で実施することを目指す。

■両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。

■子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

（2018（平成30）年９月14日公表）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）
放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約５万人分を整備し、５年間で約30万人分の受け皿を整備する。
122万人⇒152万人

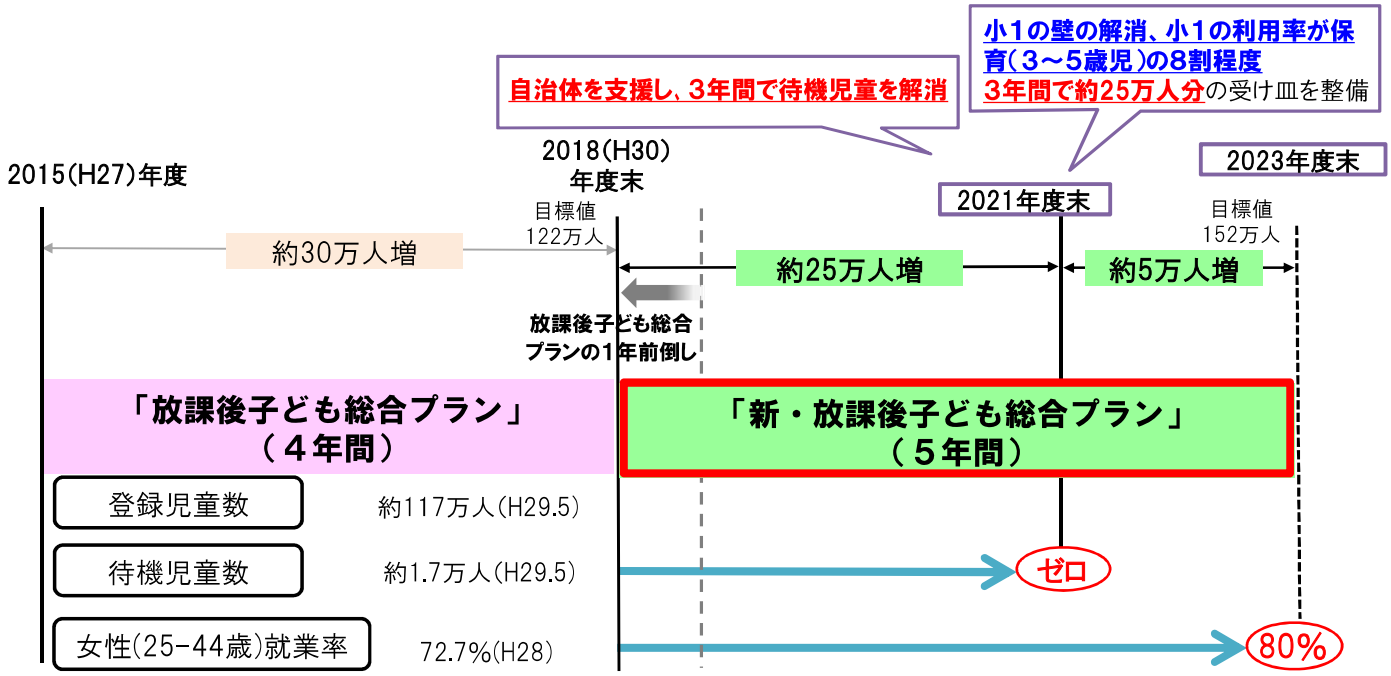

資料５

元教地推第１２号
子子発 0704 第１号
令和元年７月４日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長
各中核市市長
各中核市教育委員会教育長
殿

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
中野理美

（印影印刷）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
田村悟

（印影印刷）

放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の取決めについて（通知）

次代を担う人材を育成し，加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から，厚生労働省と文部科学省の連携のもと，これまでの放課後児童対策の取組を更に推進させるため，放課後児童クラブの待機児童の早期解消，放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした，「新・放課後子ども総合プラン」を平成 30 年 9 月に策定し，今年度から実施しています。

本プランにおいて，特に学校は，放課後も児童が移動せずに安全に過ごせる場所であることから，学校教育に支障が生じない限り，余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用を促進するものとしており，その場合の学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化についても示しているところです。

これらを踏まえ，学校施設の管理運営上の責任の所在について，関係部局間での

取決めが行われやすくするよう，既に独自の取組を行っている自治体等の例を参考に，別添のとおり協定書のひな形を作成いたしました。

つきましては，管内・域内市町村に対して，都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して，指定都市・中核市教育委員会にあっては所管の学校に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお，本通知は関係部局間での取組の一助となるよう参考として示すものであり，協定書の策定を必須化したり，既存の取決めを変更したりするよう促すものではありません。また，協定書の項目や取り交わし先についてもあくまでも参考であり，自治体・教育委員会・放課後児童クラブ・学校等がそれぞれの状況を踏まえて最も適した形で御活用いただくようお願いいたします。

○別添　　首長部局と教育委員会が協定を結ぶ場合のひな形

＜本件連絡先＞
【放課後児童クラブに関すること】
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課
電話：03(5253)1111　内線：4845，4966

【放課後子供教室，小学校の学校開放に関すること】
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
地域学校協働活動推進室
電話：03(5253)4111　内線：3260

注：この協定書（案）は，あくまで各自治体等で内容を検討する際の一助となるよう作成したものであり，この項目や記述に厳格に則ることを必ずしも想定したものではない。

（首長部局と教育委員会が協定を結ぶ場合のひな形）

学校施設を活用した放課後児童クラブの整備に係る協定書（案）

○○市▲▲（以下「甲」という。）と○○市教育委員会■■（以下「乙」という。）とは，乙の管理する学校施設を活用した放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の整備，開設及び運営（以下「整備等」という。）に関し，次のとおり協定を締結する。

（基本的合意）

第１条　児童クラブの整備等にあたっては，学校教育に支障が生じない限りにおいて，学校施設の活用を基本とする。

（施設の区分・管理）

第２条　施設の区分は次の各号に定めるとおりとする。

（１）学校専用エリア（主として学校の児童・教職員等が使用するエリア）

（２）児童クラブ専用エリア（主として児童クラブを利用する児童・放課後児童支援員等（以下「児童クラブ利用児童等」という。）が使用するエリア）

（３）共用エリア（学校の児童・教職員等と児童クラブ利用児童等が共同で使用するエリア）

２　施設・設備の維持管理等については，児童クラブ専用エリアは甲が，学校専用エリア及び共用エリアは乙が責任を負うものとする。

３　警備・防災等については，児童クラブ専用エリアは甲が，学校専用エリアは乙が責任を負うものとする。共用エリアは原則として乙が責任を負うが，児童クラブだけが開設している場合には，甲が責任を負う。

（学校既存設備の利用等）

第３条　児童クラブの整備等にあたっては，児童クラブ利用児童等が使用するトイレ，洗面所等については，できる限り新設することなく，学校の既存設備を使用するものとする。

２　児童クラブ利用児童等が使用する出入口については，児童クラブ専用エリア又は共用エリアに設置するものとする。

（事故等に係る責任の範囲）

第４条　児童クラブ専用エリア，共用エリアに関わらず，児童クラブの使用開始時刻から使用終了時刻までに児童クラブ利用児童等に事故があった場合，又は児童クラブ利用児童等に起因する事故があった場合には，甲が責任を負うものとする。

（光熱水費の負担）

第５条　児童クラブに係る電気・ガス・水道料金及び下水道使用料については，甲が負担する。ただし，明確に区分できない場合には，甲乙協議により決定するものとする。

（学校施設の不足により学校運営に支障が生じた場合の対応）

第６条　学校施設の不足により，甲に学校施設から転用した施設を使用させることが困難な事態が生じたときは，乙は甲に速やかに通知し，甲乙協議の上，施設を学校施設へ再転用することを基本とする。

２　前項の協議の結果，甲，乙，双方が合意した場合には，甲は速やかに移転先を確保するものとする。

（個別協議）

第７条　各条の規定は原則的なものであり，具体的な事例については必要に応じて個別に協議するものとする。

（疑義等があった場合の対応）

第８条　この協定に定めのない事態が生じたとき又はこの協定に疑義が生じたときは，甲乙協議により決定するものとする。

この協定の締結を証するため，本協議書２通を作成し，当事者記名押印のうえ，甲，乙各自１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　○○市　▲▲

乙　○○市教育委員会　■■

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の参酌化に伴う条例改正等の状況について＜調査結果のポイント＞

資料６

調査結果の概要

○　第９次地方分権一括法により、放課後児童クラブの職員に関する基準（人員配置・資格要件）が、「従うべき基準」から「参酌すべき基準」に改正（令和２年４月１日施行）された。

＜職員に関する基準の概要＞

- 放課後児童支援員を２人以上配置（うち１人を除き補助員の代替可）
- 放課後児童支援員の資格要件は『保育士等の基礎資格＋認定資格研修修了（令和２年３月末までは修了予定者含む）』
- 放課後児童支援員及び補助員は、原則、専任であること

○　各市町村における放課後児童クラブの職員に関する基準について、今般の参酌化に伴う条例の改正状況について調査（令和２年９月末時点）を実施。

○　放課後児童クラブを実施している自治体1,623か所のうち、575か所（約35%）において、放課後児童クラブの職員に関する基準の改正が行われた。

○　改正が行われた575か所における具体的な改正内容は、

- 放課後児童支援員等の員数に関する改正　：　32か所（　5.6%）
- 放課後児童支援員の資格要件に関する改正：　10か所（　1.7%）
- 認定資格研修修了要件の経過措置延長　：560か所（97.4%）
- 職員の専任規定に関する改正　：　3か所（　0.5%）

となっている。

○　なお、改正が行われた575か所の約93%（533か所）は、認定資格研修修了要件の経過措置期間の延長のみの改正が行われている。

1　放課後児童支援員の配置及び数

➢国の基準（※）と異なる規定を設けている自治体数　：　３２か所（5.6%）

①規定の内容

・放課後児童支援員の１人配置可能　：　２７か所（84.4%）
・補助員の２人配置可能　：　２か所（ 6.3%）
・補助員の１人配置可能　：　１か所（ 3.1%）
・その他　：　２か所（ 6.3%）

②①を認める場合の要件（複数回答）

・利用児童が20人未満の事業所　：　１０か所（31.3%）
・夕方等の特定の時間帯　：　８か所（25.0%）
・土曜日等の特定の曜日　：　５か所（15.6%）
・その他　：　１４か所（43.8%）
・特段の制限は設けていない　：　２か所（ 6.3%）

③安全確保策の規定状況

・条例で規定　：　７か所（21.9%）
・施行規則、要綱、通知等で規定　：　１２か所（37.5%）
・その他　：　１３か所（40.6%）

※放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
（職員）
第十条　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。
２　放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。）をもってこれに代えることができる。

2　放課後児童支援員の資格

（１）基準第10条第３項関係（基礎資格の規定状況等）

➢国の基準（※）と異なる規定を設けている自治体数　：　１０か所（1.7%）

①基礎資格の規定状況

・国の基準と異なる基礎資格を規定　　：　５か所（50.0%）

②放課後児童支援員認定資格研修修了義務の有無

・修了義務なし　　：　５か所（50.0%）

※放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
（職員）
第十条
３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。
一　保育士の資格を有する者
二　社会福祉士の資格を有する者
三　高等学校卒業者等であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
四　教育職員の免許状を有する者
五　大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
六　大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学が認められた者
七　大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
八　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
九　高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの
十　五年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

（２）基準附則第２条関係（認定資格研修修了に係る経過措置延長）

➢国の基準（※）と異なる規定を設けている自治体数 ： ５６０か所（97.4%）

○放課後児童支援員認定資格研修修了に係る経過措置延長の状況

・１年以上２年未満 ： ５３か所（ 9.5%）
・２年以上３年未満 ： ６４か所（11.4%）
・３年以上４年未満 ： １５８か所（28.2%）
・４年以上 ： １２６か所（22.5%）
・その他 ： １５９か所（28.4%）

※放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

附 則

（職員の経過措置）

第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

3 職員の考え方

➢国の基準（※）と異なる規定を設けている自治体数 ： ３か所（0.5%）

・原則専任だが、兼務規定を国の基準より幅広くしている ： ３か所（100.0%）

※放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

（職員）

第十条

５ 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であって、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4　参酌化による影響

➢条例改正実施済みの自治体（575か所）において、参酌化による影響があったと回答した自治体：318か所（55.3%）

○影響ありとの場合の具体的な内容

・事業の継続が困難であったが、参酌化により事業の継続が可能となった	：	２７３か所（85.8%）
・これまで放課後児童クラブを実施していなかったが、参酌化により新たに事業を開始した（する予定）	：	１７か所（ 5.3%）
・利用児童の少ない夕方の時間帯の開所時間を延長する等、より保護者のニーズに応える対応が可能となった	：	１５か所（ 4.7%）
・その他	：	３４か所（10.7%）

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の参酌化に伴う条例改正等の状況について

＊ 令和2年9月30日現在　厚生労働省調査

1　放課後児童クラブの実施の有無

（市町村数）

区分	合計	うち指定都市	うち中核市	うち一般市町村
実施市町村数（割合） ［全市町村数］	1,623 （93.2%） ［1,741］	20 （100.0%） ［20］	60 （100.0%） ［60］	1,543 （92.9%） ［1,661］

注1：（　）内は、各項目の市町村数に対する割合である。
注2：「市町村」は、特別区を含む。以下同じ。

2　設備運営基準第10条（第4項を除く。）及び附則第2条の参酌化に伴う条例改正の状況

（市町村数）

区分	合計	うち指定都市	うち中核市	うち一般市町村
条例改正を実施済み	575 （35.4%）	12 （60.0%）	37 （61.7%）	526 （34.1%）
条例改正を実施予定	50 （3.1%）	0 （0.0%）	1 （1.7%）	49 （3.2%）
条例改正の予定無し	847 （52.2%）	7 （35.0%）	21 （35.0%）	819 （53.1%）
検討中	151 （9.3%）	1 （5.0%）	1 （1.7%）	149 （9.7%）

注1：本項目は、従うべき基準の参酌化（令和2年4月1日施行）に伴う条例改正の状況について集計したものである。
注2：（　）内は、各項目の放課後児童クラブ実施市町村数に対する割合である。
注3：「設備運営基準」とは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準のことをいう。以下同じ。

3　設備運営基準第10条（第4項を除く。）及び附則第2条の参酌化に伴う条例の規定状況（複数回答）

（市町村数）

区分		合計	うち指定都市	うち中核市	うち一般市町村
設備運営基準と異なる規定	放課後児童支援員の配置及び数 ［第10条第1項及び第2項］	32 （2.0%）	0 （0.0%）	2 （3.3%）	30 （1.9%）
	放課後児童支援員の資格 ［第10条第3項］	10 （0.6%）	0 （0.0%）	1 （1.7%）	9 （0.6%）
	職員の考え方 ［第10条第5項］	3 （0.2%）	0 （0.0%）	0 （0.0%）	3 （0.2%）
	認定資格研修修了に係る経過措置 ［附則第2条］	560 （34.5%）	12 （60.0%）	37 （61.7%）	511 （33.1%）

注1：本項目は、従うべき基準の参酌化（令和2年4月1日施行）に伴う条例の規定状況について集計したものである。
注2：（　）内は、各項目の放課後児童クラブ実施市町村数に対する割合である。

4　設備運営基準と異なる規定を設けている場合の状況

(1)放課後児童支援員の配置及び数(設備運営基準第10条第1項及び第2項)

①　規定の内容

(市町村数)

区分	合計	うち指定都市	うち中核市	うち一般市町村
放課後児童支援員を置かず、補助員の2人以上配置を可とする	2　(6.3%)	0	0　(0.0%)	2　(6.7%)
放課後児童支援員の1人配置を可とする	27　(84.4%)	0	2 (100.0%)	25　(83.3%)
補助員の1人配置を可とする	1　(3.1%)	0	0　(0.0%)	1　(3.3%)
その他	2　(6.3%)	0	0　(0.0%)	2　(6.7%)

注1：(　)内は、設備運営基準第10条第1項及び第2項と異なる内容を規定していると回答した市町村数に対する割合である。

②　①の規定を認める条件(複数回答)

(市町村数)

区分	合計	うち指定都市	うち中核市	うち一般市町村
利用児童が20人未満の事業所	10　(31.3%)	0	0　(0.0%)	10　(33.3%)
夕方等の特定の時間帯	8　(25.0%)	0	0　(0.0%)	8　(26.7%)
土曜日等の特定の曜日	5　(15.6%)	0	0　(0.0%)	5　(16.7%)
その他	14　(43.8%)	0	2 (100.0%)	12　(40.0%)
特段の制限は設けていない	2　(6.3%)	0	0　(0.0%)	2　(6.7%)

注1：(　)内は、設備運営基準第10条第1項及び第2項と異なる内容を規定していると回答した市町村数に対する割合である。

③　安全確保策の規定状況

(市町村数)

区分	合計	うち指定都市	うち中核市	うち一般市町村
条例で規定	7　(21.9%)	0	1　(50.0%)	6　(20.0%)
施行規則、要綱、通知等で規定	12　(37.5%)	0	1　(50.0%)	11　(36.7%)
その他	13　(40.6%)	0	0　(0.0%)	13　(43.3%)

注1：(　)内は、設備運営基準第10条第1項及び第2項と異なる内容を規定していると回答した自治体数に対する割合である。

(2)放課後児童支援員の資格(設備運営基準第10条第3項)

(市町村数)

区分	合計	うち指定都市	うち中核市	うち一般市町村
設備運営基準と異なる基礎資格を規定	5　(50.0%)	0	0　(0.0%)	5　(55.6%)
放課後児童支援員認定資格研修受講義務無し	5　(50.0%)	0	1 (100.0%)	4　(44.4%)

注1：(　)内は、設備運営基準第10条第３項と異なる内容を規定していると回答した自治体数に対する割合である。

（3）職員の考え方（設備運営基準第10条第5項）

（市町村数）

区分	合計	うち指定都市	うち中核市	うち一般市町村
放課後児童支援員及び補助員が原則専任でなくても可とする	0 (0.0%)	0	0	0 (0.0%)
原則専任だが、兼務規定を設備運営基準より幅広くしている	3 (100.0%)	0	0	3 (100.0%)

注1：（　）内は、設備運営基準第10条第５項と異なる内容を規定していると回答した自治体数に対する割合である。

（4）認定資格研修修了に係る経過措置の状況（設備運営基準附則第2条）

（市町村数）

区分	合計	うち指定都市	うち中核市	うち一般市町村
1年以上2年未満	53 (9.5%)	1 (8.3%)	3 (8.1%)	49 (9.6%)
2年以上3年未満	64 (11.4%)	2 (16.7%)	3 (8.1%)	59 (11.5%)
3年以上4年未満	158 (28.2%)	1 (8.3%)	8 (21.6%)	149 (29.2%)
4年以上	126 (22.5%)	0 (0.0%)	8 (21.6%)	118 (23.1%)
その他	159 (28.4%)	8 (66.7%)	15 (40.5%)	136 (26.6%)

注1：（　）内は、設備運営基準附則第２条と異なる内容を規定していると回答した自治体数に対する割合である。

5　事業者や利用者に対する説明等

①　放課後児童クラブの事業者や利用者に対する説明の状況

（市町村数）

区分	合計	うち指定都市	うち中核市	うち一般市町村
事業者と利用者の両方に対し、条例の内容等を周知・説明した（予定を含む）	388 (67.5%)	11 (91.7%)	26 (70.3%)	351 (66.7%)
事業者に対し、条例の内容等を周知・説明した（予定を含む）	8 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (1.5%)
利用者に対し、条例の内容等を周知・説明した（予定を含む）	38 (6.6%)	1 (8.3%)	1 (2.7%)	36 (6.8%)
実施していない	141 (24.5%)	0 (0.0%)	10 (27.0%)	131 (24.9%)

注1：本項目は、設備運営基準と異なる内容を規定している場合、条例の内容や運営方法の変更等について、事業者や利用者に対する説明状況を集計したものである。
注2：（　）内は、設備運営基準と異なる内容を規定していると回答した自治体数に対する割合である。

②　住民への情報公開の状況

（市町村数）

区分	合計	うち指定都市	うち中核市	うち一般市町村
情報公開を実施した	199 (34.6%)	3 (25.0%)	18 (48.6%)	178 (33.8%)
情報公開を実施していない	376 (65.4%)	9 (75.0%)	19 (51.4%)	348 (66.2%)

注1：本項目は、設備運営基準と異なる内容を規定している場合、条例の内容や運営方法の変更等について、住民に向けた情報公開（ホームページや広報誌による公表等）の実施状況を集計したものである。
注2：（　）内は、設備運営基準と異なる内容を規定していると回答した自治体数に対する割合である。

６　設備運営基準第10条（第4項を除く。）及び附則第2条の参酌化による影響（複数回答）

（市町村数）

区分	合計	うち指定都市	うち中核市	うち一般市町村
事業の継続が困難であったが、参酌化により事業の継続が可能となった	273 （47.5%）	8 （66.7%）	7 （18.9%）	258 （49.0%）
これまで放課後児童クラブを実施していなかったが、参酌化により新たに事業を開始した（する予定）	17 （3.0%）	0 （0.0%）	0 （0.0%）	17 （3.2%）
利用児童の少ない夕方の時間帯の開所時間を延長する等、より保護者のニーズに応える対応が可能となった	15 （2.6%）	1 （8.3%）	1 （2.7%）	13 （2.5%）
その他	34 （5.9%）	0 （0.0%）	3 （8.1%）	31 （5.9%）
特に影響はない	257 （44.7%）	4 （33.3%）	27 （73.0%）	226 （43.0%）

注1：（　）内は、設備運営基準と異なる内容を規定していると回答した自治体数に対する割合である。

資料７

放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和２年度予算　９７８億円　→　令和３年度予算案　１，０９２億円（うち、子ども・子育て支援交付金　令和３年度予算案　９２２億円）

○ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。

○ 実施主体：市町村（特別区を含む）　※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる

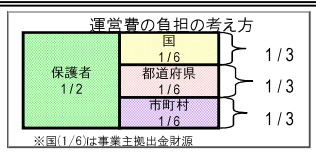

１．運営費等

（１）放課後児童健全育成事業（運営費）
放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

（２）放課後子ども環境整備事業
既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

（３）障害児受入強化推進事業等
障害児を受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

（４）放課後児童支援員の処遇改善
①18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助
②放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

新 **（５）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業（仮称）**
遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助
@ １，４４３千円

新 **（６）放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業（仮称）**
放課後児童クラブの第三者評価の推進を図るため、当該評価の受審に必要な経費に対する補助
@ ３００千円

２．研修関係

（１）放課後児童支援員認定資格研修
放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

（２）放課後児童支援員等資質向上研修事業
現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

３．施設整備費

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助
＜国庫補助率嵩上げ（平成28年度からの継続）＞
公立の場合：（嵩上げ前）国１／３、都道府県１／３、市町村１／３
→（嵩上げ後）国２／３、都道府県１／６、市町村１／６

４．その他

Ⅰ　子どもの居場所の確保

（１）児童館、公民館等の既存の社会資源を活用した放課後の子どもの居場所の確保
待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として４年生以上の児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

（２）小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保
地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

Ⅱ　育成支援の内容の質の向上

（１）放課後児童クラブの質の向上【「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施】
利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

（２）放課後児童支援員の人材確保【「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施】
放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

（注）金額は令和３年度予算（案）（（　　）内は令和２年度予算額）

子ども・子育て支援交付金（内閣府所管）：
１，６７３億円の内数（１，４５３億円の内数）

１．運営費等　９２２億円（８１２億円）

※補助率：国１／３、都道府県１／３、市区町村１／３

（１）量的拡充

①　放課後児童健全育成事業（運営費）

（ア）事業内容

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する費用の補助を行う。なお、地方分権一括法による従うべき基準の参酌化に伴い、常時職員１名配置とする等のクラブについて、職員配置に応じた補助基準額を設定する。

（イ）補助基準額　※それぞれ開所日数250日以上、児童数36～45人の場合

（ｉ）設置運営基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合
補助基準額：4, 672千円　（4, 577千円）

（ii）放課後児童支援員１名のみの配置とした場合
補助基準額：3, 940千円　（3, 866千円）

（iii）職員複数配置かつ設置運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合
補助基準額：4, 123千円　（4, 025千円）

（iv）職員１名配置かつ設置運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合
補助基準額：3, 300千円　（3, 226千円）

②　放課後子ども環境整備事業

ア　放課後児童クラブ設置促進事業

（ア）事業内容

放課後児童クラブ設置促進事業（小学校の余裕教室や民家・アパート等の既存施設の改修を行った上で、必要に応じ設備の整備・修繕及び備品の購入を行う事業）の補助を行う。

（イ）補助基準額：12, 000千円（12, 000千円）

イ　一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の推進

（ア）事業内容

小学校の余裕教室を改修等して放課後児童クラブを設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合には、放課後児童クラブ設置促進費及び放課後児童クラブ環境改善費に加えて、一体的に実施する際に必要となる設備の整備・修繕及び備品の購入に係る経費の上乗せ補助を行う。

［（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。］

（イ）補助基準（加算）額：1,000千円　(1,000千円)

ウ　幼稚園・認定こども園等の活用の促進

（ア）事業内容

幼稚園、認定こども園等を活用して、放課後児童クラブの設置促進を図るために必要となる小学生向けの遊具等を購入等するための環境改善経費（設備の整備・修繕及び備品の購入）の補助を行う。

［（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。］

（イ）補助基準額：5,000千円（5,000千円）

③　放課後児童クラブ障害児受入推進事業

（ア）事業内容

放課後児童クラブにおける障害児の受入れを推進するため、必要となる専門的知識等を有する職員の配置に要する経費の補助を行う。

（イ）補助基準額　：1,956千円（1,900千円）

④　放課後児童クラブ運営支援事業

ア　賃借料補助

（ア）事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等を活用して放課後児童クラブを平成27年度以降に新たに運営するために必要な賃借料の補助を行う。

［（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。］

（イ）補助基準額：3,066千円（2,996千円）

イ　移転関連費用補助

（ア）事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の民家・アパート等から、より広い場所に放課後児童クラブを移転して、受入児童数を増やすことができるよう、その移転に係る経費の補助を行う。

（イ）補助基準額：2,500千円（2,500千円）

ウ　土地借料補助

（ア）事業内容

放課後児童クラブにおける待機児童の解消を図るための措置として、待機児童が存在している地域等において、学校敷地外の土地を活用して、放課後児童クラブを設置する際に必要な土地借料への補助を行う。

（イ）補助基準額：6,100千円（6,100千円）

（ウ）補助対象：施設整備費の対象となる市町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、ＮＰＯ法人等以外の民間団体等

⑤　放課後児童クラブ送迎支援事業

（ア）事業内容

授業終了後に学校敷地外の放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心を確保するため、地域において子どもの健全育成等に関心を持つ高齢者や主婦等の活用等による送迎支援を行うために必要な経費の補助を行う。

（イ）補助基準額：507千円（493千円）

（２）質の向上

① 放課後児童支援員等処遇改善等事業

（ア）事業内容

保育所との開所時間の乖離を縮小し、保育所の利用者が就学後も引き続き放課後児童クラブを円滑に利用できるように、18時半を超えて開所する放課後児童クラブにおいて、

（ｉ）家庭、学校等との連絡及び情報交換等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な経費の補助を行う。

（ⅱ）または、（ｉ）に加え、地域との連携、協力等を行い、いずれかの業務に従事する職員を配置し、うち１名以上を常勤職員とする場合に、当該職員の賃金改善経費を含む常勤職員を配置するために必要な経費の補助を行う。

（イ）補助基準額：4（ｉ）1,678千円（1,677千円）　（ⅱ）3,158千円（3,158千円）

② 障害児受入強化推進事業

（ア）事業内容

障害児受入推進事業による職員１名の加配に加え、障害児３人以上の受入れを行う場合に、追加で職員１名を加配するための経費の補助を行うとともに、医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員（看護師等）の配置等に要する経費の補助を行う。

（イ）補助基準額　：1,956千円（1,900千円）※医療的ケア児がいる場合の支援：4,029千円（3,847千円）

③ 小規模放課後児童クラブ支援事業

（ア）事業内容

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、放課後児童支援員等の２人以上の配置を基本としているため、19人以下の小規模クラブについて、複数配置して運営することが可能となるよう、必要な経費の補助を行う。

（イ）補助基準額：608千円（591千円）

④ 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業

（ア）事業内容

放課後児童クラブにおける要支援児童等（要支援児童、要保護児童及びその保護者）の対応や関係機関との連携の強化等、保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う職員の配置に必要な経費の補助を行う。

（イ）補助基準額　：1,294千円（1,261千円）

⑤ 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業（仮称）【新規】

（ア）事業内容

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や子どもが学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費の補助を行う。

（イ）補助基準額　：1,443千円（　―　千円）

⑥ 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業（仮称）【新規】

（ア）事業内容

放課後児童クラブの育成支援の質の向上を図るため、第三者評価の受審に必要な経費の補助を行う。

（イ）補助基準額　：300千円（　―　千円）

（３）その他（放課後児童支援員の経験等に応じた処遇改善）

○　放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業

（ア）事業内容

放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員について、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に必要な経費の補助を行う。

（ｉ）放課後児童支援員を対象に年額13万１千円（月額約１万円）

（ⅱ）経験年数が概ね５年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を修了した者を対象に（ｉ）と合わせて年額26万３千円（月額約２万円）

（ⅲ）（ⅱ）の条件を満たす経験年数が概ね10年以上の事業所長（マネジメント）的立場にある放課後児童支援員を対象に（ⅱ）と合わせて年額39万４千円（月額約３万円）

（イ）補助基準額：（ｉ）131千円（129千円）［１人当たり年額］
（ⅱ）263千円（258千円）［１人当たり年額］
（ⅲ）394千円（388千円）［１人当たり年額］
※１支援の単位あたりの基準額は、919千円（904千円）を上限とする。

２．放課後児童クラブ施設整備費　１７０億円（１６６億円）

子ども・子育て支援整備交付金（内閣府所管）：
１９１億円の内数（１８６億円の内数）

市町村が、子ども・子育て支援法に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画に位置付けた放課後児童クラブの整備を行うための経費に対する補助を行う。また、待機児童が発生している市区町村等における施設整備費の国庫補助率嵩上げを継続する。

①　実施主体：市区町村

②　補助対象事業者：市区町村、社会福祉法人、学校法人、公益法人、株式会社、ＮＰＯ法人等

③　補助基準額：

ア　新・放課後子ども総合プランに基づく学校敷地内での創設整備の場合　57,318千円（56,304千円）
［（※）次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への一体型の目標事業量等の記載を補助要件とする。］

イ　上記以外の場合：28,659千円（28,152千円）

④　補助率：

【公立の場合】国:1／3、都道府県1／3、市区町村1／3
【民立の場合】国:2／9、都道府県2／9、市区町村2／9、社会福祉法人等1／3

注：放課後児童クラブに待機児童が発生している場合等に、補助率の嵩上げを実施（平成28年度～）

【公立の場合】国:2／3、都道府県1／6、市区町村1／6
【民立の場合】国:1／2、都道府県1／8、市区町村1／8、社会福祉法人等1／4

３．放課後児童対策の推進　９億円の内数（１１億円の内数）

保育対策総合支援事業費補助金：４０２億円の内数（３９４億円の内数）

放課後の子どもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るなど、放課後児童対策を推進する。

Ⅰ　子どもの居場所の確保

１．児童館、公民館等の既存の社会資源を活用した放課後の子どもの居場所の確保

○　待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として４年生以上の児童を対象に、児童館、公民館、塾、スポーツクラブ等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

※実施主体：市区町村　　補助基準額（案）：1,042千円（1,021千円）　【＋21千円】　　補助率：１／３

２．小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保

○　地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所や一時預かり、地域子育て支援拠点などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

※実施主体：市区町村　　補助基準額（案）：1,042千円（1,021千円）　【＋21千円】　　補助率：１／３

Ⅱ　育成支援の内容の質の向上

1. 放課後児童クラブの質の向上【「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施】

○　利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する。

※実施主体：都道府県、市区町村　　補助基準額(案)：4,064千円(4,064千円)【±0千円】　　補助率：1／2

2. 放課後児童支援員の人材確保【「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施】

○　放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、放課後児童支援員として就労を希望する者に対し、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市区町村において就職相談等の支援を行う。

※実施主体：都道府県、市区町村　　補助基準加算額(案)：1,217千円(1,190千円)【＋27千円】　補助率：1／2

４．放課後児童支援員等研修関係　　４３億円の内数（４３億円の内数）

（１）職員の資質向上・人材確保等研修事業

	放課後児童支援員認定資格研修事業	放課後児童支援員等資質向上研修事業
事業内容	「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている都道府県知事等が行う研修（認定資格研修）を実施するために必要となる経費の補助を行う。	平成27年３月に取りまとめられた「放課後児童クラブに従事する者の研修体系の整理ー放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会まとめー」において、放課後児童支援員等の経験年数やスキルに応じた適時適切な研修体系にしていくことが、事業全体の質の向上を図る上でも必要とされていることから、都道府県等が現任の従事者向けの研修を実施するために必要な経費の補助を行う。
実施主体	都道府県、指定都市、中核市（一部委託可）	都道府県、市町村（特別区を含む。）（委託可）
補助基準額	厚生労働大臣が認めた額	厚生労働大臣が認めた額
補助率	国１／２、都道府県・指定都市・中核市１／２	国１／２、都道府県・市区町村１／２
その他	放課後児童クラブに従事している者が認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上。	放課後児童クラブに従事している者が当該研修を受講する際の代替職員の雇上げ等経費については、運営費に計上

（２）指導者養成等研修事業

○　都道府県認定資格研修講師養成研修

（ア）事業内容

都道府県知事等が行う研修（認定資格研修）の講師となる者を養成するため、放課後児童クラブに放課後児童支援員として従事するために必要なアイデンティティ、役割及び育成支援の内容等の共通の理解とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を共通の認識として持ち、講師としての一定の資質及び水準を確保することを目的として、全国をブロックに分けて本研修を実施する。

（イ）実施主体

国（民間団体に委託して実施）

放課後児童クラブの運営費における基本額の考え方について

○　放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第１項に規定する放課後児童支援員（※１）の数は、一の支援の単位ごとに２人以上とする。ただし、その１人を除き、補助員（※２）をもってこれに代えることができる。

○　上記基準によらない場合でも、**児童の支援に支障がなく、条例等により利用児童の安全確保方策について定め、それによる対策を講じている場合については本事業の対象（※３）**とする。

○　また、児童数が少なくなる時間帯等とは、児童数が20人未満になる時間帯及び曜日とし、**児童数が少なくなる時間帯等のみ体制変更する場合は、**利用登録時などに利用時間を聞くなどして、**事前に児童数が少なくなる時間帯等を把握**しておく必要がある。

（※１）放課後児童支援員には、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第３項に規定する基礎資格を有しており令和４年度末までに研修を修了する予定者を含む。なお、研修修了予定者を放課後児童支援員とみなす場合は、研修計画を立てることとし、原則採用から１年以内に研修修了をさせるよう努めること。研修修了予定者の研修計画は、放課後児童クラブ等と相談し市町村が作成すること。

（※２）補助員とは、放課後児童支援員を補助する者で、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第３項に規定する基礎資格を有していない者又は、基礎資格を有していても同条同項の研修受講の予定がない者をいう。なお、児童数が少なくなる時間帯に関わらず支援員を配置する日と補助員のみを配置する日が混在する場合は、補助員のみ配置とみなす。

（※３）条例や施行規則、要綱、通知等に利用児童の安全確保方策について定めておらず、職員１名配置や補助員のみの配置とした場合には交付金の対象外とする。

職員配置別基準額適用表

	支援員（※1）の配置	補助員のみ配置（※2）
（１）常時職員複数配置とした場合	①	③
（２）常時職員１名配置とした場合	②	④
（３）児童数が少ない時間帯等のみ省令基準を下回る体制とする場合	通常時の配置に基づいた基準額を適用	
（４）児童数が少ない時間帯等に限らず省令基準を下回る体制とする場合	配置体制の中で、一番低い基準額を適用	

①：設備運営基準どおり放課後児童支援員等を配置した場合の基準額を適用（40人規模：4,672千円（令和３年度基準額案））

②：設備運営基準に基づく放課後児童支援員１名のみの配置とした場合の基準額を適用（40人規模：3,940千円（令和３年度基準額案））

③：設備運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合の基準額を適用（40人規模：4,123千円（令和３年度基準額案））

④：職員１名かつ設備運営基準に基づく放課後児童支援員を配置しない場合の基準額を適用（40人規模：3,300千円（令和３年度基準額案））

放課後児童クラブ等における学校の臨時休業等に伴う対応に対する財政支援

令和３年度予算案

（子ども・子育て支援交付金（内閣府所管））

①小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援

○　新型コロナウイルス感染症への対応として、小学校の臨時休業に伴い、午前中から放課後児童クラブを開所する等を行った場合に、追加で生じる費用について財政支援を行う。

補助基準額	・小学校の臨時休業に伴い、午前中から運営する場合に補助 ➢１支援・１日当たり、計３２，０００円の申請が可能 ・小学校の臨時休業に伴い、支援の単位を新たに設けて運営する場合に補助 ➢１支援・１日当たり、計６２，０００円の申請が可能 ※その他小学校の臨時休業に伴い、午前中から障害児や医療的ケア児を受け入れる場合の補助あり ※保護者負担は求めないこととする
補助率	国１／３

②放課後児童クラブの利用料にかかる財政支援

○　市区町村が新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために放課後児童クラブを臨時休業させた場合等、市区町村が保護者へ返却する日割り利用料について財政支援を行う。

補助基準額	１人・１日当たり５００円
補助率	国１／３

③ファミリー・サポート・センター事業の利用料にかかる財政支援

○　小学校の臨時休業等に伴い、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の利用料について、減免を行った場合に生じる費用について財政支援を行う。

補助基準額	１日・１人当たり６，４００円
補助率	国１／３

資料８

令和2年度　放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況（子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース）

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村									
1	北海道	7	札幌市①②	帯広市①	江別市①	函館市①	鷹栖町①	更別村①	名寄市②			
2	青森県	4	新郷村①	田子町①	藤崎町①②	三戸町①						
3	岩手県	9	盛岡市①②	滝沢市①②	一関市①	奥州市①②	陸前高田市①	北上市①②	花巻市①②	大船渡市①	久慈市①	
4	宮城県	2	仙台市①	登米市①②								
5	秋田県	3	能代市①	鹿角市①	潟上市②							
6	山形県	14	山形市①②	庄内町①	天童市①②	大石田町①②	遊佐町①②	鶴岡市①②	米沢市①②	長井市①	村山市①	酒田市①
			新庄市②	東根市②	大江町②	三川町②						
7	福島県	3	福島市①②	会津若松市①②	いわき市①②							
8	茨城県	9	ひたちなか市①②	小美玉市①	水戸市①	石岡市①	北茨城市①	常陸大宮市①②	かすみがうら市①②	大洗町①	東海村①	
9	栃木県	8	那須塩原市①	大田原市①	日光市①②	足利市①	佐野市①	栃木市②	矢板市②	野木町②		
10	群馬県	17	伊勢崎市①	邑楽町①	安中市①	榛東村①	下仁田町①	みなかみ町①	明和町①	沼田市①	館林市①②	太田市①
			富岡市①	藤岡市①	渋川市①	前橋市①	高崎市①	玉村町②	桐生市②			
11	埼玉県	41	さいたま市①②	熊谷市①②	深谷市①②	越谷市①	鴻巣市①②	東松山市①	戸田市①②	朝霞市①	和光市①②	新座市①
			飯能市①	秩父市①	本庄市①②	加須市①②	幸手市①	富士見市①	三郷市①②	鶴ヶ島市①②	ふじみ野市①	白岡市①
			日高市①②	桶川市①	久喜市①	小川町①	滑川町①②	ときがわ町①②	伊奈町①	川島町①	吉見町①	上里町①
			杉戸町①	宮代町①	寄居町①	行田市②	草加市②	上尾市②	鳩山町②	嵐山町②	坂戸市②	蓮田市②
			北本市②									
12	千葉県	12	船橋市①	千葉市①	八千代市①	成田市①	習志野市①	鴨川市①②	鎌ケ谷市①	四街道市①	印西市①②	酒々井町①②
			野田市①	市川市②								
13	東京都	8	板橋区①②	新宿区①	葛飾区①②	多摩市①	武蔵野市①②	青梅市①②	調布市②	町田市②		
14	神奈川県	12	藤沢市①	茅ヶ崎市①②	伊勢原市①	三浦市①	逗子市①	平塚市①	横須賀市①	鎌倉市①②	綾瀬市①	相模原市①
			横浜市②	葉山町②								
15	新潟県	2	上越市①	燕市①								
16	富山県	5	富山市①	高岡市①	氷見市①	射水市①	舟橋村①					
17	石川県	8	白山市①②	野々市市①	津幡町①	七尾市①	金沢市①	小松市①	加賀市①	羽咋市②		
18	福井県	0										
19	山梨県	1	北杜市①									
20	長野県	4	須坂市①	佐久市①	松本市②	上田市②						
21	岐阜県	5	瑞浪市①	恵那市①②	岐阜市①	中津川市①	大垣市②					
22	静岡県	4	焼津市①	掛川市①	伊東市①②	島田市①②						
23	愛知県	15	豊川市①	犬山市①	津島市①②	長久手市①	尾張旭市①②	豊明市①	知立市①	東海市①	名古屋市①②	豊橋市①②
			瀬戸市①	春日井市①	一宮市①	岡崎市①	大府市②					
24	三重県	11	四日市市①	津市①②	鈴鹿市①	松阪市①②	熊野市①	亀山市①②	川越町①	志摩市①	朝日町①	多気町①
			御浜町②									

※①…非常勤を含む職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を実施している市町村
②…常勤職員を配置するための追加費用（賃金改善に必要な費用を含む）の一部を補助する事業を実施している市町村

令和2年度　放課後児童支援員等処遇改善等事業の実施状況（子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース）

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村									
25	滋賀県	10	近江八幡市①	栗東市①	長浜市①	湖南市①②	高島市①	大津市①	竜王町①	日野町①②	東近江市①②	野洲市②
26	京都府	1	向日市①									
27	大阪府	11	枚方市①	茨木市①	守口市①	堺市①	泉南市①	大阪狭山市①	熊取町①②	河内長野市①	寝屋川市①	富田林市①
			豊中市②									
28	兵庫県	7	宝塚市①	播磨町①	三木市①	川西市①	明石市①	神戸市①②	西宮市①②			
29	奈良県	7	奈良市①	生駒市①	田原本町①②	桜井市①	橿原市①	天理市①	御所市②			
30	和歌山県	8	橋本市①	串本町①②	新宮市①	湯浅町①	御坊市②	海南市②	広川町②	有田川町②		
31	鳥取県	1	鳥取市①									
32	島根県	2	大田市①②	雲南市②								
33	岡山県	7	岡山市①②	瀬戸内市①	倉敷市①②	総社市①	赤磐市①	勝央町①	吉備中央町①			
34	広島県	0										
35	山口県	0										
36	徳島県	6	徳島市①	石井町①②	神山町①	吉野川市①	小松島市①②	美馬市①				
37	香川県	1	高松市①②									
38	愛媛県	0										
39	高知県	2	香美市①	高知市①								
40	福岡県	5	大木町①	志免町①②	粕屋町①	鞍手町①	行橋市①					
41	佐賀県	3	有田町①	嬉野市①	武雄市①							
42	長崎県	11	諫早市①	佐世保市①	大村市①	長崎市①②	長与町①	西海市①②	時津町①	東彼杵町①	五島市①	川棚町①
			波佐見町①									
43	熊本県	15	天草市①	玉名市①	宇土市①	阿蘇市①	合志市①②	菊池市①	湯前町①	益城町①	山都町①	御船町①
			あさぎり町①	菊陽町①	玉東町①	八代市①②	水俣市①					
44	大分県	1	中津市①②									
45	宮崎県	3	都城市①	延岡市①	串間市①							
46	鹿児島県	12	霧島市①	薩摩川内市①②	曽於市①	長島町①②	南さつま市①②	東串良町①	錦江町①	南大隅町①	肝付町①	鹿屋市①②
			阿久根市①	出水市①								
47	沖縄県	23	沖縄市①②	名護市①	糸満市①②	豊見城市①	浦添市①	石垣市①	嘉手納町①	南城市①	今帰仁村①②	金武町①
			国頭村①	北谷町①②	西原町①②	大宜味村①	八重瀬町①	南風原町①②	久米島町①	与那原町①	うるま市①②	宮古島市①②
			那覇市①	宜野湾市①	本部町②							
合計		340(20.9%)	※（　）内はクラブ実施市区町村数（1,623市区町村）に対する割合である。									

※①の合計：301市区町村　　②の合計：126市区町村　　①、②の合計：87市区町村

令和２年度　放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施状況（子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース）

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村									
1	北海道	25	札幌市	帯広市	苫小牧市	旭川市	恵庭市	根室市	名寄市	白糠町	弟子屈町	池田町
			士幌町	石狩市	大樹町	当別町	豊浦町	音更町	安平町	厚真町	上富良野町	鷹栖町
			月形町	栗山町	京極町	八雲町	函館市					
2	青森県	4	むつ市	五所川原市	三沢市	新郷村						
3	岩手県	11	滝沢市	大槌町	住田町	花巻市	北上市	盛岡市	大船渡市	奥州市	陸前高田市	一関市
			久慈市									
4	宮城県	6	利府町	富谷市	大和町	大郷町	塩竈市	登米市				
5	秋田県	13	大仙市	三種町	五城目町	八峰町	北秋田市	にかほ市	能代市	横手市	鹿角市	由利本荘市
			湯沢市	潟上市	大館市							
6	山形県	19	村山市	天童市	寒河江市	鶴岡市	東根市	酒田市	新庄市	高畠町	遊佐町	庄内町
			飯豊町	白鷹町	大石田町	大江町	尾花沢市	南陽市	河北町	山形市	米沢市	
7	福島県	9	福島市	須賀川市	南相馬市	飯舘村	湯川村	川俣町	伊達市	会津若松市	いわき市	
8	茨城県	14	ひたちなか市	日立市	結城市	石岡市	水戸市	常総市	つくば市	北茨城市	境町	かすみがうら市
			那珂市	東海村	八千代町	小美玉市						
9	栃木県	12	那須烏山市	益子町	壬生町	芳賀町	茂木町	足利市	栃木市	小山市	真岡市	さくら市
			那須塩原市	矢板市								
10	群馬県	17	前橋市	高崎市	下仁田町	玉村町	大泉町	千代田町	みなかみ町	中之条町	邑楽町	榛東村
			伊勢崎市	桐生市	渋川市	富岡市	館林市	安中市	沼田市			
11	埼玉県	32	狭山市	春日部市	加須市	鴻巣市	上尾市	本庄市	戸田市	越谷市	蕨市	さいたま市
			川越市	飯能市	秩父市	熊谷市	志木市	朝霞市	蓮田市	幸手市	和光市	入間市
			美里町	寄居町	上里町	宮代町	ときがわ町	鳩山町	吉見町	松伏町	川島町	鶴ヶ島市
			白岡市	滑川町								
12	千葉県	12	千葉市	船橋市	習志野市	市川市	流山市	浦安市	富津市	鴨川市	勝浦市	四街道市
			酒々井町	東庄町								
13	東京都	9	多摩市	日野市	武蔵野市	足立区	町田市	青梅市	板橋区	文京区	中野区	
14	神奈川県	9	横浜市	川崎市	茅ヶ崎市	座間市	葉山町	平塚市	開成町	横須賀市	相模原市	
15	新潟県	3	新潟市	南魚沼市	魚沼市							
16	富山県	0										
17	石川県	11	野々市市	穴水町	宝達志水町	志賀町	金沢市	小松市	輪島市	羽咋市	白山市	七尾市
			加賀市									
18	福井県	4	福井市	坂井市	越前町	鯖江市						
19	山梨県	2	中央市	昭和町								
20	長野県	7	上田市	松本市	伊那市	須坂市	木曽町	辰野町	佐久市			
21	岐阜県	9	高山市	大垣市	中津川市	関市	瑞浪市	恵那市	多治見市	可児市	岐南町	
22	静岡県	7	袋井市	藤枝市	御殿場市	掛川市	島田市	伊東市	三島市			
23	愛知県	17	名古屋市	豊田市	津島市	瀬戸市	半田市	豊川市	春日井市	一宮市	知立市	日進市
			豊明市	知多市	北名古屋市	長久手市	小牧市	扶桑町	大府市			
24	三重県	8	熊野市	御浜町	紀北町	大紀町	尾鷲市	松阪市	四日市市	津市		

令和２年度　放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業の実施状況（子ども・子育て支援交付金 交付決定ベース）

No.	都道府県	実施市区町村数	市区町村									
25	滋賀県	12	高島市	東近江市	米原市	甲賀市	湖南市	日野町	竜王町	大津市	長浜市	栗東市
			守山市	近江八幡市								
26	京都府	3	京都市	大山崎町	木津川市							
27	大阪府	4	島本町	忠岡町	大阪市	泉南市						
28	兵庫県	10	神戸市	尼崎市	上郡町	明石市	西宮市	三木市	三田市	川西市	加古川市	播磨町
29	奈良県	4	田原本町	生駒市	天理市	橿原市						
30	和歌山県	10	田辺市	上富田町	有田川町	白浜町	印南町	美浜町	広川町	湯浅町	九度山町	かつらぎ町
31	鳥取県	1	鳥取市									
32	島根県	3	邑南町	安来市	大田市							
33	岡山県	10	岡山市	倉敷市	津山市	矢掛町	里庄町	美作市	赤磐市	笠岡市	井原市	瀬戸内市
34	広島県	3	広島市	東広島市	安芸高田市							
35	山口県	6	宇部市	山口市	下松市	美祢市	周防大島町	和木町				
36	徳島県	2	小松島市	石井町								
37	香川県	3	高松市	多度津町	小豆島町							
38	愛媛県	1	松山市									
39	高知県	10	高知市	四万十市	奈半利町	香美市	土佐清水市	須崎市	土佐市	いの町	南国市	安芸市
40	福岡県	11	北九州市	うきは市	行橋市	久留米市	宮若市	嘉麻市	新宮町	みやま市	志免町	みやこ町
			朝倉市									
41	佐賀県	6	嬉野市	唐津市	鳥栖市	有田町	太良町	佐賀市				
42	長崎県	8	諫早市	大村市	佐世保市	長崎市	時津町	長与町	西海市	東彼杵町		
43	熊本県	16	宇土市	熊本市	菊池市	玉名市	水俣市	八代市	大津町	合志市	菊陽町	阿蘇市
			あさぎり町	湯前町	嘉島町	山都町	氷川町	多良木町				
44	大分県	8	中津市	日田市	別府市	杵築市	豊後高田市	宇佐市	臼杵市	由布市		
45	宮崎県	7	都農町	串間市	延岡市	綾町	高鍋町	都城市	宮崎市			
46	鹿児島県	20	さつま町	姶良市	肝付町	大和村	奄美市	志布志市	龍郷町	南九州市	喜界町	徳之島町
			和泊町	指宿市	枕崎市	阿久根市	出水市	垂水市	西之表市	曽於市	南さつま市	薩摩川内市
47	沖縄県	14	宜野湾市	石垣市	宮古島市	うるま市	南城市	宜野座村	国頭村	大宜味村	今帰仁村	本部町
			与那原町	沖縄市	名護市	久米島町						
合計		432(26.6%)	※（　）内はクラブ実施市区町村数（1,623市区町村）に対する割合である。									

総　括　調　査　票

調査事案名	(4) 子ども・子育て支援交付金 (放課後児童健全育成事業)			調査対象 予 算 額	平成30年度：118,766百万円の内数 (参考　令和元年度：130,376百万円の内数)		
省庁名	内閣府	会計	年金特別会計 (子ども・子育て支援勘定)	項	地域子ども・子育て支援及仕事・子育て両立支援事業費	調査主体	本省
組織	子ども・子育て本部			目	子ども・子育て支援交付金	取りまとめ財務局	ー

①調査事案の概要

【事案の概要】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで放課後等に適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図るための放課後児童クラブ（以下、「児童クラブ」）の運営を補助している（実施主体：市町村、補助率：1/3）。

児童クラブについては、平成30年９月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、本事業において令和５年度（2023年度）末までに計約30万人分の受け皿整備を図るほか、全ての小学校区で放課後子供教室（以下、「子供教室」）と一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で「一体型（※）」として１万箇所以上で実施すること等を目指している。

※　同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が子供教室の活動プログラムに参加できるものをいう。

新・放課後子ども総合プラン（平成30年９月14日公表）

■放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）

■全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として１万箇所以上で実施することを目指す。

■両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。

■子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室の取組（ある自治体の例を参考に作成）

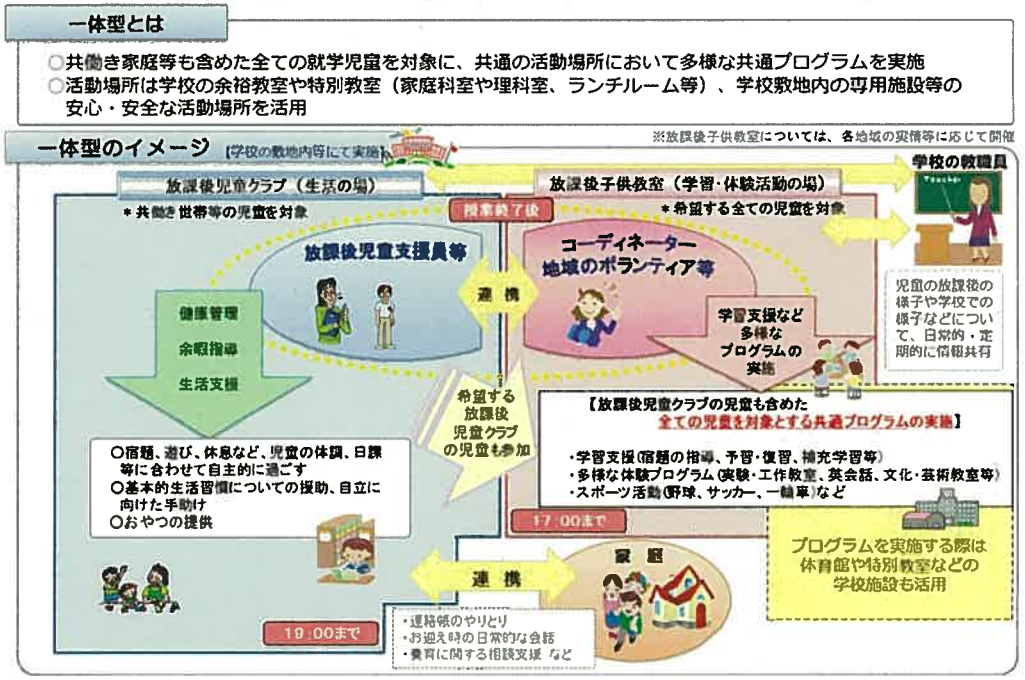

資料9

総　括　調　査　票

調査事案名　(4) 子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）

②調査の視点

1．交付金の算定方法について

児童クラブの運営費に対する交付金の算定に必要な「１支援の単位当たり児童数」について、各市町村は、実際に利用した児童数ではなく、推計した児童数を報告することとなっている。交付金の算定方法を、実態に見合った仕組みに見直すべきではないか。

【調査対象】
政令市・中核市：78先

児童クラブ：505箇所
子供教室　：424箇所

③調査結果及びその分析

1．交付金の算定方法について

児童クラブの運営費に対する交付金の基本額は、「１支援の単位当たり児童数」に応じて上限額を決定する。【表１】

「支援の単位」とは、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」により、児童の集団の規模を示す基準として、平成27年度から導入したものである。

しかしながら、市町村が交付申請を行う際、当該児童数については、保護者からの利用申し込み状況を勘案した「推計の利用見込み児童数」を基に報告することとなっている。また、年度終了時に交付金を精算する際は、「実際に利用した児童数」ではなく「各月の登録を基に推計した利用児童数」を報告することとなっており、当該児童数により交付額が確定する。

【表１】運営費の交付上限額

年間開所日数200～249日

１支援の単位当たり児童数	交付上限額（千円）
１～19人	1,681
20人以上	2,955

年間開所日数250日以上

１支援の単位当たり児童数	交付上限額（千円）	算定方法
１～19人	1,819～2,305	2,305千円－（19人－児童数）*27千円
20～35人	4,084～4,459	4,484千円－（36人－児童数）*25千円
36～45人	4,484	4,484,000円
46～70人	4,424～2,984	4,484千円－（児童数－45人）*60千円
71人以上	2,917	2,917,000円

【参考】放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第63号）抄
第10条
４（略）支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

【参考】「児童の数」について
厚生労働省HP「放課後児童健全育成事業に係るQ&A（平成28年３月11日現在）」
（質問）
「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」（平成26年５月30日付け雇児発0530第１号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）「３　職員に関する基準」の「（４）支援の単位（基準第10条第４項）」に一の支援の単位を構成する「児童の数」についての考え方が示されているが、具体的にはどのように算定するのか。
また、子ども・子育て支援交付金の放課後児童健全育成事業に係る国庫補助基準額算定の際の「児童の数」はどのように算定するのか。
（回答）
「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について」では、「「児童の数」とは、放課後児童健全育成事業が毎日利用する児童と週のうち数日を利用する児童との双方が考えられる事業であることに鑑み、毎日利用する児童（継続して利用することを前提に申込みをした児童）の人数に、一時的に利用する児童（塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に申込みをした児童）の平均利用人数を加えた数をいうものである」としているが、あくまでも、登録時の利用希望日数を基に算出することになる。このうち「一時的に利用する児童」とは、上記のとおり、塾や習い事、保護者のパート就労等により週のうち数日を利用することを前提に登録申込みをした児童であり、夏休みなど一時期のみ利用する児童のことを定義したものではない。
具体的な「一時的に利用する児童」に係る「児童の数」の算出については、例えば、１週間のうち平日５日間（月～金曜日）開所している放課後児童クラブに、１週間のうち３日間利用することを前提に登録申込みをした児童が４人いる場合、当該児童については、
４人×３日間（１週間あたりの利用希望日数）／５日間（１週間あたりの開所日数）＝２．４人≒３人（１人未満の端数が生じた場合には切り上げ）等の方法により算出することとする。（中略）
また、子ども・子育て支援交付金の放課後児童健全育成事業の国庫補助基準額算定に係る「児童の数」については、上記の方法により算定した毎月初日の「児童の数」の年間平均（１人未満の端数が生じた場合には切り上げ）により算定することとする。

総　括　調　査　票

調査事案名　(4) 子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）

③調査結果及びその分析

交付金精算時に報告する「各月の登録を基に推計した利用児童数」と「実際に利用した児童数」について調査したところ、一部の市町村では「実際に利用した児童数」を把握していないことが分かった。また、「実際に利用した児童数」を把握している市町村においては、「各月の登録を基に推計した利用児童数」と「実際に利用した児童数」には大きな乖離が生じていた。【表２】

調査は124支援単位に対して行ったが、合計すると44,938千円の差額（交付上限額）であった。仮に、全ての支援の単位（平成30年５月１日現在31,643支援）で同程度の差額が発生していると仮定した場合、100億円以上の差額が見込まれる。

なお、子供教室においては、実際にかかった経費に対して文部科学省が認めた額を補助する仕組みとなっており、児童クラブとは異なる。

【表２】「各月の登録を基に推計した利用児童数」と「実際に利用した児童数」が異なる（差額100万円以上）支援単位（平成30年度）

支援単位	設置・運営主体	交付申請時（A）				精算時（B）				実態（C）				差額（A-C）	差額（B-C）
		1支援の単位当たり児童数（人）	開所日数	延べ利用児童数（人）	交付上限額（千円）	1支援の単位当たり児童数（人）	開所日数	延べ利用児童数（人）	交付上限額（千円）	1支援の単位当たり児童数（人）	開所日数	延べ利用児童数（人）	交付上限額（千円）	交付上限額（千円）	交付上限額（千円）
A	公立民営	33	294	9,702	4,409	33	294	9,702	4,409	15	294	4,231	2,197	2,212	2,212
B	公立民営	33	294	9,702	4,409	33	294	9,702	4,409	16	294	4,530	2,224	2,185	2,185
C	民立民営	36	296	10,656	4,484	34	296	10,064	4,434	19	296	5,374	2,305	2,179	2,129
D	公立民営	36	289	10,404	4,484	28	289	8,092	4,284	18	289	4,992	2,278	2,206	2,006
E	民立民営	29	289	8,381	4,309	29	289	8,381	4,309	19	289	5,391	2,305	2,004	2,004
F	民立民営	21	293	6,153	4,109	21	293	6,153	4,109	13	293	3,670	2,143	1,966	1,966
G	民立民営	27	282	7,614	4,259	27	282	7,614	4,259	19	282	5,303	2,305	1,954	1,954
H	公立民営	35	287	10,045	4,459	20	287	5,740	4,084	13	287	3,724	2,143	2,316	1,941
I	公立民営	27	266	7,182	4,259	23	266	6,118	4,159	16	266	4,136	2,224	2,035	1,935
J	民立民営	26	286	7,436	4,234	23	286	6,578	4,159	16	286	4,492	2,224	2,010	1,935
K	公立民営	25	288	7,200	4,209	24	288	6,912	4,184	17	288	4,875	2,251	1,958	1,933
L	公立民営	26	266	6,916	4,234	24	266	6,384	4,184	17	266	4,316	2,251	1,983	1,933
M	公立民営	28	278	7,784	4,284	24	278	6,672	4,184	18	278	4,955	2,278	2,006	1,906
N	公立民営	26	278	7,228	4,234	24	278	6,672	4,184	18	278	4,955	2,278	1,956	1,906
O	公立民営	25	291	7,275	4,209	23	291	6,693	4,159	18	291	5,004	2,278	1,931	1,881
P	公立公営	40	292	11,680	4,484	23	292	6,716	4,159	18	292	4,981	2,278	2,206	1,881
Q	公立民営	22	294	6,468	4,134	22	294	6,468	4,134	18	294	5,218	2,278	1,856	1,856
R	公立民営	22	294	6,468	4,134	22	294	6,468	4,134	18	294	5,218	2,278	1,856	1,856
S	公立民営	23	276	6,348	4,159	20	276	5,520	4,084	18	276	4,880	2,278	1,881	1,806
T	公立民営	30	282	8,460	4,334	21	282	5,922	4,109	19	282	5,347	2,305	2,029	1,804

※ 緑色箇所は、施設合計の実態の「延べ利用児童数」は確認出来たが、支援単位毎の実態の「延べ利用児童数」が不明であったため、同施設における支援単位毎の精算時の「延べ利用児童数」の比率を基に、同施設合計の「延べ利用児童数」を按分して算出したもの。

※ 実態の「１支援の単位当たり児童数」は、「延べ利用児童数」／「開所日数」（端数切上げ）により算出した。

④今後の改善点・検討の方向性

１．交付金の算定方法について

児童クラブの運営主体である市町村においては、常に、利用者の保護者と密接な連携をとり、利用者の状況を説明する必要があることから、「実際に利用した児童数」を把握すべきであるが、一部の市町村においては把握していない。

「実際に利用した児童数」を把握した上で、交付金の精算は当該児童数を基に行うべきであり、これと乖離が生じる「各月の登録を基に推計した利用児童数」を基に精算を行うことは、適切とは言い難い。

「実際に利用した児童数」を基に、交付額の上限を決定するなど、児童クラブの実態に見合った、効率的な交付金の算定方法に見直すことを検討すべき。

総　括　調　査　票

調査事案名	（4）子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）

②調査の視点

２．事業の在り方について

厚生労働省・文部科学省の推奨する「一体型」の実態を含め、これら事業が、児童のニーズを踏まえた、効率的なものとなっているか。

【調査対象】
政令市・中核市：78先

（児童クラブ：505箇所
子供教室　：424箇所）

③調査結果及びその分析

２．事業の在り方について

（１）両事業の概要

現在、小学生の安全・安心な放課後の居場所の提供として、児童クラブ（放課後児童健全育成事業）と子供教室（地域学校協働活動推進事業）が存在する。【表３】

対象児童、実施場所、負担割合等、両事業の内容は類似しているが、前者は内閣府（制度自体は厚生労働省）、後者は文部科学省が所管するため、交付金の申請や審査、決定、支払手続きはそれぞれの事業について別々に行う必要がある。【図１】

また、後述の「一体型」を除き、通例、両事業は連携して実施されておらず、児童はいずれか一方の支援しか受けられない。

【図１】交付申請スキーム

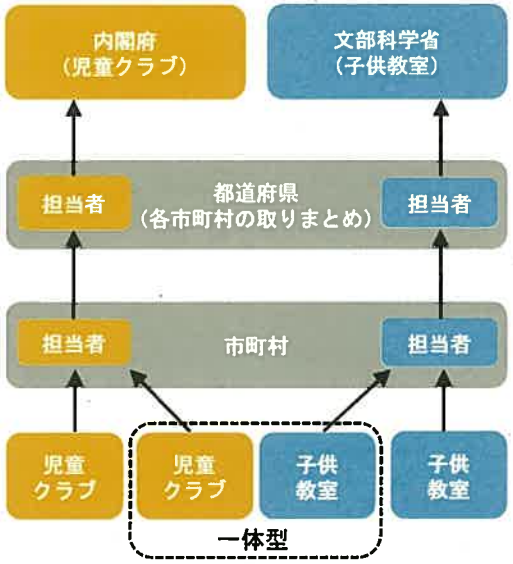

【表３】児童クラブと子供教室の事業区分

事業名	児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	子供教室（地域学校協働活動推進事業）
所管省庁	内閣府（制度自体は厚生労働省）	文部科学省
運営主体	市町村、市町村が適切と認めた者（委託可）	都道府県、市町村、社会教育団体等（委託可）
法律	児童福祉法第６条の３第２項（社会福祉事業）	ー（社会教育事業）
趣旨	適切な遊びや生活の場を提供	学習支援や多様なプログラムを実施
対象児童	保護者が昼間家庭にいない小学生	すべての小学生
実施場所	小学校、児童館、公的施設等	小学校、中学校、公民館等
平成30年度当初予算（令和元年度当初予算）	799.7億円（887.8億円）	60.1億円の内数（59.2億円の内数）
負担割合（運営費）	国1/3、都道府県1/3、市町村1/3 ※国負担のうち量的拡充については事業主拠出金を充当 ※別途、保護者負担あり	国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
利用料	有料（金額は児童クラブによって異なる）	無料
交付基本額（運営費）	4,484千円（児童40人程度の場合）等	文部科学大臣が認めた額（執行上、制限無し）
職員	放課後児童支援員、補助員（地域住民等）	協働活動支援員、学習アドバイザー（地域住民等）
配置基準	１支援に２名以上の支援員（１名は補助員で代替可）	ー
実施数	25,328箇所（平成30年５月時点）	18,749箇所（平成30年11月時点）
実施形態	原則として年間250日以上開所	概ね年間を通じて断続的・単発的に実施

総　括　調　査　票

調査事案名	（4）子ども・子育て支援交付金（放課後児童健全育成事業）

③調査結果及びその分析

（２）「一体型」の運営状況

厚生労働省・文部科学省は、両事業が別事業として実施される現行の枠組みの下で、①共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所、②全ての児童が多様な体験・活動を行うことができる環境、③学校と児童クラブ・子供教室との密接な連携が可能なものとして、同一の小学校内等で両事業を実施し、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加できる「一体型」での事業実施を推奨している。

【参考】「一体型」のメリット（平成26年８月11日「放課後子ども総合プランに関する自治体担当者会議」資料より）
- 「小１の壁」を打破するため、共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所
- 次代を担う人材の育成のため、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができる環境
- 学校と児童クラブ・子供教室との密接な連携が可能

この「一体型」は、近年徐々に増加しているとされるものの、事業全体からすれば少数にとどまっている。【図２】

また、児童クラブ・子供教室の「一体型」の運営状況を調査したところ、【図３】のとおり、運営主体（市町村、委託事業者等）は６割以上が別である中、実施場所が別部屋であり、かつ、児童の自由往来を不可としているなど、「一体型」といいながら、連携は不十分である。

中には、一部ではあれ、同部屋で実施する、児童の自由往来を可能とするなど、児童のニーズを踏まえた連携を行っている「一体型」も存在することは事実である。

【図２】児童クラブにおける「一体型」実施箇所数

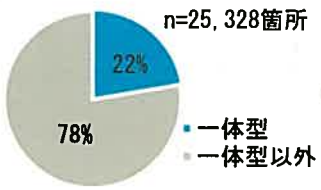

出所：厚生労働省「平成30年放課後児童健全育成事業の実施状況（平成30年５月１日現在）」

【図３】「一体型」の運営状況（令和元年５月１日現在）

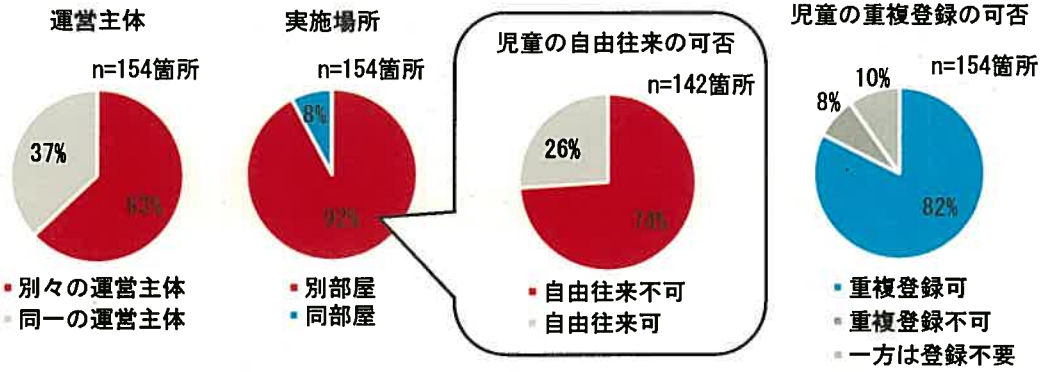

しかしながら、こうした形で比較的連携が図られている「一体型」も含め、
- 両事業のそれぞれに児童を登録（重複登録）させているケースが太宗であり、かつ、運営費の交付金を精算する際に報告する利用児童数は各月の登録児童数を基に推計したものであるため、重複登録をした児童が子供教室の支援のみを受けた場合などを含め、双方の交付金の算定対象となる（**１．交付金の算定方法について**　参照）
- 両事業の交付申請等の手続きが必要であり、事務が煩雑である

など、類似事業を別々の事業として実施し続ける以上、予算執行や事務処理の面で不合理・非効率であることは否めない。

④今後の改善点・検討の方向性

２．事業の在り方について

両事業を異なる事業として実施しているため、太宗では連携が図られておらず、児童のニーズに即した運用とはなっていない。

両省は、事業を別個のものとして併存させつつ、事業実施において連携させる「一体型」を推奨しているが、その「一体型」は未だ全体の２割程度に過ぎない。また、「一体型」であっても、
- ６割以上は別々の運営主体が行っており、
- ６割以上は別部屋で実施し、自由な往来は出来ない仕組みとなっている

など、児童の立場に立った事業の運営となっているとは考えにくい。

また、別々の事業として実施することについて、
- それぞれの事業について交付申請や審査、決定、支払手続きが必要となっており、また、
- 太宗が児童の重複登録を可能としているため、一人の児童が両事業において交付金の算定対象となっている

など、合理的・効率的な運営体制であるとは言い難い。

児童のニーズを踏まえつつ、合理的・効率的な運営体制となるよう、別事業として併存させる在り方自体を見直すべきではないか。

資料10

放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修ガイドラインの概要

【「放課後児童支援員等研修事業実施要綱」（平成２７年５月２１日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）より】

基本的考え方

○ 本ガイドラインは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号。以下「基準」という。）に基づき、基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者が、放課後児童支援員として必要となる基本的生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識及び技能を習得し、有資格者となるための都道府県知事、指定都市市長、中核市市長が行う研修（以下 「認定資格研修」という。）の円滑な実施に資するために策定するもの。

○ 認定資格研修は、一定の知識及び技能を有すると考えられる基準第10条第3項の各号のいずれかに該当する者等が、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識及び技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく放課後児童支援員としての役割及び育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識及び技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的として実施するもの。

研修内容等

事　項	主　な　内　容
実施主体	都道府県、指定都市、中核市（以下、「都道府県等」と表記） （都道府県等が認定資格研修を実施する上で適当と認める市区町村、民間団体等に一部委託可）
研修内容・時間数	次項のとおり（16科目24時間）（都道府県等の実情に応じて研修科目等を追加しての実施も可）。
修了の認定・修了証の交付	都道府県等は、認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、修了の認定を行い、全国共通様式による「放課後児童支援員認定資格研修修了証」［賞状形式及び携帯用形式］を都道府県知事名、指定都市市長名、中核市市長名で交付（委託は不可）。
認定の取消	都道府県等は、認定を受けた者が、次の事由に該当すると認められる場合、当該者の認定者名簿からの削除が可能。 ① 虚偽又は不正の事実に基づいて認定を受けた場合 ② 虐待等の禁止（基準第12条）に違反した場合 ③ 秘密保持義務（基準第16条第1項）に違反した場合 ④ その他放課後児童支援員としての信用失墜行為を行った場合　など
研修会参加費用	資料等に係る実費相当部分、研修会場までの受講者の旅費及び宿泊費については、受講者又は運営主体が負担。
費用に対する支援	国は、都道府県等に対して、認定資格研修の実施に要する経費について、別に定めるところにより補助。 （※）認定資格研修を受講する際の代替職員の雇上げ経費及び研修会場までの旅費については、運営費に計上。

認定の仕組み（都道府県等の事務の主な流れ）

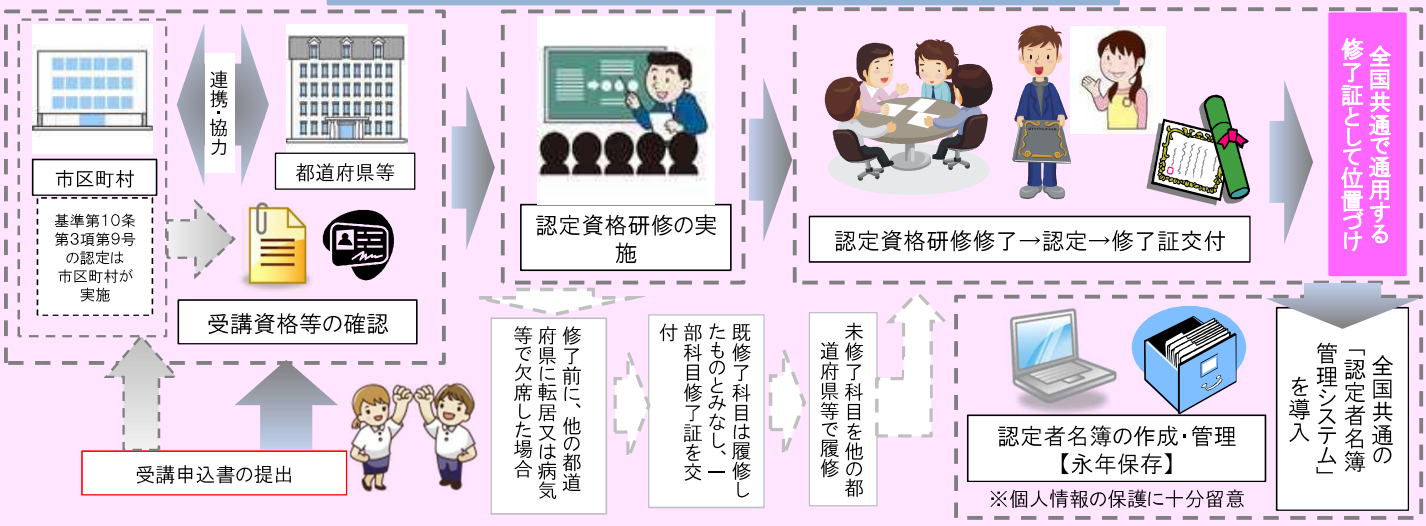

放課後児童支援員に係る都道府県等認定資格研修の項目・科目及び時間数

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解【4．5時間（90分×3）】
- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

2. 子どもを理解するための基礎知識【6．0時間（90分×4）】
- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援【4．5時間（90分×3）】
- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力【3時間（90分×2）】
- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応【3時間（90分×2）】
- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能【3時間（90分×2）】
- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

合計　24時間（16科目）

令和4年7月1日

総 行 経 第 ３ ８ 号
平成２２年１２月２８日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長
殿

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成１５年９月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第２５２条の１７の５に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願いいたします。

記

１　指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。

２　指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価

格競争による入札とは異なるものであること。

3　指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとすることとされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。

4　指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。

5　指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。

6　指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっても、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。

7　指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるよう配慮すること。

8　指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

総 行 公 第 9 5 号
令和元年１２月２０日

各都道府県総務部長
（人事担当課・市町村担当課・区政課扱い）
各指定都市総務局長
（人事担当課扱い）
殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長
（公　印　省　略）

会計年度任用職員制度の施行に向けた留意事項について（通知）

来年４月１日の地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）の施行に向け、各地方公共団体におかれては、平成 30 年 10 月 18 日付総行公第 135 号・総行給第 49 号・総行女第 17 号・総行福第 211 号・総行安第 48 号公務員部長通知により発出した「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル（第２版）」等に基づき準備を進めていただいているところですが、本日公表された「令和２年度地方財政対策のポイント及び概要」で示されたとおり、会計年度任用職員制度の導入に伴い必要となる財源が確保される見込みとなったことを踏まえ、特に留意すべき事項を下記にまとめましたので、適切に対応していただくようお願いします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）、地方自治法第 245 条の４（技術的な助言）及び改正法附則第２条（施行のために必要な準備等）に基づくものです。

記

１　最適な職員構成の実現

各地方公共団体においては、住民のニーズに応える効果的かつ効率的な行政サービスを今後も安定的に提供していくための最適な職員構成を実現することが重要であり、個々の職の設定に当たっては、就けようとする職の職務の内容、勤務形態等に応じて、任期の定めのない常勤職員、任期付職員、会計年度任用職員等のいずれが適当かを考慮すべきものであること。

２　適切な勤務時間の設定

会計年度任用職員の任用に当たっては、職務の内容や標準的な職務の量に応じた適切な勤務時間を設定することが必要であり、単に勤務条件の確保等に伴う財政上の制約を理由として、合理的な理由なく短い勤務時間を設定し、現在行っているフルタイムでの任用について抑制を図ることは、適正な任用・勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わないものであること。

また、改正法においては、会計年度任用職員についてフルタイムでの任用が可能であることを明確化したところであり、こうした任用は柔軟な人事管理や勤務条件の改善による人材確保にも資するものであること。

3　適切な給与決定

会計年度任用職員の給与水準については、地方公務員法に定める均衡の原則などの給与決定原則を踏まえ、基本的に当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮すべきものであること。

また、単に財政上の制約のみを理由として、期末手当の支給について抑制を図ることや、新たに期末手当を支給する一方で給料や報酬について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わないものであること。

4　不適切な「空白期間」の是正

臨時的任用職員及び会計年度任用職員の任期の設定については、基本的には、各地方公共団体において適切に判断されるべきものであるが、退職手当や社会保険料等を負担しないようにするために、再度の任用の際、新たな任期と前の任期との間に一定の期間（いわゆる「空白期間」）を設けることは、適正な任用・勤務条件の確保という改正法の趣旨に沿わないものであること。

5　適切な休暇等の設定

会計年度任用職員の休暇等については、当該休暇等を有給とするか否かも含め、国の非常勤職員との間の権衡を失しないように適当な考慮が払われるべきものであること。

また、労働基準法の規定によって年次有給休暇の消滅時効は２年とされているところであり、現に任用されている臨時・非常勤職員を含め、同法における「継続勤務」の要件に該当する場合には、再度任用時において前年度に付与された年次有給休暇が繰り越されるべきものであること。

なお、国の非常勤職員には、令和２年１月１日から夏季休暇が措置されるものであること。

6　適切な募集・任用の実施

会計年度任用職員の募集・任用に当たっては、任用期間や勤務時間、給与・報酬、各種社会保険等の勤務条件を明示するとともに、地方公務員法上の服務規定の適用や懲戒処分、人事委員会又は公平委員会への苦情相談等の対象となる旨を説明すべきものであること。

また、会計年度任用職員の円滑な導入が図られるよう、募集期間や制度の周知期間を十分確保すべきものであること。

利用者支援事業

令和２年度予算　1,453億円の内数　→　令和３年度予算案　1,691億円の内数
（子ども・子育て支援交付金（内閣府）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省））

利用者支援事業は、子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行うものである。

３つの事業類型

基本型

○基本型は「利用者支援」と「地域連携」の２つの柱で構成している。

【利用者支援】
地域子育て支援拠点等の身近な場所で、
○子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等を把握
○子育て支援に関する情報の収集・提供
○子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援
→当事者の目線に立った、寄り添い型の支援

【地域連携】
○より効果的に利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり
○地域に展開する子育て支援資源の育成
○地域で必要な社会資源の開発等
→地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を１名以上配置
※子ども・子育て支援に関する事業（地域子育て支援拠点事業など）の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う
《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を１名以上配置
※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

母子保健型

○主として市町村保健センター等で、保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う
《職員配置》母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を１名以上配置　※職員は専任が望ましい

○実施主体　市町村（特別区を含む）

○負担割合　国（２/３）、都道府県（１/６）、市町村（１/６）
※令和３年度より、国庫負担割合を引き上げ（１／３→２／３）

○実施か所数の推移
（単位：か所数）

	基本型	特定型	母子保健型	合計
３０年度	７２０	３７５	１，１８３	２，２７８
元年度	８０５	３８９	１，３３０	２，５２４

○主な補助単価（令和３年度予算案）　※母子保健型は、職員が専任の場合

【基本事業】

基本型	特定型	母子保健型
7,604千円	3,075千円	14,209千円

【加算事業】

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業（新規）
1,406千円	757千円	1,082千円	1,875千円	805千円	750千円	3,194千円

【開設準備経費】改修費等　4,000千円

【令和３年度新規】
- **基本型について、地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくりや情報連携システムの構築等を行う経費を支援する。**
- **特定型（保育コンシェルジュ）について、待機児童数が50人未満である市町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能に実施要件を見直す。**
- **母子保健型について、困難事例への対応等の支援を行う専門職（ＳＷ、ＰＳＷ、心理職等）を配置するため、単価を拡充する。**

多機能型地域子育て支援の新たな展開に向けた対応

○　我が国では、少子化の進行や人口減少が深刻さを増しており、これらの解決のためには、子育て家庭が身近な場所で、適切な支援を受けられる体制を作ることが必要となる。
○　少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）においても、子育て家庭における様々なニーズに対応し、全ての子育て家庭が、それぞれが必要とする支援にアクセスでき、安心して子供を生み育てられる環境を整備することとされている。
○　これを踏まえ、**子育て家庭が身近な地域で安全にかつ安心して子育てができるよう、利用者支援事業を核とした多機能型地域子育て支援の新たな展開に向け、令和３年度予算案において、以下の取組を推進**する。
⇒　地域子ども・子育て支援事業の相互連携・協力について市町村子ども・子育て支援事業計画への位置付けを検討（子ども・子育て支援法改正法案に盛り込む予定）

新たな展開の方向性

共通課題である
○**量的拡充**
○**人材の確保・育成**
を図るとともに、**相互に関連し合う子育て支援事業を有機的につなぎ、一体的に実施**することにより、

○**個々のニーズへの対応**では、
- **子育て親子の利便性の向上（ワンストップ化）**
- **子育て関連のより幅広い情報収集や、個々のニーズに応じた利用の広がり**
- **保健サイド（子育て世代包括支援センター等）と連携したアウトリーチ支援**
- **孤立化の解消、虐待の未然防止**

などを進め、さらに、
○**子育て支援の新たな社会資源の創出、連携・協働の体制づくり**を推進

令和３年度予算案における対応

①利用者支援事業（基本型）　子ども・子育て支援交付金 1,673億円の内数（1,453億円の内数）
- 地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくり等の支援を実施
- 国庫補助率を1/3から2/3に引上げ

（参考）実施か所数：805か所（令和元年度実績）

②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）　子ども・子育て支援交付金 1,673億円の内数（1,453億円の内数）
- 提供会員の確保の促進や、安心して子どもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点等との連携を強化

（参考）実施か所数：931か所（令和元年度実績）

③地域子育て支援拠点事業　子ども・子育て支援交付金 1,673億円の内数（1,453億円の内数）
- 両親共に参加しやすくなるよう休日の育児参加促進に関する講習会の実施を支援

（参考）実施か所数：7,578か所（令和元年度実績）

④一時預かり事業等への巡回支援（広域的保育所等利用事業）　保育対策総合支援事業費補助金 402億円の内数（394億円の内数）
- 保育所等への子どもの送迎以外の時間帯における送迎バスを活用した巡回支援を実施

（参考）一時預かり事業の利用児童数：延べ513.6万人（令和元年度実績）

～　多機能型地域子育て支援の先進事例①　～
神奈川県横浜市「港北区地域子育て支援拠点どろっぷ」の取組

【両親教室活動の様子】

多機能型支援実施拠点の概要

認定NPO法人び―のび―のが運営する地域子育て支援拠点事業「港北区地域子育て支援拠点どろっぷ」は、5年前にできた「どろっぷサテライト」と共に専用施設で実施。7事業【「ひろばの交流事業」「相談事業」情報科学専門学校と独自開発した子育て専用アプリ(4,500人ダウンロード)の配信をメインに「情報収集・発信事業」「人材育成事業」「ネットワーク事業」「ファミリー・サポート・センター事業」(以下「ファミサポ事業」という。平成22年社会福祉協議会から移管)「利用者支援事業」】を併せて実施。利用者支援事業は拠点事業の地域機能強化型を引き継ぎ、平成28年1月から実施。母子保健型、特定型との連携が始まっている。妊娠期支援として両親教室を土曜および夜間オンラインも含め年間40回開催。

多機能型支援のポイント

～ 親子の居場所となる「場」での多機能化支援は、高い効果が見込まれる ～

○ **「ひろば＝常設の場」を持っていることは、かけがえのない財産である。**
（常設の場があるという強みが多様な人との出会いや交流を生み出し、必然的に子育て家庭に必要な資源が明確になり、おのずと多機能化をもたらす。）

○ **敷居が低い「安心できる場所」で、ファミサポ事業など他の支援活動を見て知ることができる。**
（知っている顔がいつでもいる「安心できる居場所」で他の子育て支援活動の様子を実際に自分の目で見て、どんな雰囲気で活動しているかを理解することができる。令和元年より2年間、当日預かりが可能なひととき預かり事業をひろばを活用して試行。利用者支援から繋げる緊急預かりとして実施している。）

○ **小学生～大学生、シニア層まで多世代が関わる場となっている。**
（子育て世代だけでなく、多様な世代が関わることで、子どもの成長発達だけでなく親自身が地域を身近に感じられる機会が居場所機能にあることが、今後、さらに増える就労家庭にとって相互扶助、地域への帰属意識や愛着形成に大きく貢献している。）

○ **妊娠期からの切れ目ない支援の展開を提案型で実践**
（助産師会や区内の他ひろば事業と協力しながら、多職種連携で拠点および地域包括支援センター等で区の両親教室を開催。QRコードでの申込み、コロナ禍でいち早くオンラインに切替え、現在はリアルとオンライン併用で夜間も開催。その後、確実にひろばに繋がるきっかけにもなっている。）

基礎データ

横浜市	人口:3，749，929人(令和2年1月1日) 出生数:26，394人(令和元年)
拠点開始年度	平成17年度から(サテライトは平成28年から)
運営主体	認定NPO法人び―のび―の
多機能型支援の実施事業	ファミサポ事業　(平成22年度から) 利用者支援事業　(平成28年1月から)
職員数	常勤職員6名、非常勤職員15名 ひろばサポーター10名/その他ボランティア多数　等
「どろっぷ」及び「サテライト」の各施設の利用件数(令和元年度)	拠点事業　約70組(各施設1日平均) ファミサポ事業　約900～1，000件(各施設1か月) 利用者支援事業　約40件(相談件数)　(各施設1か月平均)

多機能型支援による効果

○ 利用者支援事業が拠点にあることで、ファミサポ利用対象児同様、学齢期まで対象が広がることで、乳児期の家庭との信頼関係が長きに渡り、その地域で継続して行えるようになった。さらに**利用者支援担当者が支援の手立てや方向性の検討が学童期、思春期の教育機関や基幹相談支援センター等と多方面の相談職種とできるようになり、子育て支援の幅が拡がった**。

○ 拠点でファミサポ事業を実施していることから、拠点利用者がファミサポ事業の様子などを自分の目で見ることで、**子どもを他者に預けても　安心であることを理解してもらう機会となり、また、拠点利用の際にファミサポの登録ができるなど「ワンストップ」の効果などにより**、拠点でファミサポ事業を実施してから**登録数が20倍以上**になった。また人材育成機能としてひろばを巣立った親たちが**互恵性の中で預かり手として両方、提供会員に登録していく循環が生まれている**。

○ 閉館日を活用した**発達に不安のある家庭がゆったり過ごせる環境を提供**して10年以上経過。その後、学童期に至り、家庭環境が変化し、ひとり親となる家庭を対象に、**こうした親子が集い、夕食を囲む会(現在は配布に転向中)を自主事業として月1回開催**。

○ 就労家庭が多くなってきたことで**土曜開館に加えて日曜開館も試行**。確実に**平日利用者数より多くなっている**。

○ 自主自立的なグループ支援を強化した結果、企画の立案から運営まで関わる人や、ピア相談などの担い手が増え、拠点活動を通じて**地域福祉の担い手となる人材の発掘・育成に繋がっている**。

今後の展望・課題

○柔軟な一時預かりの必要性、閉館後の夜間のフォロー体制

○機能ごとの支援状況の内部的共有のあり方

○他分野の事業との協働による事業展開による包括的人材育成の視点

○妊娠期支援における体験の機会及び産後ケア事業やヘルパー派遣事業等へのつなぎ

～　多機能型地域子育て支援の先進事例②　～
石川県白山市「親子よろこびの広場あさがお」の取組

多機能型支援実施拠点の概要

認定NPO法人おやこの広場あさがおが運営する地域子育て支援拠点事業「親子よろこびの広場あさがお」は、公的施設を改修した単独施設。そこで一時預かり事業と利用者支援事業を併せて実施。子育て世代包括支援センター機能も併せ持つ。

一時預かり事業については、別室の保育ルームはなく拠点のひろばで実施している。さらに、平成23年度よりプレママプレパパ講座、平成27年9月より訪問型支援事業(ホームスタート)、平成30年4月より子ども食堂、平成30年10月より産前産後安心ヘルパー派遣事業を併せて実施し、子どもの年齢で区切らない家族まるごとの支援やアウトリーチによる支援の強化に取り組んでいる。

多機能型支援のポイント

～ つながりを持ちながら長期的、継続的に支援ができる敷居の低い相談場所 ～

○ **多職種や職員間の相互連携が図りやすく、支援のコーディネートがしやすい。**
（拠点内で複数の事業を併せて実施していることで、多職種と日常的につながっており、また、職員間においても利用者の情報共有が的確に行われ、迅速かつ柔軟な対応ができる。）

○ **常日頃から関わりがある拠点で複数の支援メニューが受けられることで、利用者の心理的負担の軽減が図られる。**
（それぞれ別の窓口に行かなくても、利用者との信頼関係が築ける身近な拠点で必要な支援が得られ、利用者の心理的負担の軽減が図られる。）

○ **発見の窓が多様。子育て支援事業の層が厚くなる。**
（拠点において各事業を実施することで、個別支援から拠点事業、拠点事業から個別支援と双方の機能が活かされることとなり、子育て支援事業の層が厚くなる。また、各事業のリピーターの存在が地域で活かされている。）

○ **気軽に集える場に専門的な相談窓口をプラスすることで、一連の支援が可能となる。**
（拠点で利用者支援事業を併せて実施することにより、身近な場所に専門的な相談窓口がプラスされ、子育て世代包括支援センターとの連携で一連のマネジメントが行える。）

基礎データ

白山市	人口:113，496人(令和2年12月末日) 出生数:768人(令和2年)
拠点開始年度	平成14年度から
多機能型支援の実施事業	一時預かり事業　(平成26年度から) 利用者支援事業　(平成29年度から)
職員数	常勤職員4人、非常勤職員4人 利用者支援事業担当3人
当該施設の利用件数(令和元年度)	拠点事業　17，942人 一時預かり事業　361人 利用者支援事業　115件

多機能型支援による効果

○ 利用者支援事業の実施により、**利用者や地域に「相談窓口」として示せるようになった**。複合的支援が必要と思われるケースは、子育て世代包括支援センター会議で検討し、支援プランと各事業による支援の役割分担を決めるので、拠点や利用者支援事業、サービスの役割が明確になる。

○ 拠点での相談の際には、拠点事業の職員が一緒に来た子どもをさりげなく見守ることで、**子どもへの負担が少なくなり、相談者はじっくり相談することができる**。また、子どもが気になって相談に集中できない時は、**拠点の一時預かり事業を活用し、子どもを預けて相談に集中**することもできる。

○ 拠点の一時預かり事業は、**他の保護者も事業の様子を見ることができる**。また、いつも遊んでいる場所で顔なじみの職員が対応するため、**子どもにとっても保護者にとっても安心感を持って、事業を活用することができる**。さらに、いつも来ている拠点事業だからこそ、拠点で知り合った他の保護者が預かり中の子どもに声をかけたり、拠点に来た仲の良い子どもたちが一緒に遊ぶなど、**預かっている子どもがストレスや不安感を感じることなく事業の利用が図られる**。

○ 職員の兼任が多いので、互いの内容や課題を共有している。さらに、**各事業の専門的スキルを学ぶことが拠点事業の運営に活かされている**。

○ 妊娠期からプレママプレパパ講座(両親学級)を開催し、早期につながる機会をつくっており、母親、父親ともに関係性や支援が継続されていくことで、**利用者が利用する側から支える側へと循環して行われることも多くなっている**。

○ **アウトリーチにより、子育て家庭への理解、地域での応援者が増えている**。

今後の展望・課題

○ 予防的支援の強化

○ 相談援助スキルの向上及び人材確保

○ 就労環境の整備

○ 福祉、教育などの部署間の縦割りや、事業予算に区切られずに子ども世代まるごと支えるシステムの整備

～　多機能型地域子育て支援の先進事例③　～
埼玉県久喜市「認定こども園こどもむら　地域子育て支援拠点事業　森のひろば」の取組

多機能型支援実施拠点の概要

学校法人柿沼学園が運営する地域子育て支援拠点事業「森のひろば」は、専用施設と子育て公園・図書館と共に実施しており、同地域内に存在する認定こども園・小規模保育事業・一時預かり事業・ホームスタート・放課後児童クラブ等に加えて、独自事業である産前ケア施設マタニティハウスや宿題カフェ、駄菓子屋等と深く連携しながら実施している。
平成25年の拠点開始より「子ども子育て中心の街づくり」を実現するための機能連携のハブとして運営されている。

【活動の様子】

多機能型支援のポイント

～ 認定こども園と子育て拠点の連携により、地域の多様な家庭が利用できる場に ～

○ **「認定こども園」を中心とすることで、地域子育て・保育・学校教育が繋がる場になる。**
（認定こども園と拠点事業、その他の支援事業が同一地域に存在することで、妊娠期から学童期までのワンストップサービスが可能となり、就労の有無等、家庭の子育て・生活環境に合わせた選択も可能となり、教育部局や福祉行政機関とも繋がりやすくなる。）

○ **拠点に集まる様々なメニューを利用した子育てにより孤立化を防ぐ。**
（保育・教育はもちろん、拠点事業、産前ケア施設、一時預かり、アウトリーチ型支援ホームスタート、相談事業、放課後児童クラブ、宿題カフェ等、産前から学童期の子育てまで、保護者自身の状況により頼れるメニューが存在することで、母子、父子の孤立化を防ぐ。）

○ **各施設・事業に従事する専門性の高い職員からの支援。**
（保育教諭、助産師、栄養士、看護師、調理士、子育て支援員等、こども園を中心に専門性や経験の高い職員が存在することで、子育てに悩んだ際等に専門的な支援が可能となる。）

○ **産前からの支援の場があることで、産後の見通しがもて、産後の地域の居場所を知る。**
（妊娠期からの居場所を知ることで、産後うつ等の困難な場面にすぐに頼れる場になる。）

基礎データ

久喜市	人口：152，863人（令和2年4月1日） 出生数：846人（令和元年度）
拠点開始年度	平成25年度から
運営主体	学校法人柿沼学園　認定こども園こどもむら
多機能型支援の実施事業	一時預かり事業　（平成24年度から） 認定こども園2園（平成24年度から） 小規模保育事業　（平成27年度から） ホームスタート（平成28年度から） 放課後児童クラブ・企業主導型保育事業・マタニティハウス・宿題カフェ・駄菓子屋むすび堂・カフェ等
職員数	常勤職員2人、非常勤職員3人（拠点事業） 連携施設全体：140人
当該施設の利用件数	拠点事業　約10～30組（1日平均） 年間利用者数　約12，000人（R1）

多機能型支援による効果

○ 認定こども園と拠点を中心とした妊娠期から学童期、地域の居場所（宿題カフェ、駄菓子屋、カフェなど）も含めた**子どもと子育て家庭への支援体制が同一エリアに存在することで、この地域が子育てしやすい街というイメージが高まり、移住してくる家庭が年々増加傾向**にある。また、利用者に多子世帯が多いことも特徴的である。

○ 拠点だけでなく、**アウトリーチ型の子育て支援が存在することで、家庭で孤立している家庭などへ手を差し伸べることが可能**となった。訪問支援を終える頃には、拠点や一時預かりなどを利用する姿も見られている。**他法人が運営する拠点から困難事例の紹介を受けるなど、事業間連携を図っている**。

○ 認定こども園が中心となっているため、就労や家庭環境の変化にも対応できる事業となり、**拠点利用から保育所へ、一時預かり利用からこども園へ等と、状況が変化しても、地域の居場所は変わらずに支援を受けることができる**。

○ **余裕のある産前の期間に支援の場を利用できることで、**余裕のなくなる産後に見通しをもち、母子の産後の居場所と利用できるメニューを事前に知ることができ、**子育ての安全・安心につながる**。

今後の展望・課題

○ 利用者支援事業や母子保健事業との連携により、妊娠期から学童期までのより発展的な子育て世代包括支援センターへの可能性が拡がる。
○ 独自事業との連携も多いため事業の持続可能性に課題
○ 多様化する運営課題に対する環境整備

利用者支援事業（特定型（保育コンシェルジュ））

令和２年度予算　1,453億円の内数　→　令和３年度予算案　1,691億円の内数
（子ども・子育て支援交付金（内閣府）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省））

1．事業概要

主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う。
《職員配置》　専任職員（利用者支援専門員）を１名以上配置
※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

実施主体　：市町村（特別区を含む）
補 助 率　：国２／３（都道府県１／６、市町村１／６）
実施か所数：H30年度375か所　→　R元年度389か所

《令和３年度補助基準額（案）》
①基本分　3,075千円
②加算分

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応
1,406千円	757千円	1,082千円	1,875千円	805千円	750千円

2．令和３年度予算案における拡充

保護者に「寄り添う支援」の実施を促し、地域におけるミスマッチの解消を図るため、実施要件を緩和し、**待機児童数が50人未満である市町村でも「新子育て安心プラン」に参画すれば利用可能**とする。

3．事業実施イメージ（保護者に「寄り添う支援」の実施）

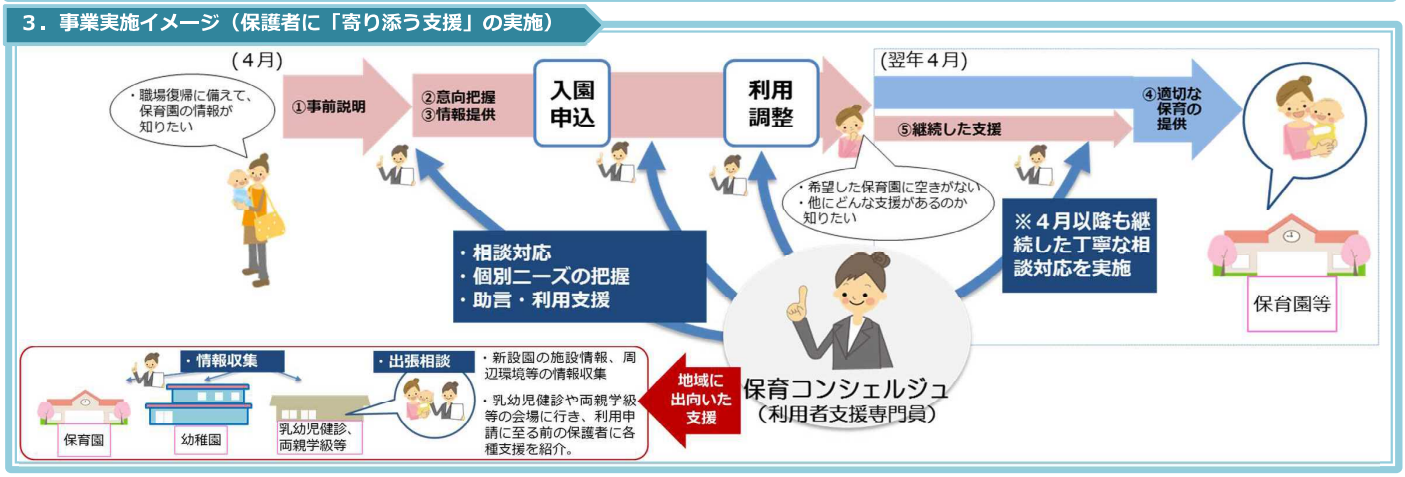

資料14

利用者支援事業の実施状況（令和元年度決定ベース①）

都道府県	実施市町村数	市町村							
北海道〔179〕	50 (27.9%)	札幌市：①20②9③1	函館市：②1③1	小樽市：①1②1	旭川市：①1③1	室蘭市：①1③1	釧路市：①3	帯広市：①1②1③1	網走市：③1
		苫小牧市：②1③1	江別市：①2③1	士別市：①1③1	名寄市：②1③1	千歳市：①2③1	滝川市：①1③1	恵庭市：③1	北広島市：①1③1
		石狩市：①1③1	当別町：③1	七飯町：②1	今金町：③1	黒松内町：①1③1	岩内町：③1	南幌町：③1	栗山町：①1
		浦臼町：③1	妹背牛町：①1	秩父別町：③1	北竜町：③1	東神楽町：③1	上富良野町：①1③1	中富良野町：①1③1	南富良野町：①1
		増毛町：③1	猿払村：③1	中頓別町：③1	湧別町：③1	白老町：①1②1	厚真町：①1③1	安平町：③1	むかわ町：①2
		音更町：③1	芽室町：①1③1	更別村：①1③1	大樹町：③1	幕別町：①1③1	本別町：①1③1	足寄町：①1	釧路町：③2
		厚岸町：③1	弟子屈町：①1③1						
青森県〔40〕	10 (25.0%)	青森市：①1	弘前市：①1③1	八戸市：③1	黒石市：③1	五所川原市：①1③1	三沢市：②1③1	むつ市：②1	平川市：③1
		鰺ヶ沢町：③1	横浜町：①1						
岩手県〔33〕	15 (45.5%)	盛岡市：②1③1	大船渡市：①1③1	花巻市：③1	北上市：①1	遠野市：③1	一関市：②1③1	釜石市：③1	奥州市：②1
		滝沢市：③1	岩手町：③1	矢巾町：③1	金ケ崎町：②1	山田町：③1	軽米町：③1	洋野町：③1	
宮城県〔35〕	16 (45.7%)	仙台市：①5②6③7	石巻市：①2②1③7	気仙沼市：①1③1	白石市：①1	名取市：①1③1	角田市：②1③1	多賀城市：①1③1	岩沼市：③1
		大崎市：①1	富谷市：③1	大河原町：②1③1	柴田町：①1③1	亘理町：①1	山元町：③1	利府町：③1	涌谷町：①1
秋田県〔25〕	12 (48.0%)	秋田市：①1③1	能代市：③1	横手市：①1	大館市：②1③1	男鹿市：③1	湯沢市：③1	鹿角市：①1③1	大仙市：③3
		にかほ市：③1	仙北市：③1	小坂町：③1	井川町：③1				
山形県〔35〕	27 (77.1%)	山形市：②1③1	米沢市：②1③1	鶴岡市：①1③1	酒田市：③1	新庄市：③1	寒河江市：②1③1	上山市：③1	村山市：①1③1
		長井市：②1③1	天童市：②1③2	東根市：③1	尾花沢市：③1	南陽市：③1	山辺町：③1	中山町：③1	河北町：③1
		西川町：①1③1	朝日町：③1	大江町：③1	最上町：③1	舟形町：③1	高畠町：①1③1	川西町：③1	白鷹町：③1
		飯豊町：③1	三川町：③1	庄内町：①1③1					
福島県〔59〕	40 (67.8%)	福島市：①1②1③1	会津若松市：③1	郡山市：②1③4	いわき市：①5③7	白河市：③1	須賀川市：①1③1	喜多方市：③1	二本松市：③1
		田村市：③1	南相馬市：③1	伊達市：①1③1	本宮市：①1③1	桑折町：③1	国見町：③1	川俣町：③1	大玉村：③1
		天栄村：③1	下郷町：③1	只見町：③1	南会津町：①1	西会津町：③1	磐梯町：③1	猪苗代町：③1	湯川村：③1
		三島町：③1	昭和村：③1	西郷村：③1	矢吹町：③1	棚倉町：③1	矢祭町：③1	塙町：③1	鮫川村：③1
		石川町：③1	玉川村：③1	平田村：③1	浅川町：③1	三春町：③1	小野町：③1	広野町：③1	楢葉町：③1
茨城県〔44〕	28 (63.6%)	水戸市：②1③1	日立市：①1②1③1	土浦市：①1③1	古河市：③1	石岡市：①1②1③2	結城市：③1	龍ケ崎市：②1③1	下妻市：②1③1
		取手市：①1②1③1	牛久市：③1	つくば市：②1③1	ひたちなか市：①2	鹿嶋市：③1	潮来市：③1	守谷市：①1③1	常陸大宮市：①1③1
		筑西市：①1③1	坂東市：①1③1	稲敷市：①1③1	桜川市：③1	行方市：③1	鉾田市：①1	つくばみらい市：①1③1	茨城町：②1③1
		東海村：①1③1	美浦村：①1	阿見町：③1	河内町：③1				
栃木県〔25〕	20 (80.0%)	宇都宮市：①5③1	足利市：①1③1	栃木市：②1③1	佐野市：①1	鹿沼市：③1	日光市：③1	小山市：①1	真岡市：③1
		大田原市：③1	矢板市：③1	那須塩原市：①2②1③2	さくら市：③2	那須烏山市：③1	下野市：②1③1	上三川町：③1	茂木町：③1
		市貝町：③1	芳賀町：③1	壬生町：①1③1	那須町：①1③1				
群馬県〔35〕	17 (48.6%)	前橋市：②1③1	高崎市：③6	桐生市：①1③1	伊勢崎市：②1③1	太田市：②1③1	沼田市：②1③1	館林市：③1	渋川市：①1③1
		藤岡市：③1	富岡市：①1③1	安中市：②1	下仁田町：③1	甘楽町：③1	嬬恋村：③1	みなかみ町：③1	千代田町：③1
		邑楽町：①1							

※①･･･基本型　②･･･特定型　③･･･母子保健型　　都道府県欄の〔〕内の数字･･･管内市区町村数　　実施市町村数欄内の数字･･･実施数（実施率）

1

利用者支援事業の実施状況（令和元年度交付決定ベース②）

都道府県	実施市町村数	市町村							
埼玉県〔63〕	57 (90.5%)	さいたま市：①1②7③10	川越市：①1②1③1	熊谷市：①4②1③2	川口市：①3③5	行田市：②1③1	秩父市：①1	所沢市：①1②1③1	飯能市：①1③1
		加須市：③1	本庄市：②1	東松山市：①1③1	春日部市：③1	狭山市：①1②1③2	羽生市：③1	鴻巣市：③1	深谷市：③1
		上尾市：②1③2	草加市：②2	越谷市：②1③2	蕨市：①1③1	戸田市：②1③1	入間市：①1③2	朝霞市：③1	志木市：①1③1
		和光市：①4③4	新座市：①1②1③1	桶川市：①1③1	久喜市：②1③4	北本市：③1	八潮市：①1③1	富士見市：①1③1	三郷市：①1②1③1
		蓮田市：③1	坂戸市：①1③1	幸手市：②1③1	鶴ヶ島市：①1③1	日高市：①1③1	吉川市：①1②1③1	ふじみ野市：①1③2	白岡市：③1
		伊奈町：②1③1	三芳町：③1	毛呂山町：①1③1	越生町：③1	滑川町：③1	嵐山町：③1	吉見町：①1	鳩山町：③1
		横瀬町：③1	小鹿野町：③1	美里町：③1	神川町：③1	上里町：②1	寄居町：③1	宮代町：①1③1	杉戸町：①1③1
		松伏町：①1							
千葉県〔54〕	39 (72.2%)	千葉市：①1②5③6	銚子市：①1③1	市川市：②2③4	船橋市：①3②1③1	館山市：②1	木更津市：③1	松戸市：①26②1③3	野田市：②1③2
		茂原市：③1	成田市：②1③1	佐倉市：①2③5	東金市：①1③1	習志野市：①1②1③1	柏市：①2②1③4	勝浦市：③1	市原市：②1③1
		流山市：②1③3	八千代市：①1③1	我孫子市：①2③1	鎌ケ谷市：①1③1	君津市：③1	富津市：③1	浦安市：①1③1	四街道市：②1③1
		袖ケ浦市：①1②1③1	印西市：①1	白井市：②1③1	富里市：①1	匝瑳市：①1③1	山武市：③1	いすみ市：③1	大網白里市：③1
		酒々井町：①1	栄町：①1③1	多古町：①1③1	東庄町：①1③1	九十九里町：③1	長生村：③1	大多喜町：③1	
東京都〔62〕	51 (82.3%)	千代田区：①1②1③1	中央区：③3	港区：①2②2③1	新宿区：①7③5	文京区：③2	台東区：①1③2	墨田区：①15②1③4	江東区：①5②2③4
		品川区：②3③3	目黒区：①1②1③2	大田区：②1③5	世田谷区：①6②5③5	渋谷区：②1	中野区：①4②1③4	杉並区：①9③5	豊島区：①1②1③2
		北区：②1③3	荒川区：①1②1③1	板橋区：②1③6	練馬区：①4②1③7	足立区：②1③6	葛飾区：②1③11	江戸川区：②4③8	八王子市：①10②2③3
		立川市：①1③1	武蔵野市：①2②1③1	三鷹市：①5②1③1	青梅市：①1③1	府中市：①3②2③1	昭島市：①1②1③1	調布市：①1②1③1	町田市：①5②1③4
		小金井市：②1③1	小平市：②1③1	日野市：②1③1	東村山市：①1③1	国分寺市：①3②1③1	国立市：③1	福生市：②1③1	狛江市：②1③1
		東大和市：②1③1	清瀬市：③1	東久留米市：②1③1	武蔵村山市：③1	多摩市：①8③1	稲城市：①1	羽村市：②1③1	あきる野市：①1③1
		西東京市：②1	瑞穂町：③1	神津島村：③1					
神奈川県〔33〕	30 (90.9%)	横浜市：①23②18③18	川崎市：②9③9	相模原市：②3③3	横須賀市：①1②1③1	平塚市：③1	鎌倉市：①1③1	藤沢市：②1③3	小田原市：②1③1
		茅ヶ崎市：①1②1③1	逗子市：②1	三浦市：③1	秦野市：②1③1	厚木市：②1③1	大和市：①1②2③1	伊勢原市：①1	海老名市：②1③1
		座間市：①1②1③1	南足柄市：②1③1	綾瀬市：②1③1	葉山町：①1③1	寒川町：①1②1③1	大磯町：②1③2	二宮町：③1	中井町：③1
		松田町：③1	山北町：③1	開成町：③1	箱根町：①1③1	湯河原町：①1	愛川町：③1		
新潟県〔30〕	14 (46.7%)	新潟市：③8	長岡市：①12③1	柏崎市：③1	新発田市：②1③1	見附市：③1	燕市：①1③1	糸魚川市：③1	妙高市：③1
		五泉市：③1	上越市：①1	阿賀野市：③1	胎内市：③1	出雲崎町：③1	湯沢町：①1		
富山県〔15〕	12 (80.0%)	富山市：②3③8	高岡市：③1	魚津市：①1③1	氷見市：①1③1	滑川市：③1	黒部市：③1	砺波市：①1	小矢部市：①1
		南砺市：③1	射水市：①1③1	立山町：③1	入善町：③1				
石川県〔19〕	15 (78.9%)	金沢市：①2②1③4	七尾市：③1	小松市：①1③1	輪島市：①1③1	珠洲市：①1	加賀市：①1③1	羽咋市：①1③1	かほく市：①1③1
		白山市：①2③1	能美市：①1③1	野々市市：②1	津幡町：①1③1	内灘町：③1	中能登町：③1	能登町：①1③1	
福井県〔17〕	11 (64.7%)	福井市：①1③2	敦賀市：①1③1	大野市：①1③1	勝山市：①1③1	鯖江市：①1③1	あわら市：③1	越前市：①1③1	坂井市：①1③1
		越前町：③1	高浜町：③1	おおい町：①1					
山梨県〔27〕	13 (48.1%)	甲府市：①1②1③1	富士吉田市：①1③1	都留市：③1	山梨市：③1	韮崎市：①1③1	南アルプス市：③1	北杜市：①1③1	甲斐市：③1
		笛吹市：③1	甲州市：③1	中央市：③1	市川三郷町：③1	富士川町：③1			

※①･･･基本型　②･･･特定型　③･･･母子保健型　　都道府県欄の〔〕内の数字･･･管内市区町村数　　実施市町村数欄内の数字･･･実施数（実施率）

2

利用者支援事業の実施状況（令和元年度交付決定ベース③）

都道府県	実施市町村数	市町村							
長野県〔77〕	35 (45.5%)	長野市：①2③7	松本市：①5③1	上田市：①1③1	岡谷市：③1	飯田市：③1	諏訪市：③1	須坂市：①1③1	小諸市：③1
		伊那市：③1	駒ヶ根市：③1	中野市：③1	大町市：①1③1	飯山市：③1	茅野市：③1	塩尻市：①1③2	佐久市：①1③4
		千曲市：①2	東御市：①1③1	安曇野市：③1	軽井沢町：①1	富士見町：①1	辰野町：③1	箕輪町：①1③1	飯島町：①1③1
		南箕輪村：①1	中川村：③1	阿智村：③1	木曽町：③1	生坂村：①1	山形村：③1	筑北村：①1	池田町：①1
		白馬村：①1③1	小布施町：①1	信濃町：①1					
岐阜県〔42〕	23 (54.8%)	岐阜市：②1③3	大垣市：①1③1	高山市：①1	多治見市：①1	関市：③1	中津川市：①1	羽島市：③1	恵那市：③1
		各務原市：③1	可児市：①1③1	山県市：①1③1	瑞穂市：③1	岐南町：③1	笠松町：③1	養老町：③1	垂井町：③1
		輪之内町：③1	安八町：③1	大野町：①1③1	池田町：①1	北方町：③1	坂祝町：③1	川辺町：③1	
静岡県〔35〕	27 (77.1%)	静岡市：①13②3③3	浜松市：②5③8	沼津市：③1	三島市：①1③1	富士宮市：①1③1	伊東市：①1③1	島田市：①1③1	富士市：①1②1③1
		磐田市：①1	焼津市：①3③1	掛川市：①1③1	藤枝市：②1③1	御殿場市：③1	袋井市：②1③1	裾野市：③1	湖西市：②1
		伊豆市：③1	御前崎市：③1	菊川市：③1	伊豆の国市：③1	牧之原市：①1③1	函南町：③1	清水町：②1③1	長泉町：②1
		小山町：①1	吉田町：③1	森町：③1					
愛知県〔54〕	44 (81.5%)	名古屋市：①29②12③16	豊橋市：①1②1③1	岡崎市：①1③1	一宮市：③3	瀬戸市：①1③1	半田市：①1③1	春日井市：③1	豊川市：①1③1
		津島市：①2③1	碧南市：③1	刈谷市：①3③1	豊田市：③1	安城市：①1③1	西尾市：③1	蒲郡市：①3③1	犬山市：①1③1
		常滑市：①1③1	小牧市：①1③1	稲沢市：②1③1	新城市：①1	東海市：①1③1	大府市：①1③1	知多市：①1③1	知立市：①1③1
		尾張旭市：③1	高浜市：②1③1	岩倉市：①1③1	豊明市：②1③1	日進市：①1③1	田原市：①1③2	愛西市：①1③1	清須市：①1③1
		北名古屋市：①2③1	みよし市：③1	あま市：①1③3	長久手市：②1③1	東郷町：③1	豊山町：①1③1	大口町：①1	扶桑町：①1
		大治町：①1②1③1	阿久比町：③1	東浦町：①1③1	幸田町：③1				
三重県〔29〕	23 (79.3%)	津市：①4③10	四日市市：①3②1③1	伊勢市：①1③1	松阪市：③2	桑名市：①2②1	鈴鹿市：③1	名張市：③16	尾鷲市：③1
		鳥羽市：①1	熊野市：③1	いなべ市：③1	伊賀市：③1	木曽岬町：③1	朝日町：①1③1	川越町：③1	多気町：③1
		明和町：③1	大台町：③1	玉城町：①1③1	度会町：③1	大紀町：③1	御浜町：③1	紀宝町：③1	
滋賀県〔19〕	18 (94.7%)	大津市：①1②1③7	彦根市：②1③1	長浜市：③1	近江八幡市：①2③1	草津市：①2②1③1	守山市：③1	栗東市：③1	甲賀市：①5③3
		野洲市：①1③1	湖南市：①1③1	高島市：①1③1	東近江市：①6②1③1	米原市：①1③1	日野町：①2②1③1	竜王町：①1③1	愛荘町：①1②1③1
		豊郷町：③1	甲良町：③1						
京都府〔26〕	22 (84.6%)	京都市：②7③14	福知山市：①2③1	舞鶴市：①1③1	綾部市：③1	宇治市：①1②1③1	宮津市：①1	亀岡市：①7②1③1	城陽市：①1③1
		向日市：①1③1	長岡京市：③1	八幡市：①1	京田辺市：②1③1	京丹後市：③1	南丹市：①2③1	木津川市：②1③1	大山崎町：③1
		久御山町：③1	井手町：③1	宇治田原町：①1③1	精華町：①1③1	伊根町：③1	与謝野町：③1		
大阪府〔43〕	39 (90.7%)	大阪市：①12②12	堺市：①7②3③8	岸和田市：②1③1	豊中市：①1②1③3	池田市：①1②1③1	吹田市：①1②1③2	泉大津市：①1②1③1	高槻市：②1③2
		貝塚市：③1	守口市：③1	枚方市：②1③2	茨木市：①6②1③1	八尾市：②2③1	泉佐野市：①1③2	富田林市：②1③1	寝屋川市：①3②1③2
		河内長野市：①1③1	松原市：①1③1	大東市：①1③1	和泉市：②1③2	箕面市：②1③1	羽曳野市：①1③1	門真市：①1②1③1	摂津市：①1③1
		高石市：①3③1	東大阪市：①4②1③3	泉南市：①1③1	四條畷市：①1③1	交野市：①1③1	大阪狭山市：①2③1	阪南市：③1	豊能町：①1③1
		能勢町：③1	忠岡町：③1	熊取町：③1	田尻町：①1③1	岬町：③1	太子町：③1	河南町：①1	

※①･･･基本型　②･･･特定型　③･･･母子保健型　　都道府県欄の〔〕内の数字･･･管内市区町村数　　実施市町村数欄内の数字･･･実施数（実施率）

3

利用者支援事業の実施状況（令和元年度交付決定ベース④）

都道府県	実施市町村数	市町村							
兵庫県〔41〕	40 (97.6%)	神戸市：②8③12	姫路市：①5②1③4	尼崎市：①2②1③2	明石市：①2②1③1	西宮市：①4②1③4	洲本市：③1	芦屋市：②1③1	伊丹市：①1②1③1
		相生市：③1	豊岡市：③1	加古川市：②1③2	赤穂市：③1	西脇市：①1②1③1	宝塚市：②1③1	三木市：①1②1③1	高砂市：①1②1③1
		川西市：①1②1③1	小野市：②1③1	三田市：②1③1	加西市：③1	丹波篠山市：①2③1	養父市：①2③1	丹波市：①1③1	南あわじ市：①1
		朝来市：①2③1	淡路市：①1③1	宍粟市：①1③1	加東市：①1③1	たつの市：①1③1	猪名川町：①1③1	多可町：③1	稲美町：③1
		播磨町：②1③1	市川町：③1	福崎町：③1	神河町：③1	太子町：③1	上郡町：③1	佐用町：③1	香美町：③1
奈良県〔39〕	23 (59.0%)	奈良市：①1②1③2	大和高田市：③1	大和郡山市：③1	天理市：③1	橿原市：①1③1	桜井市：①2③1	五條市：③1	御所市：③1
		生駒市：①1②1③1	香芝市：①1③1	葛城市：①1③1	宇陀市：①1③1	平群町：①1	三郷町：①1③1	斑鳩町：③1	安堵町：①1③1
		川西町：①1	三宅町：③1	田原本町：③1	高取町：③1	明日香村：③1	王寺町：③1	広陵町：①1③1	
和歌山県〔30〕	20 (66.7%)	和歌山市：①1③4	海南市：③1	橋本市：①1③1	有田市：①1③1	御坊市：③1	田辺市：③1	新宮市：①1③1	紀の川市：③1
		岩出市：①1③1	かつらぎ町：③1	湯浅町：①1③1	有田川町：③1	美浜町：③1	日高町：③1	印南町：③1	みなべ町：③1
		日高川町：③1	白浜町：③1	上富田町：③1	すさみ町：③1				
鳥取県〔19〕	12 (63.2%)	鳥取市：③2	米子市：①1③1	倉吉市：②1③1	境港市：③1	岩美町：③1	三朝町：③1	湯梨浜町：③1	琴浦町：③1
		日吉津村：③1	大山町：①1③1	南部町：①1③1	江府町：③1				
島根県〔19〕	11 (57.9%)	松江市：③1	浜田市：③1	出雲市：③1	益田市：③1	大田市：③1	江津市：①1	雲南市：①1③1	邑南町：③1
		津和野町：③1	吉賀町：①1③1	知夫村：③1					
岡山県〔27〕	18 (66.7%)	岡山市：②4③6	倉敷市：②3③5	津山市：③1	玉野市：①1③1	笠岡市：①1③1	井原市：①1③1	総社市：②1③1	高梁市：③1
		新見市：③1	備前市：①5③1	瀬戸内市：③1	赤磐市：③1	真庭市：①1③1	美作市：③1	浅口市：①1	早島町：②1③1
		勝央町：③1	吉備中央町：③1						
広島県〔23〕	18 (78.3%)	広島市：③8	呉市：①2③1	竹原市：③1	三原市：①1③1	尾道市：①1③1	福山市：①8③12	府中市：①1③2	三次市：①1③1
		東広島市：①8②1③2	廿日市市：①1③3	江田島市：③1	府中町：①1②1③2	海田町：①1③2	熊野町：③1	坂町：③1	北広島町：③1
		大崎上島町：③1	神石高原町：③1						
山口県〔19〕	18 (94.7%)	下関市：①1②1③9	宇部市：②1③1	山口市：②1③1	萩市：③1	防府市：②1③1	下松市：②1③1	岩国市：①1③1	光市：①1
		長門市：③1	柳井市：③1	美祢市：③1	周南市：①2③1	山陽小野田市：①1③1	周防大島町：③1	和木町：③1	田布施町：③1
		平生町：③1	阿武町：③1						
徳島県〔24〕	6 (25.0%)	徳島市：②1	鳴門市：③1	小松島市：②1	石井町：③1	藍住町：③1	板野町：③1		
香川県〔17〕	11 (64.7%)	高松市：①4③7	丸亀市：①1③1	坂出市：①1③1	善通寺市：①1③1	観音寺市：①1③1	さぬき市：①1③1	三豊市：①1③1	三木町：①1③1
		綾川町：①1	多度津町：①1③1	まんのう町：③1					
愛媛県〔20〕	10 (50.0%)	松山市：①1②2③5	今治市：①2③1	宇和島市：①1③1	八幡浜市：③1	新居浜市：①1②1③1	西条市：②1	伊予市：③1	四国中央市：③1
		東温市：①1	内子町：③1						
高知県〔34〕	12 (35.3%)	高知市：②1③2	安芸市：③1	南国市：①1③1	土佐市：③1	須崎市：③1	宿毛市：③1	土佐清水市：③1	四万十市：③1
		香美市：③1	佐川町：③1	越知町：③1	日高村：③1				

※①･･･基本型　②･･･特定型　③･･･母子保健型　　都道府県欄の〔〕内の数字･･･管内市区町村数　　実施市町村数欄内の数字･･･実施数（実施率）

4

利用者支援事業の実施状況（令和元年度交付決定ベース⑤）

都道府県	実施市町村数	市町村							
福岡県〔60〕	43 (71.7%)	北九州市：② 5 ③ 7	福岡市：① 5 ② 2 ③ 7	大牟田市：② 1 ③ 1	久留米市：① 1 ③ 1	直方市：③ 1	飯塚市：① 1 ③ 1	田川市：① 1 ③ 1	柳川市：② 1
		八女市：① 1 ③ 1	大川市：① 1	行橋市：② 1 ③ 1	豊前市：③ 1	中間市：① 1	小郡市：① 1 ③ 1	筑紫野市：① 1	春日市：① 1 ② 1 ③ 1
		大野城市：③ 1	宗像市：② 1 ③ 1	古賀市：① 1 ③ 1	うきは市：③ 1	宮若市：③ 1	朝倉市：③ 1	みやま市：② 1 ③ 1	糸島市：② 1
		那珂川市：① 1 ③ 1	宇美町：② 1 ③ 1	篠栗町：③ 1	志免町：① 1 ③ 1	須恵町：③ 1	新宮町：③ 1	粕屋町：① 1 ③ 1	芦屋町：③ 1
		水巻町：③ 1	岡垣町：③ 1	小竹町：① 1	筑前町：① 1 ③ 1	大刀洗町：① 1 ③ 1	大木町：① 1	香春町：③ 1	添田町：③ 1
		福智町：③ 1	苅田町：③ 1	吉富町：③ 1					
佐賀県〔20〕	14 (70.0%)	佐賀市：② 1	唐津市：① 1 ③ 1	鳥栖市：① 1	多久市：① 1	伊万里市：② 1 ③ 1	武雄市：① 1 ③ 2	鹿島市：② 1 ③ 1	嬉野市：① 1 ③ 1
		神埼市：③ 1	吉野ヶ里町：① 1 ③ 1	基山町：① 2 ③ 1	みやき町：③ 1	玄海町：① 1 ③ 1	有田町：③ 1		
長崎県〔21〕	11 (52.4%)	長崎市：③ 1	佐世保市：② 1 ③ 1	大村市：③ 1	平戸市：③ 1	松浦市：① 1	五島市：① 1	西海市：③ 1	雲仙市：② 1
		長与町：① 1 ③ 1	時津町：② 1 ③ 1	佐々町：③ 1					
熊本県〔45〕	18 (40.0%)	熊本市：② 5 ③ 6	八代市：① 1	人吉市：① 1 ③ 1	荒尾市：② 1	玉名市：① 2 ③ 1	菊池市：③ 1	宇城市：① 1	天草市：② 1
		合志市：② 1	玉東町：③ 1	南関町：① 1	長洲町：③ 1	菊陽町：② 1	高森町：③ 1	御船町：① 1	多良木町：① 1
		相良村：③ 1	山江村：② 1						
大分県〔18〕	12 (66.7%)	大分市：① 3 ② 1 ③ 3	中津市：① 1 ③ 1	日田市：② 1	臼杵市：③ 1	竹田市：① 1 ③ 1	豊後高田市：① 1	杵築市：③ 1	宇佐市：① 1
		豊後大野市：② 1 ③ 1	由布市：② 1	国東市：③ 1	日出町：① 1				
宮崎県〔26〕	11 (42.3%)	宮崎市：① 4 ② 1 ③ 2	都城市：① 1 ③ 1	延岡市：① 1 ② 1 ③ 1	小林市：② 1 ③ 1	日向市：③ 1	串間市：③ 1	綾町：③ 1	高鍋町：① 1
		諸塚村：③ 1	高千穂町：③ 1	日之影町：③ 1					
鹿児島県〔43〕	21 (48.8%)	鹿児島市：① 4 ② 4 ③ 5	鹿屋市：③ 1	枕崎市：③ 1	出水市：① 1 ③ 1	垂水市：① 1	薩摩川内市：② 1 ③ 1	日置市：① 1	霧島市：③ 1
		南さつま市：① 1 ② 1	志布志市：③ 1	奄美市：③ 1	南九州市：① 1	伊佐市：③ 1	姶良市：③ 1	十島村：③ 1	さつま町：① 1 ③ 1
		錦江町：③ 1	肝付町：① 1 ③ 1	屋久島町：③ 1	宇検村：③ 1	知名町：③ 1			
沖縄県〔41〕	19 (46.3%)	那覇市：① 1 ③ 1	宜野湾市：② 1 ③ 1	石垣市：② 1	浦添市：② 1	名護市：② 1	糸満市：② 1 ③ 1	沖縄市：② 1 ③ 1	豊見城市：② 1
		うるま市：① 1 ③ 1	宮古島市：② 1	南城市：② 1	今帰仁村：③ 1	本部町：③ 1	恩納村：② 1 ③ 1	嘉手納町：② 1	北谷町：② 1
		中城村：③ 1	南風原町：② 1 ③ 1	八重瀬町：② 1					

※①･･･基本型　②･･･特定型　③･･･母子保健型　　都道府県欄の〔〕内の数字･･･管内市区町村数　　実施市町村数欄内の数字･･･実施数（実施率）

5

利用者支援事業における加算事業の交付金対象経費について

実施要件に係る運用の変更

加算事業の実施に当たっては、年間を通して計画的、継続的に実施することが望ましいが、利用者支援事業の趣旨を踏まえ、年間を通して実施せずとも、加算事業を実施した月の対象経費について補助の対象とした。

《月単位での実施の例》

- 次年度の保育所等入所申込期間に相談件数や相談時間の増に対応した夜間・休日延長相談支援の実施
- 保育所等申込期間前に、地域子育て支援拠点や両親学級などにおいて出張相談支援の実施
- 子育てに関する相談支援として、定期的に保育所や地域子育て支援拠点への出張相談支援の実施
- 乳幼児健診会場への定期的な出張相談支援の実施
- 出張相談支援が必要と判断した家庭への不定期的な出張相談支援の実施　　など

実施事業例

※年間を通して利用者支援事業（基本型）を実施
※それぞれの加算事業に関する実施要件を満たして実施した場合

以下の①～③の加算事業に係る経費が交付金の対象経費となる。

① 保育所入所申込期間（10月～12月）に夜間延長を実施
② 地域子育て支援拠点（4月、12月）、乳幼児健診（6月、10月）への出張相談支援を実施
③ ①又は②の加算事業を実施した上で、職員配置等の「機能強化のための取組」加算の実施要件を満して実施（※延べ6ヶ月間のみ）

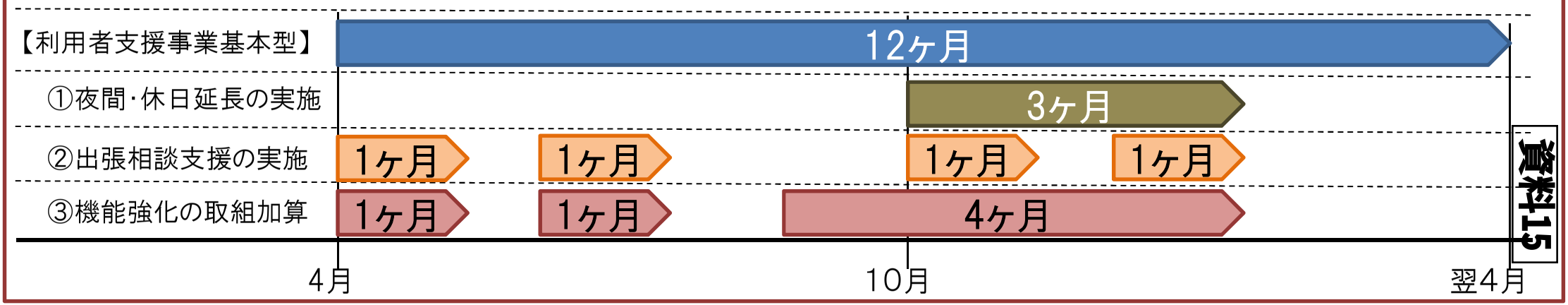

資料15

「利用者支援事業」における各種補助制度の概要　（令和３年度予算案）

整備費等補助（新規開設分）

次世代育成支援対策施設整備交付金
（利用者支援事業所）

〇市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村
2. 補助基準額：8，696千円
3. 補助率：国　定額（1／2相当）
4. 補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人等

※ 平成29年度から、利用者支援事業実施のための施設整備について、市町村、社会福祉法人等に加え、NPO法人等も補助対象となった。

子ども・子育て支援交付金
【開設準備経費】

〇利用者支援事業を開設する際に必要となる施設の改修、備品の購入に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村（委託等可）
2. 補助基準額：4，000千円（改修費等）
3. 補助率：2／3（国2／3、都道府県1／6、市町村1／6）

運営費補助

子ども・子育て支援交付金
【運営経費】

〇利用者支援事業を実施するために必要な経費（人件費・需用費など）に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村（委託等可）
2. 補助基準額：7，604千円【基本型】　※令和3年度より、基本型について、地域の支援員が各事業所等を巡回し、連携・協働の体制づくりや情報連携システムの構築等を行う場合の加算を創設（補助基準額：3，194千円）。
3. 補助率：2／3（国2／3、都道府県1／6、市町村1／6）

資料16

地域子育て支援拠点事業

令和２年度予算　1,453億円の内数　→　令和３年度予算案　1,691億円の内数
（子ども・子育て支援交付金（内閣府）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省））

背　景

- ３歳未満児の約６～７割は家庭で子育て
- 核家族化、地域のつながりの希薄化
- 自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- 男性の子育てへの関わりが少ない
- 児童数の減少

課　題

- 子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- 子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減
- 地域や必要な支援とつながらない

地域子育て支援拠点の設置

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供

○実施主体　市町村（特別区を含む）

○実施か所数の推移（単位：か所数）

27年度	28年度	29年度	30年度	R1年度
6,818	7,063	7,259	7,431	7,578

○負担割合　国（1/3）、都道府県（ 1/3 ）、市町村（1/3）

○主な補助単価（令和3年度予算案）

【基本事業】一般型　8,398千円（5日型、常勤職員を配置の場合）
連携型　3,006千円（5～7日型の場合）
（注）開設日数、勤務形態により単価が異なる

【加算事業】子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり等）
3,306千円（基本事業一般型（5日型）で実施した場合）
（注）この他、出張ひろば等の事業内容により単価が異なる

（令和3年度新規）
育児参加促進講習休日実施加算　400千円
両親共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う。

【開設準備経費】（1）改修費等　4,000千円
（2）礼金及び賃借料（開設前月分）　600千円

地域子育て支援拠点

○一般型　公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

○連携型　児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

４つの基本事業

①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
②子育て等に関する相談、援助の実施
③地域の子育て関連情報の提供
④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

＋

○更なる展開として
- 地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- 地域に出向き、出張ひろばを開設
- 高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施 等

- 公共施設や保育所、児童館等の**地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流**や育児相談、情報提供**等を実施**
- ＮＰＯなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、**地域の子育て力を向上**

資料17

資料18

地域子育て支援拠点事業の実施状況（令和元年度交付決定ベース①）

都道府県	実施市町村数	市町村							
北海道〔179〕	147（82.1%）	札幌市：① 40 ② 65	函館市：① 13	小樽市：① 4	旭川市：① 10	室蘭市：① 2	釧路市：① 6	帯広市：① 7	北見市：① 7 ② 1
		岩見沢市：① 4	網走市：① 2	留萌市：① 1	苫小牧市：① 4	稚内市：① 3	美唄市：① 1	芦別市：① 1	江別市：① 8
		赤平市：① 1	紋別市：① 1	士別市：① 3	名寄市：① 2	三笠市：① 1	根室市：① 3	千歳市：① 3 ② 8	滝川市：① 2
		砂川市：① 1	深川市：① 2	富良野市：① 1	登別市：① 4	恵庭市：① 6	伊達市：① 3	北広島市：① 3 ② 3	石狩市：① 5
		北斗市：① 6	当別町：① 2	新篠津村：① 1	松前町：① 2	福島町：① 1	七飯町：① 3	八雲町：① 1	長万部町：① 1
		江差町：① 1	乙部町：① 1	今金町：① 1	せたな町：① 2	寿都町：① 1	黒松内町：① 1	蘭越町：① 1	ニセコ町：① 1
		真狩村：① 1	留寿都村：① 1	京極町：① 1	倶知安町：① 1	共和町：① 1	岩内町：① 1	神恵内村：① 1	積丹町：① 1
		古平町：① 1	仁木町：① 1	余市町：① 1 ② 1	南幌町：① 1	奈井江町：① 1	由仁町：① 1	長沼町：① 1	栗山町：① 1
		月形町：① 1	浦臼町：① 1	新十津川町：① 1	秩父別町：① 1	北竜町：① 1	沼田町：① 2	鷹栖町：① 2	東神楽町：① 2
		当麻町：① 1	比布町：① 1	愛別町：① 1	上川町：① 1	東川町：① 1	美瑛町：① 1	上富良野町：① 1	中富良野町：① 1
		南富良野町：① 1	和寒町：① 1	剣淵町：② 1	下川町：② 1	中川町：② 1	苫前町：① 2	羽幌町：① 1	遠別町：① 1
		天塩町：① 1	猿払村：① 2	浜頓別町：① 1	中頓別町：① 1	枝幸町：① 2	豊富町：① 1	利尻町：① 1	幌延町：① 1
		美幌町：① 1	津別町：① 1	斜里町：① 1	清里町：① 1	小清水町：① 1	訓子府町：① 1	置戸町：① 1	佐呂間町：① 1
		湧別町：② 2	雄武町：① 1	大空町：① 1	豊浦町：① 1	壮瞥町：① 1	白老町：① 2	厚真町：① 2	洞爺湖町：① 1
		安平町：① 2	むかわ町：① 2	日高町：① 2	新冠町：① 1	浦河町：① 3	様似町：① 1	新ひだか町：① 4	音更町：① 4
		士幌町：① 1	上士幌町：① 1	鹿追町：① 1	新得町：① 1	清水町：① 1	芽室町：① 1	中札内村：① 1	更別村：① 2
		大樹町：① 1	広尾町：① 1	幕別町：① 1	池田町：① 1	豊頃町：① 1	本別町：① 1	足寄町：① 1	陸別町：① 1
		浦幌町：① 1	釧路町：① 2	厚岸町：① 2	浜中町：① 1	標茶町：① 1	弟子屈町：① 1	白糠町：① 1	別海町：① 1
		中標津町：① 1	標津町：① 2	羅臼町：① 1					
青森県〔40〕	30（75.0%）	青森市：① 8	弘前市：① 4	八戸市：① 15	黒石市：① 4	五所川原市：① 8 ② 3	十和田市：① 7	三沢市：① 4	むつ市：① 3
		つがる市：① 1	平川市：① 8	平内町：① 1	今別町：① 1	蓬ヶ沢町：① 1	深浦町：① 1	藤崎町：① 1	板柳町：① 2
		鶴田町：① 1	中泊町：① 2	野辺地町：① 2	七戸町：① 5	六戸町：① 4	東北町：① 1	おいらせ町：① 3	東通村：① 1
		佐井村：② 1	三戸町：① 1	五戸町：① 1	南部町：① 3	階上町：① 1	新郷村：① 1		
岩手県〔33〕	30（90.9%）	盛岡市：① 10	宮古市：① 4	大船渡市：① 5	花巻市：① 6	北上市：① 4	久慈市：① 2	遠野市：① 1	一関市：① 4
		陸前高田市：① 2 ② 2	釜石市：① 4	二戸市：① 3	八幡平市：① 2	奥州市：① 11	滝沢市：① 4	雫石市：① 1	葛巻町：① 1
		岩手町：① 1	紫波町：① 2	矢巾町：① 2 ② 1	金ケ崎町：① 1	平泉町：① 2	大槌町：① 2	山田町：① 1	岩泉町：① 1
		田野畑村：① 1	普代村：① 1	軽米町：① 1	野田村：① 1	洋野町：① 3	一戸町：① 1		
宮城県〔35〕	33（94.3%）	仙台市：① 34 ② 40	石巻市：① 12 ② 1	塩竈市：① 2	気仙沼市：① 2	白石市：① 1	名取市：① 6	角田市：① 2	多賀城市：① 1 ② 2
		岩沼市：① 3	登米市：① 8	栗原市：① 9	東松島市：① 2	大崎市：① 7	富谷市：① 4	蔵王町：① 1 ② 5	大河原町：① 1
		村田町：① 1	柴田町：① 3	川崎町：① 1	丸森町：① 2	亘理町：① 1	山元町：① 2	松島町：① 1	七ヶ浜町：① 1
		利府町：① 5	大和町：① 2	大郷町：① 1	大衡村：① 1	色麻町：① 1	加美町：① 4	涌谷町：① 1	女川町：① 1
		南三陸町：① 1							

※①･･･一般型　②･･･連携型　　都道府県欄の〔〕内の数字･･･管内市区町村数　　実施市町村数欄内の数字･･･実施数（実施率）

地域子育て支援拠点事業の実施状況（令和元年度交付決定ベース②）

都道府県	実施市町村数	市町村							
秋田県〔25〕	21（84.0%）	秋田市：① 9	能代市：① 3	横手市：① 9	大館市：① 3	男鹿市：① 1	湯沢市：① 3	鹿角市：① 1	由利本荘市：① 2 ② 1
		潟上市：① 4	大仙市：① 3	北秋田市：① 3	にかほ市：① 3	仙北市：① 4	三種町：① 3	八峰町：① 1	五城目町：① 1
		八郎潟町：① 1	井川町：① 1	大潟村：① 1	美郷町：① 3	羽後町：① 1			
山形県〔35〕	31（88.6%）	山形市：① 26	米沢市：① 5	鶴岡市：① 14 ② 5	酒田市：① 8	新庄市：① 3	寒河江市：① 1	上山市：① 1	村山市：① 3
		長井市：① 2	天童市：① 6	東根市：① 2	尾花沢市：① 1	南陽市：① 3	山辺町：① 1	中山町：① 1	河北町：① 4
		西川町：① 1	朝日町：① 1	大江町：① 1	大石田町：① 2	金山町：① 1	舟形町：① 1	真室川町：① 1	高畠町：① 1
		川西町：① 1	小国町：① 1	白鷹町：① 1	飯豊町：① 1	三川町：① 1	庄内町：① 2	遊佐町：① 1	
福島県〔59〕	34（57.6%）	福島市：① 22	会津若松市：① 24	郡山市：① 5	いわき市：① 4 ② 2	白河市：① 4	須賀川市：① 7	喜多方市：① 4	相馬市：① 1
		二本松市：① 5	田村市：① 1	南相馬市：① 2	伊達市：① 6	本宮市：① 3	桑折町：① 1	国見町：① 2	川俣町：① 1
		鏡石町：① 1	天栄村：① 1	下郷町：① 1	只見町：① 1	南会津町：① 3	猪苗代町：① 2	会津坂下町：① 1	会津美里町：① 1
		西郷村：① 2	矢吹町：① 1	棚倉町：② 1	矢祭町：① 1	鮫川村：① 1	浅川町：① 1	三春町：① 1	小野町：① 2
		新地町：① 1	飯舘村：① 1						
茨城県〔44〕	44（100.0%）	水戸市：① 16	日立市：① 21	土浦市：① 6 ② 3	古河市：① 10	石岡市：① 7	結城市：① 2	龍ケ崎市：① 7	下妻市：① 3
		常総市：① 6	常陸太田市：① 6	高萩市：① 5	北茨城市：① 4	笠間市：① 2 ② 1	取手市：① 4	牛久市：① 11	つくば市：① 9
		ひたちなか市：① 10	鹿嶋市：① 6	潮来市：① 1	守谷市：① 5	常陸大宮市：① 7	那珂市：① 3	筑西市：① 10	坂東市：① 9
		稲敷市：① 5	かすみがうら市：① 5	桜川市：① 3	神栖市：① 9	行方市：① 6	鉾田市：① 4	つくばみらい市：① 8	小美玉市：① 13
		茨城町：① 10	大洗町：① 1	城里町：① 2	東海村：① 10	大子町：① 1	美浦村：① 1	阿見町：① 2	河内町：① 1
		八千代町：① 3	五霞町：① 2	境町：① 3	利根町：① 1				
栃木県〔25〕	25（100.0%）	宇都宮市：① 12	足利市：① 6 ② 2	栃木市：① 11 ② 3	佐野市：① 7 ② 1	鹿沼市：① 5	日光市：① 3	小山市：① 7	真岡市：① 3
		大田原市：① 6	矢板市：① 3	那須塩原市：① 9	さくら市：① 4	那須烏山市：① 3	下野市：① 3	上三川町：① 2	益子町：① 2
		茂木町：① 1	市貝町：① 1	芳賀町：① 3	壬生町：① 2	野木町：① 2	塩谷町：① 1	高根沢町：① 4	那須町：① 1
		那珂川町：① 2							
群馬県〔35〕	26（74.3%）	前橋市：① 15 ② 3	高崎市：① 15	桐生市：① 11	伊勢崎市：① 6	太田市：① 19	沼田市：① 3	館林市：① 5	渋川市：① 9
		藤岡市：① 10 ② 5	富岡市：① 4	安中市：① 6 ② 1	みどり市：① 6	榛東村：① 3	吉岡町：① 1	甘楽町：① 1	中之条町：① 1
		嬬恋村：① 1	草津町：① 1	昭和村：① 2	みなかみ町：① 3	玉村町：① 1	板倉町：② 1	明和町：① 3	千代田町：② 2
		大泉町：① 2	邑楽町：① 2						

※①･･･一般型　②･･･連携型　　都道府県欄の〔〕内の数字･･･管内市区町村数　　実施市町村数欄内の数字･･･実施数（実施率）

地域子育て支援拠点事業の実施状況（令和元年度交付決定ベース③）

都道府県	実施市町村数	市町村							
埼玉県〔63〕	63（100.0%）	さいたま市：① 64	川越市：① 24	熊谷市：① 18	川口市：① 15 ② 4	行田市：① 7	秩父市：① 4 ② 1	所沢市：① 15 ② 11	飯能市：① 6
		加須市：① 7	本庄市：① 10	東松山市：① 5	春日部市：① 13	狭山市：① 9	羽生市：① 5	鴻巣市：① 5 ② 4	深谷市：① 16
		上尾市：① 13	草加市：① 7 ② 1	越谷市：① 21	蕨市：① 4	戸田市：① 11 ② 2	入間市：① 15 ② 1	朝霞市：① 8	志木市：① 4
		和光市：① 5	新座市：① 12	桶川市：① 4 ② 1	久喜市：① 16 ② 2	北本市：① 5	八潮市：① 7	富士見市：① 9	三郷市：① 8
		蓮田市：① 6 ② 1	坂戸市：① 5	幸手市：① 2 ② 1	鶴ヶ島市：① 4 ② 1	日高市：① 4	吉川市：① 3	ふじみ野市：① 6 ② 2	白岡市：① 4
		伊奈町：① 4	三芳町：① 4	毛呂山町：① 3	越生町：① 1	滑川町：① 1 ② 2	嵐山町：① 1	小川町：① 1 ② 1	川島町：① 1
		吉見町：① 1	鳩山町：① 2	ときがわ町：① 1	横瀬町：① 2	皆野町：① 1	長瀞町：① 1	小鹿野町：① 1	東秩父村：① 1
		美里町：① 1	神川町：① 1	上里町：① 2	寄居町：① 5	宮代町：① 3	杉戸町：① 3	松伏町：① 2	
千葉県〔54〕	48（88.9%）	千葉市：① 21	銚子市：① 4	市川市：① 14 ② 4	船橋市：① 8 ② 15	館山市：① 2	木更津市：① 3	松戸市：① 28	野田市：① 8
		茂原市：① 3	成田市：① 6	佐倉市：① 19	東金市：① 2	旭市：① 6	習志野市：① 8	柏市：① 20	勝浦市：② 1
		市原市：① 15 ② 1	流山市：① 15	八千代市：① 6	我孫子市：① 4	鴨川市：① 4	鎌ケ谷市：① 7	君津市：① 5	富津市：① 1
		浦安市：① 11	四街道市：① 11	袖ケ浦市：① 6	八街市：① 4	印西市：① 22	白井市：① 5	富里市：① 2	南房総市：① 2
		匝瑳市：① 3	香取市：① 5 ② 1	山武市：① 5	いすみ市：① 3	大網白里市：① 5	酒々井町：① 2	栄町：① 2	多古町：① 1
		東庄町：① 3	九十九里町：① 2	芝山町：① 1	横芝光町：① 2	一宮町：① 1	長柄町：① 1	大多喜町：① 1	御宿町：② 1
東京都〔62〕	49（79.0%）	千代田区：① 7	中央区：① 4	港区：① 15 ② 2	新宿区：① 10 ② 4	文京区：① 8	台東区：① 4	墨田区：① 2 ② 9	江東区：① 6
		品川区：① 4	目黒区：① 5 ② 4	大田区：① 8 ② 3	世田谷区：① 39 ② 5	渋谷区：① 19	中野区：① 7 ② 15	杉並区：① 4 ② 4	豊島区：① 26
		北区：① 1	荒川区：① 13 ② 6	板橋区：① 1 ② 10	練馬区：① 27	足立区：① 13	葛飾区：① 12	江戸川区：① 15	八王子市：① 11 ② 30
		立川市：① 9 ② 5	武蔵野市：① 7	三鷹市：① 12	青梅市：① 7	府中市：① 5	昭島市：① 6	調布市：① 2 ② 11	町田市：① 16
		小金井市：① 3 ② 2	小平市：① 7	日野市：① 8 ② 3	東村山市：① 4	国分寺市：① 5 ② 2	国立市：① 3	福生市：① 1 ② 3	狛江市：② 3
		東大和市：② 6	清瀬市：① 7	東久留米市：① 2	武蔵村山市：① 1	多摩市：① 16 ② 3	稲城市：① 1	羽村市：① 2 ② 3	あきる野市：① 3
		西東京市：① 7							
神奈川県〔33〕	31（93.9%）	横浜市：① 125	川崎市：① 27 ② 26	相模原市：① 14 ② 11	横須賀市：① 5	平塚市：① 6	鎌倉市：① 5	藤沢市：① 8	小田原市：① 4
		茅ヶ崎市：① 5	逗子市：① 4	三浦市：① 1	秦野市：① 8	厚木市：① 2	大和市：① 4	伊勢原市：① 3	海老名市：① 4
		座間市：① 3	南足柄市：① 1	綾瀬市：① 3	葉山町：① 1	寒川町：① 1	大磯町：① 4	二宮町：① 2	中井町：① 1
		大井町：① 1	松田町：① 2	山北町：① 1	開成町：① 1	箱根町：① 2 ② 1	湯河原町：① 1	愛川町：① 1	
新潟県〔30〕	27（90.0%）	新潟市：① 48 ② 12	長岡市：① 33	三条市：① 9	柏崎市：① 10	新発田市：① 8	小千谷市：① 2	加茂市：① 2	十日町市：① 5
		見附市：① 3	村上市：① 7	燕市：① 9	糸魚川市：① 2	妙高市：① 1 ② 5	五泉市：① 4	上越市：① 26	阿賀野市：① 7
		佐渡市：① 7 ② 2	魚沼市：① 2 ② 1	南魚沼市：① 8	胎内市：① 9	聖籠町：① 1	弥彦村：① 1	田上町：① 1	阿賀町：① 2
		出雲崎町：① 1	湯沢町：① 1	津南町：① 1					
富山県〔15〕	15（100.0%）	富山市：① 12 ② 2	高岡市：① 3	魚津市：① 2 ② 3	氷見市：① 7 ② 1	滑川市：① 2	黒部市：① 4	砺波市：① 8	小矢部市：① 6
		南砺市：① 9	射水市：① 8 ② 1	舟橋村：① 1	上市町：① 2	立山町：① 6	入善町：① 1	朝日町：① 2	

※①･･･一般型　②･･･連携型　　都道府県欄の〔〕内の数字･･･管内市区町村数　　実施市町村数欄内の数字･･･実施数（実施率）

地域子育て支援拠点事業の実施状況（令和元年度交付決定ベース④）

都道府県	実施市町村数	市町村							
石川県〔19〕	18（94.7%）	金沢市：① 13	七尾市：① 7	小松市：① 3 ② 1	輪島市：① 3 ② 1	珠洲市：① 1	加賀市：① 4	羽咋市：① 2	かほく市：① 3
		白山市：① 12 ② 3	能美市：① 1	野々市市：① 7	川北町：① 1	津幡町：① 7	内灘町：① 6	志賀町：① 1	宝達志水町：① 1 ② 1
		中能登町：① 2	能登町：② 1						
福井県〔17〕	17（100.0%）	福井市：① 12 ② 1	敦賀市：① 5	小浜市：① 2 ② 1	大野市：① 2	勝山市：① 1	鯖江市：① 1	あわら市：① 1	越前市：① 4
		坂井市：① 6	永平寺町：① 3	池田町：① 1	南越前町：① 2 ② 1	越前町：① 3 ② 2	美浜町：① 1	高浜町：① 2	おおい町：① 4
		若狭町：① 3							
山梨県〔27〕	19（70.4%）	甲府市：① 19	富士吉田市：① 1	都留市：① 4	山梨市：① 1 ② 1	韮崎市：① 1	南アルプス市：① 5	北杜市：① 7	甲斐市：① 2 ② 2
		笛吹市：① 7	上野原市：① 2	甲州市：① 5	中央市：① 2	市川三郷町：② 2	身延町：① 1	富士川町：① 2	昭和町：① 3
		西桂町：① 1	山中湖村：① 1	富士河口湖町：① 1					
長野県〔77〕	59（76.6%）	長野市：① 18	松本市：① 25	上田市：① 7 ② 5	岡谷市：① 5	飯田市：① 12	諏訪市：① 4	須坂市：① 1	小諸市：① 1
		伊那市：① 6	駒ヶ根市：① 3	中野市：① 4	大町市：① 4	飯山市：① 1 ② 1	茅野市：① 2	塩尻市：① 3	佐久市：① 7
		千曲市：① 2	東御市：① 2	安曇野市：② 9	小海町：① 1	佐久穂町：② 1	軽井沢町：① 1	御代田町：② 2	長和町：① 1
		下諏訪町：① 1	富士見町：① 1	辰野町：① 1	箕輪町：① 1 ② 1	飯島町：① 1	南箕輪村：① 2	中川村：① 1	宮田村：① 1
		松川町：① 1	高森町：① 1	阿南町：① 1	阿智村：① 1	喬木村：① 1	豊丘村：① 1	上松町：① 1	南木曽町：① 1
		木祖村：① 1	大桑村：① 1	木曽町：① 1	生坂村：① 1	山形村：① 1	朝日村：① 1	筑北村：① 1	池田町：① 1
		松川村：① 2	白馬村：① 1	小谷村：① 1	坂城町：① 1	小布施町：① 1	高山村：① 1	山ノ内町：① 1	野沢温泉村：① 1
		信濃町：① 1	小川村：① 1	飯綱町：① 1					
岐阜県〔42〕	40（95.2%）	岐阜市：① 6	大垣市：① 8	高山市：① 3	多治見市：① 5	関市：① 2	中津川市：① 6 ② 1	美濃市：① 3	瑞浪市：① 4
		羽島市：① 4	恵那市：① 3	美濃加茂市：① 2	土岐市：② 3	各務原市：① 6	可児市：① 5 ② 3	山県市：① 1	瑞穂市：① 5
		飛騨市：① 4	本巣市：① 3	郡上市：① 9	下呂市：① 5 ② 3	海津市：① 7	岐南町：① 3	笠松町：① 1	養老町：① 2
		垂井町：① 2	神戸町：① 1	輪之内町：② 3	安八町：① 2	揖斐川町：① 1	大野町：① 4	池田町：① 2	北方町：① 3
		坂祝町：① 1	富加町：① 1	川辺町：① 1	七宗町：① 1	八百津町：① 1	白川町：① 1	東白川村：① 1	御嵩町：① 1
静岡県〔35〕	33（94.3%）	静岡市：① 19 ② 2	浜松市：① 51	沼津市：① 10	熱海市：① 3	三島市：① 9 ② 3	富士宮市：① 7	伊東市：① 7	島田市：① 9
		富士市：① 15 ② 1	磐田市：① 10	焼津市：① 8	掛川市：① 14	藤枝市：① 14	御殿場市：① 9	袋井市：① 6	下田市：① 1
		裾野市：① 4	湖西市：① 1	伊豆市：① 5	御前崎市：① 5	菊川市：① 1 ② 1	伊豆の国市：① 2	牧之原市：① 5	東伊豆町：① 1
		南伊豆町：① 1	西伊豆町：① 2	函南町：① 2	清水町：① 6	長泉町：① 3	小山町：① 6	吉田町：① 1	川根本町：① 2
		森町：② 1							

※①･･･一般型　②･･･連携型　　都道府県欄の〔〕内の数字･･･管内市区町村数　　実施市町村数欄内の数字･･･実施数（実施率）

地域子育て支援拠点事業の実施状況（令和元年度交付決定ベース⑤）

都道府県	実施市町村数	市町村							
愛知県〔54〕	53（98.1%）	名古屋市：① 115 ② 17	豊橋市：① 9 ② 1	岡崎市：① 11	一宮市：① 9	瀬戸市：① 3	半田市：① 6	春日井市：① 8	豊川市：① 1
		津島市：① 2	碧南市：① 11	刈谷市：① 9	豊田市：① 12	安城市：① 8	西尾市：① 15	蒲郡市：① 3	犬山市：① 3 ② 6
		常滑市：① 6	江南市：① 3	小牧市：① 1 ② 5	稲沢市：① 3 ② 1	新城市：① 1 ② 1	東海市：① 3	大府市：① 2	知多市：① 5
		知立市：① 3	尾張旭市：① 7	高浜市：① 5	岩倉市：① 1	豊明市：① 3	日進市：① 4	田原市：① 2	愛西市：① 6
		清須市：① 5 ② 8	北名古屋市：① 4 ② 10	弥富市：① 3	みよし市：① 5	あま市：① 4	長久手市：① 1	東郷町：① 3	豊山町：② 2
		大口町：② 3	扶桑町：① 2	大治町：① 1	蟹江町：① 3	飛島村：① 1	阿久比町：① 1	東浦町：① 1	南知多町：① 1
		美浜町：① 1	武豊町：① 3	幸田町：① 2	東栄町：① 1	豊根村：① 1			
三重県〔29〕	29（100.0%）	津市：① 15	四日市市：① 20	伊勢市：① 6	松阪市：① 12	桑名市：① 7	鈴鹿市：① 10	名張市：① 5	尾鷲市：① 1
		亀山市：① 5	鳥羽市：① 1	熊野市：① 1	いなべ市：① 5 ② 1	志摩市：① 3	伊賀市：① 8	木曽岬町：① 1	東員町：① 1
		菰野町：① 2	朝日町：① 1	川越町：① 2	多気町：① 1	明和町：① 3 ② 1	大台町：① 2	玉城町：① 1	度会町：① 1
		大紀町：① 2	南伊勢町：① 1	紀北町：① 3	御浜町：① 1	紀宝町：① 1			
滋賀県〔19〕	19（100.0%）	大津市：① 7	彦根市：① 3	長浜市：① 7 ② 2	近江八幡市：① 8	草津市：① 6	守山市：① 2	栗東市：① 4	甲賀市：① 6
		野洲市：① 3	湖南市：① 7	高島市：① 10	東近江市：① 13	米原市：① 4	日野町：① 2	竜王町：① 1	愛荘町：① 3
		豊郷町：① 1	甲良町：① 1	多賀町：① 2					
京都府〔26〕	22（84.6%）	京都市：① 48 ② 131	福知山市：① 5	舞鶴市：① 6	綾部市：① 3	宇治市：① 13	宮津市：① 1	亀岡市：① 6	城陽市：① 1
		向日市：① 7	長岡京市：① 4	八幡市：① 3	京田辺市：① 4	京丹後市：① 8	南丹市：① 5	木津川市：① 7	大山崎町：① 2
		久御山町：① 1	井手町：① 1	宇治田原町：① 1	和束町：① 1	精華町：① 3	与謝野町：① 3		
大阪府〔43〕	43（100.0%）	大阪市：① 129	堺市：① 43	岸和田市：① 2	豊中市：① 19	池田市：① 4	吹田市：① 15	泉大津市：① 7	高槻市：① 17
		貝塚市：① 3	守口市：① 6 ② 1	枚方市：① 13	茨木市：① 25	八尾市：① 20	泉佐野市：① 2	富田林市：① 9	寝屋川市：① 12
		河内長野市：① 5	松原市：① 10	大東市：① 9	和泉市：① 10	箕面市：① 3	柏原市：① 6	羽曳野市：① 6 ② 1	門真市：① 2
		摂津市：① 9	高石市：① 5	藤井寺市：① 5	東大阪市：① 24	泉南市：① 4	四條畷市：① 4	交野市：① 4	大阪狭山市：① 4
		阪南市：① 2	島本町：① 2	豊能町：① 1	能勢町：① 1	忠岡町：① 2	熊取町：① 3	田尻町：① 1	岬町：① 1
		太子町：① 1	河南町：① 1	千早赤阪村：① 1					
兵庫県〔41〕	41（100.0%）	神戸市：① 21 ② 120	姫路市：① 17 ② 11	尼崎市：① 11	明石市：① 5	西宮市：① 12 ② 9	洲本市：① 2	芦屋市：① 5	伊丹市：① 8
		相生市：① 1	豊岡市：① 6	加古川市：① 2	赤穂市：① 1	西脇市：① 4	宝塚市：① 16	三木市：① 2	高砂市：① 2
		川西市：① 11	小野市：① 2	三田市：① 4	加西市：① 4	丹波篠山市：① 3	養父市：① 2	丹波市：① 6	南あわじ市：① 1
		朝来市：① 8	淡路市：① 5	宍粟市：① 4	加東市：① 4	たつの市：① 5 ② 1	猪名川町：① 3	多可町：① 1	稲美町：① 1 ② 1
		播磨町：① 2	市川町：① 1	福崎町：① 3	神河町：① 1	太子町：① 1	上郡町：① 1	佐用町：① 1	香美町：① 3
		新温泉町：① 2							

※①･･･一般型　②･･･連携型　　都道府県欄の〔〕内の数字･･･管内市区町村数　　実施市町村数欄内の数字･･･実施数（実施率）

地域子育て支援拠点事業の実施状況（令和元年度交付決定ベース⑥）

都道府県	実施市町村数	市町村							
奈良県〔39〕	30（76.9%）	奈良市：① 17 ② 3	大和高田市：① 3	大和郡山市：① 3	天理市：① 6	橿原市：① 2	桜井市：① 3	五條市：① 1	御所市：① 1
		生駒市：① 12	香芝市：① 4	葛城市：① 1 ② 2	宇陀市：① 1	平群町：① 1 ② 1	三郷町：① 2	斑鳩町：① 1	安堵町：① 1
		川西町：① 1	三宅町：① 1	田原本町：① 3	御杖村：② 1	高取町：① 1	明日香村：① 1	上牧町：① 2	王寺町：① 2
		広陵町：① 1	河合町：① 1	大淀町：① 1	下市町：① 1	下北山村：① 1	川上村：① 1		
和歌山県〔30〕	25（83.3%）	和歌山市：① 13	海南市：① 4	橋本市：① 7	有田市：① 1 ② 2	御坊市：① 1	田辺市：① 1	新宮市：① 1	紀の川市：① 3
		岩出市：① 2	紀美野町：① 1	かつらぎ町：① 1	高野町：① 1	湯浅町：① 1	広川町：① 2	有田川町：① 1	美浜町：① 1
		日高町：① 1	由良町：① 1	印南町：① 1	みなべ町：① 1	日高川町：① 2	白浜町：① 3	那智勝浦町：① 1	古座川町：① 1
		串本町：① 3							
鳥取県〔19〕	19（100.0%）	鳥取市：① 14	米子市：① 5	倉吉市：① 2	境港市：① 2	岩美町：① 1	若桜町：① 1	智頭町：① 1	八頭町：① 1
		三朝町：① 1	湯梨浜町：① 1	琴浦町：① 3	北栄町：① 1	日吉津村：① 1	大山町：① 3	南部町：① 1	伯耆町：① 1
		日南町：① 1	日野町：① 1	江府町：① 1					
島根県〔19〕	18（94.7%）	松江市：① 8	浜田市：① 4	出雲市：① 7	益田市：① 1	大田市：① 1	安来市：① 2	江津市：① 3	雲南市：① 4
		奥出雲町：① 2	川本町：① 1	美郷町：① 1	邑南町：① 2	津和野町：① 2	吉賀町：① 1	海士町：① 1	西ノ島町：① 1
		知夫村：① 1	隠岐の島町：① 2						
岡山県〔27〕	26（96.3%）	岡山市：① 22 ② 5	倉敷市：① 21 ② 1	津山市：① 8	玉野市：① 3 ② 1	笠岡市：① 4 ② 1	井原市：① 4	総社市：① 9	高梁市：① 1
		新見市：① 1	備前市：① 7	瀬戸内市：① 5	赤磐市：① 4	真庭市：① 5	美作市：① 3	浅口市：① 2	和気町：① 2
		早島町：① 1 ② 1	里庄町：① 1	矢掛町：① 1	新庄村：② 1	鏡野町：① 1	勝央町：① 1	奈義町：① 1	西粟倉村：② 1
		美咲町：① 5	吉備中央町：① 2						
広島県〔23〕	23（100.0%）	広島市：① 20	呉市：① 11	竹原市：① 3	三原市：① 12	尾道市：① 6	福山市：① 33	府中市：① 4	三次市：① 7
		庄原市：① 4	大竹市：① 3	東広島市：① 22	廿日市市：① 3	安芸高田市：① 5	江田島市：① 1	府中町：① 2 ② 2	海田町：① 3
		熊野町：① 1	坂町：① 2	安芸太田町：① 2	北広島町：① 4	大崎上島町：① 1	世羅町：① 3	神石高原町：① 2	
山口県〔19〕	17（89.5%）	下関市：① 21	宇部市：① 7	山口市：① 24	萩市：① 1 ② 1	防府市：① 8	下松市：① 7	岩国市：① 9 ② 1	光市：① 1
		長門市：① 5	柳井市：① 7	美祢市：① 2	周南市：① 12	山陽小野田市：① 5	周防大島町：① 3	田布施町：① 1	平生町：① 1
		阿武町：② 1							
徳島県〔24〕	22（91.7%）	徳島市：① 10	鳴門市：① 6	小松島市：① 4	阿南市：① 8	吉野川市：① 2	阿波市：① 4	美馬市：① 4	三好市：① 1
		勝浦町：① 1	石井町：① 2	神山町：① 1	那賀町：① 1	牟岐町：① 1	美波町：① 1	海陽町：① 1	松茂町：① 1
		北島町：① 2	藍住町：① 2	板野町：① 1	上板町：① 1	つるぎ町：① 3	東みよし町：① 1		
香川県〔17〕	16（94.1%）	高松市：① 30	丸亀市：① 12	坂出市：① 4	善通寺市：① 5	観音寺市：① 12	さぬき市：① 5	東かがわ市：① 3	三豊市：① 6
		土庄町：① 1	小豆島町：① 2	三木町：① 2	宇多津町：① 2 ② 1	綾川町：① 1	琴平町：① 1	多度津町：① 3	まんのう町：① 2
愛媛県〔20〕	18（90.0%）	松山市：① 23 ② 8	今治市：① 8	宇和島市：① 5	八幡浜市：① 1	新居浜市：① 8	西条市：① 8	大洲市：① 1 ② 3	伊予市：① 1
		四国中央市：① 6	西予市：① 2 ② 1	東温市：① 1	久万高原町：① 2	松前町：① 1	砥部町：① 2	内子町：① 1	松野町：① 1
		鬼北町：① 1	愛南町：① 3						

※①･･･一般型　②･･･連携型　　都道府県欄の〔〕内の数字･･･管内市区町村数　　実施市町村数欄内の数字･･･実施数（実施率）

地域子育て支援拠点事業の実施状況（令和元年度交付決定ベース⑦）

都道府県	実施市町村数	市町村							
高知県〔34〕	19 (55.9%)	高知市：① 15	室戸市：① 1	安芸市：① 1	南国市：① 5	土佐市：① 2	須崎市：① 1	宿毛市：① 1	土佐清水市：① 1
		四万十市：① 1	香南市：① 6	香美市：① 2	土佐町：① 1	いの町：① 1	仁淀川町：① 1	中土佐町：① 1	佐川町：① 1
		日高村：① 1	四万十町：① 1	黒潮町：① 1					
福岡県〔60〕	58 (96.7%)	北九州市：① 9	福岡市：① 14	大牟田市：① 1	久留米市：① 12	直方市：① 2	飯塚市：① 4	田川市：① 1	柳川市：① 4
		八女市：① 4	筑後市：① 1	大川市：① 1	行橋市：① 6	豊前市：① 1	中間市：① 2	小郡市：① 6	筑紫野市：① 3
		春日市：① 1 ② 3	大野城市：① 5	宗像市：① 1	太宰府市：① 3	古賀市：① 2 ② 3	福津市：① 1	うきは市：① 2	宮若市：① 3
		嘉麻市：① 3	朝倉市：① 4	みやま市：① 1	糸島市：① 3	那珂川市：① 3	宇美町：① 1	篠栗町：① 3	志免町：① 1
		須恵町：① 2	新宮町：① 2	久山町：① 1	粕屋町：① 6	芦屋町：① 1	水巻町：① 2	岡垣町：① 1	遠賀町：① 2
		小竹町：① 1	鞍手町：① 1	桂川町：① 1	筑前町：① 2	大刀洗町：① 1	大木町：① 1	広川町：① 1	香春町：① 1
		添田町：① 2	糸田町：① 1	川崎町：① 1	大任町：① 1	福智町：① 1	苅田町：① 3	みやこ町：① 3	吉富町：① 1
		上毛町：① 1	築上町：① 2						
佐賀県〔20〕	14 (70.0%)	佐賀市：① 13 ② 3	唐津市：① 16	鳥栖市：① 9 ② 1	多久市：① 1	伊万里市：① 1	武雄市：① 1	鹿島市：① 1	小城市：① 3
		嬉野市：① 1	神埼市：① 1	吉野ヶ里町：① 2	基山町：① 1	みやき町：① 3	白石町：① 1		
長崎県〔21〕	21 (100.0%)	長崎市：① 14	佐世保市：① 10	島原市：① 7 ② 1	諫早市：① 7	大村市：① 11	平戸市：① 4	松浦市：② 1	対馬市：① 6
		壱岐市：① 3	五島市：① 3	西海市：① 7 ② 1	雲仙市：① 7	南島原市：① 15	長与町：① 3 ② 2	時津町：① 1 ② 4	東彼杵町：① 1
		川棚町：① 2	波佐見町：① 1	小値賀町：① 1	佐々町：① 1	新上五島町：① 2			
熊本県〔45〕	38 (84.4%)	熊本市：① 22	八代市：① 9	人吉市：① 1	荒尾市：① 3	水俣市：① 1	玉名市：① 5 ② 1	山鹿市：① 6	菊池市：① 6
		宇土市：① 4	上天草市：① 5	宇城市：① 7	阿蘇市：① 2	天草市：① 9	合志市：① 4	美里町：① 2	玉東町：① 1
		南関町：① 1	長洲町：① 1	和水町：① 2	大津町：① 2	菊陽町：① 4	南小国町：① 1	小国町：① 1	高森町：① 2
		西原村：① 1	南阿蘇村：① 1	御船町：① 1	嘉島町：① 1	益城町：① 2	甲佐町：① 1	山都町：① 2	氷川町：① 1
		芦北町：① 1	錦町：① 1	多良木町：① 3	水上村：① 1	球磨村：① 1	苓北町：① 1		
大分県〔18〕	17 (94.4%)	大分市：① 11	別府市：① 6	中津市：① 7 ② 1	日田市：① 3	佐伯市：① 7	臼杵市：① 4	津久見市：① 1	竹田市：① 4
		豊後高田市：① 3	杵築市：① 3	宇佐市：① 6 ② 1	豊後大野市：① 7	由布市：① 4	国東市：① 4	日出町：① 1	九重町：① 1
		玖珠町：① 1							
宮崎県〔26〕	20 (76.9%)	宮崎市：① 21 ② 14	都城市：① 5	延岡市：① 4	日南市：① 4	小林市：① 3	日向市：① 2	串間市：① 2	西都市：① 1
		えびの市：① 1	三股町：① 1	高原町：① 1	国富町：① 1	綾町：① 1	高鍋町：① 1	新富町：① 3	木城町：① 1
		川南町：① 1	門川町：① 2	高千穂町：① 1	五ヶ瀬町：① 1				
鹿児島県〔43〕	38 (88.4%)	鹿児島市：① 13 ② 3	鹿屋市：① 7	枕崎市：① 1	阿久根市：① 2	出水市：① 2	指宿市：① 2	西之表市：① 1	垂水市：① 1
		薩摩川内市：① 8	日置市：① 4	曽於市：① 3	霧島市：① 9	いちき串木野市：① 1	南さつま市：① 2	志布志市：① 2	奄美市：① 1
		南九州市：① 1	伊佐市：① 4	姶良市：① 6	三島村：① 3	十島村：① 7	さつま町：① 1	長島町：① 2	湧水町：① 2
		大崎町：① 1	東串良町：① 1	錦江町：① 2	南大隅町：① 1	肝付町：① 1	中種子町：① 1	南種子町：① 1	瀬戸内町：① 1
		喜界町：① 1	徳之島町：① 2	天城町：① 1	和泊町：① 1	知名町：① 1	与論町：① 2		

※①･･･一般型　②･･･連携型　　都道府県欄の〔〕内の数字･･･管内市区町村数　　実施市町村数欄内の数字･･･実施数（実施率）

地域子育て支援拠点事業の実施状況（令和元年度交付決定ベース⑧）

都道府県	実施市町村数	市町村							
沖縄県〔41〕	26 (63.4%)	那覇市：① 10 ② 8	宜野湾市：① 6 ② 1	浦添市：① 7	名護市：① 5 ② 1	糸満市：① 5	沖縄市：① 6	豊見城市：① 3	うるま市：① 7
		宮古島市：① 5	南城市：① 3	国頭村：① 1	本部町：① 2	恩納村：① 1	宜野座村：① 1 ② 1	金武町：① 1	読谷村：① 2
		嘉手納町：① 1	北谷町：① 2	北中城村：① 1	中城村：① 3	西原町：① 1	与那原町：① 4	南風原町：① 3	南大東村：② 1
		久米島町：① 1	八重瀬町：① 1						

※①･･･一般型　②･･･連携型　　都道府県欄の〔〕内の数字･･･管内市区町村数　　実施市町村数欄内の数字･･･実施数（実施率）

地域子育て支援拠点事業の概要

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村（特別区を含む。） （社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可）	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施 ・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（加算） 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う ・出張ひろばの実施（加算） 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設 ・地域支援の取組の実施（加算）※ ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 ※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。 ・配慮が必要な子育て家庭等への支援（加算） 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う ・研修代替職員配置（加算） 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う ・育児参加促進講習の休日実施（加算） 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う	①～④の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する職員等のバックアップを受けて効率的かつ効果的に実施 ・地域の子育て力を高める取組の実施（加算） 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施 ・配慮が必要な子育て家庭等への支援（加算） 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う ・研修代替職員配置（加算） 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う ・育児参加促進講習の休日実施（加算） 両親等が共に参加しやすくなるよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（2名以上）	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（1名以上）に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用	児童館等の児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日／1日5時間以上	週3～4日、週5～7日／1日3時間以上

資料19

出張ひろばの実施要件について

現状

子育て親子を取り巻く環境は大きく変化し、特に人口減少や少子化が加速している地域などにおいては、地域子育て支援拠点の必要性を感じてはいるが、人材不足や利用親子数が少ないことなどにより常設の地域子育て支援拠点の設置が難しく、出張ひろばで対応せざるを得ない状況となっている。

課題

職員の担い手不足等により、同一の出張先のひろば において、毎週1～2日かつ1日5時間の出張ひろばの開催が難しい状況となっている。

① 時代のニーズに応じた地域子育て支援拠点事業への取組
② 地域子育て支援拠点事業を推進する観点　　等から

対応

これまで、出張ひろばの開催場所や開設日数等の要件を、原則年間を通して同じ場所で実施する場合に限定してきたが、平成30年度より、出張元となる地域子育て支援拠点が、必ず週に1～2日かつ1日5時間以上、どこかの出張先のひろばに出向き、出張ひろばを実施する場合も交付金の対象とすることとした。

《イメージ》

《新たに加算の対象とする出張ひろばの取組》

出張元となる一般型の地域子育て支援拠点が、毎週必ず１～２日、かつ１日５時間以上、どこかの出張先のひろば（Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ）に対して計画的に出向き、出張ひろばを実施する。

人員配置：２名（一般型兼務職員）

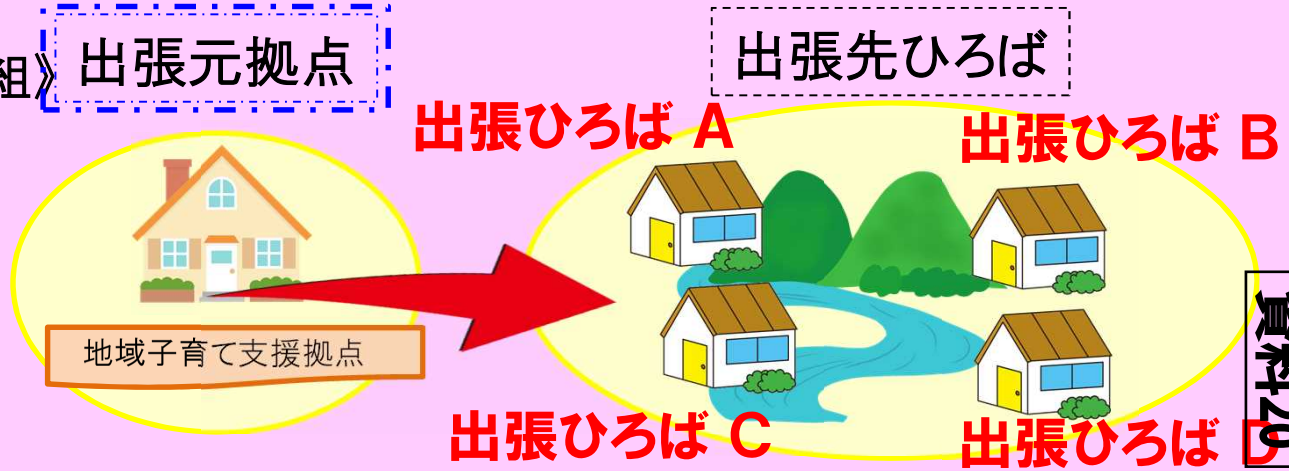

資料20

「地域子育て支援拠点事業」における各種補助制度の概要　（令和３年度予算案）

整備費等補助（新規開設分）

次世代育成支援対策施設整備交付金
（地域子育て支援拠点事業所）

○市町村が、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村整備計画により整備を行うための経費に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村
2. 補助基準額：8，696千円
3. 補助率：国　定額　（1／2相当）
4. 補助対象事業者：市町村、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人、NPO法人等

※ 平成29年度から、地域子育て支援拠点事業実施のための施設整備について、市町村、社会福祉法人等に加え、NPO法人等も補助対象となった。

子ども・子育て支援交付金
【開設準備経費】

○地域子育て支援拠点事業を開設する際に必要となる施設の改修、備品の購入、及び開設前月の賃借料に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村（委託等可）
2. 補助基準額：4，000千円（改修費等）
   600千円（賃借料等）
3. 補助率：1／3　（国1／3、都道府県1／3、市町村1／3）

運営費補助

子ども・子育て支援交付金
【運営経費】

○地域子育て支援拠点事業を実施するために必要な経費（人件費・需用費など）に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村（委託等可）
2. 補助基準額：8，398千円（5日型・常勤の場合）【一般型】
3. 補助率：1／3　（国1／3、都道府県1／3、市町村1／3）

改修費等補助（開設後）

児童虐待・ＤＶ対策等総合支援事業費補助金
（児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業）

○地域子育て支援拠点事業を継続的に実施するために必要な改修や備品の購入に必要な経費に対する補助を行う。

1. 実施主体：市町村（委託等可）
2. 補助基準額：8，000千円
3. 補助率：1／2
   （政令市・中核市は国1／2、政令市・中核市1／2、上記以外の市町村は国1／2　都道府県1／4　市町村1／4）

（※）事業を行う施設等1か所につき1回限りとする。

資料21

地域子育て支援拠点従事職員に関する研修の考え方

これまで実施してきた「基礎的研修」及び「指導者養成研修」に加え、中堅職員の資質の向上を図るために、平成30年度より地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業「専門的研修」を実施。

○地域の人材による子育て支援活動強化研修

①対象者
・地域子育て支援拠点の管理者や事業所において指導的立場にある者

②研修の目的
・地域の子育てに関する指導的立場の者の養成
・地域子育て支援拠点の課題への対応技術の習得

③実施主体：国（※公募により民間団体に委託予定）

指導者養成研修

【ベテラン職員】

◇経験年数が概ね5年以上の職員

○地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業

①対象者
・地域子育て支援拠点事業の業務経験年数がある程度ある者

②研修の目的
・地域子育て支援拠点事業所の職員の質の向上
・地域における子育て支援に関しての専門的知識や技術等の修得

③補助率
国1／2、都道府県・市町村1／2

専門的研修

【中堅職員】

◇経験年数が概ね5年未満の職員

○子育て支援員研修（地域子育て支援コース・地域子育て支援拠点事業）

①対象者
・新たに子育て支援等の業務に従事する者、または経験が浅い者

②研修の目的
・多様な子育て支援分野全般に関しての基礎的知識や技術等の修得
・地域子育て支援拠点事業について全体像の理解、および事業のねらいについての理解

③補助率
国1／2、都道府県・市町村1／2

基礎的研修

【新任職員】

◇未経験の職員

◇経験年数が概ね3年未満の職員

資料22

地域少子化対策重点推進交付金（内閣府子ども・子育て本部）

令和３年度当初予算案　８．２億円、令和２年度第３次補正予算　１１．８億円

（令和２年度当初予算　９．５億円、令和元年度補正予算　１１．５億円）

事業概要・目的

2019年の出生数が86万人余と過去最低となる厳しい状況の下、新たに策定された「少子化社会対策大綱」（令和2年５月29日閣議決定）においては、「地方公共団体が行う、出会いの機会・場の提供、結婚に関する相談・支援や支援者の養成、ライフプランニング支援、官民が連携した結婚支援の取組などの総合的な結婚支援の取組を支援する。（中略）あわせて、婚姻の状況等も踏まえ、地方公共団体が実施する新婚世帯の新生活のスタートアップ支援に係る取組を支援する」とされており、地域の実情に応じたきめ細かな取組を一層強化する必要があります。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和２年７月17日閣議決定）において、「結婚支援、・・・仕事と子育てを両立できる環境整備、男性の家事・育児参画の促進、地域等での支援で安心し妊娠・出産、子育てできる環境整備・・・など、総合的な少子化対策を進める」とされているほか、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年６月２日閣議決定）においても、希望出生率1.8の実現に向け、結婚に向けた活動支援や結婚に伴う新生活支援などの先進的取組の展開を進める」こととされています。

これを踏まえ、地域少子化対策重点推進交付金により、自治体が行う「結婚に対する取組」及び「結婚、妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」を支援するとともに、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するための結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援します。

資金の流れ

（1）地域少子化対策重点推進事業

内閣府 → 補助金 → 都道府県 → 補助金 → 市区町村等

（2）結婚新生活支援事業

内閣府 → 補助金 → 都道府県 → 補助金 → 市区町村等 ⇄（家賃・引越費用等に対する補助／申請）⇄ 新婚世帯

事業イメージ・具体例

(1)地域少子化対策重点推進事業

自治体が行う少子化対策事業について、優良事例の横展開支援等に加え、新たな「少子化社会対策大綱」の趣旨を踏まえた充実を図ります。

〇補助率：1/2、2/3

①　結婚に対する取組

・結婚支援センターの開設・運営　　・マッチングシステムの構築・改修
・ボランティアの育成・ネットワーク化　等

②　結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組

・子育て支援、結婚応援パスポートの普及　・「結婚新生活支援事業」の周知広報
・配偶者の出産直後の男性の休暇取得、男性の家事・育児参画の促進セミナーの開催
・ライフデザインセミナーの開催　・乳幼児との触れ合い体験講座の実施
・美容院など地域人材を活用した結婚・子育て支援情報の発信
・企業・団体・学校等の自主的な取組に対する支援
・子育て支援情報の「見える化」支援　等

③重点的に推進すべき取組(重点課題事業)

・複数の自治体による、広域的な結婚支援、子育てに温かい機運醸成づくりの取組支援、ライフプランニング支援　等
・AIを始めとするﾏｯﾁﾝｸﾞｼｽﾃﾑの高度化、相談員による支援を組み合わせた結婚支援
・主婦（夫）家庭を中心とする在宅子育てへの支援
・多様な子連れ世帯の外出・移動支援等、子育てに寄り添う地域づくり支援

(2)結婚新生活支援事業

結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを軽減するために自治体が行う取組(新婚世帯を対象に家賃・引っ越し費用等を補助)を支援する結婚新生活支援の充実を図ります。

〇補助率：1/2、2/3（広域連携）
〇年齢要件：夫婦共に39歳以下　〇所得要件：世帯合計で400万円未満
〇補助上限額：30万円、60万円（広域連携の場合で、若年者に限る）

期待される効果

(1)財源が課題となって自治体がこれまで十分取り組むことができなかった未婚化・晩婚化対策の取組や子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組が全国津々浦々に拡大します。

(2)経済的負担がネックとなって結婚に踏みきれない者が多い中、結婚の希望の実現に向けた後押しとなります。

資料23

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の概要

令和２年度予算　1,453億円の内数　→　令和３年度予算案　1,673億円の内数
（子ども・子育て支援交付金（内閣府計上））

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けたい者と当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整等を行う事業。

○主な実施要件

・会員数は２０人以上
・相互援助活動中の子どもの事故に備え、補償保険への加入
・子どもの預かり場所の定期的な安全点検の実施
・事故発生時の円滑な解決に向けた会員間の連絡等の実施
・提供会員に対して、緊急救命講習及び事故防止に関する講習と、少なくとも５年に１回のフォローアップ講習の実施

○相互援助活動の例

・保育施設等までの送迎
・保育施設の開始前、終了後又は学校の放課後、冠婚葬祭、買い物等の外出の際の子どもの預かり

○実施主体　市町村（特別区を含む）

○実施市町村　令和元年度　９３１市町村
平成３０年度　８９０市町村

○負担割合　国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3

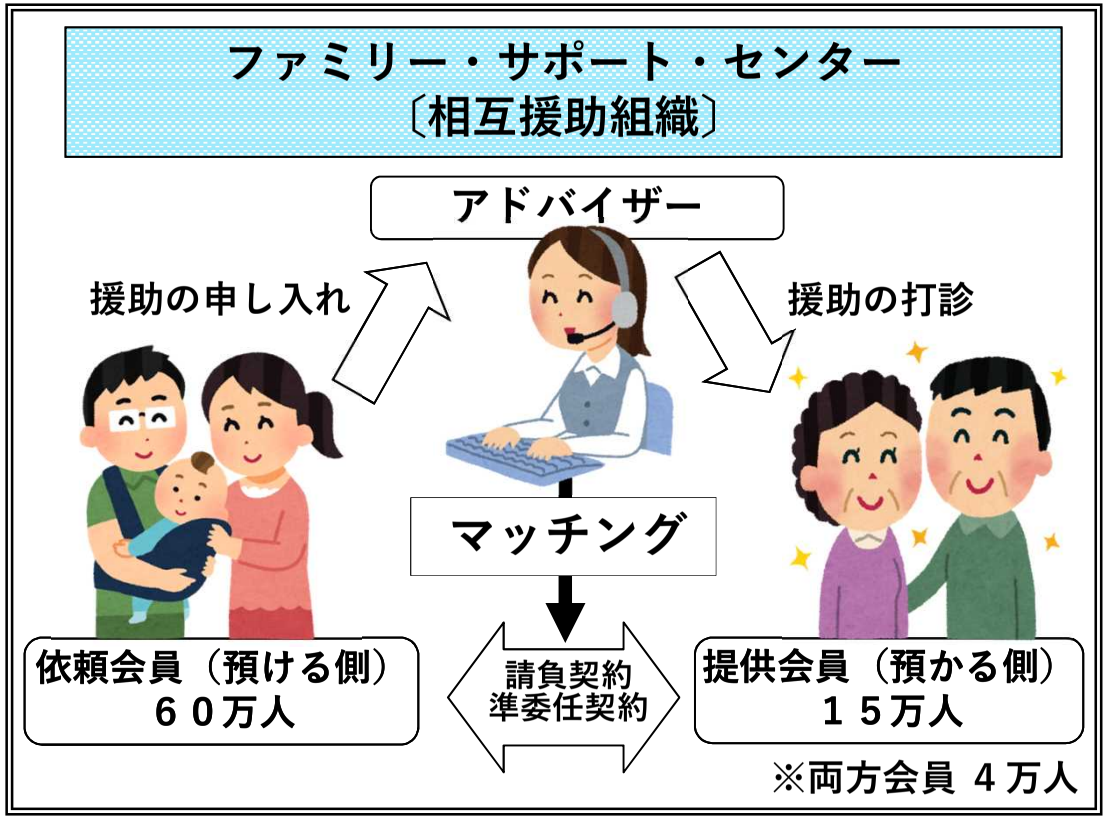

○主な補助単価（令和３年度予算案）

【基本事業】会員数100～299人　2,000千円（会員数に応じて段階的に設定）、土日実施加算：1,800千円
【病児・緊急対応強化事業】預かり等の利用件数　～59件　1,800千円（利用件数に応じて段階的に設定）
【預かり手増加のための取組加算】提供会員数が19人以下で2人以上増加の場合　500千円（提供会員の増加数に応じて段階的に設定）
【開設準備経費】改修費等　4,000千円　　礼金及び賃借料（開設前月分）　600千円

【令和３年度新規】連携推進加算　1,500千円
提供会員の確保の促進や、安心して子どもの預かり等を実施するため、地域子育て支援拠点等と連携を行った場合に加算を行う。

資料24

遊びのプログラム等に関する専門委員会　設置要綱・委員名簿

1. 設置の趣旨

昭和60年に国が設置した「こどもの城」（平成27年3月末に完全閉館）は、これまで、先駆的な遊びのプログラム（約500種類）を開発し、来館した子どもたちに提供するほか、全国の児童館等に情報提供するなどの役割を果たしてきたところである。

こうした約30年にわたり蓄積されてきた遊びのプログラムや「こどもの城」が果たしてきた機能及び役割については、今後も国が引き継ぎ、遊びのプログラムの全国的な普及啓発や新たなプログラムの開発、今後の地域の児童館等のあり方などを検討するため、社会保障審議会児童部会の下に「遊びのプログラム等に関する専門委員会」（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2. 構成等

（1）専門委員会委員は、別紙のとおりとする。
（2）専門委員会には委員長を置く。
（3）専門委員会は、委員長が必要があると認めるときは、関係者の参加を求めることができる。
（4）専門委員会の庶務は、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課において処理する。

3. 主な検討事項

（1）「こどもの城」が開発した遊びのプログラム等の分析及び評価について
（2）新たなプログラムの開発について
（3）今後の地域の児童館等のあり方について
（4）その他

4. その他

委員会は、原則公開とする。

5. 委員

（五十音順）

氏　名	所属・役職
安部　芳絵	工学院大学教育推進機構　准教授
植木　信一	新潟県立大学人間生活学部　教授
大竹　智	立正大学社会福祉学部　教授
大塚　晃	元上智大学総合人間科学部　教授
熊澤　桂子	東京教育専門学校　専任講師
佐野　真一	港区立麻布子ども中高生プラザ　館長
鈴木　一光	一般財団法人児童健全育成推進財団　理事長
中川　一良	社会福祉法人健光園 京都市北白川児童館　館長
長崎　由紀	岩手県立児童館いわて子どもの森　チーフプレーリーダー
松田　妙子	NPO法人せたがや子育てネット　代表理事
柳澤　邦夫	西真岡こどもクリニック　幼保・学校訪問部顧問
渡邊　一	目黒区子育て支援部放課後子ども対策課　課長

【開催実績】

第1回　平成27年6月5日　第2回　平成27年10月2日　第3回　平成27年11月27日　第4回　平成28年1月29日　第5回　平成28年3月28日
第6回　平成28年5月27日　第7回　平成28年7月29日　第8回　平成28年10月17日　第9回　平成29年2月10日　第10回　平成29年11月13日
第11回　平成30年1月12日　第12回　平成30年3月23日　第13回　平成30年6月22日　第14回　平成30年9月20日　第15回　令和元年6月27日

資料25

児童福祉週間の概要

【趣旨】

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、子どもの健やかな成長、子どもや家庭を取り巻く環境について、国民全体で考えることを目的に、各種取り組みを展開することにより、児童福祉の理念の一層の周知と子どもを取り巻く諸問題に対する社会的関心の喚起を図ることとしている。（※昭和22年5月より毎年実施）

【令和3年度児童福祉週間標語】

「あたたかい　ことばがつなぐ　こころのわ」（香川県　11歳）
◆応募期間：令和2年9月1日～10月20日　◆応募総数：3,550点

【期間】

毎年、5月5日の「こどもの日」から5月11日までの1週間
（※地域の実情による期間の延長（5月末日まで）可）

【主唱団体】

厚生労働省、（社福）全国社会福祉協議会、（公財）児童育成協会

【関係省庁等における取組】

＜国＞
①児童福祉週間標語の募集・選定・表彰（S38～）
②児童福祉文化賞の発表・表彰（S34～）
③こいのぼり掲揚式の実施（S33～）
④中央省庁のこいのぼり掲揚（13省庁で実施）
⑤国営昭和記念公園等の施設で無料入園等を実施

＜地方公共団体＞
①広報活動
②大会・イベント等
③独自の標語募集
④こいのぼり掲揚等

＜民間団体＞
①児童福祉施設関係者によるこいのぼり掲揚式　③こどもの国等の施設で無料入園等を実施
②児童福祉文化賞推薦作品の発表会

令和２年度　児童福祉週間標語ポスター

絵：さくらせかい さん（絵本作家）

資料26

社会保障審議会推薦児童福祉文化財の概要

1. 社会保障審議会による児童福祉文化財推薦

社会保障審議会では、厚生労働大臣の諮問に対して答申や意見の具申を行う他、児童福祉法第8条第9項の規定により、児童の福祉の向上を図るために、芸能、出版物等の推薦を行い、又、それらの製作者や興行者に対して必要な勧告を行う権限が与えられている。

社会保障審議会福祉文化分科会は、平成13年3月23日より児童福祉文化財の推薦を実施している。

> 児童福祉法第8条第9項
> 社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会は、児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

2. 児童福祉文化財の推薦業務

福祉文化分科会は、優れた作品・公演等の審査を円滑に行うため3つの「委員会」を設置して審議、推薦の決定が委任されている。

各委員会は、社会保障審議会の本委員、各分野における学識経験者の臨時委員と専門委員若干名から構成されている。

出版物委員会 ･････････ 図書等
舞台芸術委員会 ････････ 演劇、ミュージカル、コンサート、舞踏等
映像・メディア等委員会 ･･ 映画、放送テレビ、ビデオ、CD等

3. 推薦基準

- 児童に適当な文化財であって、児童の道徳、情操、知能、体位等を向上せしめ、その生活内容を豊かにすることにより児童を社会の健全な一員とするために積極的な効果をもつもの。
- 児童福祉に関する社会の責任を強調し、児童の健全な育成に関する知識を広め、または、児童問題の解決についての関心及び理解を深める等、児童福祉思想の啓発普及に積極的な効果をもつもの。
- 児童の保育、指導、レクリエーション等に関する知識及び技術の普及に積極的な効果をもつもの。

4. 令和元年度（2019年度）推薦数

	出版物	舞台芸術	映像・メディア等	計
推薦	32	9	12	53
うち特別推薦	9	6	3	18

5. 広報・啓発

児童福祉文化財の広報・啓発ポスター、年報、サイトを制作し、広報・啓発に取り組んでいる。

資料27

子ども・子育て支援対策推進事業費補助金について

「子ども・子育て支援新制度」における、質の高い特定教育・保育及び地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業の実施のため、現任の職員の質の向上を図るとともに、新たな事業の創設や既存事業の拡充に伴い、更なる人材を確保するための各種研修を実施する。
また、子ども・子育て支援に関する従前からの課題や新たな問題点等について解決するための調査研究事業を実施。

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業　令和３年度予算案：３０．３億円（令和２年度:34.5億円）

子育て支援員研修事業　令和３年度予算案：３．３億円（令和２年度:5.1億円）

・地域において保育や子育て支援等の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て分野に関しての必要な知識や技術等を習得するための研修を実施
・研修を修了した者を「子育て支援員」として認定

職員の資質向上・人材確保等研修事業：令和３年度予算案　２６．９億円(令和２年度:29.4億円)

・子ども・子育て支援新制度において、様々な給付・事業が拡充されることに伴い、担い手となる職員の資質向上及び人材確保を行うため各種研修を実施

【研修内容】
・保育の質の向上のための研修等事業
・保育士等キャリアアップ研修事業
・新規新卒者の確保、就業継続支援事業
・多様な保育研修事業
・放課後児童支援員等研修事業
・ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業
・認可外の居宅訪問型保育研修事業

子ども・子育て支援推進調査研究事業　令和３年度予算案：７．４億円(令和２年度:6.0億円)

・子ども・子育て支援に関する幅広い知見を得るために、先駆的な取組などの実態把握等に関わる調査研究を実施
補助率：定額（10/10）

【職員の資質向上・人材確保等研修　研修内容一覧】

事業名	概要
保育の質の向上のための研修等事業	
保育の質の向上のための研修事業	保育所の職員等を対象に、保育士の専門性の向上を図り、保育の質を向上させるための研修を実施
保育士試験合格者に対する実技講習事業	実務経験の少ない保育士試験合格者を対象として、就業前の不安を軽減し、継続して保育所等に勤務することができるよう実技講習を実施
保育実習指導者に対する講習事業	指定保育士養成施設の学生に対する実習指導を行う者を対象に、指導者の資質向上を目的とした研修を実施
保育士等キャリアアップ研修事業	職務内容に応じた専門性の向上を図るため、保育現場におけるリーダー的職員の育成に関する研修を実施
新規新卒者の確保、就業継続支援事業	保育士の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するという観点から、「新規卒業者の確保」及び「就業継続支援」に関する研修等を実施
多様な保育研修事業	
家庭的保育者等研修事業	家庭的保育事業、小規模保育事業等を推進するため、家庭的保育者等としての知識を習得するための研修を実施
居宅訪問型保育研修事業	利用児童の居宅において保育を行うという特殊性を踏まえ、居宅訪問型保育事業（一時預かり・延長保育の訪問型を含む）に従事するにあたって必要な知識を習得するための研修を実施
病児・病後児保育研修事業	病児保育事業（病児対応型・病後児対応型・訪問型）に従事する者（看護師、准看護師、保健師、助産師、保育士）の資質の向上を図るための研修を実施
放課後児童支援員等研修事業	
放課後児童支援員認定資格研修事業	省令基準により、「放課後児童支援員」となるためには都道府県知事等が実施する研修を修了することが義務づけられているため、「放課後児童支援員」として新たに業務に従事するための認定資格研修を実施
放課後児童支援員等資質向上研修事業	放課後児童支援員及び補助員等の資質の向上を図るため研修を実施
児童厚生員等研修事業	児童厚生員等の資質の向上を図るための研修を実施
地域子育て支援拠点事業所職員等研修事業	地域子育て支援拠点事業所の職員の資質の向上を図るための研修を実施
ファミリー・サポート・センター事業アドバイザー・援助を行う会員研修事業	ファミリー・サポート・センター事業のアドバイザー及び援助を行う会員の資質向上を図るための研修を実施
認可外の居宅訪問型保育研修事業	幼児教育・保育の無償化の実施に伴い創設された認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）の基準において保育従事者が修了する必要があるとした研修を実施

次世代育成支援対策施設整備交付金

（令和２年度当初予算額）　（令和３年度予算案）
106億円　⇒　64億円
※令和２年度当初予算額は、臨時・特別の措置を除く。

１．目的・事業概要

児童福祉施設等に係る施設整備について、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

事業概要	対象施設			整備内容
①通常整備				
児童養護施設等の整備を実施する。	・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設 ・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設 ・児童家庭支援センター	・児童厚生施設（児童館） ・児童相談所一時保護施設 ・婦人相談所一時保護施設 ・婦人保護施設 ・職員養成施設 ・自立援助ホーム ・ファミリーホーム	・一時預かり事業所 ・地域子育て支援拠点事業所 ・利用者支援事業所 ・子育て支援のための拠点施設 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点 ・産後ケア事業を行う施設	創設、大規模修繕、増築、増改築、改築、拡張、スプリンクラー設備等整備、老朽民間児童福祉施設整備、応急仮設施設整備
②耐震化等整備				
地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化、津波対策としての高台への移転を図るための改築又は補強等の整備を図る。	・助産施設 ・乳児院 ・母子生活支援施設	・児童養護施設 ・児童心理治療施設 ・児童自立支援施設	・児童相談所一時保護施設 ・婦人相談所一時保護施設 ・婦人保護施設	大規模修繕、増改築、改築、老朽民間児童福祉施設整備

２．設置主体

都道府県、指定都市、中核市、市区町村、社会福祉法人、公益法人、日本赤十字社（児童館を除く）等

３．国庫補助率

定額（1/2相当、児童館は1/3相当）

４．令和３年度拡充内容

児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進（補助率の嵩上げ、定期借地権設定のための一時金加算の創設）

資料29

社会福祉施設等の耐災害性強化対策

概　　要：近年頻発する豪雨等の災害に伴い発生する停電・土砂災害・浸水災害を踏まえ、以下4つの緊急対策を実施する。

① 社会福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ

② 安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ

③ 社会福祉施設等において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える

④ 非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする

府省庁名：厚生労働省

①耐震化整備

◆中長期の目標

社会福祉施設等の耐震化を進めることにより、地震発生による建物倒壊等での人的被害を防ぐ。

昭和56年以前に建築された以下の施設のうち、耐震診断の結果、改修の必要があるとされた施設に対する対策の実施数

中長期の目標：
- 児童関係施設等　約595箇所
- 障害児者関係施設　約280箇所
- 介護関係施設　約65箇所
- その他関係施設　約84箇所

本対策による達成年次の前倒し
令和12年度　→　令和7年度

◆5年後（令和7年度）の状況

同上

◆実施主体

都道府県、市区町村

②ブロック塀等改修整備

◆中長期の目標

安全性に問題のあるブロック塀等の改修を進めることにより、地震発生によるブロック塀等の倒壊等での人的被害を防ぐ。

安全性に問題のあるブロック塀等を設置している施設における改修整備数

中長期の目標：
- 児童関係施設等　約385箇所
- 障害児者関係施設　約255箇所
- 介護関係施設　約820箇所
- その他関係施設　約12箇所

本対策による達成年次の前倒し
令和12年度　→　令和7年度

◆5年後（令和7年度）の状況

同上

◆実施主体

都道府県、市区町村

③水害対策強化

◆中長期の目標

要配慮者施設において、水害対策のための施設改修等を推進することで、被害を最小限に抑える。

水害による危険性が高い地域において、安全な避難のための整備が必要な施設数

中長期の目標：
- 児童関係施設等　約45箇所
- 障害児者関係施設　約470箇所
- 介護関係施設　約1,175箇所

本対策による達成年次の前倒し
令和12年度　→　令和7年度

◆5年後（令和7年度）の状況

同上

◆実施主体

都道府県、市区町村

④非常用自家発電設備整備

◆中長期の目標

非常用自家発電設備の整備を進めることにより、停電時においてもライフラインの確保を可能とする。

非常用自家発電設備がなく、今後、整備予定のある施設における整備

中長期の目標：
- 児童関係施設等　約5箇所
- 障害児者関係施設　約495箇所
- 介護関係施設　約2,350箇所
- その他関係施設　約7箇所

本対策による達成年次の前倒し
令和12年度　→　令和7年度

◆5年後（令和7年度）の状況

同上

◆実施主体

都道府県、市区町村

資料30

児童福祉施設等の災害時情報共有システムの運用について

事業概要

災害発生時における児童福祉施設等の被害状況等を国・地方公共団体等が迅速に把握・共有し、被災施設等への迅速かつ適切な支援（停電施設への電源車の手配等）につなげるため、今年度、児童福祉施設等に係る災害時情報共有システムの構築を進めており、令和３年度より運用を開始する予定としている。

システムイメージ

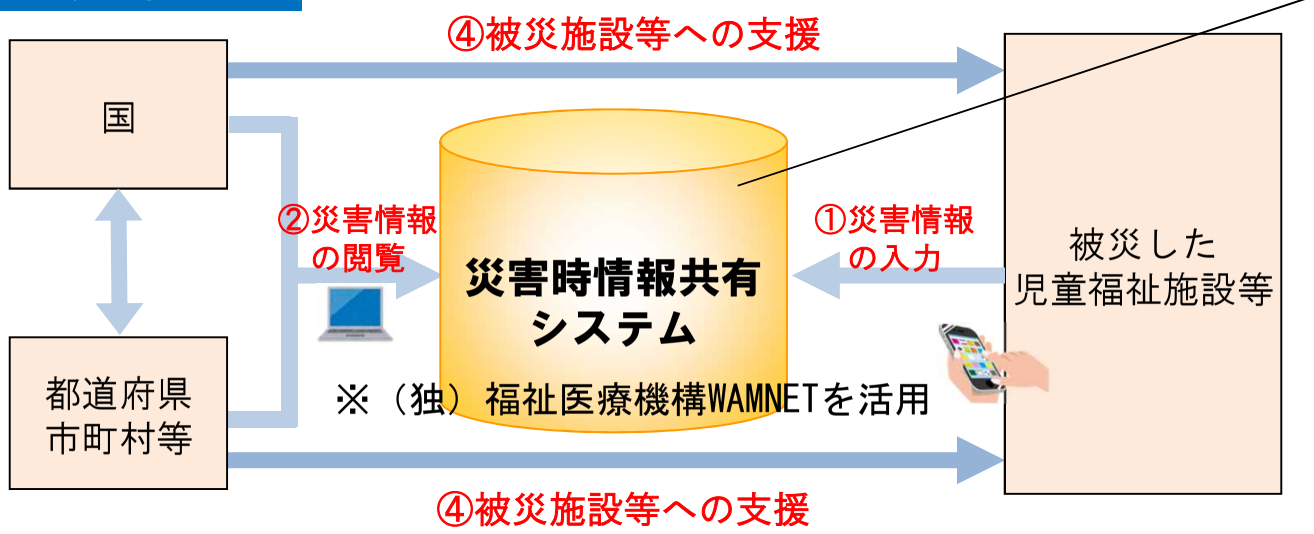

システムで取扱う主な災害情報

- 人的被害の有無
- 建物被害の有無
- 建物被害の状況
- ライフライン（電気・水道等）の状況
- 物資（食料・飲料水等）の状況
- 支援の要否
- 避難又は開所の有無　　など

システム化によるメリット

- 被災施設等への支援の迅速化
  ※関係機関において施設のリアルタイムの災害情報が把握出来るため、迅速な支援が可能
- 自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化
  ※従来自治体職員が行っていた被災施設の状況確認や国等への報告業務が省略化され、より優先度の高い業務への従事が可能

＜今後の予定＞

令和３年１月下旬～２月中：①災害発生時の自治体連絡先メールアドレスの登録
②施設基本情報の登録（情報公表システムにない又は未登録の情報）
③災害発生時の施設、事業所担当者メールアドレスの登録

令和３年３月中旬以降　：上記①で登録されたメールアドレス宛にシステムログインのテストメールを送信

令和３年４月以降　：災害時情報共有システムの操作説明会（WEB上で公開予定）

資料31

社会福祉施設等災害復旧費補助金（児童福祉施設等分）
社会福祉施設等設備災害復旧費補助金（児童福祉施設等分）

令和２年度予備費 34億円
（施設）社会福祉施設等災害復旧費補助金　　：32億円
（設備）社会福祉施設等設備災害復旧費補助金：　2億円

１．概要

災害により被害を受けた児童福祉施設等に関し、災害による被害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保するため、施設の災害復旧に要する費用について財政支援を行う。

２．補助対象施設

・保育所　・認定こども園　・小規模保育事業所　・事業所内保育事業所　・母子生活支援施設　・乳児院
・児童養護施設　・児童自立支援施設　・児童心理治療施設　・婦人保護施設　・助産施設　・児童家庭支援センター
・児童厚生施設　・児童自立生活援助事業所　・子育て支援のための拠点施設　等

３．補助対象経費

児童福祉施設等の災害復旧事業に要する経費及び事業再開に要する費用（備品・設備等）

４．交付先

都道府県、指定都市、中核市

５．国庫補助率

施設整備：　通常（※）１／２　または　１／３（施設種類によって異なる）
※　激甚災害時においては、激甚法対象施設の国庫補助率が被害額等に応じて１／２＋α または １／３＋αとなる。
（別途、激甚法対象外施設の国庫補助率は、予算措置により１／２ → ２／３ または １／３ → １／２ に嵩上げ対象とする）
設備整備：　定額

６．国庫補助協議に係る事務の流れ

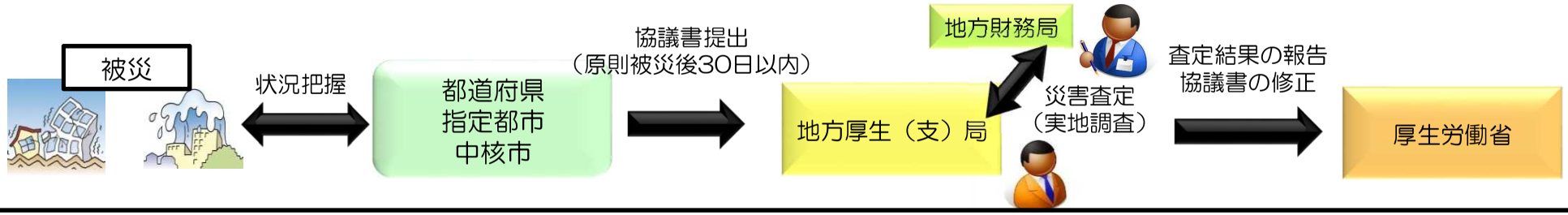

資料32

被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業について
（復興庁所管・被災者支援総合交付金）

令和2年度予算額 155億円の内数 → 令和3年度予算案 125億円の内数

１．事業概要

被災した子どもへの支援として、親を亡くした子ども等への相談・援助等の事業を実施する。

２．交付対象事業

（１）子ども健やか訪問事業（原子力災害被災地域）

仮設住宅で長期の避難生活を余儀なくされている子どもや、長期の避難生活から自宅等に帰還した子どものいる家庭等を訪問し、心身の健康に関する相談などを行う。

（２）遊具の設置や子育てイベントの開催（原子力災害被災地域）

児童館や体育館などへ大型遊具等を設置するなどして、子どもがのびのびと遊べるような環境を整備する。

（３）親を亡くした子ども等への相談・援助事業（被災県（岩手県・宮城県・福島県）及び被災県内市町村）

専門の職員による被災した子どもに対する心と体のケアに関する相談・援助を実施する。

（４）児童福祉施設等給食安心対策事業（原子力災害被災地域）

児童福祉施設等が提供する給食の更なる安全・安心の確保のための取り組みを支援する。

３．実施主体等

○実施主体：事業毎に設定

※　市町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施する場合は、都道府県を通じて補助

※　各事業者が適当と認める関係機関への委託も可能

○補 助 率：定額

資料33